

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和 7 年 3 月

地 域 福 祉 課

目 次

重点事項

第1	生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直し等について	1
第2	地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制について	7
第3	生活困窮者自立支援制度の推進等について	21
第4	ひきこもり支援について	35
第5	成年後見制度の利用促進について	38
第6	民生委員の選任要件について	41

連絡事項

第1	生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直し等について	43
第2	地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制について	48
第3	生活困窮者自立支援制度の推進等について	63
第4	ひきこもり支援について	89
第5	成年後見制度の利用促進について	94
第6	地域福祉の推進等について	104
第7	地方改善事業等について	118
第8	消費生活協同組合の指導・監督について	124

参考資料

1	生活困窮者自立支援制度関連	131
2	重層的支援体制整備事業等関連	139
3	ひきこもり支援関連	147
4	成年後見制度の利用促進関連	153
5	地域福祉の推進等関連	160
6	地方改善事業等関連	171
7	消費生活協同組合関連	174
8	令和7年度予算案(地域福祉課)の概要	186

重点事項

第1 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直し等について

(1) 現状・課題

- 令和2年以降の新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、生活困窮に関する相談件数の増加や相談者層の複雑化・多様化が見られたとともに、今後の単身高齢者世帯の増加等による居住支援ニーズのますますの増加が見込まれる。
- こうした状況を受けて、「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」において両制度等の見直しについて議論を行い、令和4年12月には「中間まとめ」が、令和5年12月には「最終報告書」がとりまとめられた。
- これらを踏まえ、令和6年4月に、居住支援の強化、生活保護世帯の子どもへの支援の充実、支援関係機関の連携強化等の措置を盛り込んだ、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号。困窮法等改正法）が成立し、令和7年4月1日の本格施行に向けた準備が必要である。
- 令和6年6月には、「全世代型社会保障構築会議」や「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」における議論も踏まえ、要配慮者の安定的な住まいの確保を推進するための、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号。改正住宅セーフティネット法）が成立し、令和7年10月予定の施行に向けた準備が必要である。

(2) 令和7年度の取組

- 困窮法等改正法について、令和7年4月1日以降円滑に施行されるよう、国から自治体や関係機関等に対して必要な情報提供等を行い、生活困窮者等の支援の推進を図っていく。
- また、改正住宅セーフティネット法の施行（令和7年10月予定）に向けて、国土交通省と緊密に連携し、包括的な居住支援の強化に取り組んでいく。

(3) 依頼・連絡事項

- 困窮法等改正法が円滑に施行されるよう、事務の詳細や関係機関との連携強化等について、今後発出する通知・事務連絡の内容を御了知の上、地域の実情に応じた取組をお願いしたい。
- あわせて、生活困窮者自立支援制度における任意事業の実施を含めて、各予算事業等を活用した積極的な検討をお願いしたい。特に地域居住支援事業については、地域で安定した居住を継続していく上で重要な事業であり、令和7年度からは、居住支援事業の実施が努力義務とされるため、積極的な実施を検討いただきたい。
- 改正住宅セーフティネット法の施行に向け、居住サポート住宅の認定申請・審査の担当・窓口が決定していない場合は、住宅部局と福祉部局で連携しながら、速やかに検討・調整いただくようお願いしたい。

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）の概要

改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 居住支援の強化のための措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法】

- 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）
- 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。
- 家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
- 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

2. 子どもの貧困への対応のための措置【生活保護法】

- 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
- 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。

3. 支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法】

- 就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引上げ、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
- 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。
- 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置（※）を図る。
※ 生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など
- 医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み（努力義務）を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。

施行期日

令和7年4月1日（ただし、2②は公布日（※）、2①は令和6年10月1日）※2②は令和6年1月1日から遡及適用する。

居住支援の強化（現状・課題）

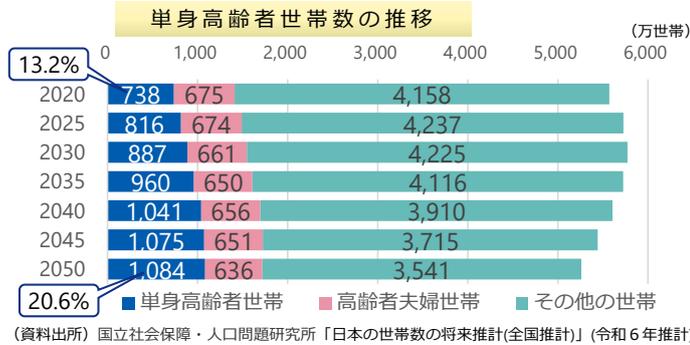
目指す姿

高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者が地域で安心して生活できるよう、国土交通省等と連携し、賃貸人（大家）が賃貸住宅を提供しやすい市場環境を整備するとともに、相談からの切れ目のない支援体制の構築を図る。

- 単身高齢者世帯の更なる増加、持ち家比率の低下等、住まい支援のニーズは今後ますます高まることが想定される。
- 一方で民間賃貸住宅の空き家は増加傾向。民間ストックは単身世帯向けの比較的小さいものが多い。

【参考】経済財政運営と改革の基本方針2023 第2章 4. 包摂社会の実現（共生・共助社会づくり）

人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な共生社会づくりを推進する。このため、重層的支援体制整備事業について、実施市町村の拡充を図るとともに、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度について就労、家計改善、住まいの支援などの強化等の検討を行う。また、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーの取組の推進のほか、生活困窮者自立支援制度、住宅セーフティネット制度等の住まい支援の強化を図るとともに、入居後の総合的な生活支援を含めて、住まい支援を必要とする者のニーズ等を踏まえ必要な制度的対応等を検討する。

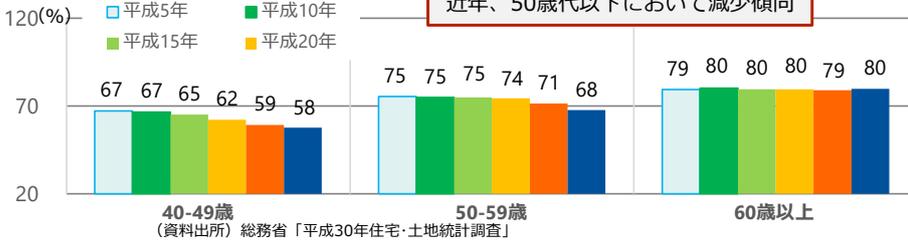


住宅確保要配慮者の入居に対する大家の入居拒否感の有無



（資料出所）令和3年度国土交通省調査※（公財）日本賃貸住宅管理協会の賃貸住宅管理業に携わる会員を対象にアンケート調査を実施（回答者数：187団体）

年代別持家率の推移



空き家数（平成30年）

空き家全体	約849万戸
うち賃貸用空き家	約433万戸
うち新耐震基準制定以降に建設された住宅	約280万戸

（資料出所）総務省「平成30年住宅・土地統計調査」
※新耐震基準制定以降に建設された住宅戸数は「住宅・土地統計調査」及び国土交通省「空き家所有者実態調査」より国土交通省が推計したものである。

1. 居住支援の強化②（現状と課題②）

- 単身高齢者等の入居に際し、多くの大家が見守りや生活支援を求めている。

住宅確保要配慮者の入居に際し、大家等が求める居住支援策

<全国の不動産関係団体等会員事業者に対するアンケート調査結果>

（回答数1,988件）

世帯属性	必要な居住支援策（複数回答）						
	入居を拒まない物件の情報発信	家賃債務保証の情報提供	契約手続きのサポート	見守りや生活支援	入居トラブルの相談対応	金銭・財産管理	死亡時の残存家財処理
高単身世帯		◎ (49%)		● (61%)			● (61%)
高齢者のみの世帯	○ (32%)	◎ (48%)		● (58%)			● (50%)
障がい者のいる世帯	◎ (42%)	○ (32%)		● (60%)	◎ (48%)		
低額所得世帯	○ (37%)	● (61%)		○ (31%)	○ (38%)	○ (37%)	
ひとり親世帯	○ (37%)	● (52%)		◎ (42%)	○ (35%)		
子育て世帯	○ (38%)	◎ (43%)		○ (33%)	◎ (47%)		
外国人世帯	◎ (43%)	◎ (45%)	◎ (44%)		● (76%)		

1. 居住支援の強化③

目指す姿① 住まいに関する総合相談窓口の設置

- ・ 住まいに関する困りごとの相談に幅広く対応
- ・ 居住支援協議会も活用しつつ、福祉関係の支援や不動産関係の支援につなぐ

- ✓ 住まい確保等に関する相談支援から、入居時・入居中・退居時の支援まで、切れ目のない支援体制が構築される
- ➔ 住まい確保に困っている者の自立の促進が図られる
大家の不安軽減により円滑な入居が実現する

- 改正内容**
- ・ 生活困窮の相談窓口・重層的支援体制整備事業における住まい・入居後の生活支援の相談の明確化
 - ・ 居住支援協議会の設置促進【住】

目指す姿③ 家賃の低廉な住宅への転居支援

- ・ 家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用（引っ越し代、礼金等）を補助

- ✓ 年金収入で暮らす高齢者や就労収入を増やすことが難しい者が、低廉な家賃の住宅に引っ越すことが可能となる
- ➔ 家賃負担軽減により自己の収入等の範囲内で住み続けることができ、自立の促進が図られる

- 改正内容**
- ・ 住居確保給付金を拡充
※転居費用の支給に当たっては、就職活動を要件としない

(※) 【住】とあるものは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号）による。

目指す姿② 見守り支援の強化・サポートを行う住宅の新設

- ・ 生活困窮者に対する入居支援・入居中の訪問等による見守り支援等を、より多くの自治体で地域の実情に応じて実施
※衣食住支援：331自治体・37%(2021年)、見守り支援：54自治体・6%(2022年)
- ・ 住宅確保要配慮者への円滑な住宅（見守り等を行う賃貸住宅）の提供に向けた環境整備

- ✓ 住宅施策と福祉施策の連携により、安心な住まいの確保が図られる

- 改正内容**
- ・ 居住支援事業について、地域の実情に応じた必要な支援の実施を努力義務化
 - ・ 見守り支援の期間（1年）の柔軟化【省令】
 - ・ 居住支援法人等が緩やかな見守り等を行う住宅の仕組みを構築。この住宅について、住宅扶助の代理納付を原則化【住】

目指す姿④ その他：良質な住まい等の確保

- ・ 様々な要因により緊急一時的な居所確保が必要な者にも、衣食住の支援を実施
- ・ 無料低額宿泊所の事前届出の実効性確保

- ✓ 緊急時の支援の充実、生活保護受給者の住まいの質の向上が図られる

- 改正内容**
- ・ 緊急一時的な居所確保を行う場合の加算創設【予算】
 - ・ 無料低額宿泊所の事前届出義務違反の罰則を創設
 - ・ 無届の疑いがある無料低額宿泊所を発見した場合の市町村から都道府県への通知（努力義務）を創設

（参考）住まい支援に係る取組事例

住まいの総合相談

【神奈川県座間市】

- 生活困窮の相談窓口において「断らない相談」を行う中で、住まいに困る住民からの相談も受ける。物件探しや契約を支援するほか、居住後の生活支援サービスを紹介。

【福岡県大牟田市】

- 居住支援協議会において、入居前の相談や住宅確保支援、入居後の生活支援等の連携体制について協議し、メンバー（各専門職）が互いに補完し合いながら総合的な支援体制を整備。相談窓口では住宅相談に限らず、生活に関わる内容を包括的に受け止め、内容に応じて、NPO法人、市の住宅・福祉部局、「地域包括」や「重層」の推進員等の福祉・医療関係者、不動産関係者などが連携して対応。

サポートを行う住宅の供給

【愛知県名古屋市】

- 市営住宅を活用（目的外使用）して、世帯向けの住戸を改修し、高齢単身者のシェアハウスとして活用。NPO法人（居住支援法人）が市から使用許可を受け、入居者と契約。見守り等のサービスを提供。

【東京都町田市】

- 住宅確保要配慮者からの相談に対し、社会福祉法人（居住支援法人）が希望に沿った物件探しや大家との交渉を行ったうえで、1部屋ごとに借り上げて転貸するサブリース事業を実施。入居中はIoT機器による見守り等の生活支援サービスを提供。

【福岡県北九州市】

- NPO法人（居住支援法人）が、空室が増えた物件の一部住戸を一括サブリースし、生活支援付き家賃債務保証の仕組みを構築して、見守り支援付き住宅を運営。

2. 子どもの貧困への対応

現状と課題

- 生活保護受給中の子育て世帯に対する支援として、高校卒業後の大学等への進学や、就職、職業訓練の受講等、本人の希望を踏まえた進路選択に向けた環境の改善を図ることは、貧困の連鎖を防止する観点から重要である。
※生活保護世帯の子どもの大学等進学率：42.4%（2022年）（全世帯：76.2%）
- 生活保護受給中の子育て世帯については、将来の進学に向けた意識などの面で課題を抱えていることや、保護者も周囲の地域との関わり合いが少ない傾向があり、必要な情報や支援が届きにくい、支援の場に来ない等の課題がある。
- 貧困の連鎖を防止する観点から、高卒で安定就労する場合の保護からの自立を後押しするため、新生活立ち上げ時の支援を行う必要。
※生活保護世帯の子どもの高等学校等卒業後就職率：39.6%（2022年）（全世帯：15.6%）
※新規学卒者の賃金は平均して高校約18.12万円、大学約22.85万円（いずれも額面）

目指す姿

（1）生活保護受給中の子育て世帯へのアウトリーチ事業の法定化

アウトリーチ（訪問）による支援内容

支援の場に出て来られず
必要な情報や支援が
届きにくい子育て世帯

- ✓ 学習・生活環境の改善に向けた働きかけ
- ✓ 「子どもの学習・生活支援事業 ※」をはじめとする、子ども向けの居場所へのつなぎ
- ✓ 奨学金の活用をはじめとする、進路選択に関する情報提供

支援による長期的な効果

本人の希望を踏まえた
進路選択の実現

※生活困窮の子育て世帯に、学習支援や生活習慣等の改善支援、進路選択支援等を実施（実施率：66%（2022年））

（2）高卒就職者の新生活立ち上げ費用の支給

- ・ 生活保護受給世帯の子どもが、本人の希望を踏まえた選択に基づいて**高等学校等卒業後に就職する際、新生活の立ち上げ費用に対する支援**を行うことで、安定した職業に就くことを促進する。

※ 現行、生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学する際に、一時金を支給している。

改正内容

- ・ 生活保護受給中の子育て世帯に対し、ケースワーカーによる支援を補い、訪問等のアウトリーチ型手法により学習・生活環境の改善、進路選択や奨学金の活用等に関する相談・助言を行うことができるよう、自治体の任意事業として法定化。
- ・ 生活保護受給世帯の子どもが高等学校等を卒業後に就職して自立する際、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給。
【支給額】自宅外30万円・自宅10万円（保護廃止の場合）
※令和6年3月卒業生にも支給できるよう、令和6年1月1日から遡及適用する。

3. 支援関係機関の連携強化

（1）生活困窮者就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進

現状と課題

- 就労に向けた準備を支援する「就労準備支援事業」、家計管理を支援する「家計改善支援事業」は、生活困窮者の自立の促進に成果をあげてきた。※就労準備支援事業実施率：83%、家計改善支援事業実施率：86%（2023年度予定）
- 生活困窮状態からの脱却には、収入・支出の両面から生活を安定させることが必要不可欠。このため、両事業の全国的な実施を推進するとともに、地域資源を有効に活用し、事業の質の向上を図り、支援の体制を充実させていくことが必要。

目指す姿

自立相談支援事業

各事業の一体的な実施

- ✓ 自立相談支援機関による相談対応時や支援計画の策定時に、就労・家計の支援員も参画し、多角的に支援方針を検討
- ✓ 支援開始後も各事業の支援員が緊密に連携し、支援対象者の状態や支援の実施状況に関する情報を共有 等

就労準備支援事業

就労に向けた準備が必要な者に対し、日常生活・社会生活・就労の自立のための訓練を実施

家計改善支援事業

家計の見直しが必要な者に対し、家計表等を用いて、家計を把握し、家計改善意欲を高めるための支援を実施

生活困窮者の状態を的確に把握した上で、事業間での相互補完的・連続的な支援を行うことにより、**確実に生活困窮状態からの脱却につなげる**

改正内容

- ・ 家計改善支援事業の国庫補助率を2分の1から3分の2に引き上げる。
- ・ 就労準備支援事業又は家計改善支援事業を行うに当たっては、自立相談支援事業とこれらの事業を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うものとする。
- ・ 自立相談支援事業を行うに当たっては、アウトリーチ・地域住民の交流拠点との連携等により、生活困窮者の状況把握に努めるものとする。
- ・ 国は、就労準備支援事業・家計改善支援事業等の全国実施のための体制整備や支援の質の向上を図るための指針（告示）を策定することとする。
- ・ 国は、未実施自治体に対する事業実施支援を強化。【予算】

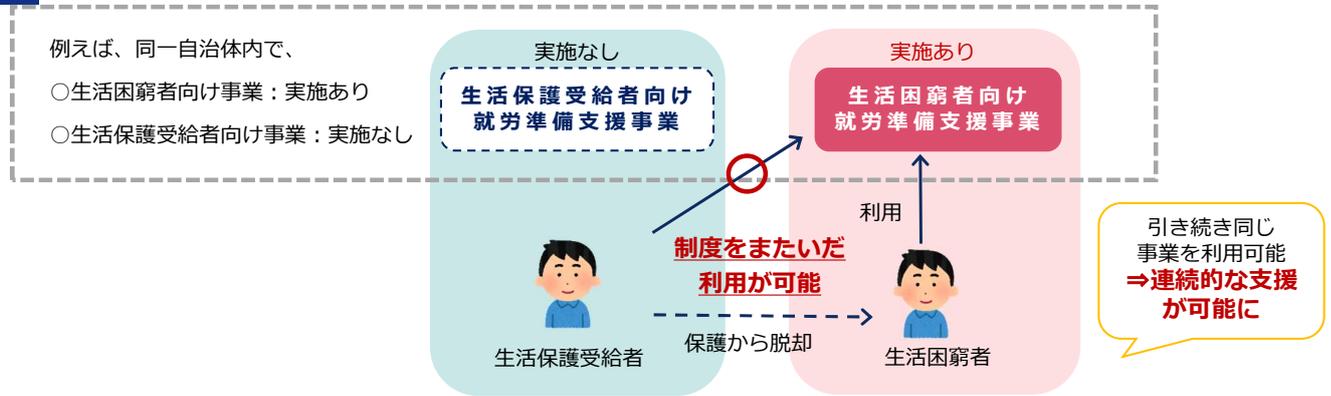
3. 支援関係機関の連携強化等

(2) 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携等

現状と課題

- 現行では、生活困窮者向けの事業は生活保護受給者を対象としていないため、生活保護受給者向けの事業（現状は予算事業で実施）を自治体が実施していない場合には、生活保護受給者は就労準備支援事業等を利用することができない。
※就労準備支援事業実施率：生活困窮者向け83%、生活保護受給者向け40%（2023年度予定）
※家計改善支援事業実施率：生活困窮者向け86%、生活保護受給者向け11%（2023年度予定）
- 一方の制度から他方の制度へ移行する者が一定数いる中、本人への切れ目のない連続的な支援を行うことが課題。

目指す姿



改正内容

- 生活保護受給者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業について、多くの生活保護受給者が支援を受けられるようにするため、自治体の任意事業として法定化。
- 両制度をまたいだ支援の継続性・一貫性を確保するため、保護の実施機関（福祉事務所）が必要と認める場合には、生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業を生活保護受給者が利用できることとする。
- 生活保護受給者が生活困窮者向けの事業に参加する場合でも、保護の実施機関が継続して関与する仕組みとする。

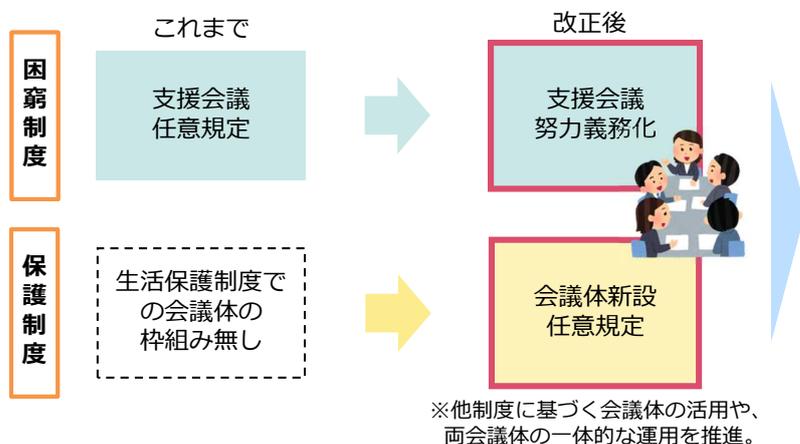
3. 支援関係機関の連携強化

(3) 相談支援の強化

現状と課題

- 多様で複雑な課題を有する生活困窮者や生活保護受給者に対しては、地域の関係機関が連携し、情報を共有しつつ支援を行うことが重要。
※生活困窮者については「支援会議」が法定されているが、設置率（予定含む）は42%にとどまる（2021年）。
※生活保護受給者については「支援会議」に相当する会議体がないため、他施策や関係機関との連携に当たり必ずしも十分な協力が得られず、専門的な支援の枠組みから取り残されるおそれがある。

目指す姿



- 多くの自治体で会議体が設置され、支援につながっていない生活困窮者の情報を共有したり、複雑な課題を有する者への支援に当たり関係機関間の連携が促進される
- ケースワーカーが関係機関と連携することで、生活保護受給者に対する支援の質が更に向上
- 両会議体を一体的に運用する場合には、生活困窮者・生活保護受給者に共通する地域課題を関係者が理解・共有しやすくなる

改正内容

- 生活困窮者自立支援制度における支援会議について、その設置と、生活困窮者の把握のために地域の实情に応じて活用することを努力義務化。
- 生活保護制度において、関係機関との支援の調整や情報共有・体制の検討を行うための会議体の設置規定（任意）を創設。
※会議体では生活保護受給者の個人情報共有することになることから、関係者に対し守秘義務を設ける。

3. 支援関係機関の連携強化 (4) 医療扶助等の適正実施等

現状と課題

- 市町村（福祉事務所）は、国において集計している医療扶助の適正化・生活保護受給者の健康医療等に係るデータを活用し、頻回受診対策や多剤投薬対策等、医療扶助の適正化を推進する必要がある。

目指す姿

都道府県

- ・ 健康・医療等情報について、管内福祉事務所別、他制度（国保等）の比較などデータ分析により、各地域の現状と課題を把握
- ・ データ分析結果を基に、優先的に取り組むべき課題を踏まえた目標を設定して市町村へ共有。市町村への個別支援も実施

市町村 (福祉事務所)

- ・ 都道府県のデータ分析結果を踏まえて、事業を実施

医療扶助の適正化・生活保護受給者の健康医療等に係るデータ（イメージ）

医療扶助費の地域差
分析（都道府県別）

頻回受診
指導対象者数

重複・多剤投薬
指導対象者数

生活習慣病3疾患
の有病状況等

健診受診率

...

医療扶助の適正実施

- ✓ 重複・多剤投薬の適正化
- ✓ 頻回受診の適正化 等

生活保護受給者の健康管理に対する支援

- ✓ 健診による疾病リスクの早期発見
- ✓ 生活習慣病対策の取組の推進 等

改正内容

- ・ 都道府県が広域的な観点から市町村に対し、取組目標の設定・評価やデータ分析等に係る必要な助言その他の援助を行う仕組み（努力義務）を創設。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号）

令和6年6月5日公布

1. 大家が賃貸住宅を提供しやすく、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備

【住宅セーフティネット法、高齢者住まい法、住宅金融支援機構法】

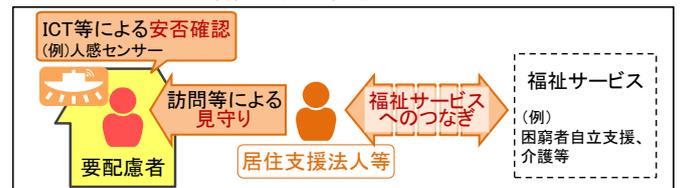
- 終身建物賃貸借（※）の利用促進
 - ※ 賃借人の死亡時まで更新がなく、死亡時に終了する（相続人に相続されない）賃貸借
 - ・ 終身建物賃貸借の認可手続を簡素化（住宅ごとの認可から事業者の認可へ）
- 居住支援法人による残置物処理の推進
 - ・ 入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うため、居住支援法人の業務に、入居者からの委託に基づく残置物処理を追加
- 家賃債務保証業者の認定制度の創設
 - ・ 要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者（認定保証業者）を国土交通大臣が認定
 - ⇒（独）住宅金融支援機構の家賃債務保証保険による要配慮者への保証リスクの低減
- 居住サポート住宅による大家の不安軽減（2. 参照）

2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進

【住宅セーフティネット法】

- 居住サポート住宅（※）の認定制度の創設
 - ※法律上は「居住安定援助賃貸住宅」
 - ・ 居住支援法人等が、要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う住宅（居住サポート住宅）の供給を促進（市区町村長（福祉事務所設置）等が認定）
 - ⇒ 生活保護受給者が入居する場合、住宅扶助費（家賃）について代理納付（※）を原則化
 - ※生活保護受給者は住宅扶助費を一旦受け取った後に賃貸人に支払うが、特例として保護の実施機関が賃貸人に直接支払う
 - ⇒ 入居する要配慮者は認定保証業者（1. 参照）が家賃債務保証を原則引受け

<居住サポート住宅のイメージ>



3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

【住宅セーフティネット法】

- 国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定
- 市区町村による居住支援協議会（※）設置を促進（努力義務化）し、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進
 - ※地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体

不動産関係団体
(宅建業者、賃貸住宅
管理業者、家主等)

居住支援法人
福祉関係団体
(社会福祉法人等)

都道府県・市区町村
(住宅部局、福祉部局)

第2 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について

(1) 現状

- 令和6年6月から実施している「地域共生社会の在り方検討会議」にて、包括的な支援体制の整備／重層的支援体制整備事業に関し、
 - ・ 包括的な支援体制の整備が全ての市町村に努力義務として規定されているものであって、重層的支援体制整備事業は包括的な支援体制の整備のための手段の1つである中で、事業の実施自体が目的化していること
 - ・ 同体制の整備・同事業の実施にあたり、組織的な検討や、地域資源・ニーズを把握する等のプロセスを経していない場合があることが論点とされていることは、先般の令和6年度全国厚生労働関係部局長会議で示したとおりである。
- また、包括的な支援体制の整備を行うための手段として、重層的支援体制整備事業が効果的に機能しているか（同事業に対する交付金が効果的に活用されているか）等の観点から、財務省において予算執行調査が行われ、令和6年6月に結果が公表されたところ。
- 同調査では、多機関協働事業等について以下の指摘がなされ、同事業の令和7年度予算案額について、約10億円の減額が行われている。
 - ・ 同事業の支援実績が0件の市町村があったほか、同じ支援実績件数でも市町村により事業費に大きな差が出ていた。
 - ・ 2割程度の市町村が、事業対象である地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズを把握していなかった。
 - ・ 8割程度の市町村が、同事業の成果を把握するための定量的な目標を設定していなかった。

(2) 令和7年度以降の取組

- 検討会議の論点や予算執行調査での指摘等を踏まえ、次年度以降、以下の取組を行うこととする。（概要は22～26頁参照）

① 包括的な支援体制の整備の考え方の提示	・ 人口減少社会において、包括的な支援体制の整備を行うことの必要性、体制整備という目的に照らして手段を選択することの重要性、地域福祉計画の活用を含め、整備に係る考え方の提示 等
② 重層的支援体制整備事業の適切な運用	・ 既に重層的支援体制整備事業を実施している市町村も含め、実施の必要性の確認 ・ 多機関協働事業等に係る交付基準額の見直し ・ 多機関協働事業等による支援実績件数の公表／支援実績件数が少ない場合の状況確認 ・ 多機関協働事業等の実施要綱における取扱の明確化（スタートアップに係る支援であることの明確化、多機関協働事業の原則委託禁止、継続的支援事業・参加支援事業の適切な運用） 等
③ 重層事業への移行準備事業の適切な運用	・ 重層的支援体制整備事業の実施にあたり必要なプロセスを踏んでいるか等の確認の徹底 等
④ 都道府県による後方支援の強化	・ 市町村が目的に照らして手段を選択できるようにするための支援／市町村のニーズを踏まえた支援を行っているかの確認等を含めた、都道府県による後方支援策の強化 等
⑤ 市町村の管理職／都道府県への研修	・ 地域共生社会の理念、包括的な支援体制の整備手法、政策立案力向上等に係る研修の実施

地域共生社会の在り方検討会議 概要

①設置の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けた取組については、平成29年の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれるとともに、令和2年の同法改正により、重層的支援体制整備事業が新設されたところ。
- 令和2年の改正法附則第2条において、施行後5年を目途として施行状況について検討を加えることとされており、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や、総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として開催する。

②主な検討事項

1. 「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性）
2. 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

③構成員

朝比奈 ミカ	市川市よりそい支援事業がじゅまる+（多機関協働等） 市川市生活サポートセンターそら 総合センター長	上山 泰	新潟大学法学部法学科教授
尼野 千絵	特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域ささあい推進室コーディネーター	菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
石田 路子	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長	栗田 将行	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長
伊藤 徳馬	茅ヶ崎市子ども育成部子ども育成相談課子どもセンター 課長補佐	田中 明美	生駒市特命監
奥田 知志	特定非営利活動法人抱樸 理事長	中野 篤子	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	原田 正樹	日本福祉大学学長
鍋木 奈津子	上智大学総合人間科学部社会福祉学准教授	松田 妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表
		(座長) 宮本 太郎	中央大学法学部教授

④今後のスケジュール（予定）

令和6年6月27日：第1回、7月29日：第2回、8月21日：第3回、9月30日：第4回、10月29日：第5回、11月26日：第6回、12月26日：第7回
令和7年1月31日：第8回、令和6年度末：中間的な論点整理 令和7年夏目途：取りまとめ（令和7年夏以降：関係審議会で議論）

地域共生社会の在り方検討会議における主な論点

■ 地域共生社会の理念・概念の再整理【第4回（9/30）】

①地域共生社会の実現に向けた取組

■ 包括的支援体制の整備・重層的支援体制整備事業の今後の在り方【第2回（7/29）】【第6回（11/26）】【第8回（1/31）】

■ 福祉以外分野との横断的な連携・協働の在り方【第4回（9/30）】

②地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応

■ 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題への支援（相談窓口・総合的支援策）の在り方【第5回（10/29）】

■ 身寄りのない高齢者等を地域で支える体制（関係機関とのネットワーク構築等）の在り方【第5回（10/29）】

③成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

■ 法制審議会における議論等（法定後見制度の開始・終了等に関するルールの在り方等の見直し）も見据えた、総合的な権利擁護支援策の充実の方向性等【第3回（8/21）】

- ・ 新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方
- ・ 「中核機関」（※）に求められる役割及びその位置付け

※権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制

※その他、社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化等についても議論予定【第7回（12/26）】

地域共生社会の在り方検討会議（第6回）

令和6年11月26日

資料2

本日も議論いただきたい事項

○ 包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業の施行状況を踏まえた課題として、どのような点が考えられるか。また、課題に対して、どのような改善方法が考えられるか。

制度運用状況や検討会議におけるご意見等を踏まえ、特に、以下の点についてご議論いただきたい。

①（重層的支援体制整備事業を活用せず、）包括的な支援体制の整備を進めている市町村の取組について、どう考えるか。

※ 例えば、包括的な支援体制の整備が基本で、重層的支援体制整備事業は手段という枠組みとしている中で、重層的支援体制整備事業を実施する市町村が大幅に増加している現状について、どう考えるか。

② 包括的な支援体制の整備を推進するための方策について、どう考えるか。

※ 例えば、一部の市町村では整備に向けた検討が進んでいないことや、整備にあたってのノウハウ等を求める声が多い現状について、どう考えるか。また、市町村においては、相談支援の包括化を進めており、地域づくりまで進めることが難しいという現状について、どう考えるか。その他、福祉以外分野との連携・協働にあたっては、他分野との連携の必要性の認識不足が解消されない等の現状について、どう考えるか。

③ ②の方策を考える上で、都道府県の役割について、どう考えるか。

※ 例えば、現在の都道府県の支援は、市町村への情報提供が中心であり、具体的な支援まではあまり実施していない現状について、どう考えるか。また、都道府県が支援機関となる分野について、市町村等の支援機関との連携が進んでいない現状について、どう考えるか。

④ 重層的支援体制整備事業を実施する市町村が毎年度大幅に増加する中で、質の向上を図り、メリハリのある事業とし、持続可能な制度としていくための方策について、どう考えるか。

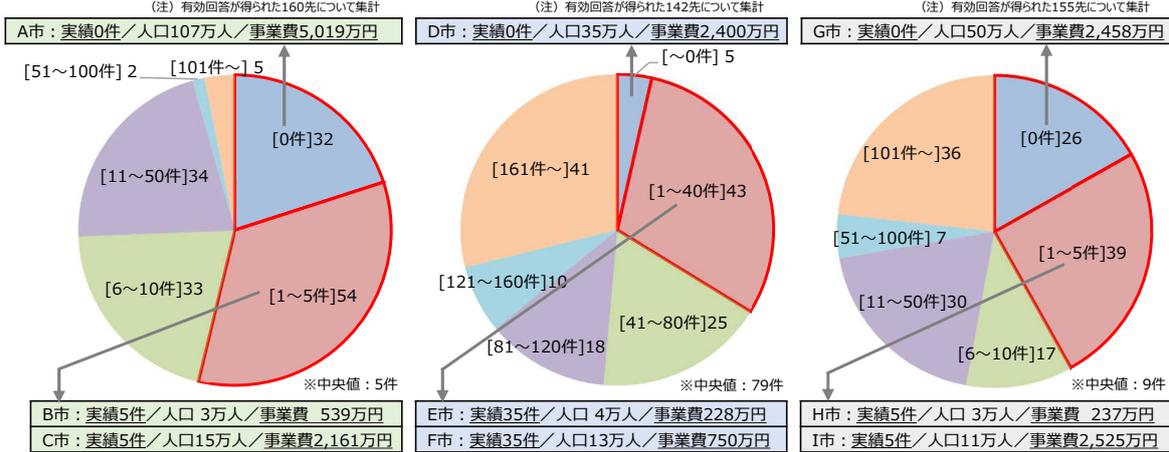
※ 例えば、
・ 包括的な支援体制の構築や重層的支援体制整備事業の開始にあたって、必ずしも、組織的な検討を経ていない場合や、地域資源やニーズを把握する等のプロセスを経ていない場合がある現状について、どう考えるか。また、定期的なPDCAの実施について、どう考えるか。
・ 多機関協働事業について、各相談支援機関に負担感がある中で、その役割を超えて運用されているケースがあることや、市町村によって運用方法にばらつきがある現状について、どう考えるか。
・ 多機関協働事業による体制構築が進んだ場合の対応として、既存の支援関係機関等が自ら調整して役割分担や支援方針を決定することとする方向性について、どう考えるか。

⑤ 包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業の実施にあたって、地域住民や多様な主体が参画し、地域の特性を踏まえた持続可能な取組としていくための方策について、どう考えるか。

重層的支援体制整備事業② (各事業の実施状況)

- 多機関協働事業等は、関係機関の連携体制構築・対応力向上なども目的としたものではあるが、それがどのように支援実績につながっているかの確認を行ったところ、**いずれの事業についても実績0件の自治体があった**。特に、**多機関協働事業と参加支援事業については、実績0件の自治体が2割程度を占めていた**。実績0件の自治体では、多くが関係機関の連携体制の構築等の観点からは効果があったと回答をしているものの、**体制構築が支援実績につながっていない可能性が高い**。
また、支援実績の中身を見ると、**支援実績が同数であるものの、自治体の規模が異なることから、事業費に大きな差が生じている**ケースもあった。
- 実施自治体の意見の中には、「事業の意義が関係各課等に浸透することにより、分野・立場を超えた支援体制が推進された」という声がある一方で、「重層的支援体制整備事業に移行したからと言って、現場的には何も変わっていない」「これまでの取組や他の事業により、相当する機能は充足している」という声もあった。
- このため、今後も新たに多機関協働事業等を実施する自治体の増加が見込まれる中で、これらの**自治体は予め支援ニーズの把握等を通じて事業実施の必要性を十分に検証することが必要であり、厚生労働省は、適切に助言・指導を行うべき**。

【図1】多機関協働事業における支援実績（重層的支援会議につながった件数）
【図2】アウトリーチ等を通じた継続的支援事業における支援実績（訪問相談件数）
【図3】参加支援事業における支援実績（支援実施件数）



(注) 左記の支援実績について、実績0件の自治体においても、

- ・ 多機関協働事業の効果として、「庁内での情報共有、役割分担、連携による支援がしやすくなった」、「外部の関係機関との情報共有、役割分担、連携による支援がしやすくなった」といった回答が大半の団体からなされていること、
- ・ 参加支援事業の効果として、「新たな社会資源の創出、あるいはそれに向けた情報収集や検討等につながっている」、「関係機関間の信頼関係が深まった」といった回答が半数程度の団体からなされていること

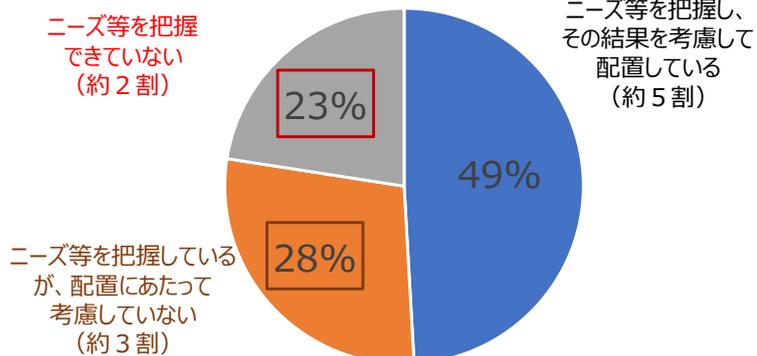
について、留意が必要。

(出所) 令和6年度予算執行調査の調査結果 (令和6年6月公表分)

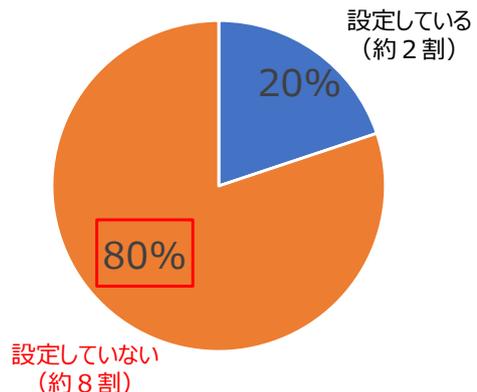
重層的支援体制整備事業③ (定量的な目標設定・効果検証)

- 自治体が重層的支援体制整備事業の実施にあたり、支援ニーズの把握状況や定量的な目標設定の状況について確認したところ、
- ・ まず、自治体が事業対象である地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズを把握し、その結果を支援員等の配置に考慮しているかを確認すると、**支援ニーズを把握しているが支援員等の配置に反映していない自治体が3割程度、支援ニーズを把握していない自治体が2割程度**あった。
- ・ 多機関協働事業等における事業成果を把握するための定量的な目標を設定しているかを確認したところ、**8割程度の自治体が定量的な目標を設定せずに事業を実施していた**。
- このため、効果的・効率的に多機関協働事業等を実施し、関係機関の連携体制構築等や支援実績に結びつけることができるよう、**自治体は支援ニーズの把握や定量的な目標設定を適切に行うなど、PDCAの取組を確立・徹底すべき**。厚生労働省は、そのための支援ニーズの把握方法や定量的な目標設定の考え方などを明確化し助言等を行うべき。

◆ 支援ニーズの把握状況



◆ 定量的な目標設定の状況



(出所) 令和6年度予算執行調査の調査結果 (令和6年6月公表分)

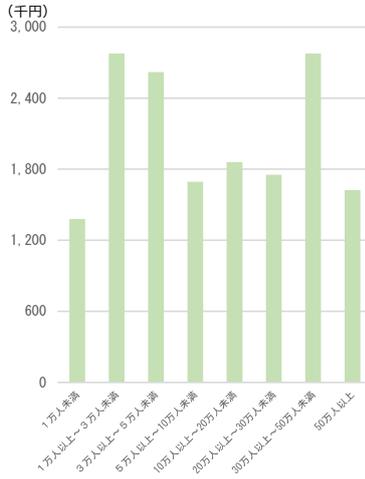
重層的支援体制整備事業④（補助基準の見直し）

- 多機関協働事業等の補助基準は、人口規模のみに応じて補助を行うものとなっている。これに対して、支援実績1件当たり事業費について見ると、人口規模別で同水準になっているとは言えず、ばらつきが大きい結果となっている。
- 支援実績が同じでも事業費に差が生じていることも踏まえれば、人口規模のみに応じた補助を行っていることで、実績に対して過大な補助を行っているケースがある可能性がある。
- このため、現行の人口規模のみに応じた補助基準から、支援ニーズや支援実績などに重点を置いた効果的・効率的な補助に改めるべき。

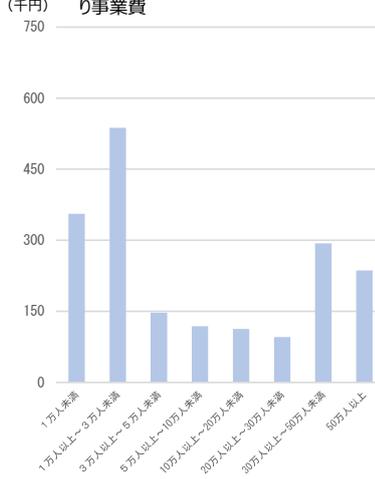
【表1】多機関協働事業等の補助基準

人口区分	基本額 ※3事業合計
1万人未満	25,300,000円
1万人以上～3万人未満	28,000,000円
3万人以上～5万人未満	31,000,000円
5万人以上～10万人未満	33,800,000円
10万人以上～20万人未満	42,000,000円
20万人以上～30万人未満	50,500,000円
30万人以上～50万人未満	56,000,000円
50万人以上	61,800,000円

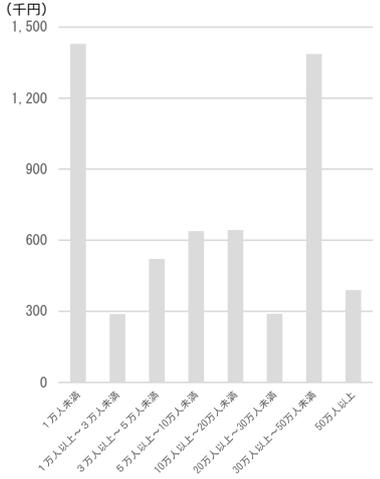
【図1】多機関協働事業における人口規模別の支援実績1件当たり事業費



【図2】アウトリーチ等を通じた継続的支援事業における人口規模別の支援実績1件当たり事業費



【図3】参加支援事業における人口規模別の支援実績1件当たり事業費



(出所) 令和6年度予算執行調査の調査結果(令和6年6月公表分)

重層的支援体制整備事業⑤（より中長期的な在り方）

- 現在、厚生労働省の「地域共生社会の在り方検討会議」において、重層的支援体制整備事業の現状と今後の在り方の議論と並行して、身寄りのない高齢者等への対応など、各分野共通の課題についての議論が行われている。
- また、多機関協働事業等は、関係機関の連携体制構築・対応力向上なども目的としたものではあるが、現状、事業開始直後の対応として、多機関協働事業者が既存の支援関係機関等の役割分担を行い、支援プランを決定している。今後の制度の在り方・発展については、持続性の観点も踏まえ検討する必要がある。
- このため、多機関協働事業による体制構築が進んだ場合の対応として、既存の支援関係機関等が自ら調整して役割分担や支援方針を決定することとする制度の方向性を検討すべき。その際、各分野にまたがる課題への対応がなされる場合は、各分野の役割分担に応じた費用分担を求めるとも検討すべき。

◆地域共生社会の在り方検討会議での議論の視点

①地域共生社会の実現に向けた取組について

◆包括的支援体制の整備の現状と今後の在り方について

- ・包括的支援体制整備と重層事業の関係性
- ・包括的支援体制整備における都道府県の役割

◆重層的支援体制整備事業の現状と今後の在り方について

- ・重層事業のこれまでの取組状況等の実態把握・効果検証やその方策、財源の在り方を含む持続可能な制度設計

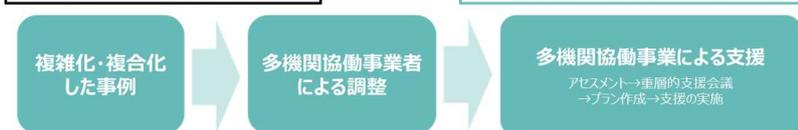
- ・生活困窮者自立支援制度と重層事業との関係

◆分野横断的な支援体制づくり・地域づくりの促進等について

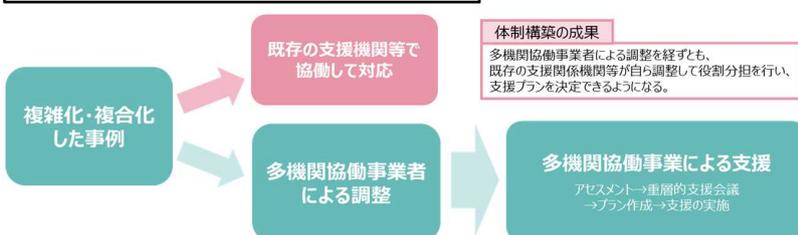
- ・福祉分野内、福祉分野外の類似施策や関係施策との連携
- ・災害時の被災者支援との連携

◆多機関協働事業による体制構築（イメージ）

多機関協働事業開始直後の対応



多機関協働事業による体制構築が進んだ場合の対応



(出所) 第一回地域共生社会の在り方検討会議(令和6年6月27日)

(注) 「地域共生社会の在り方検討会議」では、②地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応、③成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実等についても議論。

予算執行調査の反映状況

「予算執行調査の反映状況」(令和7年度予算政府案)
(令和7年1月 財務省主計局) 抜粋

令和6年度は31件の調査を実施。調査結果を踏まえ、事業等の必要性、有効性及び効率性について検証を行い、的確に反映。

◆主な反映状況の具体例

(5) 地域課題解決のためのスマートシティ推進事業 (総務省：一般会計)

【反映額：▲3億円】

<事業の概要>

防災、少子高齢化、過疎化、地域活性化、安心・安全なまちづくりなどの地域課題を、デジタル技術やデータを活用することで、より効率的・効果的に解決することを目指す、「スマートシティ」の取組を支援するものである。(補助対象：自治体、自治体と連携する民間団体等、補助率：1/2)

本事業が目指す「スマートシティ」は、地域間や分野間で官民が相互に連携させることで、より効率的・効果的なサービスの提供を可能とし、地域課題解決に役立つようとする取組である。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

- 本事業によるスマートシティで提供されるサービスには、住民ニーズが低いものや、「スマートシティ」でなくても提供可能なものが含まれている。
- データ連携が進まない結果、サービスが充実しないため住民の利用も進まず、関係者の理解も進んでいない状況にある場合が多いことを踏まえると、本事業を継続しても「スマートシティ」は実現されないと考えられる。
- したがって、本事業は廃止すべきである。データ連携基盤を含むICTインフラの導入を支援する際には、ICTインフラの導入ありきではなく、どのように課題を効率的・効果的に解決するのかについて、十分に検討することが求められる。

反映の内容等

- 地域課題の解決や地域活性化のため、デジタル技術やデータの活用によって新たな価値を創出するデータ利活用型のスマートシティ推進事業を平成29年度から実施してきたものの、**予算執行調査における指摘等を踏まえ、令和6年度で本事業の予算措置を終了することとした。**
- なお、スマートシティの実現を目指す自治体等に対しては、これまでに実施したスマートシティ関連事業の周知・広報等の情報提供や助言等を行う。

(15) 重層的支援体制整備事業 (厚生労働省：一般会計)

【反映額：▲10億円】

<事業の概要>

介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援及び地域づくりを行う既存事業の補助金を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援及び参加支援といった新たな機能を追加し、市町村が地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援を実施する事業である。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

- 自治体が効果的・効率的に多機関協働事業等を実施し、関係機関の連携体制構築等や支援実績に結びつけることができるよう、**厚生労働省は、実態把握と効果検証を行った上で、業務フローを確立する観点から、支援ニーズの把握方法や定量的な目標設定の考え方などを自治体へ明確に示すべき。**
- 補助体系について、現行の人口規模のみに応じた補助から、**支援ニーズや支援実績などに重点を置いた効果的・効率的な補助へ改めるべき。**
- 今後も新たに多機関協働事業等を実施する自治体の増加が見込まれる中で、これらの自治体は**予め支援ニーズの把握等を通じて事業実施の必要性を十分に検証することが必要であり、厚生労働省は、適切に助言・指導を行うべき。**

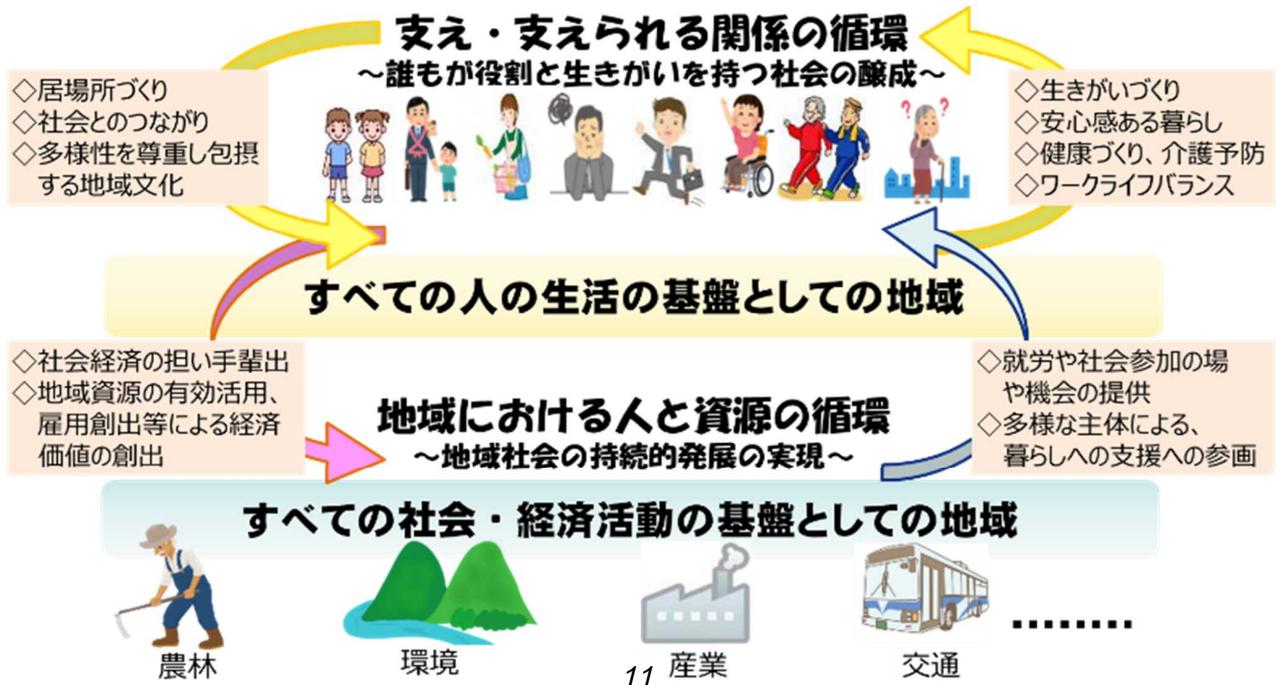
反映の内容等

- 厚生労働省において、多機関協働事業等の補助基準額の算定基礎となる支援員数について、**人口規模毎の配置状況及び支援実績を踏まえたものとするなどとし、基本基準額の見直しを行った。**
- 厚生労働省において、多機関協働事業等を含め、**重層的支援体制整備事業の質の向上及び持続可能な制度としていくための方策等について、「地域共生社会の在り方検討会議」で議論を行っており、令和7年夏を目途に取りまとめを行う予定である。今後、同検討会議の取りまとめを踏まえ、支援ニーズの把握方法や定量的な目標設定の考え方、調査研究事業等により事業実施の必要性の判断方法等を検討し、自治体に対してこれらに係る助言・指導・提示等を行うこととした。**

(計数については、精査の結果、異同を生じる場合がある。)

地域共生社会の実現に向けて

現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっている。 ○ 加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれている。
目指すべき社会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会 ・ 社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会 <p>の2つの視点からなる、「地域共生社会」の実現を目指す。</p>



地域共生社会の実現に向けた取組 (包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携 による解決に向けた取組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

市町村に地域の特性を踏まえた、包括的な支援体制(※)の整備に努めることを義務づけ

(※) 地域で支え合う関係性の構築や支援関係機関同士が有機的な連携を行うことができる環境整備等

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

包括的な支援体制の整備の手法の一つとして、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業

(任意事業：全国346箇所)

包括的な支援体制の整備に関する規定① (社会福祉法抜粋)

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

包括的な支援体制の整備に関する規定②（社会福祉法抜粋）

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。
（略）

重層的支援体制整備事業の実施における留意事項

令和5年8月8日付「重層的支援体制整備事業の実施について」別添1より

重層事業に係る心構え

・重層事業においては、市町村内の各種施策に係る支援関係機関等が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要である。このためには、地域住民や支援関係機関等との間で意見交換や対話を繰り返し、目的意識を共有するといったプロセスが必要不可欠。

- 会議体を開催してはみたものの、その場限りの関係性にとどまってしまい、連携・協働の体制として発展していかない。
- 重層事業を構成するすべての取組の実施に至ったものの、各分野別個の支援に留まっており、地域における支援ニーズを踏まえた新たな発想が生まれにくい。

・重層事業とは、既存の業務の総量を減らすための仕組みではなく、支援関係単独では対応が難しいケースに対し、各機関等が本来の機能を発揮し、また、住民主体の地域活動や地域における社会資源とも関わりながら、「チーム」として支援していく仕組みである。

・各市町村における重層事業の担当部署及び担当者は、既存の支援の関係機関等を支援する、いわゆる「支援者支援」の機能を担うべきであって、個別の対象者への支援や、地域活動を一手に担ってしまうことは、決して望ましくない。特に、いわゆる「支援困難ケース」の担当部署となり、担当者が孤立し疲弊するような状況になってしまうと、重層事業本来の意義が失われる結果となりかねないことに留意が必要である。

重層的支援体制整備事業の実施における留意事項

令和5年8月8日付「重層的支援体制整備事業の実施について」別添1より

重層事業に向けて必要なプロセス

- (1) なぜ「わがまち」に重層事業が必要なのかの理解
- (2) 「重層的な」取組を行うことの合意
- (3) 事業のデザイン

・先進事例を単純に取り入れるのではなく、庁内の体制を分析した上で、個別支援において連携・協働していくためにどのような組織づくりが必要なのか。

・「わがまち」の強みや、今後活かせるような社会資源等を把握した上で、それらを組み合わせるとどのような取組が可能か。



うちの相談窓口の課題はどのようなものがあるのかな？

福祉部門の連携はある程度できているようだけど、地域とのネットワークがないから、支援が行き詰まるというような意見があるようだ。

地域となると、たとえばNPO関連のとりまとめをしているような部署や団体さんに声をかけて意見交換をしてもいいね。

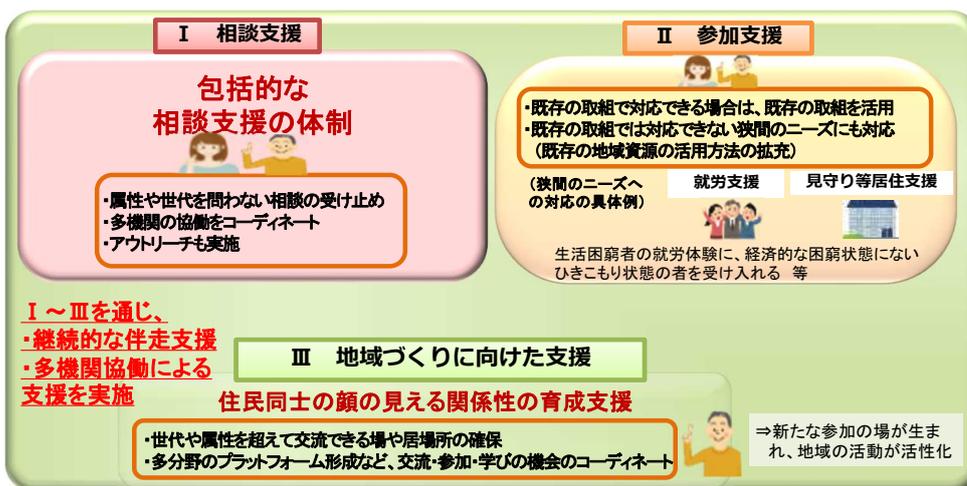
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では**狭間のニーズへの対応**などに課題がある。
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において**属性を問わない包括的な支援体制**を構築できるよう、令和3年度から**重層的支援体制整備事業**を実施。

事業概要

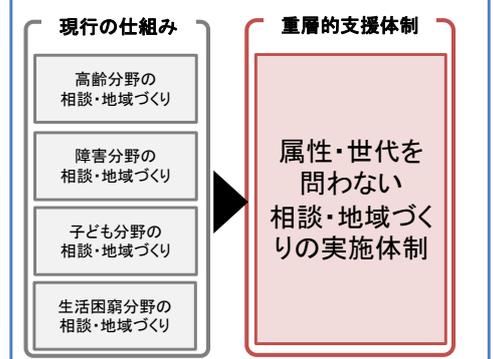
- ・市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施**。
- ・希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- ・市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**。
- ・実施自治体数・・・令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村

重層的支援体制整備事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○ 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。



本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ ①

×：よくある誤解 ○：本当は「こうだった」

×	重層的支援体制整備事業は、新しいものをゼロから作り上げる事業だ。
○	重層的支援体制整備事業は、これまで行ってきた事業では、対応できなかった課題を解決したり、これまで行ってきた事業をよりやりやすくするための事業だ。 ⇒ これまで行ってきた事業での蓄積は、すべて「財産」。なかったことにするのは「もったいない」。 ⇒ そもそも人口減少社会では、今ある資源／限られた人員で対応できるようにしないと、立ちゆかなくなる。
×	重層的支援体制整備事業は、全市町村で実施すべき事業だ。国もそう言っている。
○	もともとの目的である、「包括的な支援体制の整備」を行うための手段は様々。 国は「全市町村で実施すべき事業だ」とは言っていない。（社会福祉法上も実施は任意とされている。） ⇒ 必ずしも重層的支援体制整備事業による必要はない。 ⇒ これまで行ってきた事業で課題が生じていなければ／もっとこうしたいという思いがなければ、重層的支援体制整備事業に取り組む必要はない。（取り組んでも効果はない。）
×	重層的支援体制整備事業でなければ、実施できないことがある。
○	重層的支援体制整備事業でなければ実施できないことは、ないわけではないが「極めて少ない」。 ⇒ 地域ケア会議、生活支援コーディネーター、自立相談支援機関での相談受付、支援会議・・・ 包括的な支援体制の整備に資する手段は、これまでも実施されてきたはず。同じようなことを、看板だけ掛け替えてやっても意味はない。 もしそれがこれまでうまくいってなかったのであれば、まずはそれをうまくいくようにする方が先決では？ ⇒ 重層的支援体制整備事業は「サブシステム」であって、「メインシステム」ではない。
×	重層的支援体制整備事業を実施すべきかは、福祉の関係者だけで考えればよいことだ。
○	たしかに統合される事業は福祉に関係する事業だが・・・ ⇒ そもそも包括的な支援体制の整備／地域共生社会の実現が目的。「このまちでどういう風に生きていきたいか」と連動する話。 であれば、主管課だけで、福祉の関係者だけで考えてよいわけではない。 ⇒ 事業実施如何以前に、「地域住民含め、全ての関係者とともに」まず包括的な支援体制をどのように整備するかを考えるべき。 ⇒ 人々の地域での暮らしは、福祉だけが支えているわけではない。 ⇒ 福祉の関係者以外も、「このまちでどういう風に生きていきたいか」を考え、各々取組を行っている。 例えば「地域づくり」は、地域住民なり、企業なり、いろいろな人が、いろいろな思いで、いろいろなことをやっている。 いかに「つながり」、一緒に考えられるようになるか。お互いwin-winの関係になれるか。

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ ②

×	重層的支援体制整備事業は、社協に委託しているから大丈夫。
○	事業如何以前に、包括的な支援体制の整備に係る努力義務は「市町村」に課されている。 まずは、市町村が先頭になって、全ての関係者とともに包括的な支援体制をどのように整備するかを検討すべき。 ⇒ 社協に「丸投げ」していて、市町村が自身の言葉で包括的な支援体制をどのように整備していくか語ることができなければ、努力義務を果たしたことになる。 Cf) 地域福祉計画の策定、重層的支援体制整備事業実施計画の策定・・・ 社協に限らず、シンクタンクに／有識者に、「丸投げ」していることはないか。 シンクタンクも有識者も、自分たちの地域での暮らしに責任を持っているわけではない。最後は「自分たちで」考える。
×	重層的支援体制整備事業の「好事例」がほしい。
○	重層的支援体制整備事業の「好事例」は「ない」。 ⇒ 目的も分からず、手段だけ真似しても効果はない。 ⇒ 他市町村の事例を知って、「うちには○○がないから、△△がないからできない」と思うのは当たり前。市町村ごとに状況は異なる。 大事なことは、「このまちに何があるか、誰がいるのか、自分たちのまちで何が必要なのか・何がしたいのか」
×	複雑・複合なケースに対応するためには、ワンストップ窓口を作ればいい。
○	本当にワンストップ窓口でなければ対応できないのか？ ⇒ これまでも、既存窓口では、対象者以外から相談があったら適切な窓口を案内していたはず。 高齢者とひきこもりの子の世帯があったら、地域包括支援センターは、ひきこもりの子のことを「見なかったことにした」ことはないのでは？ ⇒ 既存窓口間の連携が取れていれば、ワンストップ窓口でなくても対応できる。 ⇒ またそもそも、1つの窓口・1人の職員が、すべての制度を理解して、適切な案内ができるようにするのは極めて困難。 かえって支援の質が低下したり、担当者が疲弊する。
×	複雑・複合なケースは、多機関協働事業者にすべてまかせればいい。
○	まずは、既存窓口で対応することが前提。 ⇒ 重層的支援体制整備事業は「体制整備事業」であって、「支援事業」ではない。複雑・複合なケースが解決されればそれで終わりではない。 人口減少社会の中、支援者側が減っても複雑・複合なケースにも対応できる「体制」を作っていくことが重要。 ⇒ 多機関協働事業者は、支援者間の調整をして、支援体制を作ることが仕事。 新たな「縦割り」を生み出したわけではない。基本的には支援対象者本人に直接接しない。 = いずれは、多機関協働事業者に頼らずとも、既存窓口同士で対応できるようになることが理想。 = 多機関協働事業者につなぐべきケースは何なのかを関係者間で考え、 15 ースを減らしていくという意識が大切。

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ ③

×	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、ひきこもりの人の家を訪問する事業だ。
○	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、単に訪問することを目的とする事業ではない。 ⇒ まず、既存の相談窓口等や地域住民等から、支援が届いていない人の情報を把握できる体制を作ることが重要。 そもそも、誰に支援が届いていないのか、事業者が単独で探すには相当の時間がかかるし、探し出せないことも。 ⇒ その上で、支援が届いていない人に、「継続的に」関わっていく。 手段はアウトリーチに限定されない。本人に会えなくても、本人の関係者からの情報収集からスタートしてもよい。「回数稼ぎ」のために訪問しても逆効果。
×	参加支援をするには、対象者のための「居場所」を「新しく」作らなければならない。
○	参加支援をするために、本当に「新しい」居場所が必要なのか。 ⇒ 新しくなくても、居場所でなくても、参加のための手法は何でもいい。 ⇒ 新しいものが必要だと考えてしまうのは、そもそも地域にどのようなつながりがあるかを知らないからでは？ (参加支援事業では、「来たるべき日」に備えて、日頃から地域の関係者との「顔つなぎ」も行うこととされている。)
×	参加支援「事業」は、すべての住民を対象とするものだ。
○	参加支援事業は、多機関協働事業による重層的支援会議で、同事業の利用が必要とされた人が利用できるものだ。 ⇒ 事業として実施できることは限られている。 同事業の利用が必要とされた人以外を支援対象にしたいならば、それは同事業による参加支援ではなく、任意で行われた参加支援。
×	「地域づくり」は何をしていいかわからないから、まずはイメージがつく「相談支援の包括化」を頑張ればよい。
○	支援策として提示できることが限られているのに、安心して相談を受け付けできるのか？ ⇒ 地域にどのような資源があるのか把握できていなければ、相談窓口が支援策として提示できるのは公的なサービスだけ。 ⇒ 公的なサービスの対象にならない相談者＝制度の狭間にいる相談者が現れたら？ 支援策が提示できない人の相談を窓口は受けたがるだろうか？ ＝ 相談支援の包括化よりも、地域づくりの方が大切。まずは地域にどのような活動が行われているか、どのような資源があるかを把握することからはじめよう。
×	地域づくり事業は、福祉の関係者が主体となって行わなければならないことだ。
○	「地域づくり」自体は、庁内だけで考えても、取り組んでいる部署はたくさんある。 ⇒ 例えば、企画部局は、長らく地域住民とともに地域のことを考えてきたはず。 やったことがないことに取り組むのは難しい。それならやったことがある人・得意な人に相談にいけばよいのでは？ ⇒ 人々の地域での暮らしは、福祉だけで成り立っているわけではないことを考えても、福祉の関係者だけで考えればよい・行動すればいいわけではない。 地域づくり事業の実施要綱で定めている範疇は狭いが、他の地域づくり施策等との接続を意識することは不可欠。

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ ④

×	重層的支援体制整備事業は多世代を対象とした事業なのだから、多世代を対象にした居場所を新しく作らないといけな。
○	そもそも、地域住民は「多世代を対象にした居場所」を求めているのか。地域にはそういう居場所はないのか。 ⇒ 地域活動は、楽しくなければ参加しないし、続かない。役所の都合で「やらせよう」としてもうまくいくはずはない。 作ろうとした居場所に、自分だったら行くだろうか。居場所を作れと役所に言われて、自分だったら作るだろうか、続けるだろうか。 ⇒ 今ある居場所も、多世代交流がしたければ自然とそうなるし、逆も然り。 ⇒ 居場所に限らず、全ての地域活動は、自発的で楽しいものであるべき。 その活動の何を評価するか、評価の形として資金を投入するか否か、投入するなどの財源を用いるか、判断は市町村次第。
×	重層的支援体制整備事業として実施したことに要する費用なら、重層的支援体制整備事業交付金の交付対象だ。
○	「重層的支援体制整備事業として実施したこと」として認められる範囲は、実施要綱に定められていることに限定されており、その上で交付対象として認められる費用は、交付要綱に定められていることに限定されている。 ⇒ 当たり前だが、それぞれの取組が、「包括的な支援体制の整備」のために行われているものなのか、重層的支援体制整備事業実施要綱に定められているものなのか、きちんと整理しておくことが必要。 ⇒ 全ての取組は「いい」取組。ただ、そのことと、事業として認められるか、交付対象であるか（税金が投入されるか）は別問題。
×	重層的支援体制整備事業は、一度関係者と話し合っていれば、開始後もずっとうまくいく。
○	重層的支援体制整備事業に限らず、すべての事業において、「ずっとうまくいく」ことはない。 ⇒ 日々新たな課題が生じる／やりたいことが生じる、担当者が異動する中では、定期的な「調整」が重要。 PDCAサイクルを活用し、事業により実施したことで目的は達成できているか、関係者間で「このまちでどう風生きていきたいか」が共有されているか、何度も確認して、必要な対応を行っていくべき。
×	重層的支援体制整備事業は一度始めたら辞められないし、交付金はずっともらえる。
○	重層的支援体制整備事業に限らず、すべての事業において、「ずっとうまくいく」ことはない。一定の期間（例えば地域福祉計画の期間）で体制を作り上げる必要。 ⇒ 実施する必要がなくなれば、辞めることもできる。 ⇒ 目的に応じて、必要な手段は何なのかを考えた結果、重層的支援体制整備事業ではないということであれば、もちろん辞めても問題はない。 (辞めた市町村もある。) ⇒ 「体制整備事業」という事業の趣旨を鑑みれば、国や都道府県の補助がいつまでも続くわけではなく、自走できる体制を作る必要。

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ まとめ

大切だけれど忘れがちなこと

★ 「（国が示した）手段をやればうまくいく」はずはない。大切なのは「何のためにやるのか」。手段は目的に照らして「選ぶ」もの。

★ 「○○をやらなければならない」という人に対しては、まず「どうしてそう思ったのか」をたずねる。（何事も鵜呑みにしない。）

★ 思考を停止しない。決められたこと・書かれていることをこなすだけが仕事ではない。
今地域で何が起きていて、それに対して、行政として、何のため・誰のためにどういう手段でやるのか、常に考え続ける。

★ 地域住民を含め、全ての関係者とともに、以下を行っていく。
① 自分たちの言葉で、自分たちが地域で生きていくにあたり、必要な「包括的な支援体制」とは何かを語れるようにする。
② 体制整備に関連し、今誰が・誰と・誰に向けて・何をやっているのか、そこにある課題や現状認識をしっかりと行う。
③ これまで行ってきたことに加えて、+αでやらなければならないこと・やりたいことは何なのか、話し合う・実行する。
④ 定期的に振り返り、やらなければならないこと・やりたいことを考え直して、実行する。

★ これらはすべて少し考えれば「当たり前」の話。
「役所の担当者」、「専門職」・・・
一度自身の肩書きからも、「事業をどうするか」からも離れ、「一住民としてどういう風に生きていきたいか」考えることが大切。

すべては「このまちでどういう風に生きていきたいか」。
そんな大事なことを国にすべて任せてもいいのか。自分たちで考えるべきことではないか。

重層的支援体制整備事業交付金に係る見直し

○ 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制の整備にあたっての手段の1つでしかないにも関わらず、地域住民を含む関係者等との検討や現状の課題分析が行われることなく、実施が決定され、事業の実施自体が目的となっている状況が見られることを踏まえ、以下の取組を実施する。

1. 重層的支援体制整備事業実施の必要性の確認

○ 重層的支援体制整備事業を実施する必要があるか又は実施することによる効果が期待できるかを確認する観点から、重層的支援体制整備事業の実施を希望する全市町村に対し、重層的支援体制整備事業の実施にあたって必要なプロセスを経ているか、重層的支援体制整備事業でなければ解決できない課題等は何か（重層的支援体制整備事業を実施する理由）等が確認できる資料の提出を求める。

2. 多機関協働事業等による支援実績件数の公表、支援実績件数が少ない場合の状況確認

○ 多機関協働事業等の支援実績件数について、四半期ごとに提出を求めている実績報告の結果を、厚生労働省HPで公表する。
○ 支援実績件数が0件である状態が続いている市町村のうち、地域共生社会推進室が必要と判断した市町村に対しては、直接確認を行う。

3. 重層的支援体制整備事業交付金の適正な執行

○ 重層的支援体制整備事業は「体制整備」を目的とするものであり、地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画等の策定や改定を通じて、いつまでにどのような体制を整備するのか、事業の成果目標や成果指標を設定した上で、「体制整備」を**目指すべき事業**である。
○ このため、重層的支援体制整備事業交付金の交付も、スタートアップ支援としての性格を有するものであり、特に多機関協働事業等に対する交付は、社会福祉法上予算の範囲内で行われることになっており、恒久的な措置とはなっていない。
○ 多機関協働事業等に要する費用への交付は、事業開始初期に重点的に行いつつ、一定期間経過時点においては、交付終了又はそれ以降の交付は必要な費用に限定して行うものであることに留意すること。（具体的な期間や一定期間終了後の支援の方策については、令和8年度以降の重層的支援体制整備事業交付金の交付に際して提示する。）
○ また、重層的支援体制整備事業は、社会福祉法に定めるとおり、相談支援・地域づくり・参加支援に係る事業を一体的に実施することで、地域生活課題に対する支援体制等を一体的かつ重層的に整備するものとされていることから、これに適合しないと考えられる市町村については、重層的支援体制整備事業交付金の対象とはならない場合があることに留意すること。
○ 重層的支援体制整備事業の事業評価については、地域共生社会の在り方検討会議の議論等を踏まえて提示することを検討しているが、各市町村においては、まず自ら掲げた事業の成果目標や成果指標をもとに、PDCAサイクルを徹底することにより、不断の見直しに努めること。

多機関協働事業等に係る交付基準額の見直し

- 財務省の予算執行調査の結果や、令和6年3月の社会・援護局関係主管課長会議資料において示した、多機関協働事業等における人員配置状況についてのアンケート調査結果を踏まえ、下表のとおり交付基準額の見直しを行うこととする。
- なお、この交付基準額は、多機関協働事業等の実施状況や実施効果等にあわせ、次年度以降も必要に応じて見直しを行う予定。

(単位：千円)

市町村人口規模(※)	交付基準額	
	令和6年度まで	令和7年度から
1万人未満	25,300	15,000
1万人以上～3万人未満	28,000	18,000
3万人以上～5万人未満	31,000	21,000
5万人以上～10万人未満	33,800	25,000
10万人以上～20万人未満	42,000	30,000
20万人以上～30万人未満	50,500	35,000
30万人以上～40万人未満	56,000	40,000
40万人以上～50万人未満		50,000
50万人以上	61,800	55,000

(※) 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

(※) このほか、重層的支援体制整備への移行準備事業の補助基準額についても、あわせて見直しを行う。

多機関協働事業等の重層的支援体制整備事業実施要綱における取扱いの明確化

- 多機関協働事業等に対する重層的支援体制整備事業交付金の交付に際し、社会福祉法第106条の4に定める重層的支援体制整備事業の考え方に沿った、適切な事業実施及び同事業実施要綱に定める趣旨の明確化を図ることとし、以下のとおり具体的な内容をお示しする。

1. 多機関協働事業

- **多機関協働事業**は、以下を目的とする事業であり、重層的支援体制整備事業の全体像を把握した上で、支援者を支援する機能や事業全体のマネジメントを行う司令塔の機能を担うものであることを踏まえ、**包括的な支援体制の整備主体である市町村が、責任を持って自ら実施することを原則**とする。
 - ・ 重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行うこと
 - ・ 単独の支援機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行うこと
 - ・ これらを通じて、重層的支援体制整備事業に関わる者の連携の円滑化を進め、市町村における包括的な支援体制の整備を支援すること
 - ※ ただし、令和7年度にあつては、経過措置として、一定の要件を満たす場合には、委託を行うことも可能とする。

2. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業／参加支援事業

- **アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業**は、多機関協働事業に繋がったケースのうち、「複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人」「既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人」のためと、**これまで各市町村で実施してきた事業等では対応できない者を想定した「支援体制を整備」することを目的**としている。
- この目的に照らし、**以下の場合に該当する市町村に対しては、両事業に要する費用に対する重層的支援体制整備事業交付金の交付にあたり、査定を行う場合があることに留意**されたい。
 - ・ 「既存制度や事業（生活困窮者自立支援制度やひきこもり支援事業等）により対応できる者」を対象とした「支援」を行っている場合
 - ・ 参加支援事業において、重層的支援会議を経ずに同事業が利用できる体制となっている場合
 - ・ 参加支援事業における支援メニューを作成する際、地域のあらゆる社会資源を把握しその活用を検討しないまま、単に新たな「居場所づくり」を行っている場合
 - ・ その結果、これまで各市町村が実施してきた事業等に要する費用を両事業に要する費用へと移し替えたり、両事業の対象者として適当ではない者に要する費用が両事業に要する費用に含まれている場合

包括的な支援体制の整備に向けた都道府県による後方支援の強化

- 都道府県による包括的な支援体制の整備に係る支援は、社会福祉法第6条第3項に基づき、実施が義務づけられていること、「地域共生社会の在り方検討会議」において、包括的な支援体制の整備に係る都道府県の役割の見直しについても論点になっていること等を踏まえ、以下を実施する。

1. 包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業（旧：重層的支援体制整備に向けた都道府県後方支援事業）の適切な運用

- 都道府県においても、重層的支援体制整備事業の実施自体が目的化しているところや、重層的支援体制整備事業の目的はワンストップ窓口を開設することであると認識しているところがあり、管内市町村の包括的な支援体制の整備に係る課題等を把握することなく、重層的支援体制整備事業の実施のみ・ワンストップ窓口の設置のみを勧めている場合がある。
- このため、令和7年度の同事業に係る補助金の交付申請にあたっては、以下を徹底することとする。
 - ・ 重層的支援体制整備事業の実施の有無に関わらず、**管内市町村における包括的な支援体制の整備に係る課題を把握すること**
 - ・ 補助金の交付を希望する取組について、
 - ・ **包括的な支援体制の整備という目的に照らし、現状の課題把握・分析を行った上で、解決策を選択できるようになるための内容とすること**
 - ・ 管内市町村における包括的な支援体制の整備に係る課題に照らして、内容を決定すること

2. 都道府県による後方支援の強化

- 社会福祉法に定める地域共生社会の実現と包括的な支援体制の整備の関係などについて、更なる理解を深めた上で、市町村への支援を行うことができるよう、都道府県においても「包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修」を積極的に受講するよう求める。
- 都道府県が行う包括的な支援体制の整備に係る研修等に、地域共生社会推進室の職員を派遣し、地域共生社会の概念や包括的な支援体制の整備との関係性や、包括的な支援体制の整備プロセス等を説明する「都道府県キャラバン」を実施する。（年度当初に申込受付予定。）

包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修の実施

- 包括的な支援体制の整備を促進するため、「市町村全域に目を向け、包括的な支援体制の整備及び地域共生社会の実現のために、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備方針等を検討した上で、これに向けて、関係者がそれぞれの業務や活動等を行いやすくするための支援や組織変革を行うことができる人材及びそういった人材を育成できる人材」の育成を目指し、**市町村の管理職向け研修及び都道府県向け研修を実施**する。

	市町村の管理職向け研修	都道府県向け研修		
研修目的	○ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性を理解し、包括的な支援体制の整備手法、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備指針を検討した上で、包括的な支援体制の整備に向けて、関係者がそれぞれの業務や活動等を行いやすくするための支援や組織変革を市町村が行う重要性を理解し、それらを踏まえて自らの市町村にて、必要な対応を行うことができるようにする。	○ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性や包括的な支援体制の整備手法、目的に照らして手段たる施策を形成することの重要性への理解を深め、管内市町村の支援ニーズを踏まえた支援策を講じることができるようにする。		
研修開催時期	令和7年9月～令和8年1月	令和7年9月～令和8年1月		
開催回数	6回（いずれも同一内容とする。）	2回（いずれも同一内容とする。）		
開催方法	オンライン	オンライン		
1回あたり募集人数	50名程度	15名程度		
カリキュラムイメージ	研修内容	研修時間	研修内容	研修時間
	・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備に係る制度的理解	45分程度	・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備にあたって市町村が行うべき対応の詳細、対応事例の紹介	75分程度
	・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備にあたって市町村が行うべき対応の詳細、対応事例の紹介	60分程度	・ 都道府県による、包括的な支援体制の整備に係る市町村支援の重要性	45分程度
	・ 市町村庁内での政策立案、組織マネジメントの重要性	60分程度	・ 研修受講生同士の意見交換・グループワーク	60分程度
	・ 研修受講生同士の意見交換・グループワーク	60分程度		
・ 修了確認レポート作成	15分程度			

2 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制及び民生委員・児童委員の選任要件について

(1) 現状

- 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）附則第2条においては、施行後5年後を目途として施行状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。
- このため、地域共生社会の実現に向け、改めてその概念を整理するとともに、包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業等の今後の方向性や、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として、**令和6年6月から「地域共生社会の在り方検討会議」を実施**している。（令和6年12月末時点で第7回まで終了しており、6年度末までに中間的な論点整理を、7年夏を目途に取りまとめを行う予定。）
- 同検討会議では、包括的な支援体制の整備及び重層的支援体制整備事業の在り方について、その運用状況等を踏まえ、以下の論点が提示されている。
 - ・ 包括的な支援体制の整備が基本で、重層的支援体制整備事業は手段という枠組みとしている中で、重層的支援体制整備事業を実施する市町村が大幅に増加している現状について、どう考えるか。
 - ・ 包括的な支援体制の構築や重層的支援体制整備事業の開始にあたって、必ずしも、組織的な検討を経していない場合や、地域資源やニーズを把握する等のプロセスを経していない場合がある現状について、どう考えるか。また、定期的なPDCAの実施について、どう考えるか。
 - ・ 多機関協働事業について、各相談支援機関に負担感がある中で、その役割を超えて運用されているケースがあることや、市町村によって運用方法にばらつきがある現状について、どう考えるか。

(2) 連絡事項

- こうした運用状況等を踏まえ、次ページ以降に、「地域共生社会の実現－包括的な支援体制の整備－重層的支援体制整備事業」の関係性や、「重層的支援体制整備事業実施要綱」等に定める、同事業を実施するにあたってのプロセス、多機関協働事業の役割等を改めて示すので、
 - ・ すでに重層的支援体制整備事業を実施している市町村においては、同事業実施にあたってのプロセス等が適切であったかを確認し、必要に応じて事業の見直し等の検討を行うとともに、
 - ・ 同事業の実施を検討している市町村においては、各地域において、地域資源の分析等を行い、その状況や特性を把握するとともに、同事業を実施することで目指す方向性や取組内容について、多様な地域の関係者と十分な対話や合意形成を図った上で行うようお願いする。
- なお、地域共生社会（包括的な支援体制の整備）関連予算の、令和7年度予算案額は728億円であり、重層的支援体制整備事業の基準額の見直し等を行う方針である。各事業の具体的な執行方針は追ってお示しする。

第3 生活困窮者自立支援制度の推進等について

(1) 現状・課題

- ・ 令和6年4月に、居住支援の強化のための措置や支援関係機関の連携強化等の措置を盛り込んだ、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（困窮法等改正法）が成立し、令和7年4月1日の本格施行に向けた準備が必要である。
- ・ 生活福祉資金貸付制度については、会計検査院の令和5年度決算検査報告において、緊急小口資金等の特例貸付に関して、
 - ①フォローアップ支援における都道府県社協と市町村社協等の役割や実施方法の明確化、
 - ②債権管理積立額の確認体制の整備、
 - ③生活保護受給者による借受の事後確認を行うよう意見表示がされた。

(2) 令和7年度の取組

- ・ 令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算案において、困窮法等改正法の施行や、より効果的な支援のために必要な予算を計上している。
 - 令和6年度補正予算において、居住支援の体制整備やNPO法人等との連携強化、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化、就労準備支援事業・家計改善支援事業の未実施自治体への導入支援、都道府県による研修企画チーム・中間支援組織の立上げ支援等を図っている。
 - 令和7年度当初予算案において、自立相談支援機関における住まい相談機能の充実や、住居確保給付金における転居費用の支援、居住支援事業の強化を図る。また、就労準備支援事業・家計改善支援と自立相談支援事業を一体的に行うことを前提とした家計改善支援事業の国庫補助率の引上げや、生活困窮者向け事業と生活保護受給者向け事業の一体的な実施等を図る。
- ・ 特例貸付に関する令和5年度決算検査報告への対応として、借受人へのフォローアップ支援の役割・実施方法を明確化するとともに、債権管理積立額の確認体制を整備する。

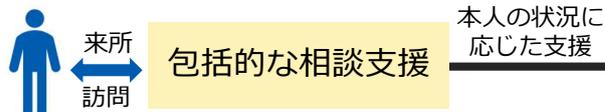
第3 生活困窮者自立支援制度の推進等について

(3) 依頼・連絡事項

- ・ 困窮法等改正法に基づく支援が着実に実施されるよう、住まいに関する包括的な支援体制の構築や任意事業の実施、関係機関との更なる連携の強化、支援に必要な体制の確保等に取り組んでいただきたい。
 - 困窮法に基づく各種事業の適切な実施は自治体の責務であることから、相談者からの相談を幅広く受け止め、必要な事業等の利用に確実につなぐよう改めてお願いする。
 - 自立相談支援事業を含め、特に支援実績が低調な自治体については、来年度の国庫補助協議において事業の見直しを依頼する可能性があるほか、国の担当者が訪問し、支援状況や課題等を聴取する予定である。
 - 加えて、就労準備支援事業と家計改善支援事業については、利用実績が0件の場合には基準額が減算されているが、令和8年度以降、自立相談支援事業を含め、利用実績に応じた評価の強化や、それに応じた補助体系の見直しも検討する予定であり、適切な相談・事業の実施をお願いする。
 - また、統計システムへの利用実績の入力は、国庫負担金・補助金の交付額の算定にも用いるものであり、徹底いただくよう改めてお願いする。
- ・ 子どもの学習・生活支援事業については、学習支援のみならず体験活動の取組を含めた生活支援の積極的な実施をお願いする。
- ・ 特定被保護者の生活困窮者向け事業の利用に当たっては、事業実施者や福祉事務所等との事前調整を含む、緊密な連携をお願いする。
- ・ 特例貸付については、管内の社協等と連携し、令和5年度決算検査報告への対応に関連する通知・事務連絡に沿った対応をお願いする。借受人等へのフォローアップ支援では、引き続き自立相談支援機関等の体制強化をお願いする。

生活困窮者自立支援制度の体系（令和7年度～）

R7年度予算案：760億円の内数
+ R6年度補正予算：80億円の内数



★ 自立相談支援事業

- ・ 全国907自治体で1,381機関
- ・ 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- ・ 一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成

◆ 支援会議

- ・ 関係機関が参加して生活困窮者に関する情報共有や地域課題解決に向けた議論を行う
- ・ 自ら支援を求めることが困難な生活困窮者を早期に支援につなぐ

住まいの確保の支援が必要

★ 住居確保給付金の支給

- ・ 就職活動を支えるための家賃費用や家計改善のための転居費用を給付

緊急に衣食住の確保が必要

◆ 居住支援事業

- ・ 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- ・ シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

住まいに課題があり地域社会からも孤立

◆ 就労準備支援事業

- ・ 一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための訓練

就労に向けた手厚い支援が必要

□ 認定就労訓練事業

- ・ 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

家計の見直しが必要

◆ 家計改善支援事業

- ・ 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

子どもに対する支援が必要

□ 子どもの学習・生活支援事業

- ・ 子どもに対する学習支援
- ・ 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

今回の改正等への対応ポイント

1. 新型コロナを機に顕在化した課題への対応

(1) 早期発見・継続的な見守り機能の強化



- ① 支援会議設置の努力義務化【令和7年4月1日施行】
- ② 支援会議の開催、地域の居場所等との連携、家庭等への訪問等による生活困窮者の状況把握の努力義務化【施行済】

(2) 多様な相談者層への対応強化



- ① (再掲) 支援会議設置の努力義務化【令和7年4月1日施行】
- ② 児童育成支援拠点事業との連携の努力義務の明確化【施行済】
- ③ 就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進と質の向上【令和7年4月1日施行】
- ④ 生活保護受給者が生活困窮者向けの就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業を利用できる一体実施の仕組みの創設【令和7年4月1日施行】

2. 持ち家のない単身高齢者数の増加等への対応

(1) 住まいの相談に対応できる体制の整備



- ① 自立相談支援事業における居住支援の強化【令和7年4月1日施行】
- ② 重層的支援体制整備事業における居住支援の強化【令和7年4月1日施行】
- ③ (住宅セーフティネット法) 居住支援協議会設置の努力義務化【令和7年10月1日施行(予定)】
- ④ 一時生活支援事業の強化
 - ・一時生活支援事業を「居住支援事業」に改称し、地域の実情に応じた必要な支援の実施の努力義務化【令和7年4月1日施行】
 - ・シェルター事業において緊急一時的な居所確保を行う場合の加算の創設【令和6年度~】
 - ・地域居住支援事業による見守り支援期間(最長1年)の柔軟化【令和7年4月1日施行(予定)】
- ⑤ 居住支援法人との連携の努力義務の明確化【令和7年4月1日施行】

(2) 家賃の低廉な住宅への転居支援の創設



- ① (住居確保給付金) 家計改善のための家賃の低廉な住宅への転居費用補助の創設【令和7年4月1日施行】

2 (1) 住まいの相談に対応できる体制の整備の全体像

住まいの総合相談窓口

市町村・都道府県

居住支援協議会

- 自立相談支援機関に設置、または、既存の制度(重層事業、居住支援法人、居住支援協議会等)を活用
 - ※ 自立相談支援機関の支援員の加算創設【令和7年度予算案】
- 主に4つの機能を想定
 - ① 住まいの相談対応、課題の把握・分析、支援方針の検討、必要な支援・連携先へのつなぎ、支援状況の確認等【相談支援】
 - ② 大家、不動産仲介業者、居住支援法人等からの相談対応
 - ③ 福祉事務所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等からの相談対応
 - ④ 物件・支援等の情報収集、地域の支援ニーズの把握等

後方支援・連携

- 住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進
 - 地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体
- <活動例>
- ・ 会議での情報交換、地域の支援体制の検討
 - ・ 不動産・福祉関係団体への働きかけ、ネットワーク形成
 - ・ 住宅相談・物件の紹介等の事業の実施
 - ・ 家賃債務保証・安否確認サービス等の紹介

丸投げではない

入居前

入居中

退居時

- ・ 住まい不安定(ネットカフェ、知人宅、寮付き就労等)、ホームレス、家賃が払えない
- ・ 高齢等の理由により、家探しが困難
- ・ 大家に賃貸借契約の締結・更新を断られた
- ・ 保証人がいない

- ・ 日常の安否確認・見守りや、必要に応じた福祉サービス等へのつなぎが必要
- ・ 高齢等の理由により定期的な見守りや支援が必要、地域で孤立している

- ・ 残置物の処理が困難

【支援策】

- ✓ シェルター事業(生活困窮者)：一時的な住まいを確保し、就労支援を行って、賃貸住宅での生活を支援
- ✓ 地域居住支援事業(生活困窮者、被保護者)：不動産仲介業者への同行支援などの入居支援、入居中の見守り・社会参加の支援
- ✓ 地域支援事業(高齢者)：不動産仲介業者への同行支援などの入居支援、入居中の見守り支援
- ✓ 救護施設、日常生活支援住居施設等(被保護者)：住まいと生活の支援
- ✓ 居住支援法人等：入居支援や保証人機能の確保、日常の安否確認・見守り等の必要なサービスの実施
- ✓ セーフティネット登録住宅：低額所得者や高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を断らない住宅
- ✓ 居住サポート住宅：日常的な安否確認・見守り、生活・心身の状況が不安定化した時の福祉サービスへのつなぎを行う住宅

2 (1) 住まいの相談に対応できる体制の整備

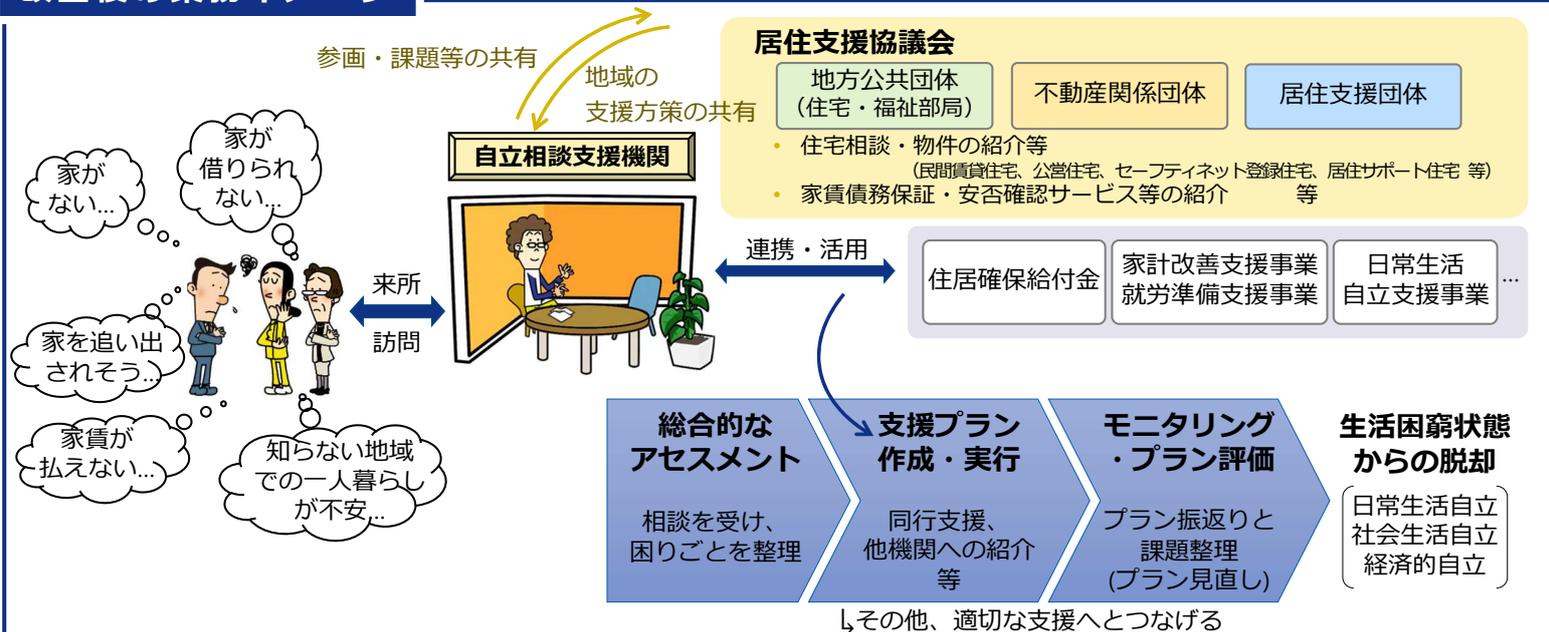
① 自立相談支援事業における居住支援の強化

改正の趣旨

令和7年4月1日施行

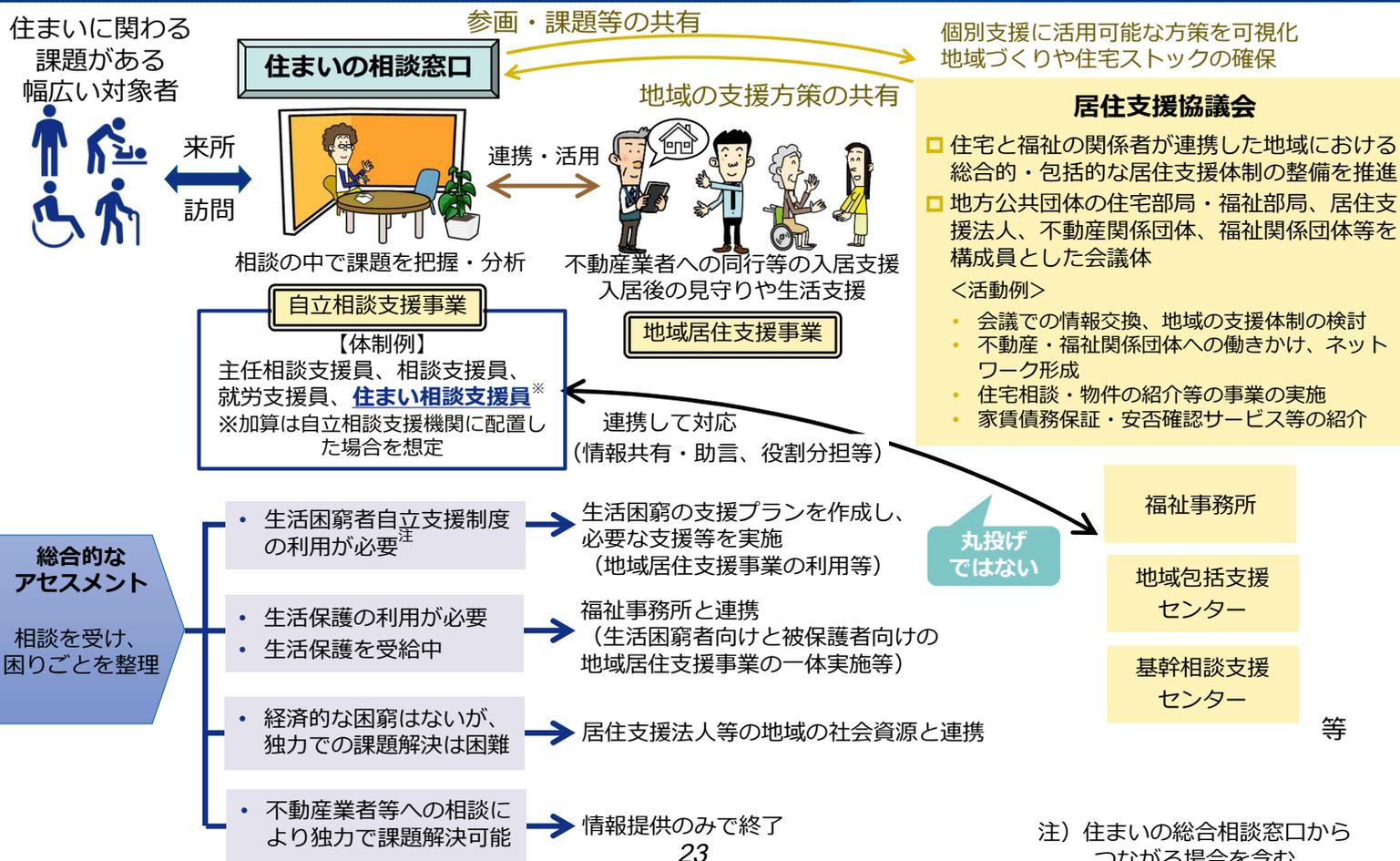
- 法律上の定義に「居住の支援」と明記し、自立相談支援事業で住まい・入居後の生活支援の相談に対応することを明確化。

改正後の業務イメージ



※ 住まいの総合相談窓口の機能を自立相談支援機関以外の機関が担う場合であっても、自立相談支援機関において住まいに関する相談があった場合には応じるとともに、地域において効果的な支援が行われるよう、支援のノウハウや課題等を総合相談窓口の機能を担う機関と共有することが望ましい。

自立相談支援機関での属性を問わない住まい相談 (イメージ)



住まい相談支援員に係る体制等について（案）

※現時点の案であり、今後、変更等がありえる。

自立相談支援機関の人員体制

- 現行、自立相談支援機関には、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3職種を配置することを基本としているところ。今般の法改正を踏まえ、3職種に加えて、住まいの課題に対応する住まい相談支援員を配置することが望ましい。
- 自治体の人口規模、人員等の状況により、他の支援員と兼務するなど、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うことも可能とする。

住まい相談支援員の要件

- 住まい相談支援員に係る要件については、主任相談支援員等と同様、当分の間、厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。
受講する研修は「相談支援員養成研修（初任者研修）」及び「一時生活支援事業従事者養成研修（7年度以降は居住支援事業従事者養成研修）」とする。

その他

- 住まいに関する相談に対して統一的に対応できるよう、アセスメントシート等、必要な帳票類を見直しする予定。（詳細については検討中）
- 自立相談支援事業を委託で行う場合、住まい相談支援員について、受託事業者が別の事業者にも再委託することも可能とする。

住まい相談支援員の役割について（案）

- 相談支援員の業務のうち、特に住まいの課題（住居確保給付金を活用した転居支援を含む。）に関する以下の業務を担当することが考えられる。※現時点の案であり、今後更に検討。

職種	主な役割
住まい相談支援員	<ul style="list-style-type: none"> ○住まいの課題を中心とした相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント、プランの作成、支援調整会議の開催等一連の相談支援プロセスの実施、記録の管理、訪問支援（アウトリーチ） ○個別的・継続的・包括的な支援の実施 ○住宅関係機関（大家、不動産事業者、居住支援法人、居住支援協議会事務局等）からの相談対応 ○福祉関係機関（福祉事務所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等）からの相談対応 ○物件・支援等の情報収集、地域の支援ニーズの把握等 <ul style="list-style-type: none"> ・居住支援協議会、居住支援法人等と連携し、生活困窮者等の入居に積極的な家主や不動産業者の開拓及びネットワークの構築、セーフティネット住宅や連帯保証人が不要である住宅など、入居しやすい住宅（公営住宅、空き家、他施設等の有効活用を含む。）のリスト化など
（参考） 居住支援員 【地域居住支援事業】	<ul style="list-style-type: none"> 自立相談支援機関において策定されたプランをもとに ○入居にあたっての支援 <ul style="list-style-type: none"> ・（住まい相談支援員からの情報をもとに）不動産業者等への同行、物件や家賃債務保証業者のあっせん依頼、家主等との入居契約等の手続きに係る支援 ○居住を継続するための支援 <ul style="list-style-type: none"> ・戸別訪問等による見守りや生活支援 ○互助の関係づくり <ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民との交流の場づくりなど、地域とのつながりの構築支援 ※地域全体で交流の場づくりが必要な場合は自立相談支援機関において対応 ※地域づくり関連業務（地域への働きかけ）は基本的に自立相談支援機関の役割として想定しているが、居住支援員も居住支援協議会に参画するなど、住宅関係団体と関係性を構築しておくことが望ましい。

自立相談支援機関／重層的支援体制整備事業での居住支援（イメージ）

既存の相談支援機関

住まいの相談窓口

自立相談支援機関



自立相談支援機関と連携して対応（情報共有・助言、役割分担等）

福祉事務所

地域包括支援センター

基幹相談支援センター etc...

自立相談支援機関単独での対応が可能な場合

総合的なアセスメントを実施（相談を受け困りごとを整理）

支援対象者が置かれている状況	想定される対応例
<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援制度の利用が必要 	生活困窮の支援プランを作成し、必要な支援等を実施（地域居住支援事業の利用等）
<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の利用が必要 生活保護を受給中 	福祉事務所と連携（生活困窮者向けと被保護者向けの事業の一体実施等）
<ul style="list-style-type: none"> 経済的な困窮はないが、独力で課題解決は困難 	居住支援法人等の地域の社会資源と連携
<ul style="list-style-type: none"> 不動産業者等への相談により独力で課題解決可能 	情報提供のみで終了

連携

地域居住支援事業	不動産業者への同行等の入居支援 入居後の見守りや生活支援
----------	---------------------------------

後方支援

居住支援協議会	福祉部局・住宅部局・不動産関係団体・居住支援団体等が連携し、 ・個別支援に活用可能な方策を可視化 ・地域づくりや住宅ストックの確保
---------	---

世帯全体の課題が住まいや困窮だけではなく、複合化・複雑化しているケースで、自立相談支援機関単独での対応が難しい場合

<改正社会福祉法第106条の4第4項>

市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たって、居住支援協議会などの居住の支援に関する機関と緊密に連携しつつ、居住の安定確保のための支援を行うように努める

多機関
協働事業

- 自立相談支援機関が行ったアセスメントをもとに、重層的支援会議を開催し、世帯の課題やニーズに応じて支援すべき機関との役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランを作成。
- 支援関係者がチーム一体となり、プランに基づく支援が円滑に進むよう、必要な支援を実施。

既存の社会資源で対応可能な場合

入居支援や入居後支援が必要であるが、既存の社会資源では対応が難しい場合（★）

参加支援事業
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- 入居支援や入居後の見守り支援、利用者の地域の社会資源・支援メニューとのマッチング（社会参加に向けた支援）、本人とのつながりの形成に向けた支援等を行う。

（★）狭間のニーズを抱える者（ひきこもり、就職困難者、障害グレーゾーン等）であって、居住の安定を図る必要性が高い者が世帯内にいる場合を想定。

<改正社会福祉法第106条の6第5項>

参加支援事業において、社会参加のために必要な便宜の提供として「現在の住居において日常生活を営むのに必要な援助」を行うことが明記

2（1）住まいの相談に対応できる体制の整備

③（住宅セーフティネット法）居住支援協議会設置の努力義務化

改正の趣旨

令和7年10月1日施行（予定）

- ・ 居住支援協議会について、全ての自治体で設置されることを目指し、その設置を自治体の努力義務とする。（R6.12末時点：146協議会（全都道府県、108市区町村））
- ・ 住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行うものを構成員とすることを明確化。

改正後の業務イメージ

- ・ それぞれの市区町村で居住支援協議会を設置し、生活困窮者自立支援制度担当をはじめとする福祉部局も参画。（自立相談支援機関や地域居住支援事業者も参画することが望ましい。）

主な活動内容

- ・ 会議での協議、情報交換
- ・ 不動産・福祉団体への働きかけ、ネットワーク形成
- ・ 住宅相談事業、物件の紹介
- ・ 家賃債務保証、安否確認サービス等の紹介等



構成員の例：

- ・ 住宅部局、福祉部局（生活困窮者自立支援、生活保護、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉担当等）
 - ・ 住宅・不動産関係団体※、居住支援法人、福祉支援団体、サービス事業者
 - ・ 士業団体（建築士会、弁護士会、社会福祉士会、土地家屋調査士会等）
 - ・ 家賃債務保証会社、消費者団体、大学 等
- ※ 全国宅地建物取引協会、全日本不動産協会、日本賃貸住宅管理協会、全国賃貸住宅経営者協会、住宅供給公社、都市再生機構（UR）等の都道府県組織・支部など

2 (1) 住まいの相談に対応できる体制の整備

④ 一時生活支援事業の強化

【実績】

- ・ シェルター：366自治体(40%)(R5)
- ・ 地域居住支援：55自治体(R5)

令和7年4月1日施行等

改正の趣旨・効果

- ・ ホームレスだけでなく、賃貸住宅に入れない高齢者等も想定した居住支援の強化が求められる中、地域居住支援事業の役割がますます重要となることから、一時生活支援事業を「居住支援事業」に改称。
- ・ 居住支援事業に含まれるシェルター事業・地域居住支援事業について、地域の実情に応じて必要と認める事業の実施を努力義務化。
 - ✓ 本事業が「一時的な居所の確保の支援」と「地域で安定的に居住を継続していくための支援」の両輪を進めていくべきものであることを明確化。
 - ✓ 「住まい不安定」「ホームレス」といった課題を抱える生活困窮者への支援を充実し、本人の自立はもとより、地域の活性化や孤独死の防止を図る。

改正後の業務イメージ

- 自立相談支援機関及び関係機関等と連携して、地域のニーズ等を把握し、広域実施も含め事業実施を検討。
 - ✓ 例えば、ホームレスが多い都市部などの地域では、シェルター事業と地域居住支援事業の両方を実施。一方、ホームレスが少ない地域では、一人暮らしに不安を抱える生活困窮者や持ち家のない単身高齢者への居住支援のため、地域居住支援事業を優先的に実施。

(現行)

一時生活支援事業 (任意事業)

シェルター事業
〈当面の日常生活支援〉

地域居住支援事業

- ・ 入居支援
 - ・ 見守り支援 (※)
 - ・ 環境整備
- (※) 期間は最長1年

(改正後)

居住支援事業 (必要な支援の実施を努力義務化)

シェルター事業
〈当面の日常生活支援〉

地域居住支援事業

- ・ 入居支援
 - ・ 見守り支援 (※)
 - ・ 環境整備
- (※) 期間の柔軟化 (延長も可とする)

2 (1) 住まいの相談に対応できる体制の整備

⑤ 居住支援法人との連携の努力義務の明確化

【指定状況】

- ・ 896法人 (R6.6末時点)

令和7年4月1日施行

改正の趣旨・効果

- ・ 地域において、より効果的に住まいに関する支援を行うため、自治体は、生活困窮者自立支援制度の各事業を行うにあたって、居住支援法人との連携を図るよう努めるものとする。
 - ✓ 賃貸や居住に関する専門知識を有する支援関係機関との連携により、住まい支援の強化を図ることができる。

改正後の業務イメージ

- 居住支援法人は、住宅確保要配慮者の居住支援の担い手として都道府県が指定
(法人の立上げやその活動に対する国土交通省の補助あり)

居住支援法人に指定される法人

- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 (不動産事業者等)

居住支援法人が行う業務

- ・ セーフティネット住宅の入居者への家賃債務保証
- ・ 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ・ 大家に対する必要な情報提供
- ・ 見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援
 - ※居住サポート住宅で見守り・安否確認サービスを行う場合もある
- ・ 住宅確保要配慮者からの委託に基づき、死亡時の賃貸借契約の解除、残置物処理等を行うこと

考えられる連携の例

居住支援
を依頼

支援依頼したケース
の支援調整会議への
参加を依頼

支援会議の構成員
として参画を依頼

自立相談支援機関の
住まい相談に関する
(再) 委託先に

地域居住支援事業
の委託先に

- 居住支援法人による居住支援 (入居中の支援等) は、高齢者、生活困窮者、障害者等の福祉サービスとの関連性が高いことから、都道府県による居住支援法人の指定審査・監督業務については、新たに福祉部局も担う。

【令和7年10月1日施行 (予定)】

2 (2) 家賃の低廉な住宅への転居支援の創設

① (住居確保給付金) 家計改善のための家賃の低廉な住宅への転居費用補助の創設

改正の趣旨

令和7年4月1日施行

- 住居確保給付金を拡充し、家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用を補助

改正後の業務イメージ

※現時点の案であり、今後、変更等がありえる。

<対象者>

- 収入が著しく減少し、家計改善のため、転居により家賃負担等を軽減する必要がある生活困窮者であって、支給要件（現行の家賃補助と同じ収入・資産要件を設ける予定）を満たす者
 - ※ 例：配偶者と死別し世帯の年金収入が減少した高齢者、疾病等で離職し就労収入を増やすことが難しい者等
 - ※ 現在より家賃の低い物件に転居する場合のほか、家賃負担が多少上がっても、通院先への交通費負担が軽減される場合や、持ち家を修繕する負担が大きい場合等、家計全体の改善に資する転居を支援
 - ※ 求職活動要件は「なし」とする予定

【参考】現行の家賃補助の収入・資産要件

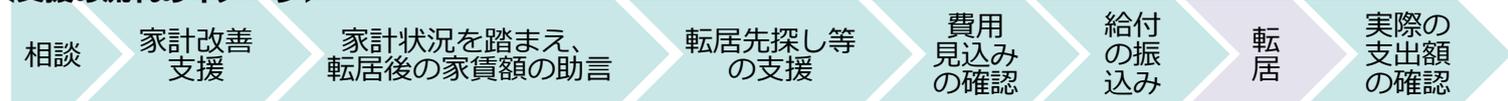
収入要件：市町村民税均等割非課税の水準＋家賃額

資産要件：市町村民税均等割非課税の水準の6か月分で、100万円を超えない額

<支給額> **新たな住居の確保に要する費用**（転居先の自治体における住宅扶助を基準とする額の3倍の額（これによりがたい場合は別に厚生労働大臣が定める額）を上限とする。）ただし、実費が支給額を下回る場合は実費相当。

<対象経費> 転居先への家財の運搬費用、転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、保証料、保険料）
※自治体をまたぐ転居の場合は、転居元の自治体が給付金を支給し、転居先の自治体に情報を引き継ぐ

<支援の流れのイメージ>



※転居先の大家、引越し運送事業者等に対し、転居先の住宅の状況や当該住宅の確保に関する事項について報告を求めることができる

住居確保給付金（転居費用分）の支給要件等（案）

【支給要件】 次の①～⑧のいずれにも該当する生活困窮者とする。

①	個人と同一の世帯に属していた者の死亡、当該個人又は同一の世帯に属する者の離職、休業等により収入が著しく減少（※）し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること ※「著しく減少」については、収入減少前は、その時点の収入や貯蓄等によって継続的に生計の維持が可能であったが、収入等の減少によって、食費や公共料金などの日常生活に必要な費用の捻出が困難になり、その状態が継続することで生計の維持が困難となる程度に収入が減少した場合を想定（一律の数値的な基準は設けない）。
②	申請日の属する月において、収入が著しく減少した月から2年以内であること
③	申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること（現行並び）
④	申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額（市町村民税が課税されていない者の収入額（各自治体が条例で定める市町村民税均等割が非課税となる所得額に給与所得控除額を加えて得た額、1,000円未満切り捨て。）に1/12を乗じて得た額（1,000円未満切り上げ）とする）に申請者の転居前の家賃額（※）を合算した額（収入基準額）以下であること〔収入要件〕（現行並び） ※「転居前の家賃額」について、転居前の住居が持家である場合や住居を持たない場合については、その居住の維持または確保に要する費用の額（固定資産税、火災保険等の当該住居の維持にかかる費用や、ネットカフェ利用料等の寝泊まりする場所の確保に要する費用）とすることとする。
⑤	申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること〔資産要件〕（現行と同じ）
⑥	生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、より家賃が低額な物件等の新たな住居へ転居し支出を削減する又は転居に伴い家賃が上がる（持ち家からの転居を含む。）が家賃負担を含めた家計全体の支出が改善されるなど、転居することが自立を促進するために必要であるが、そのための費用の捻出が困難であると認められること
⑦	自治体等が法令又は条例等に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと（現行と同じ）
⑧	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと（現行と同じ）

※なお、現に家賃分の支給を受けている者が転居費用分の支給を受ける場合は、別途①～⑧に該当することを必要とすることとする。
その際、家賃分の支給期間については転居の前後を通算して3か月とする。

① 支援会議設置の努力義務化

令和7年4月1日施行

改正の趣旨

- 支援会議について、全ての自治体で設置されることを目指し、その設置を自治体の努力義務とする。
(R4: 322自治体、36%)

改正後の業務イメージ

- 関係機関等が、地域で生活困窮が疑われる者を把握した際、今後の支援の方針や役割分担について議論
 - 様々な専門的見地から支援の内容を協議するほか、個別課題から見てきた地域課題等の解決方法について議論
- ※具体的な支援プランの決定・評価は支援調整会議で行う。

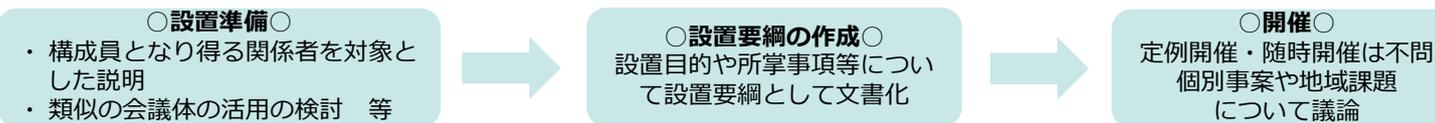


- 構成員の例：
- 自立相談支援機関等の制度関係者
 - 社会福祉協議会
 - 地域包括支援センター
 - 福祉・就労・住宅等の関係機関職員
 - 教育委員会・学校関係者
 - 民生・児童委員
 - ライフライン事業者、郵便局、新聞配達所
 - NPO等の民間団体、地域住民

類似の他法に基づく会議体との連携

- ※ 対象者等が類似し、議論する地域課題にも共通性が高い、調整会議（生活保護法）または支援会議（社会福祉法）との相互連携を図るように努めるものとする。
- 具体的な連携方法：同一の会議体を活用、複数会議体による合同開催 等

<支援会議立上げに向けたイメージ>



事例集：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>

支援会議の設置及び運営に関するガイドラインの改正について①

- 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号。以下「改正法」）により、生活困窮者自立支援法（以下「法」）に規定する支援会議の設置が都道府県等の努力義務とされたこと等を踏まえ、「支援会議の設置及び運営に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の改正を予定。（令和7年4月1日適用）
- 改正のポイントは以下の通り。

① 支援会議の設置の努力義務化に伴う所要の見直し

- 抱える課題が複雑化・複合化した自ら声をあげることができない生活困窮者の存在等から、関係機関間で適切に情報共有を行い、アウトリーチを含めた早期の支援につなげることがますます重要となっている。
- こうした背景から、改正法による法の改正により、関係機関間の円滑な連携や地域づくりを進めるための重要な基盤となる支援会議の設置を都道府県等の努力義務とした旨をガイドラインに反映。

※関連して、構成員のうち行政では把握が難しい地域住民の些細な変化に気づくことができる機関として金融機関が想定されることについても明確化。

② 他法に基づく類似の会議体との連携の努力義務化に伴う所要の見直し

- 改正法により、支援会議は、生活困窮者に対する支援の円滑な実施のため、生活保護法に規定する調整会議（※）又は社会福祉法に規定する支援会議との相互連携を図ることを努力義務としたことを踏まえ、これらの他法に基づく他の会議体との連携に当たっての考え方をガイドラインに明記。

（※）改正法による生活保護法の改正により、令和7年4月1日より、ケースワーカーと関係機関との支援の調整や情報共有を行うための枠組みとして会議体を設置できることを法定化

支援会議の設置及び運営に関するガイドラインの改正について②

③ 個人情報保護法との関係の整理・明確化

【個人情報の取扱いの原則と例外】

- 生活困窮者の個人情報に関係機関等と共有する際には、個人情報保護法に基づき本人の同意を得ることが基本。
- 他方、**本人が支援を求めることができないことに相当の理由があつて同意を得ることが困難であると支援会議の構成員が判断した場合**には、**例外的に本人の同意がなくとも支援会議において生活困窮者の個人情報の共有が可能**。例外に該当すると判断する際の考え方・整理（下記参照）をガイドラインに反映。
- なお、支援会議で取扱う事例は、本人の同意を得ることが困難なケースが主に想定されること、**今般の改正はあくまでも個人情報保護法との関係を整理・明確化するものであり、各自治体における従前からの取組・運用を妨げることを目的としたものではない**。

【個人情報保護法との関係の整理】

- 以下の場合には個人情報保護法上の例外（本人同意なく生活困窮者の個人情報の共有が可能な場合）に該当することを明確化。
 - ① **法令に基づく場合**
以下 i) ~ iii) の全てに該当すると支援会議の構成員が判断した場合は、法第9条第4項に基づく情報の提供（支援会議における生活困窮者の個人情報の共有）が個人情報保護法上の例外である「法令に基づく場合」に該当するものとして本人同意なく支援会議における情報共有が可能。
 - i) 本人が支援を求めることができないことに相当の理由があり、同意が得られない場合
 - ii) 速やかに介入しなければ生命、身体又は財産に危険が見込まれるような場合
 - iii) 支援会議の構成員の間で情報共有する必要がある場合
 - ② **人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき**
 - ③ **公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき**

(※) 社会福祉法第106条の6に基づく支援会議の取扱い

社会福祉法第106条の6に基づく支援会議においても、本資料の「③個人情報保護法との関係の整理・明確化」は、同様の取扱いとなるので、当面、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議に準じて取り扱うよう、あわせてお願いします。また、社会福祉法に基づく支援会議の構成員としても金融機関も想定されることや、社会福祉法に基づく支援会議から、例えば、認知症が疑われる者の状況等を把握している金融機関に対して必要に応じて情報提供を求めること等が想定されるため、自治体の実情に応じて、金融機関との連携を図っていただくよう、あわせてお願いします。

1 (1) 早期発見・継続的な見守り機能の強化

② 支援会議の開催、地域の居場所等との連携、家庭等への訪問等による生活困窮者の状況把握の努力義務化

改正の趣旨

令和6年4月24日施行

- ・ 自治体は、関係機関・民間団体と緊密な連携を図りつつ、生活困窮者の状況の把握を行うよう努めることとする。

改正後の業務イメージ

- 下記の方法等により、生活困窮者の状況を把握し、積極的な働きかけ（アウトリーチ）を行う。
 - ✓ 具体的な方法については、地域の実情に応じて創意工夫する。
 - ✓ 個人情報の共有にあたっては、原則本人の同意が必要。ただし、判断能力不十分等により本人同意の取得が困難で、生命・身体・財産の保護のために必要な場合は本人同意なしでも情報共有可。

支援会議の開催

- ・ 地域で関係機関等が把握している、困窮が疑われる者や生活困窮者の個々の事案の情報を共有し、支援方法等を検討



地域の「居場所」との連携

- ・ 自立相談支援機関等が、地域で「居場所」を運営する団体・個人と連携し、まだ支援につながっていない生活困窮者（気になる人）の情報共有や、支援中の生活困窮者の見守り・必要な情報共有を依頼
 - ・ 自立相談支援機関等が「居場所」での出張相談を実施
 - ・ 地域に連携可能な「居場所」がない場合には、社会資源の開発に努める
- ※ 社会資源の開発については、自立相談支援事業の「支援の質の評価に係る加算」の対象となるほか、「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」が活用可能

家庭等への訪問

- ・ 「支援会議の開催」や「地域の『居場所』との連携」等を通じて把握した生活困窮者について、自立相談支援機関等の支援員が、自宅や学校、定期的に通っている「居場所」等を訪問し、相談に応じたり必要な支援につなげたりする
- ※ 訪問の実施は、自立相談支援事業の「支援の質の評価に係る加算」の対象となる

〈実際の取組例〉

- ・ 関係機関で把握した生活困窮者を生活困窮者自立支援制度につなぐための地域における体制整備（関係機関への訪問や説明会の開催による事業周知、関係機関の開催するイベントへの参加等による顔の見える関係作り）
- ・ LINEやzoomを活用した相談受付を実施。LINEのQRコードをネットカフェなどに置く等によるアプローチ

1 (2) 多様な相談者層への対応強化

② 児童育成支援拠点事業との連携の努力義務の明確化

改正の趣旨

令和6年4月24日施行

- 地域において、より効果的に子どもへの支援を行うため、自治体は、生活困窮者自立支援制度の各事業を行うにあたって、児童育成支援拠点事業との連携を図るように努めるものとする。

改正後の連携イメージ

- 子どもの学習・生活支援事業と児童育成支援拠点事業は、使用する会場（拠点）や支援者等に重複があることも想定されることから、例えば、学習ボランティアなど事業に関わる人材確保に関し、担当者間で連携して募集するなど、同一自治体内で両事業を効果的・効率的に実施することが考えられる。

こどもの生活・学習
支援事業

社会教育法に基づく
学習の機会を
提供する事業

新 児童育成支援拠点事業



複数の事業を実施する場合、担当部局が連携して対象者、使用する会場、学習ボランティア等を調整

基本的な生活支援の
実施の原則化とする予定

子どもの学習・生活支援事業

学習支援

- 日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ、高校進学支援
- 高校中退防止（定期面談等による細やかなフォロー）等

生活習慣・育成環境の改善

- 学校・家庭以外の居場所づくり
- 生活習慣の形成・改善支援
- 小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等、親への養育支援を通じた家庭全体への支援等

教育・就労（進路選択等）に関する支援

- 進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- 関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言等

- ※ なお、今回の生活保護法改正で創設された「子どもの進路選択支援事業」を実施する場合であっても、その生活保護世帯の子どもへの進路選択支援以外の生活支援について、「子どもの学習・生活支援事業」の活用も可能

1 (2) 多様な相談者層への対応強化

③ 就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進と質の向上

改正の趣旨

令和7年4月1日施行

- それぞれの自治体が就労準備支援事業や家計改善支援事業等を実施し、事業間で相互補完的・連続的な支援を行うことにより、生活困窮者がどの自治体に住んでいても自立に向けた一歩を踏み出せるよう、

① 家計改善支援事業の国庫補助率を原則2分の1から一律3分の2に引き上げる

② 必ず3事業（自立、就労、家計）を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うものとする

※就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業の全国実施のための体制整備や支援の質の向上を図るための指針（告示）策定予定

改正後の業務イメージ

- 就労準備支援事業、家計改善支援事業を未実施の自治体においては、地域のニーズを把握し、実施を検討
 - ✓ 小規模自治体でも、周辺との広域実施、週1回の訪問実施、2か月に1回の駐在実施など工夫の余地あり
 - ✓ 都道府県による、未実施自治体での事業の広域的实施等について、厚生労働省で予算要求
- 3事業の一体的実施のイメージ
 - ✓ 自立相談支援機関による相談対応時や自立支援計画の策定時に、就労・家計の支援員も参画し、多角的に支援方針を検討
 - ✓ 支援開始後も各事業の支援員が緊密に連携し、支援対象者の状態や支援の実施状況に関する情報を共有等



就労準備支援事業

就労に向けた準備が必要な者に対し、日常生活・社会生活・経済的自立のための訓練を実施

自立相談支援事業

3事業を効果的・効率的に実施
※同一事業者に委託する必要なし

家計改善支援事業

家計の見直しが必要な者に対し、家計表等を用いて、家計を把握し、家計改善意欲を高めるための支援を実施

自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の方法

① 相談時における連携

- 自立相談支援機関による相談時に、就労準備支援事業・家計改善支援事業の支援員も同席し、それぞれの専門知識を活かしたアセスメントを実施。
 - ✓ 近接する場所に事業所を設置するなど、相談時に同席を依頼しやすい環境をつくること。

② 自立支援計画の策定時における連携

- 自立相談支援機関による自立支援計画の策定時に、支援調整会議に、就労準備支援事業・家計改善支援事業の支援員も参画し、多角的に支援方針を検討。
 - ✓ 支援調整会議の開催方法や開催スケジュール等の運営方針は、あらかじめ各事業の実施者と共有すること。
 - ✓ 支援調整会議に、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の支援員が出席できない場合は、会議開催に先立って両事業者への意見の聞き取りや意見書提出を求める等、両事業者と連携が図られるような手段を講じること。

③ その他の連携

- 支援開始後に各事業の支援員が緊密に連携し、支援の実施状況及び支援対象者の状態について情報を共有、当該情報を活用して支援する体制を確保
- 支援開始後に各事業の支援員が必要に応じ他事業で実施する面談等に同席するなど、各事業の支援員がそれぞれの事業に相互に参画する体制を確保
- 他の事業やサービス等の利用が望ましい場合に自立相談支援事業につなぎ、必要な支援につなげる体制を確保

ポイント

- 3事業のうち複数をも同一事業者へ委託して実施する場合は、仕様書・契約書等の中で、各事業の連携を想定する場面や方法等について具体的に明記しておくことが重要。
- 各事業を別の事業者へ委託して実施する場合は、自治体が主導して連携体制を構築すること。

1 (2) 多様な相談者層への対応強化

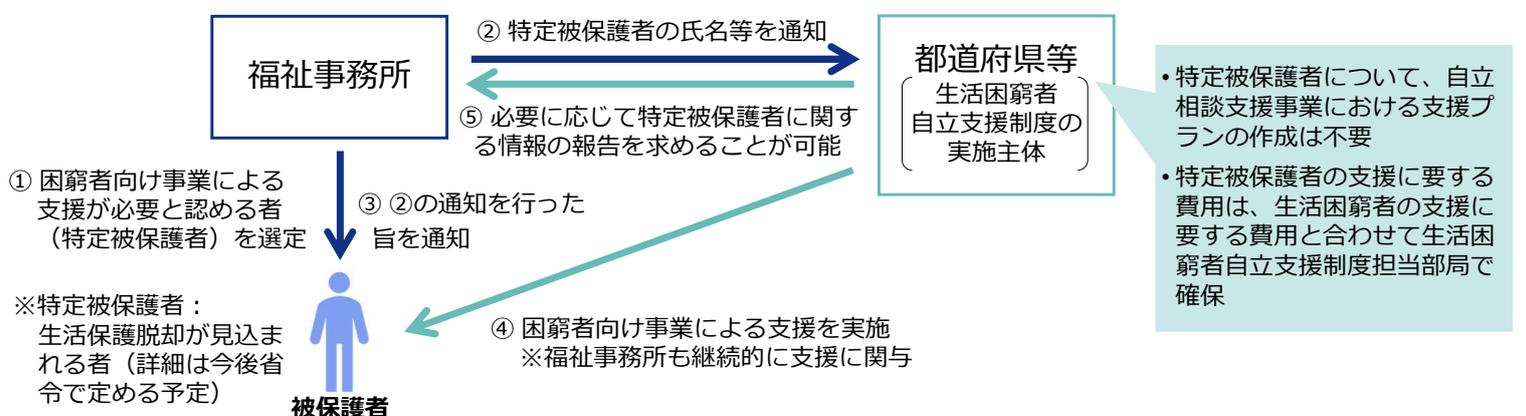
④ 生活保護受給者が生活困窮者向けの就労準備支援事業等を利用できる 一体実施の仕組みの創設

改正の趣旨

令和7年4月1日施行

- 就労準備支援事業・家計改善支援事業・地域居住支援事業（困窮者向け事業）について、新たに「特定被保護者」を事業の対象とし、生活困窮者と同様に支援を行うことができることとする。

改正後の業務イメージ



ポイント

- 地域の被保護者・生活困窮者の状況や、両制度における各事業の実施状況等に応じた実施方法が重要。
- 両制度の担当部局、福祉事務所、自立相談支援機関、各事業の受託事業者等の中で、あらかじめ特定被保護者の困窮者向け事業の利用に関する手続き等をあらかじめ関係者間で調整することが望ましい。

<調整事項の例>

- ・ 特定被保護者が困窮事業を利用する場合の手続き（流れ）
- ・ 福祉事務所の関わり方
- ・ 困窮者・特定被保護者の利用者数の見込み 31等

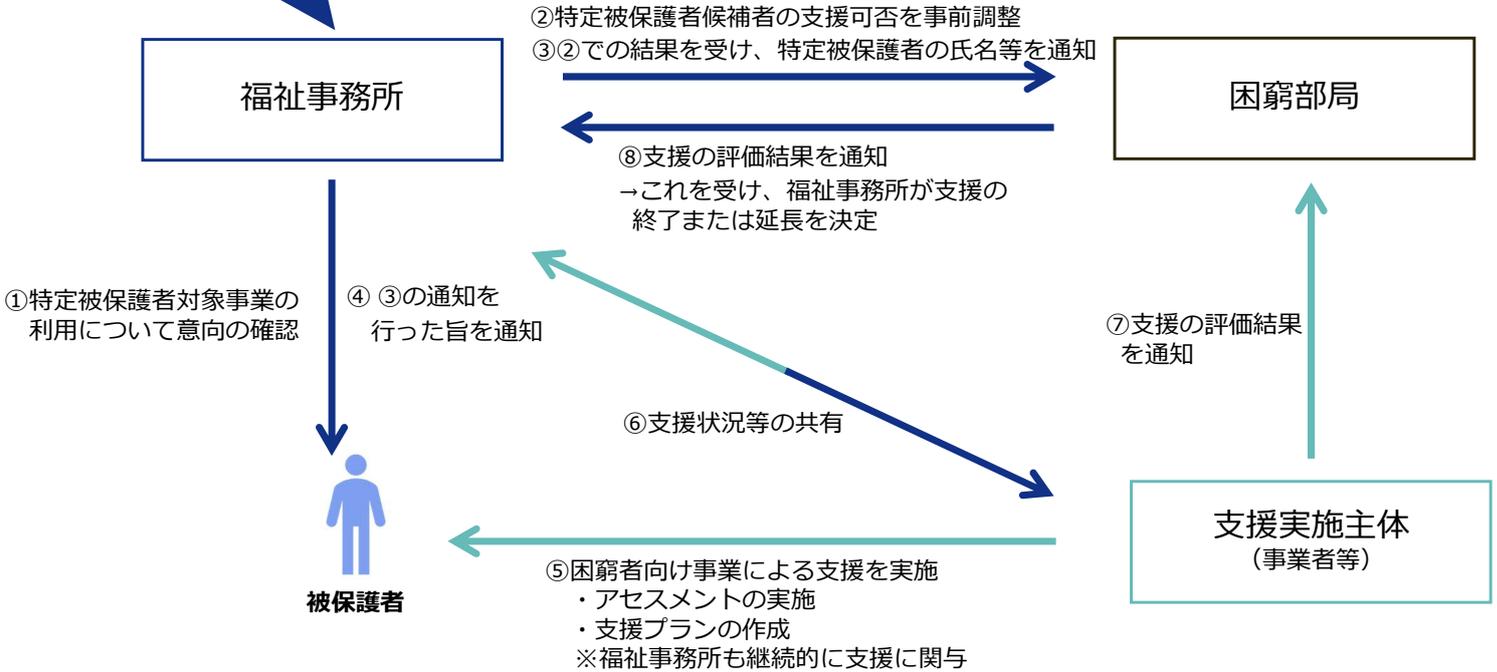
特定被保護者による生活困窮者向け事業の利用の流れ（イメージ）

<困窮者向け事業の利用が有効な事情>

- ・ 被保護者向け事業を実施していない
- ・ 対象者が、被保護者向け事業の対象者層に合わない 等

<特定被保護者対象事業の実施に向けた準備>

- ・ 困窮部局、福祉事務所、自立相談支援機関、支援実施主体等の中で、特定被保護者による困窮者向け事業の利用に関する手続き等をあらかじめ関係者間で調整
- （例）利用する場合の手続き（流れ） ・ 福祉事務所の関わり方 等



制度改正への対応にお困りの際に活用可能な事業等

都道府県による市町村支援事業

法に基づく都道府県の責務として、制度の円滑な実施を推進するため、地域の実情に応じ、市町村に対して、例えば以下のような必要な助言・情報提供等の援助を実施することとしています。

- ・ 支援員に対する人材養成研修・シンポジウム等の実施
- ・ 事業の広域実施に向けた自治体間の調整
- ・ 事業実施のための市町村への助言、訪問による支援等
- ・ 社会資源の広域的な開拓のための説明会の開催・調査研究等
- ・ 市域を越えたネットワークづくりのための協議の場の構築等（困難事例に関する相談やケース検討等を行う場）

照会先：各都道府県の制度担当



ニュースレター

国から自治体職員・支援者向けに、自治体の取組事例や国からのお知らせなどを発信。

バックナンバーはこちら▶
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>



自治体事例集

厚生労働省ホームページにおいて、任意事業や支援会議の立上げ方法・実施上の工夫、都道府県による市町村支援の方法などの事例を掲載。人口規模や課題ごとに事例検索ができるツールも掲載しています。

掲載先はこちら▶
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>



※アクセス後、ページ下部の「事例集」まで画面をスクロールしてください。

困窮者支援情報共有サイト ～みんなつながるネットワーク～

生活困窮者自立支援制度の担当自治体職員・支援者等向けに、最新情報や研修教材、関係通知・事務連絡などを集約したサイト。

<https://minna-tunagaru.jp/>



<自治体コンサルティング事業をご活用ください！～> 都道府県の参加も可能です！

○法改正への対応、未実施事業の立ち上げや、その後の運営面での課題等々、制度運用上の課題に全国の先進自治体職員や民間支援者の皆様が直接お伺いし、課題解決に向けたお手伝いをいたします。(全2回)



【1回目】ヒアリング (zoomや対面)

・皆さんの課題を直接講師の皆様がお伺いいたします。
自治体の皆様他、受託事業者の方の参加も積極的にお伺いしております。

【2回目】個別の課題に応じて研修等を実施

・課題に応じて、個別に事例紹介や事業展開の方法を助言、意見交換をしたり、他機関を交えた研修や意見交換を実施いたします。



【事例】

- 就労準備の実績が上がらない。どのような工夫ができるか？
- 家計改善支援事業の効果が分からない。他の自治体はどのように効果を上げているのか。
- 都道府県研修の企画チームを交えて、今後の企画に向けて情報交換をしたい。
- 支援員の育成が追い付いていない。 ○住まい支援のイメージがつかめない

等々

【募集】毎年6月～7月頃に事務連絡・委託事業者からの周知等で募集を始めますので、お気軽にお申し込みください。

※支援実績が低調な自治体においては、国の担当者が訪問し、支援状況や課題等を聴取することも検討しております。

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の貸付実績 (実施期間：令和2年3月～令和4年9月末)

	貸付決定件数	貸付決定金額
合計	382.3万件	1兆4,431億円
緊急小口資金	162.1万件	3,038億円
総合支援資金 (初回貸付)	114.7万件	5,913億円
総合支援資金 (延長貸付)	45.3万件	2,348億円
総合支援資金 (再貸付)	60.1万件	3,133億円

※ 各資金種別の貸付実施期間については以下のとおり。

- ・ 緊急小口資金及び総合支援資金 (初回貸付)：令和2年3月～令和4年9月末
- ・ 総合支援資金 (延長貸付)：令和2年7月～令和3年6月末
- ・ 総合支援資金 (再貸付)：令和3年2月～令和3年12月末

緊急小口資金等の特例貸付における償還の状況（令和6年12月末日時点の実績）※速報値

資金種類	(A) 貸付実績	(B) 償還免除			(C) 償還猶予	(D) 償還対象	
		①判定年度における住民税非課税免除	②償還開始以降の免除（①以外）	(E) 償還済		(E) 償還済	
緊急小口資金	件数	1,621,421	689,603	573,396	116,207	52,931	943,190
	金額(億円)	3,037	1,254	1,076	178	77	576,585
総合支援資金(初回)	件数	1,147,341	545,201	455,676	89,525	36,315	578,403
	金額(億円)	5,913	2,820	2,386	434	172	316,208
総合支援資金(延長)	件数	453,043	187,072	152,910	34,162	20,916	249,544
	金額(億円)	2,348	976	807	169	104	109,501
総合支援資金(再貸付)	件数	601,039	189,537	172,923	16,614	-	386
	金額(億円)	3,133	1,004	919	85	-	168
合計	件数	3,822,844	1,611,413	1,354,905	256,508	110,162	1,771,523
	金額(億円)	14,431	6,055	5,189	866	353	1,002,462

※ ①は、資金種類ごとに償還が開始される年度を判定年度とし、その年度において借受人及び世帯主の住民税が非課税となっている場合に免除するもの。
 ※ ②の要件は、判定年度以降における住民税非課税や生活保護の受給、借受人の死亡、債務整理が行われた場合など。
 ※ 表内の数値は令和6年12月末日時点の状況として令和7年1月29日時点で各都道府県社会福祉協議会から全国社会福祉協議会へ報告があったものを集計したものであり、今後変動の可能性があり得る。
 ※ 「(D) 償還対象」「(E) 償還済」の件数及び金額は、償還途中で償還免除又は償還猶予となった債権、及び、全額償還が完了した債権を除く（緊急小口資金のみ全額償還が完了した債権も含む。）。
 ※ 「(D) 償還対象」は、償還時期が令和6年12月までに償還される予定の件数及び金額（緊急小口資金のみ、償還猶予等により令和7年1月以降に償還予定のものも含む。）。
 ※ 「(E) 償還済」は令和6年12月までに償還があった件数・金額（償還対象の一部が償還されたものや、令和5年1月以降に一括償還、分納・少額返済された分を含む。）。
 ※ 各欄で端数処理をしているため、合計において一致しない場合がある。
 ※ 件数は複数の項目に計上される場合があるため、合計において一致しない。（例：償還未済額のみ償還免除となった場合、(B)②と(D)それぞれで1件と計上される。）

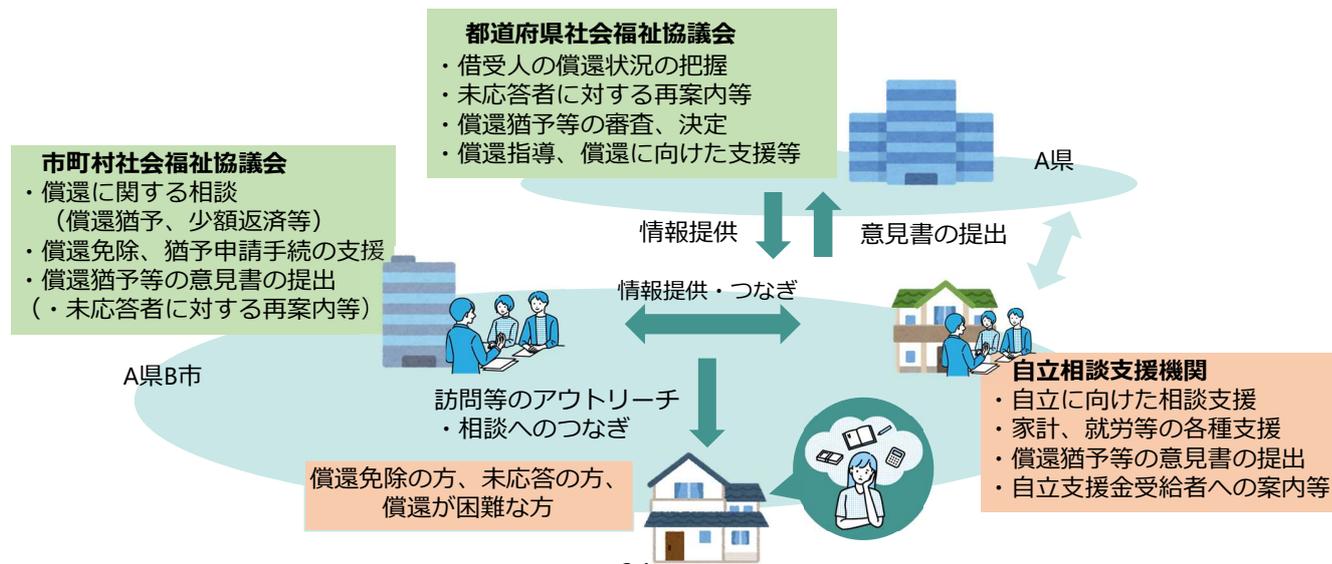
緊急小口資金等の特例貸付を借りている生活困窮者への支援 （都道府県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会・自立相談支援機関の連携）

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少ため、緊急小口資金等の特例貸付を受けた者のうち、現在も生活に困窮していることにより生活困窮者自立相談支援制度による支援を必要としている者

自立相談支援機関における支援のイメージ

- ・社会福祉協議会からの情報提供も踏まえ、訪問等のアウトリーチや自立に向けた相談支援
- ・社会福祉協議会における特例貸付の償還免除や償還猶予に関する相談へのつなぎ
- ・家計改善、就労支援等の各種支援
- ・特例貸付の償還猶予等に係る意見書の提出



会計検査院による意見表示（令和5年度決算検査報告）

（新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付に係るフォローアップ支援の体制整備等の状況について）

背景

- 会計検査院は、緊急小口資金等の特例貸付について、令和5年度以降に、17の都府県社会福祉協議会（社協）に対して、以下の観点で実地検査を実施。
 - ① 償還免除者や滞納者へのフォローアップ支援の実施体制が整備され、支援が実施されているか
 - ② フォローアップ支援の財源となる債権管理積立額が適切に管理等されているか
 - ③ 貸付対象外であった生活保護受給者について、事後確認を行う体制が整備されているか

会計検査院からの意見表示（令和6年10月22日）の内容

- 会計検査院からは、以下の2点が処置要求事項として意見表示された。
 - ア フォローアップ支援について、都道府県社協と市町村社協等の役割や実施方法を整理・明確化し、都道府県社協から市町村社協へ委託等する場合には、委託契約書や仕様書等に実施方法を明示するよう、都道府県社協に対して指導すること【背景金額：2,528億円（償還免除者）・492億円（滞納者） ※検査対象の17都府県社協の金額。以下同じ。】
 - イ 都道府県社協が適切にフォローアップ支援等を実施できるよう、厚労省又は都道府県において、適時適切に債権管理積立額の状況等を確認し、検証するなどの体制を整備すること【背景金額：1,767億円】
- 貸付対象外であった生活保護受給者に対する貸付については、9月5日に都道府県等及び都道府県社協に対して、事後確認を実施する旨の事務連絡を发出し、処置済事項と整理。貸付を受けたことについて生活保護受給者が福祉事務所へ未申告の場合は、生活保護法に基づき適切に対応するよう、合わせて周知。【指摘金額：14億円】

今後の対応方針（案）

- ア フォローアップ支援の実施体制の整備については、都道府県社協に対して、市町村社協へ支援業務を委託する際に、契約書等により役割分担及び支援内容を明確化するよう、事務連絡で周知する。合わせて、取組事例を紹介する。
- イ 債権管理積立額の状況等を確認・検証する体制の整備については、毎年度、各都道府県社協→各都道府県→国に報告するスキームを構築する。

第4 ひきこもり支援について

（1）現状・課題

- ひきこもり当事者やその御家族が、より身近なところで相談ができ、必要な支援が受けられる環境づくりを目指して、市区町村における相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 内閣府が令和5年3月に公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」結果では、15～64歳の年齢層において50人に1人程度がひきこもり状態にあるとの調査結果となっており、支援体制の整備が必要。また、昨年6月に策定された孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画や、就職氷河期世代を含めた中高年層を対象とした施策としても、ひきこもり支援の推進を図っていくこととしている。加えて、支援対象者の抱える課題は複雑・複合化していることから、支援の困難さや長期化により支援者自身が疲弊し、効果的・継続的な支援を阻害しているとの課題もある。

（2）令和7年度の取組

- 都道府県ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり支援推進事業を実施していない市区町村に対する後方支援として、定期的な巡回、相談の状況把握、支援のフォローアップ、市区町村職員との同行訪問及びケース対応などに取り組み伴走型支援に必要な専門職員を配置するための加算を創設し、効果的・継続的な支援体制の構築を図る。
- ひきこもり支援従事者同士が気軽に支援の有用な情報交換ができ、ノウハウ、経験談を蓄積、検索ができるコミュニケーションの場をオンライン上に設けており、その対象者を全市区町村職員等へ拡充するなど、支援者ケアに資する取組を一層促進する。

（3）依頼・連絡事項

- 各市区町村においては、令和7年度予算（案）を積極的に活用いただき、ひきこもり支援センター等の設置を進め、相談支援の充実や居場所づくり、官民が連携した支援体制の構築を推進するとともに、これまでお願いしている、①ひきこもり相談窓口の明確化・周知、②支援対象者の実態やニーズの把握、③市町村プラットフォームの設置・運営の3つの取組が未だ実施されていない市区町村におかれては、ひきこもり支援構築の基礎となる取組であることから、早急な取組みをお願いしたい。また、各都道府県においては、管内市町村におけるこれらの取組への積極的な支援をお願いしたい。
- ひきこもり当事者やその御家族に関わる全ての支援者が、伴走支援を行うにあたっての参考となるよう、支援を行う前提や基本的な考え方（価値や倫理）、それに基づく支援のポイントなどを網羅的に掲載した「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」を策定したので活用されたい。
- ひきこもり支援コミュニティ（Slack）の対象者を全市区町村職員等に拡充しているので、積極的な活用をお願いしたい。

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築

市町村域

ひきこもり支援に特化した事業 (令和6年度 : 303市区町村)

I ひきこもり地域支援センター (令和6年度 : 38市区町)

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

II ひきこもり支援ステーション (令和6年度 : 110市区町村)

ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

III ひきこもりサポート事業 (令和6年度 : 155市区町村)

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築
属性を問わない相談支援、参加支援
地域づくりに向けた支援 等

生活困窮者自立支援制度 (福祉事務所設置自治体)

自立相談支援事業
アウトリーチや関係機関への同行訪問
関係機関へのつなぎ 等
就労準備支援事業
就労準備支援プログラムの作成
ひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等

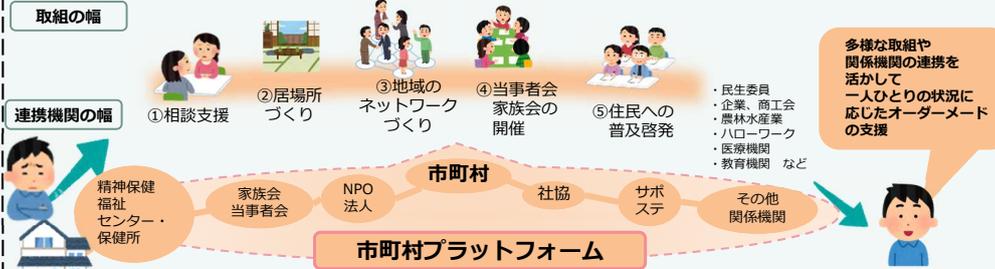
段階的な充実

市町村への準備支援 (拡充)

新たに支援開始を検討している市町村の準備費用 (実態把握経費、居場所等の拠点の修繕費、備品購入費など) へ手厚く補助 (※次年度、センター等の実施が条件)

ひきこもり地域支援センターのサテライトの設置
都道府県から市町村への財政支援と支援ノウハウの継承
※原則2年後に市町村事業に移行

支援イメージ ~ 「多様な支援の選択肢」 × 「多様な主体による官民連携ネットワーク」 ~



全ての自治体に対して、ひきこもり相談窓口を明確化や市町村プラットフォームの設置を依頼している
(明確化自治体数)
1,487 / 1,741自治体 (85.4%)
(市町村プラットフォームの設置自治体数)
1,319 / 1,741自治体 (75.8%)
※令和5年度末時点速報値

後方支援 立ち上げ支援

ひきこもり地域支援センター

相談支援、居場所づくり、地域のネットワークづくり、家族会・当事者会の開催、住民への普及啓発に加えて、市町村等への後方支援と支援者研修等を総合的に実施する

市町村等への後方支援

関係機関の職員養成研修
多職種専門チームの設置 等

都道府県 (指定都市) 域 (67都道府県市)

②支援の質の向上 ③支援者のケア

①社会全体の気運醸成

- ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業**
ひきこもり支援シンポジウム、全国キャラバンの開催
ひきこもり支援情報をまとめたポータルサイト運用 等
- 人材養成研修事業**
ひきこもり地域支援センター職員等を対象とした初任者向け・中堅者向け研修の実施
- ひきこもり支援コミュニティ (支援者支援) の構築**
支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、支援者をフォローアップ

国

厚生労働省

拡充

ひきこもり支援推進事業

令和7年度当初予算案 16億円 (16億円) ※ ()内は前年度当初予算額

困窮補助金

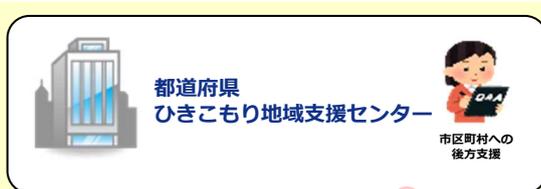
1 事業の目的

- 本事業では、令和4年度以降、都道府県・指定都市域での取組のみならず、住民に身近な基礎自治体である市区町村においてひきこもり支援に特化した相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 内閣府の調査 (令和5年3月) の公表では、ひきこもり状態の方が50人に一人 (推計) であることが明らかになり、新たな支援ニーズの掘り起こしが進むことで相談件数の増加が見込まれる。
- こうした中、各自治体に対して「ひきこもり相談窓口を明確化」するなど依頼しているが、地域の実情によりひきこもり支援推進事業以外で実施している市区町村もあり、ひきこもり支援体制の地域偏在の解消とともに、今年度の策定を目指す「ひきこもり支援ハンドブック」に沿ったひきこもり支援ができる体制の整備を進めていく。

2 事業概要・スキーム・実施主体等

【拡充内容】

都道府県ひきこもり地域支援センターにおいて、本事業を実施していない市区町村に対する後方支援を拡充し、定期的な巡回、相談の状況把握、支援のフォローアップ、市区町村職員との同行訪問及びケース対応などに取り組む伴走型支援に必要な専門職員を配置する。



ひきこもり支援推進事業以外による相談窓口の実施

A市 B町

課題: 専門職員の人材確保が困難
事務負担の増など

全ての自治体に対して、ひきこもり相談窓口を明確化を依頼
(明確化自治体数)
1,487 / 1,741自治体 (85.4%)
※令和5年度末時点速報値

市区町村訪問支援加算 (新設)

市区町村への支援強化として、訪問支援員を配置

- 市区町村との同行訪問によるアウトリーチ機能
- 事例検討会の開催
- 市区町村等への定期的な巡回訪問の実施等を設定する

1人当たり 3,000千円
1自治体当たり 3人まで

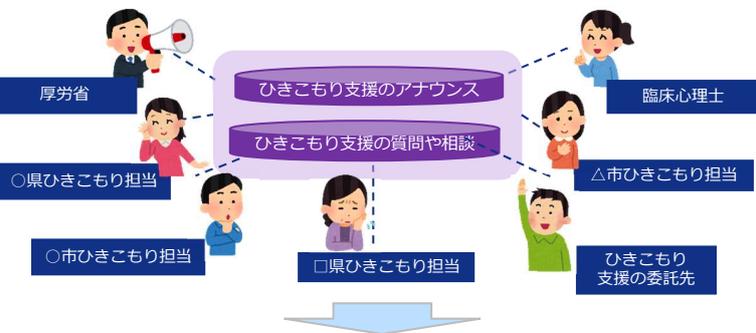


ひきこもり支援従事者ケア事業 (旧 ひきこもり支援従事者コミュニケーション活用事業)

ひきこもり支援従事者が、複雑・複合化した課題や長期化する支援において抱える悩みの解消・抑制するための方策として、オンラインのコミュニケーションツールを活用し、ひきこもり支援従事者同士が繋がりによる支援者ケアに資する取組となるよう進めています。

ひきこもり支援コミュニティとは？

厚生労働省や自治体職員、NPO、臨床心理士会等の全国のひきこもり支援従事者同士が、気軽にひきこもり支援の有用な情報交換ができ、ノウハウ、経験談を蓄積、検索ができる、ひきこもり支援者のためのコミュニケーションの場です。



1 同士で気軽に相談できる

自己紹介や雑談で同士の繋がることができます。繋がることで、複雑化しているひきこもり支援の悩みも気軽に相談することができます。

2 他所のリアルな情報を調べられる

他所の取組内容や、ひきこもり支援内容など、リアルな情報が蓄積されるようになり、いつでも検索で調べられます

3 ニュースや有益な公共情報が見える

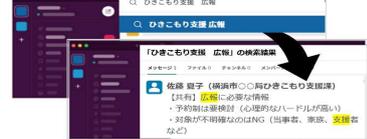
厚生労働省や、全国各地から取り組みやニュースが提供されるため、支援者同士で学び合えます

ひきこもり支援コミュニティの画面イメージ



経験や知識を共有でき、全国のひきこもり支援に貢献できます。また、検索することもできます

【対象チャンネル】 #003-支援に使えるマル得情報、#004-支援依頼者からの声を集めました
【使い方】自身の自治体で経験してきたことを、全国に共有することができます。また、似たような悩みを持っている人の過去の相談内容や参考になる情報を検索して活かすことができます。



業務外のこともOK！気軽に雑談できます

【対象チャンネル】 #005-いびいびいびいガヤガヤ-雑談

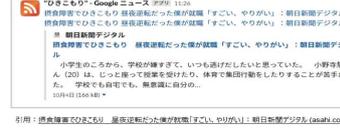
【使い方】お互いの地域のオススメがなんでも語り合えます



ひきこもりの関連ニュースを確認できます

【対象チャンネル】 #007-ひきこもり関連ニュース-rss

【使い方】自動でニュースが届きます、チェックしてみてください



【令和6年度 厚生労働省 社会福祉推進事業】

ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックの策定に向けた調査研究事業

事業受託団体：有限責任監査法人トーマツ

背景や目的

- 厚生労働省では、ひきこもり状態にある本人やその家族への支援について、基礎自治体（市区町村）による支援体制の構築を進めている。
- 現在、中高年齢層のひきこもり状態にある人の調査結果をはじめ、8050世帯など複雑化・複合化した課題を抱える世帯の顕在化や、NPO法人等の多様な支援主体の参画など、ひきこもり支援の状況は大きく変化しており、現状の課題等を踏まえ、新たな指針が必要である。
- ひきこもり状態にある本人やその家族に対応する職員等の心構え、知識、対応方法等を検討し、寄り添う相談支援を実施するための指針とする。
- ひきこもり当事者や家族等の状況は多様であるため、社会的孤立状態にある方や、生きづらさを抱えている方等、幅広くとらえて支援の対象とする。
- 名称は「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」とする。
(マニュアルという言葉は用いない)

検討委員会構成

- 石川 良子 (立教大学人社会学部教授)
- ※宇佐美政英 (国立国際医療研究センター国府台病院 児童精神科診療科長)
- ※斎藤 環 (筑波大学医学医療系精神保健学名誉教授)
- ◎長谷川俊雄 (白梅学園大学名誉教授)
- 林 恭子 (一般社団法人ひきこもりUX会議代表理事)
- 板東 充彦 (跡見学園女子大学心理学部臨床心理学教授)
- 藤岡 清人 (特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり 家族会連合会理事長(共同代表))
- 山崎 正雄 (高知県立精神保健福祉センター (高知県ひきこもり地域支援センター) 所長)
- ◎は座長 ※は「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」研究メンバー及び研究協力者

<令和5年度の検討内容>

- ・全体的な構成の検討
- ・作成目的、趣旨の確認
- ・支援対象者の考え方の整理
- ・名称 (マニュアル→ハンドブック)
- ★ハンドブック骨子の策定

- 全4回の検討委員会開催 (R5.8~R6.3)
- 延べ5回の作業部会開催
- 全自治体宛のアンケート調査 (2回)

<令和6年度の検討内容>

- ・目次に沿った本文の作成
- ・ひきこもり支援のポイントの整理
- ・事例でみる支援のポイントの整理
- ★ひきこもり支援ハンドブックの策定 (令和7年1月)
- 全4回の検討委員会開催 (R6.7~R7.3)
- 実践者へのヒアリング調査
- 関係機関・団体、当事者及び家族、自治体への意見照会

★令和7年1月末～
ハンドブックの活用にかかる
地域福祉課長通知を发出
★令和7年2月
検討メンバーによる座談会
開催

- ハンドブック 目次 (予定)
- 1 はじめに
 - 2 ひきこもり支援の目指す姿
 - 3 ひきこもり支援における 価値や倫理
 - 4 ひきこもり支援のポイント
 - 5 事例で見る支援のポイント (30事例程度)

【令和6年度 厚生労働省 社会福祉推進事業】ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックの策定に向けた調査研究事業 ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～概要

【ひきこもり支援ハンドブックの目的・背景】

- ◆ 「ひきこもり状態にある人やその家族」に関わる全ての支援者が、支援にあたっての参考（拠り所）となるよう、支援を行う前提や基本的な考え方（価値や倫理）、支援のポイントなどを網羅的に掲載。
- ◆ 「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン（2010）」以降、**ひきこもりに関する支援の指針は示されておらず、社会情勢や取り巻く社会環境が大きく変わる中で、現状の課題を踏まえた新たな指針**が求められている。
- ◆ ひきこもり支援に従事する支援者が、支援を行う際の共通認識として理解しておくべき内容を記載しており、このハンドブックに記載されている内容をもとに、支援を受ける本人やその家族等との対話を通して、より良い支援を実現していく。

ひきこもり支援の対象者と目指す姿

支援の対象者

- 社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態であり、かつ、支援を必要とする本人及びその家族。
※**その状態にある期間は問わない。**

目指す姿

- ひきこもり支援では、本人及びその家族自身の意思で今後の生き方や社会との関わり方などを決める「自律」を目指す。※**社会参加の実現や就労はプロセスであり、そのみが支援のゴールではない。**
- 相談支援機関は本人及びその家族の「尊厳」を守り、寄り添いながら丁寧な相談支援を実施する。また、一人ひとりの思いを受け止め、本人や家族のペースに合わせたオーダーメイドの伴走型支援を継続。

ひきこもり支援における価値や倫理

価値や倫理

- ひきこもり支援においては、①ひきこもり状態にある本人を「人として尊厳ある存在」と認識し背景等を理解する（人間観）、②社会に対する捉え方を理解する（社会観）、③本人の意思を尊重する（支援観）3つの考え（価値）を共通基盤として支援を行い、さらに、それを前提として行う行動（倫理）を原理・原則（支援の拠り所）とする。

求められる姿勢

- 「敬意と労い」「尊重し、共に考える」「一歩ずつ支援する」「家族は本人支援に影響を与える存在」という支援者として求められる4つの姿勢。

支援の留意点

- 「本人と家族の意向は異なる」「広く社会に働きかける」「支援者は一人で抱えない」「支援の強要に注意する」「エンパワメントやコーディネート」「精神疾患や発達障害の正しい理解」という支援を行う上での6つの留意点。

ひきこもり支援におけるポイント

支援のポイント

- ひきこもり支援は、本人やその家族の背景が様々であり、それぞれに応じた支援も多様であるため、各自治体実践されている支援のポイントを網羅して掲載。
- 具体的には、①対象者とのコミュニケーション、②意向の確認、③意向を反映した支援の計画と実行、④支援の入口と出口、⑤家族間の関係性、⑥支援の制度や体制、⑦支援者のエンパワメントの7つの項目、50のポイントで整理する。

事例で見る支援のポイント

- 支援の実践場面ごとの事例を掲載し、支援のポイントを解説。
- 具体的には、ひきこもり状態が長期にわたる事例をはじめとして、11パターン（30事例）を、年齢や性別、世帯状況の違いで仮想設定し、支援のポイントを整理する。

第5 成年後見制度の利用促進について

（1）現状・課題

- ・ 平成28年4月に成年後見制度利用促進法が成立。令和4年3月、第二期成年後見制度利用促進基本計画（期間はR4～R8年度の5年間）を閣議決定。第二期計画を踏まえ、**成年後見制度の利用も含めた権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。**
- ・ 第二期計画を踏まえ、法務省において、令和6年2月、法制審議会民法部会を設置、同年4月より成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行われている。
- ・ 成年後見制度の見直しの検討等に対応して、同制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていくこと、また、身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題等への対応についても検討が必要であるため、令和6年6月より「地域共生社会のあり方検討会議」において検討を開始。
- ・ また、現在、成年後見制度利用促進専門家会議において、第二期計画の中間検証を行っているところであり、**本年度中に中間検証報告書を取りまとめ、その内容については、自治体宛てに通知する予定。**

（2）令和7年度の取組

- ・ 第二期計画及び中間検証を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、引き続き、市町村・都道府県による「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を後押しし、その機能の強化・充実を図るとともに、「新たな権利擁護支援策の構築」に向けた実践や検討を進めるため、令和7年度予算案では、「都道府県・市町村・中核機関における権利擁護支援体制の強化」や、「地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化」のほか、**身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応するためのモデル事業（※）も含めた「持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施」**などに必要な経費を計上している。※…令和6年度補正予算においても実施に必要な経費を計上。
- ・ 総合的な権利擁護支援策の充実や身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題等への対応等について、「地域共生社会のあり方検討会議」において検討を進める。（令和7年夏目途に取りまとめ。夏以降、関係審議会で議論予定。）

（3）依頼・連絡事項

- ・ 第二期計画における**KPIについて、令和6年度末での達成は困難な状況であるが、第二期計画期間の残りの期間における達成（「優先して取り組む事項」のKPIは早期達成）に向けて、積極的に取組を進めていただきたい。**特に都道府県には、**単独では取組を進めづらい市町村を支援する役割**が期待されていることに留意し、**広域的な観点からも取り組んでいただきたい。**
- **都道府県におけるKPI**（令和6年度末までに全都道府県で実施）：①都道府県単位等での協議会の設置、②担い手の育成方針の策定、③市町村長申立てに関する研修の実施、④担い手の養成研修の実施、⑤意思決定支援研修の実施（①～④は「優先して取り組む事項」）
- **市町村におけるKPI**（令和6年度末までに全市町村で実施）：①中核機関の整備、②市町村計画の策定、③成年後見制度利用支援事業の推進、④成年後見制度や相談窓口の周知、⑤任意後見制度の周知・広報②・③・⑤は「優先して取り組む事項」）

重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況 (R6.4時点)	
優先して取り組む事項 ※3	任意後見制度の利用促進 ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方方法務局 ・全286公証役場 —	市町村、法務局・地方方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続		任意後見制度の周知・広報 1,188 / 1,741市町村 50 / 50法務局・地方方法務局 (R6.2時点) 286 / 286公証役場 (R6.2時点)	
	担い手の確保・育成等の推進 ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県 ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討		都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成の方針の策定		都道府県による担い手の継続的な確保・育成等		担い手の育成方針の策定 18 / 47都道府県 市民後見人養成研修の実施 16 / 47都道府県 法人後見実施のための研修の実施 22 / 47都道府県
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県 ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施		市町村長申立てに関する研修の実施 43 / 47都道府県 成年後見制度利用支援事業の要綱等の見直し 高齢者関係 申立費用 1,012/1,741市町村 報酬 1,048/1,741市町村 障害者関係 申立費用 1,021/1,741市町村 報酬 1,045/1,741市町村	
	権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定、必要な見直し			策定状況等のフォローアップ		市町村による計画策定・必要な見直し 1,358 / 1,741市町村	
	都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営		都道府県による協議会設置 37 / 47都道府県	

重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況 (R6.4時点)
討等 向けた 見直し に した 検	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討					—
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討					—
制度の 運用 改善等	意思決定支援の浸透 ・都道府県による意思決定支援研修の実施 ・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発 ・基本的考え方の整理と普及	・全47都道府県 — —	都道府県による意思決定支援研修の実施			都道府県による研修の継続実施		意思決定支援研修の実施 34 / 47都道府県
	適切な後見人等の選任・交代の推進等 ・柔軟な後見人等の交代の推進（苦情対応を含む） ・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	— —	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成		保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発			—
	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・後見制度支援信託・支援預貯金の普及 ・保険の普及等事後救済策の検討	— —	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応					—
	地域連携ネットワークづくり ・制度や相談窓口の周知 ・中核機関の整備とコーディネート機能の強化 ・後見人等候補者の適切な推薦の実施 ・権利擁護支援チームの自立支援の実施 ・包括的・多層的な支援体制の構築	・全1,741市町村 ・全1,741市町村 — — —	市町村による制度や相談窓口の周知		市町村による周知の継続		市町村による周知の継続	
地域連携 ネット ワーク づくり	適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討	—	適切な報酬の算定に向けた早期の検討		成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討			—
	中核機関のコーディネート機能の強化	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施					—
地域連携 ネット ワーク づくり	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築					—
	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等	—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等			権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討		—

成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進

令和7年度当初予算案 10.2億円 (11.4億円) ※()内は前年度当初予算額
 ※令和6年度補正予算額 4.2億円

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、**同制度以外の権利擁護支援策の検討を進め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う方向性**が示されている。
- この動きも踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、引き続き、市町村・都道府県による「**権利擁護支援の地域連携ネットワーク**」の**構築**を後押しするとともに、**身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応するための試行的な取組**も含めた「**新たな権利擁護支援策の構築**」に向けた検討を進める。
※ 地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み

地域共生社会の実現

第二期成年後見制度利用促進基本計画における施策の目標
成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討＋総合的な権利擁護支援策の充実



1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

(1) 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

- 全市町村における中核機関の整備や全都道府県における協議会の設置など第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込まれたKPIを着実に達成するため、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや中核機関のコーディネート機能の強化を強力に推進する。

主なKPIの進捗状況(※R6.4時点)

・市町村による中核機関の整備	1,187市町村 (68.3%) / 1,741市町村
・都道府県による協議会の設置	37都道府県 (78.7%) / 47都道府県

(2) 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

- 福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体の支援機能を高めるため、全都道府県による**意思決定支援研修**の実施や本人の状況に応じた効果的な支援を進める観点から、**成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化**に取り組む。

2. 新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進

(1) 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応していくため、**市町村が関与した新たな生活支援・意思決定支援に関する取組等**について、**実践事例を通じた分析・検討を深め、各種取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等**を進める。

- また、**身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応するための取組を試行的に実施し、本取組の拡大に向けて解消すべき課題の把握・検証等**を行う。

(2) 新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備

- (1)のモデル事業の実践を踏まえ、それぞれの取組の具体的な業務や実施に当たっての留意点等を整理し、**新たな支援策構築に向けた調査等事業**に取り組む。

新たな権利擁護支援策構築に向けた「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

社会・援護局地域福祉課
 成年後見制度利用促進室 (内線2228)

令和7年度当初予算案 0.6億円 (1.0億円) ※()内は前年度当初予算額
 ※令和6年度補正予算額 4.2億円

1 事業の目的

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、令和4年度から実施している「**持続可能な権利擁護支援モデル事業**」の**実践事例**を通じた課題の検証等を行う。
- 具体的には、新たな権利擁護支援策の構築に向けて、**より多くの自治体において各種の取組の実践事例を通じた分析・検討を深め、取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等**を進める。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

〈実績〉12自治体(令和5年度)

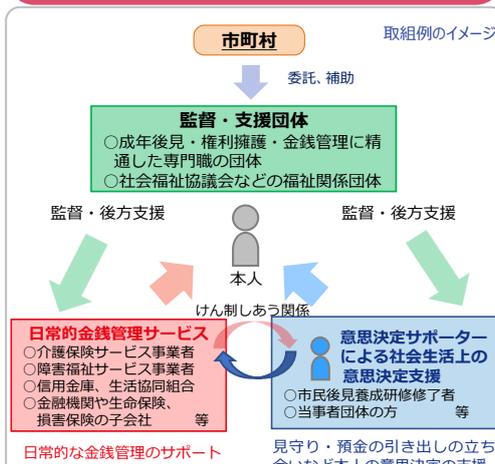
- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

【実施主体】都道府県・市町村(委託可) 【基準額】1自治体あたり5,000千円/取組 【補助率】3/4

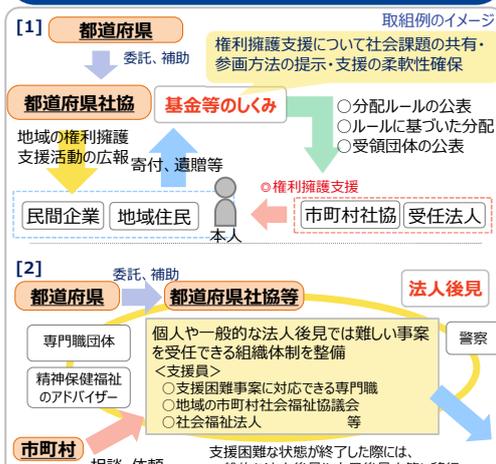
1 日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組



2 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組



3 [1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組 [2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組



身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

令和7年度当初予算案 0.6億円の内数(1.0億円) ※()内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 4.2億円

※「持続可能な権利擁護支援モデル事業」における「身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組」の取組例

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつかっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施し**、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

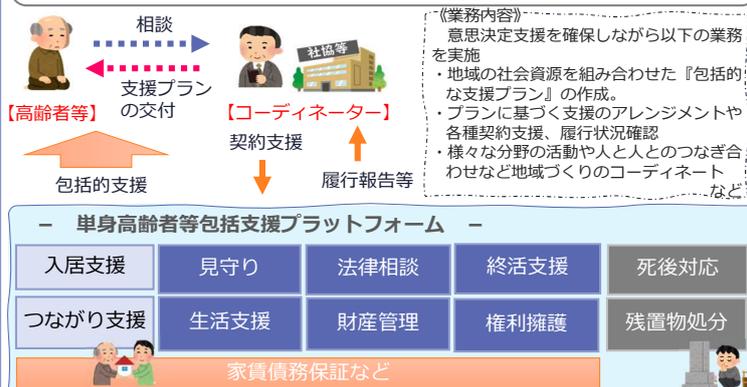
【実施主体】市町村(委託可)

【基準額】1自治体あたり5,000千円/取組

【補助率】3/4

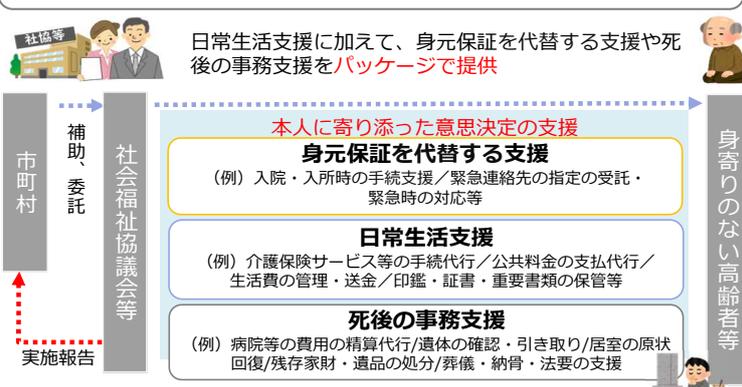
1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど地域の社会資源を組み合わせた**包括的支援のマネジメント**や**各種支援・契約の履行状況の確認等を行うコーディネーター**を配置した相談・調整窓口を整備。



2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供する取組を実施**。



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

第6 民生委員の担い手確保について

(1) 現状・課題

- ・ 現行の民生委員法においては、民生委員の推薦を受ける者について、「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」と規定されており、その市町村に住民票を置く在住者に限って民生委員になれるが、令和5年の地方分権提案においては、民生委員を選任するに当たり、在住者だけではなく在勤者も委嘱できるようにするなど、今後の本制度の持続可能性を高める観点から、担い手不足の解消を図るための制度の見直しが求められた。
- ・ これを受け、昨年6月から「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」を開催し、計4回の議論を経て12月に議論の整理をとりまとめたところである。
- ・ 本検討会における議論の整理に基づき、一定の要件を満たす場合には、現職の民生委員が他の自治体に転出した後も、任期の残期間については転出前の担当区域において引き続き民生委員として活動可能となるよう、「民生委員・児童委員選任要領」を改正し、本年2月19日に通知したところである。

(2) 令和7年度の取組

- ・ 本検討会の議論の整理において、居住要件の見直しの他、担い手確保についても引き続き検討を進めるべきとされていることから、令和7年度以降も継続して検討等を行っていく。

(3) 依頼・連絡事項

- ・ 本年12月には民生委員・児童委員の3年に一度の一斉改選が行われるが、近年、担い手の確保が難しい状況が続いているため、定員に見合う委員が確保できるよう、各自治体においては、推薦活動を早期に開始するとともに、管内の自治会、福祉活動を行うボランティア団体やNPO法人、保健医療団体や教育関係等多方面から幅広く推薦を得られるよう、関係団体等への働きかけをいただくようお願いする。
- ・ また、民生委員の年齢要件については、通知「民生委員・児童委員の選任について」(平成22年2月23日付雇児発0223第1号・社援発0223第2号)において、「75歳未満の者を選任するよう努めること。(中略)なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力な運用が可能であるので留意すること。」と規定し、自治体ごとに柔軟な対応を可能としているが、一部の自治体では、一律に年齢要件による判断が行われている。
- ・ このため、今回の選任要領の改正により、「年齢要件により一律に判断することなく、推薦を受ける者の意向、健康状態、現職の民生委員にあつては実績などの個人ごとの適性を個別に判断し総合的に判断する」ことを新たに規定したので、特に欠員が生じている、または生じるおそれがある自治体においては、地域の実情に応じた適切かつ弾力的な運用が図られるようお願いする。

連 絡 事 項

第 1 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直し等について

(生活困窮者自立支援室・保護課・地域共生社会推進室)

1 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直しの背景について

両制度については、平成 30 年に生活困窮者等の一層の自立の促進を図るための改正が行われるなど、人々の暮らしを支えるセーフティネットとしての役割を着実に果たしてきた。他方で、令和 2 年以降の新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、生活困窮に関する相談者数が急増するとともに、相談者層の複雑化・多様化等が見られた。また、単身高齢者世帯の増加や持ち家比率の低下等が進み、今後、高齢者や生活困窮者等に対する住まい支援のニーズの更なる増加が見込まれている。

こういった状況を踏まえ、令和 4 年 6 月から「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」において両制度の見直しについて議論を行い、同年 12 月に「中間まとめ」が、令和 5 年 12 月に「最終報告書」がとりまとめられた。

「最終報告書」においては、「中間まとめ」を踏まえた制度見直しの具体的な方向性に加えて、居住支援の充実について具体的な方向性が示された。

2 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律について

「最終報告書」で示された方向性等を踏まて、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号）が令和 6 年 4 月に成立した。

本改正法の主な内容は以下のとおりである。なお、各改正内容の詳細や関連する予算事業、今後各自自治体に求められる対応等については、生活困窮者自立支援制度は第 3 を、重層的支援体制整備事業は第 2 を、生活保護制度は別途資料を参照いただきたい。各改正項目の施行日は、特筆している場合を除き、令和 7 年 4 月 1 日である。

施行に向けて、各自自治体におかれては、本主管課長会議の資料及び動画のほか、令和 6 年 6 月 26 日と同年 9 月 6 日に実施した説明会等の資料及び動画についても改めてご覧いただき、改正の趣旨について理解を深めていただくとともに、事務の詳細や関係機関との連携強化等について、今後発出する通知・事務連絡の内容を御了知の上、地域の実情に応じた取組をお願いしたい。あわせて、生活困窮者自立支援制度における任意事業の実施を含めて、各予算事業等を活用した積極的な検討をお願いしたい。特に地域居住支援事業については、地域で安定した居住を継続していく上で重要な事業であり、令和 7 年度からは、居住支援事業の実施が努力義務とされるため、積極的な実施を検討いただきたい。

(1) 居住支援の強化のための措置

① 自立相談支援事業等における居住に関する相談支援の明確化等

- ・ 住まいに関する課題を抱えた生活困窮者が相談支援を受けやすくなるよう、自立相談支援事業の機能として「居住の支援」を法律上明確化

- ・ 生活困窮者自立支援法に基づく各事業等の実施に当たって、居住支援法人との連携を努力義務化
 - ・ 重層的支援体制整備事業の実施に当たって、居住支援協議会等と連携しつつ、地域住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努めるものとするとともに、参加支援事業において、現在居住している住居において日常生活を営むのに必要な援助を行うことを法律上明確化
- ② 一時生活支援事業の努力義務化等
- ・ 一時生活支援事業について、地域における安定した居住の確保の重要性が増していることも踏まえ、「居住支援事業」に改称し、同事業のうち、地域の実情に応じて必要な事業の実施を努力義務化
- ③ 住居確保給付金の拡充
- ・ 収入の著しい減少により経済的に困窮し、家計を改善するため新たな住居を確保する必要があると認められる者に対して、転居費用を支給する仕組みを創設
- ④ 無料低額宿泊所に関する規制の強化
- ・ 市町村が無届施設の疑いがある無料低額宿泊所を発見した場合には、当該施設の所在地の都道府県知事に通知するよう努めるものとする
 - ・ 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者が社会福祉住居施設の設置に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、30万円以下の罰金に処するものとする
- (2) 子どもの貧困への対応のための措置
- ① 子どもの進路選択支援事業の法定化
- 生活保護受給世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化（令和6年10月1日から施行）
- ② 生活保護世帯の高卒就職者等への新生活立ち上げ費用の支給
- 生活保護受給世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合等に、生活基盤を確立できるよう、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給（公布日（令和6年4月24日）から施行し、令和6年1月1日から遡及適用）
- (3) 支援関係機関の連携強化等の措置
- ① 就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進等
- 生活困窮状態から脱却するためには、収入面と支出面の両面から生活を安定させることが必要不可欠であることから、生活困窮者が全国どこに住んでいても、両事業による必要な支援を受けられることができるよう、以下の改正を行った。
- ・ 家計改善支援事業の国庫補助率を2分の1から3分の2に引き上げ
 - ・ 就労準備支援事業又は家計改善支援事業の実施に当たっては、自立相談支援事業と一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うものとする
 - ・ 国は、就労準備支援事業や家計改善支援事業等の全国的な実施や支援の質の向上を図るための体制整備に関する指針を策定する

- ② 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携等
 両制度の間を移行する者も一定数いることから、本人に対する切れ目のない連続的な支援を行うことができるよう、以下の改正を行った。
- ・ 被保護者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業及び地域居住支援事業を任意事業として法定化
 - ・ 保護の実施機関が必要と認める場合には、生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業及び地域居住支援事業を被保護者が利用できることとする
- ③ 生活困窮者及び被保護者の自立支援の強化
 生活困窮者や被保護者が抱えている課題が多様化、複雑化する中で、自立相談支援機関や生活保護のケースワーカーが、単独で対応方針を検討することが困難なケースも多数存在する。これを踏まえ、地域の関係機関が情報共有を図り、連携して支援を行う体制整備を進めるため、以下の改正を行った。
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づく「支援会議」の設置を努力義務化
 - ・ 保護の実施機関が、被保護者に関する関係機関との支援の調整や情報共有、体制の検討を行うための「調整会議」を設置できることとする
 - ・ これら2つの会議体と社会福祉法に基づく「支援会議」は、構成員や議論する地域課題が共通する場合も多いことから、相互連携を図ることを努力義務化
- また、生活困窮者の中には、自ら相談窓口を訪れることが困難な者もいることから、生活困窮者自立支援法に基づく「支援会議」の開催や、関係機関や民間団体との緊密な連携を図りつつ、地域の「居場所」等との連携や家庭等への訪問等により、生活困窮者の状況把握（アウトリーチ）に努めることを規定した。（公布日（令和6年4月24日）施行）

【関連資料の掲載先】

- 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）（令和4年12月20日）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29894.html
- 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書（令和5年12月27日）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37149.html
- 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の関係資料の掲載先
<https://www.mhlw.go.jp/stf/topics/bukyoku/soumu/houritu/213.html>
- 「居住支援強化等のための生活困窮者自立支援制度等の見直しに関する説明会（福祉部局・住宅部局向け）」（令和6年6月26日開催）の説明資料の掲載先
 ※動画の掲載先は令和6年7月10日に調査・照会（一斉調査）システムで周知済み
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000206134_00014.html
- 「生活困窮者自立支援制度・生活保護制度・住宅セーフティネット制度等の見直し及び令和7年度概算要求状況に関する説明会（福祉部局・住宅部局向け）」（令和6年9月6日開催）の説明資料の掲載先
 ※動画の掲載先は令和6年9月25日に調査・照会（一斉調査）システムで周知済み

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000206134_00035.html

- 第 176 回市町村職員を対象とするセミナー「「持ち家のない単身高齢者数の増加を見据えた居住支援の強化を考える」～福祉部局と住宅部局で今何ができるか～」(令和 6 年 10 月 4 日実施)

包括的な住まいの支援体制に取り組む先進自治体の事例等の掲載先

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43988.html

3 住宅セーフティネット法等改正法について

※国土交通省住宅局安心居住推進課の資料についてもあわせてご確認をお願いする。

単身高齢者の増加、持ち家比率の低下等により、住まい支援のニーズが今後さらに高まることが想定されている。他方、単身高齢者などの住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」という。）の入居については、賃貸人（大家等）の一定割合は拒否感を有している。これは、孤独死や死亡後の残置物処理等への賃貸人の不安が背景にある。このように住宅の確保に困難を抱える者がいる一方で、民間賃貸住宅の空き室は一定数存在する。

このため、「全世代型社会保障構築会議」や「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」（国土交通省・厚生労働省・法務省の 3 省合同で開催）における議論も踏まえ、要配慮者の居住の一層の安定の確保を図るため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 43 号。以下「住宅セーフティネット法等改正法」という。）が令和 6 年 5 月に成立した。

住宅の確保が困難な者は、生活困窮や障害、高齢など、福祉的な課題も有していることが多いと考えられることから、住宅セーフティネット法等改正法においては、

- ・ 国土交通大臣及び厚生労働大臣は共同で、要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本方針を策定することとする
- ・ 都道府県及び市町村が基本方針に基づき作成する「都道府県賃貸住宅供給促進計画」及び「市町村賃貸住宅供給促進計画」において「賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対する日常生活を営むために必要な援助その他の福祉サービスの提供体制の確保に関する事項」を記載することとする
- ・ 居住支援法人等が要配慮者に、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを提供する「居住サポート住宅」を、福祉事務所設置自治体が認定する制度を創設する
- ・ 「居住サポート住宅」に被保護者が入居する場合、住宅扶助費等の代理納付を原則とする
- ・ 「居住支援協議会」の設置の努力義務化

などが規定された。住宅施策と福祉施策の連携による包括的な居住支援を推進していくため、これらの規定については、国土交通省と厚生労働省で共管することとなった。なお、住宅セーフティネット法等改正法は、一部の規定を除き、令和 7 年 10 月の施行を予定している。

施行に向けて、各自治体におかれては、令和6年9月に実施した「令和6年度 改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会～住宅と福祉のより一層の連携に向けて～」の説明資料及び動画をご確認いただき、改正の趣旨について理解を深めていただきたい。

居住サポート住宅の認定申請・審査の担当や窓口が決定していない自治体におかれては、住宅部局と福祉部局で連携しながら、速やかに検討・調整いただくようお願いしたい。検討・調整に当たっては、令和7年1月8日付け事務連絡「居住サポート住宅の認定事務等に係る担当と窓口の検討について」により周知した窓口の調整経緯や決定理由の事例を参照いただきたい。

【関連資料等の掲載先】

- 住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk7_000043.html
- 住宅セーフティネット法等改正法の関係資料の掲載先
<https://www.mlit.go.jp/policy/file000003.html>
- 「令和6年度 改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会～住宅と福祉のより一層の連携に向けて～」(令和6年9月実施)の説明資料及び動画の掲載先
https://krs.bz/koushuu-setsumeikai/m/r6_safetynet

第2 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について

1. 「地域共生社会」の実現に向けて

(1) 地域共生社会とは

- 高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっている。加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれており、こうした地域の実情を踏まえ、地域共生社会という理念を掲げている。

地域共生社会は、令和元年12月26日「地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ」等において、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」と定義されている。

上記の人口・世帯構造や社会経済状況の変化等を踏まえれば、

- ・ 生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会
 - ・ 社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会
- の2つの視点から、方策を進める必要がある。

- 「地域共生社会」の概念は、「共生」という言葉のイメージから、福祉分野「のみ」において、その実現に向けた方策を検討すればよいと認識されることが多いが、
 - ・ 地域共生社会においては、いわば、地域住民1人1人の地域での生活そのものに注目することが求められており、行政分野の縦割りで検討していても、必要な対応を効果的に行うことはできないこと
 - ・ 地域住民の生活は、福祉分野の取組のみで完結しておらず、まちづくり・産業・農業・環境・交通・消費者行政など多様な分野が密接に関連しながら形成されていること（福祉分野以外においても、それぞれの観点から地域住民の生活を支える施策を行っていること）
 - ・ 人口減少社会においては、地域生活課題の解決等にあたって、行政分野間で限られた人材や地域資源を奪い合ったり、類似の取組を多数行ったりするのではなく、同じ目的をもつ者同士が連携して対応できる体制を整えていくべきであることから、下図の上（黄色の矢印）の循環のみでなく、下（水色とピンクの矢印）の循環も意識した検討を行うことが重要である。

【地域共生社会のイメージ図】



（２）「包括的な支援体制の整備」について

- 前述のとおり、地域共生社会の概念は、地域住民1人1人の地域での生活そのものに着目するもので、その達成に向けての方策は様々なものが想定されるが、福祉分野にあっては、社会福祉法において
- ・ 地域福祉の推進は、地域共生社会の実現を目指して行わなければならないこと。
 - ・ 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備（包括的な支援体制の整備）を行うこと。
 - ・ 包括的な支援体制の整備にあたっては、福祉分野のみが地域住民の生活を支えているわけではないことに鑑み、関連施策との連携に配慮するよう努めること。
- とされている。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2・3（略）

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条（略）

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進にあたっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3（略）

- 包括的な支援体制の整備のための方策も様々なものが想定され、各市町村においては、例えば地域福祉計画の策定・改定（※1）に係る検討の機会等を捉えて、
- ・ 地域住民の生活に直結するものであることから、地域住民も含めた幅広い関係機関等とともに、地域共生社会の実現も見据えつつ、自らの市町村でどのような包括的な支援体制の整備が必要かを検討し、
 - ・ 同体制の整備にあたり、地域における支援ニーズ、既存の相談支援機関や地域づくりに関する取組等の中で対応できていることや、対応にあたっての課題を把握・分析（※2）し、
 - ・ 地域住民も含めた関係機関等とともに、人口減少社会であることや市町村における財政状況等も踏まえて、今後の目標や必要な対応（誰が・いつ（までに）何をすることで何を達成するか等）を検討し、
 - ・ 定期的に、目標の達成状況の確認や、達成されていない場合の課題分析、対応方法の見直し等を行う
- ことが非常に重要である。

（※1）地域福祉計画の策定・改定状況は、毎年度調査の上、その結果を厚生労働省ホームページで公表しており、包括的な支援体制の整備に関する事項の記載状況も提示している。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/c-fukushi/index.html

（※2）課題把握・分析の観点の例（包括的相談支援の場合）

<現状の相談支援体制の把握>

○ 相談支援機関の相談支援実績把握

- ・ 相談支援機関を一覧化する。
- ・ 相談支援機関での相談支援体制（支援を行う職員数等）を把握する。
- ・ 相談支援機関ごとの相談支援実績（相談者像、相談支援人数等）を把握する。
- ・ 相談受付に至るまでのルート（どこで知って／誰に紹介されて相談支援機関にたどり着いたか）を把握する。
- ・ 相談支援機関ごとにどのような支援を行っているか（支援に係る関係者は誰か、課題の解決策として提示されている手法は何か等）を把握する。

○ 相談支援機関からの課題把握

- ・ すべての相談支援機関から、相談支援に係る課題を把握する。

○ 地域住民・支援対象者からの課題把握

- ・ 地域住民から、相談支援機関で相談を受けてもらえなかった、たらい回しにされた等、相談受付に係る課題を把握する。
- ・ 支援対象者本人から、相談支援機関が提示した支援策は、地域でのよりよい暮らしにつながっているか等を把握する。

<相談対象者の把握>

- ・ 今後の相談支援人数を推計する。

<課題分析>

- ・ 「相談」という支援ニーズに対し、それを充足させるための体制が整備されているか、支援策が幅広い観点から検討されているか／本人にとって適切な支援策が提示されているか等の観点で、既存の相談受付体制の課題分析を行う。

- しかしながら、市町村の中には、
 - ・ なぜ、地域共生社会の実現や包括的な支援体制の整備が求められているのか、
 - ・ 地域共生社会の概念やこれまで市町村において行われてきた既存制度や既存事業（生活困窮者自立支援制度やひきこもり支援事業等。以下「既存制度等」という。）の様々な取組に鑑み、包括的な支援体制の整備及びその検討にあたり、どのような対応を行うべきか
 が十分には把握・検討されておらず、例えば、包括的な支援体制の整備にあたっての手段の1つでしかない重層的支援体制整備事業の実施が、地域住民を含む関係者等との検討や現状の課題分析等が行われることなく決定され、事業の実施自体が目的となっている状況が見られる。
- このため、各市町村にあっては、
 - ・ まず、地域共生社会の概念と包括的な支援体制の整備の関係性を理解した上で、
 - ・ 整備にあたって重要なプロセスが踏まれていない場合は、早急にこれを行い、
 - ・ 必要に応じて、整備のための方策の見直しを検討されたい。
- また、地域共生社会推進室は、（3）の検討を進めつつ、昨年度の所管課長会議において示した見直し等として、2.以降により、包括的な支援体制の整備の推進及びその手段の1つである重層的支援体制整備事業について、社会福祉法第106条の4及びその事業趣旨を踏まえて、事業の質の向上及び適切な運用並びに市町村全体の包括的な支援体制の整備の支援の強化等を図ることとする。

（3）地域共生社会の更なる推進に向けた検討

- 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）附則第2条の検討規定等に基づき、令和6年6月より地域共生社会推進室において「地域共生社会の在り方検討会議」を開催し、地域共生社会の概念の再整理、今後の包括的な支援体制の整備の在り方、重層的支援体制整備事業等における取組の方向性等について、議論を行っている。
- （2）の包括的な支援体制の整備については、第6回（令和6年11月26日）に議論されており、以下の論点が提示されている。
 - ・ 包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業の実施にあたって、地域住民や多様な主体が参画し、地域の特性を踏まえた持続可能な取組としていくための方策について、どう考えるか。
 - ・ 包括的な支援体制の整備が基本で、重層的支援体制整備事業は手段という枠組みとしている中で、重層的支援体制整備事業を実施する市町村が大幅に増加している現状について、どう考えるか。
 - ・ 包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業の開始にあたって、必ずしも、組織的な検討を経していない場合や、地域資源や支援ニーズを把握する等のプロセスを経していない場合がある現状について、どう考えるか。また、定期的なPDCAの

実施について、どう考えるか。

- なお、本検討会議については、本年3月に論点整理を行った上で、本年夏頃を目途に取りまとめを行う方針であり、取りまとめ次第、その内容等について、情報提供を行い、その後、社会保障審議会福祉部会等での議論を経て、必要な対応を行っていく予定である。
- 本検討会議の議事及び資料等については、以下URL（厚生労働省HP）に記載しているため、参考にされたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40780.html

2. 重層的支援体制整備事業の適切な運用

(1) 重層的支援体制整備事業とその課題

- 前述のとおり、重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を整備するための手段の1つであり、これまで高齢・障害・子ども・生活困窮それぞれの分野において実施されていた相談支援や地域づくりに係る既存制度等を最大限に活用することを前提に、これらだけでは十分に対応ができなかった支援ニーズを把握した上で、その課題を解決し、人口減少社会にあっても包括的な支援を継続するための「体制を整備する」事業である。
- 従って、
 - ・ まず、前述のとおり、包括的な支援体制の整備という目的に照らし、どのような手段を活用することが適切か、地域住民を含む幅広い関係機関等とともに検討することが不可欠であり、
 - ・ その上で、既存制度等においてそのままでは対応が困難な具体的な課題が生じており、地域住民を含む幅広い関係機関等の合意のもと、それを解決する手段として、重層的支援体制整備事業を実施することが適当であると決定した場合に実施すべき事業であり、令和5年度の重層的支援体制整備事業実施要綱改正において、事業実施に向けて必要なプロセスを明記したところであるが、現状ではこのプロセスが十分に踏まれておらず、重層的支援体制整備事業でなければ対応できない支援対象者がどの程度存在するのかのニーズ把握がなされないまま、既存制度等での対応を最大限広げることなく、解決すべき課題も十分に把握・分析せずに、重層的支援体制整備事業の実施自体が目的化され、このために事業が形骸化し、事業実施の効果を感じられていない市町村が多い。
- 重層的支援体制整備事業は、これまで福祉分野で行われてきた事業とは性格が異なり、既存制度等が存在し、介護保険制度や生活困窮者自立支援制度において、支援ニーズが制度の狭間に「落ちる」ことのないよう、最大限の対応を行うことを前提に、それでもなお不足する部分について、市町村が自らの課題を把握・分析し、課題解決

という目的に照らして有効な策であるかを検討し、選択して実施（活用）しなければ効果が見込めない事業であり、実施する上では十分な検討と合意形成が必要である。

- このため、現在、重層的支援体制整備事業の実施を検討している市町村は、まず地域共生社会の実現を見据えて、包括的な支援体制をどのように整備するか、事業を実施する前に、地域住民を含む関係機関等とともに十分な検討をすることが必要である。
また、既に重層的支援体制整備事業を実施している市町村にあっても、事業の開始以前に上記の検討がなされていなかった場合や、事業の実施効果が感じられていない場合は、地域住民を含む関係機関等とともに、事業の継続的実施の必要性を含めた検証・見直しを検討することが必要である。その上で、事業を引き続き実施することが適当と判断した場合でも、重層的支援体制整備事業実施計画等の策定や改定を通じて、事業の成果目標や評価指標を設定し、PDCAサイクルを徹底することとされたい。
なお、重層的支援体制整備事業を一度実施した場合でも、実施による効果等が得られなかった場合は、市町村の判断により、重層的支援体制整備事業を実施しない形で包括的な支援体制の整備を図ることも可能である。実際に、令和6年度に重層的支援体制整備事業を実施していた市町村の中には、令和7年度は重層的支援体制整備事業を実施しないこととした市町村もある。
- 地域共生社会推進室では、これまで市町村から伺った、重層的支援体制整備事業に関する「よくある誤解」と、それに対する「本当はこうだった」「大切だが忘れがちなこと」をまとめた資料（本当にそうかな？重層的支援体制整備事業－手段が目的化していませんか？）を作成しており、本会議資料の参考資料として付しているのので、重層的支援体制整備事業所管課のみならず、関係部局も含め参照されたい。

（2）多機関協働事業等とその課題

- 前述のとおり、重層的支援体制整備事業は、既存制度等が存在し、これらを最大限に活用することを前提に、これらでは対応しきれないといった課題を解決し、人口減少社会にあっても包括的な支援を行い続けるための「体制を整備する」事業であり、既存制度等を最大限活用してもなお残る課題の解決や、体制整備のための具体的な手段として、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業（多機関協働事業等）が設けられている。
- しかしながら、市町村の中には、
 - ・ そもそも、重層的支援体制整備事業の実施にあたって、既存制度等の課題把握・分析等が行われておらず、その解決策として設けられている多機関協働事業等においても既存制度等と同様の取組を行う等、効果的に活用できていなかったり、
 - ・ 既存制度等を最大限活用し、それらの一体的な実施等による連携体制の整備を図ることなく、むしろ既存制度等の役割を縮小させることや既存制度等で実施していた取組について、重層的支援体制整備事業交付金への移し替えを行い、本来であれば既存制度等で実施すべき取組について、多機関協働事業等により補っていたり

する場合がある。

- そのような市町村にあっては、
 - ・ 多機関協働事業等に要する費用への交付金（重層的支援体制整備事業交付金）の交付効果の観点でも疑義が生じるほか、
 - ・ 多機関協働事業等の事業者に過剰な負荷がかかり、本来地域住民の支援ニーズにより応じやすくするための体制を整備する事業であるところ、既存制度等を実施していた際と比較して、逆に支援ニーズに応じにくくなってしまふといった課題がある。具体的な対応方針等を示さず、多機関協働事業者等に複合化・複雑化したケースへの対応を委ねているような市町村が多くあることが、厚生労働省補助事業による調査でも明らかになっている。
- 重層的支援体制整備事業交付金の交付効果に関しては、令和6年6月に結果が公表された、財務省予算執行調査（※）でも指摘されており、
 - ・ 多機関協働事業等について、支援実績が0件の市町村があり、同事業等により整備した支援体制が実績につながっていない可能性が高いことや、同じ支援実績件数でも市町村により事業費に大きな差が出ていたこと。
 - ・ 「重層的支援体制整備事業に移行したからと言って、現場的には何も変わっていない」「これまでの取組や他の事業により、相当する機能は充足している」といった声もあったこと。
 - ・ 地域住民の支援ニーズを把握していない市町村が2割程度あったこと。
 - ・ 同事業等の成果を把握するための定量的な目標を設定していない市町村が8割程度あったこと。等を踏まえ、同事業等の令和7年度予算案額について、約10億円の減額が行われた。（令和6年度予算額：約53億円（実施市町村数：346市町村）、令和7年度予算案額：約56億円（実施予定市町村数：473市町村））

（※）財務省HP

- 予算執行調査の結果

https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2024/sy0606/0606d.html

- 令和7年度予算案への反映状況

https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2024/hanei/index.html

（3）重層的支援体制整備事業交付金に係る見直し

- 前述の課題を踏まえ、重層的支援体制整備事業交付金の交付に関し、以下①～④の対応を行うこととする。

① 重層的支援体制整備事業実施の必要性の確認

- 重層的支援体制整備事業を実施する場合、令和6年度までは、実施前年度の秋に地域共生社会推進室が実施する調査において実施を希望し、重層的支援体制整備事業に要する費用見込を回答することとしていた。
- 令和7年度は、夏・秋の2回に分けて調査を実施することとし、
 - ・ 夏の調査では、令和6年度以前に重層的支援体制整備事業を実施していた市町村も含め、令和7年度・8年度に重層的支援体制整備事業の実施を希望する全市町村に対し、重層的支援体制整備事業を実施する必要があるか又は実施することによる効果が期待できるかを確認する観点から、
 - ✓ 地域住民も含めた幅広い関係機関等とともに、自らの市町村でどのような包括的な支援体制を整備するかを検討した際の検討体制及び議事録等の検討結果
 - ✓ 同体制の整備にあたり、既存の相談支援機関や地域づくりに関する取組等の中で対応できていることや、対応にあたっての課題の把握・分析結果
 - ✓ 上記の課題に照らし、既存制度や事業において実施できない理由及び重層的支援体制整備事業の実施を選択する理由
 - ✓ 重層的支援体制整備事業の対象となる、既存制度や事業で対応できない者の対象像、地域内の支援ニーズ（想定人数）及びその把握方法
 - ・ 秋の調査では、例年どおり重層的支援体制整備事業に要する費用見込を回答させることとする。

② 多機関協働事業等に係る交付基準額の見直し

- 財務省の予算執行調査の結果や、令和6年3月の社会・援護局関係主管課長会議資料において示した、多機関協働事業等における人員配置状況についてのアンケート調査結果を踏まえ、下表のとおり交付基準額の見直しを行うこととする。
 なお、この交付基準額は、多機関協働事業等の実施状況や実施効果等にあわせ、次年度以降も必要に応じて見直しを行う予定である。

(単位：千円)

市町村人口規模（※）	交付基準額		
	令和6年度まで	令和7年度から	差額
1万人未満	25,300	15,000	▲ 10,300
1万人以上～3万人未満	28,000	18,000	▲ 10,000
3万人以上～5万人未満	31,000	21,000	▲ 10,000
5万人以上～10万人未満	33,800	25,000	▲ 8,800
10万人以上～20万人未満	42,000	30,000	▲ 12,000
20万人以上～30万人未満	50,500	35,000	▲ 15,500
30万人以上～40万人未満	56,000	40,000	▲ 16,000
40万人以上～50万人未満		50,000	▲ 6,000
50万人以上	61,800	55,000	▲ 6,800

(※) 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

③ 多機関協働事業等による支援実績件数の公表、支援実績件数が少ない場合の状況確認

○ 多機関協働事業等は、前述のとおり、既存制度等を最大限活用してもなお残る課題の解決や、体制整備のための具体的な手段として設けられているものである。

○ 課題の解決状況や体制整備の進捗状況を把握するための指標の1つとして、多機関協働事業等による支援実績件数の変動が想定される(※)が、前述の財務省の予算執行調査の結果によれば、重層的支援体制整備事業開始年度であっても、支援実績件数が0件である市町村が多く見られた。

このような市町村は、「重層的支援体制整備事業に係る帳票類及び評価指標の手引きの策定について(通知)の改正について」(令和4年3月31日付社援地発0331第1号 厚生労働省社会・援護局長地域福祉課長通知)に基づき実施している、四半期ごとの実績報告においても、継続的に確認されている。

(※) 既存制度等を最大限活用してもなお残る課題として、例えば複合化・複雑化した支援ニーズであって、調整者を介さなければ支援方針等が決定しない事例があることが考えられる。その場合にあっては多機関協働事業を活用した支援方針の決定(支援プランの作成)が行われることが想定されるが、多機関協働事業開始以降、一定期間支援プランの作成件数が0件である市町村にあっては、重層的支援体制整備事業の実施について改めて検討を行うことが必要である。

○ このため、上記実績報告の結果を厚生労働省ホームページで公表するとともに、支援実績件数が0件である状態が続いている市町村のうち、地域共生社会推進室が必要と判断した市町村に対しては、当室職員が、市町村を訪問する等して、事業の実施状況を直接確認することを検討している。

また、確認の結果、多機関協働事業等の実施実態が確認できない場合は、重層的支援体制整備事業交付金交付要綱に基づき、多機関協働事業等に係る交付金の返還を求める場合があることに留意されたい。

④ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・参加支援事業の重層的支援体制整備事業実施要綱における取扱いの明確化

○ 多機関協働事業は、同事業実施要綱に定めるとおり、

- ・ 重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行うこと
- ・ 単独の支援機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行うこと

- ・ これらの取組を通じて、重層的支援体制整備事業に関わる者の連携の円滑化を進め、市町村における包括的な支援体制の整備を支援すること
- を目的とする事業であり、重層的支援体制整備事業の全体像を把握した上で、支援者を支援する機能や事業全体のマネジメントを行う司令塔の機能を担うものである。
- この目的に照らせば、多機関協働事業は、行政ではない外部の事業者が上記の多機関協働事業の事業目的を達成することは困難であるため、原則として包括的な支援体制の整備主体である市町村が、責任を持って自ら多機関協働事業を実施すること（交付金の交付に際しては、多機関協働事業を外部に委託することは認めないこと）とする。（同事業実施要綱の、同事業実施主体に係る規定の改正も行う。）
- ただし、令和7年度にあつては、経過措置として、
- ・ 市町村自らが包括的な支援体制を整備するにあたり、多機関協働事業をどのように活用し、多機関協働事業を行わずとも複合化・複雑化した支援ニーズに対応できるようにしていくかの見通しを示すこと
 - ・ 次年度から、市町村において直接多機関協働事業を実施する体制を整えること
 - ・ 上記の検討結果、次年度の実施体制、令和7年度は委託により実施しなければならない理由が記載された資料の提出
- を求め、内容を確認の上、委託を行うことを認める（多機関協働事業等に要する費用への交付金交付を、委託を行ったことのみをもって行わないこととしない）。
- また、重層的支援体制整備事業でなければ対応できない支援対象者について、支援関係機関の役割分担や支援の方向性の決定を重ねていけば、その中で支援関係機関間の連携も進み、多機関協働事業を介することなく、支援関係機関間で対応できる事例が増えていくことを想定している。多機関協働事業の役割・機能は、事業の実施経過とともに変化していくことが想定されるものであり、重層的支援体制整備事業を開始した後も、多機関協働事業の実施体制を硬直化させるのではなく、既存制度等での対応範囲を広げることとあわせて、その役割に応じた体制等の見直しを検討されたい。
- 加えて、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業については、
- ・ 両事業とも多機関協働事業で取り扱ったケースのうち、「複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人」「既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人」のためと、これまで各市町村で実施してきた事業等では対応できない者を想定とした「支援体制を整備」することを目的としている。しかしながら、既存制度等で対応できる者まで対象とした「支援」を行っているケースもあり、その結果、これまで各市町村が実施してきた既存制度等に要する費用から、重層的支援体制整備事業に要する費用へと移し替えている事例が見られたり、
 - ・ 参加支援事業にあつては、（参加支援事業者が早期に関わる必要がある場合を除き）重層的支援会議で事業の利用が必要と認められた者のみを対象とする事業であるにも関わらず、重層的支援会議を経ずに同事業が利用できる体制となっていたり
 - ・ 参加支援事業における支援メニューについて、地域のあらゆる社会資源を把握しその活用を検討しないまま、単に新たな「居場所づくり」を行ったり、

- ・ 多機関協働事業とも連携しながら、両事業により、どのような者に対してどのような支援を行う体制を整備するのかを検討しないまま、各事業がそれぞれの運用方針で事業を実施している

市町村が見受けられる。

こうしたことを踏まえ、

- ・ 両事業について委託を行う場合、包括的相談支援事業、地域づくり事業、多機関協働事業と一体的に実施できる体制が確保されるよう、市町村が責任をもって事業実施に係る指示を行っていること
- ・ 参加支援事業について、その利用者が重層的支援会議で事業の利用が必要と認められた者かつ既存の社会参加に向けた事業では対応できない者に限定されていること、同事業への関係が想定される社会資源の把握方法とその結果

が確認できる資料の提出を求め、多機関協働事業等に係る重層的支援体制整備事業交付金交付申請において、これまで各市町村が実施してきた事業等に要する費用から、両事業に要する費用への移し替えが生じている場合や、参加支援事業の対象者として適当ではない者に要する費用が含まれている場合は、査定を行う場合があることに留意されたい。

また、重層的支援体制整備事業は、社会福祉法に定めるとおり、相談支援・地域づくり・参加支援に係る事業を一体的に実施することで、地域生活課題に対する支援体制等を一体的かつ重層的に整備するものとされていることから、市町村において全体のマネジメントが行われず、単に社会福祉法に示されている事業を同時期に行っているに留まり、それぞれの事業が繋がらず、地域生活課題に対する支援体制等の整備が進展していないと見受けられる場合には、重層的支援体制整備事業交付金の交付対象とはならない場合があることにも留意すること。

- また、参加支援事業にあつては、その利用者が多機関協働事業による重層的支援会議で事業の利用が必要と認められた者かつ既存の社会参加に向けた事業では対応できない者に限定されていることを踏まえれば、前述の多機関協働事業の役割・機能の変化を踏まえた体制等の見直しとあわせて、参加支援事業の実施体制の見直しを検討することも必要である。
- 重層的支援体制整備事業は、「体制整備」を目的とするものであり、前述のとおり、地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画等の策定や改定を通じて、いつまでにどのような体制を整備するのか、事業の成果目標や成果指標を設定した上で、一定の期間内に「体制整備」を目指すべき事業である。

このため、重層的支援体制整備事業交付金も、スタートアップ支援としての性格を有するものであり、特に多機関協働事業等に対する交付は、社会福祉法上予算の範囲内で行われることになっており、恒久的な措置とはなっていない。多機関協働事業等に要する費用への交付は、事業開始初期に重点的に交付を行いつつ、一定期間経過時点においては、交付終了又はそれ以降の交付は必要な費用に限定して行うものであることに留意すること。なお、この場合の一定期間とは、例えば、地域福祉計画の計画期間等が考えられるが、具体的な期間や一定期間経過後の必要な費用への見直しにつ

いては、令和8年度以降の重層的支援体制整備事業交付金の交付に際して提示する方針である。

なお、重層的支援体制整備事業の事業評価については、前述のとおり、現在地域共生社会の在り方検討会議においても、具体的な議論が行われているところであり、具体的な評価方法等は、同検討会議の議論等を踏まえて提示することを検討しているが、各市町村においては、まず自ら掲げた事業の成果目標や成果指標をもとに、PDCAサイクルを徹底することにより、不断の見直しに努めていただきたい。

3. 重層的支援体制整備事業への移行準備事業の適切な運用

○ 重層的支援体制整備事業への移行準備事業についても、同事業を経て重層的支援体制整備事業を開始した市町村であっても、2（1）で示した重層的支援体制整備事業実施にあたってのプロセスが踏まれておらず、十分な実施効果が感じられていない市町村があることを踏まえ、令和7年度の補助金交付にあたっては、

- ・ 地域住民も含めた関係機関等とともに、自らの市町村でどのような包括的な支援体制を整備するかを検討した際の検討体制及び議事録等の検討結果
- ・ 重層的支援体制整備事業の対象となる、既存制度や事業で対応できない者の対象像、地域内の支援ニーズ（想定人数）及びその把握方法
- ・ 同体制の整備にあたり、既存の相談支援機関や地域づくりに関する取組等の中で対応できていることや、対応にあたっての課題の把握・分析結果
- ・ 上記の課題に照らし、既存制度や事業において実施できない理由及び重層的支援体制整備事業の実施が必要と判断し、重層的支援体制整備事業への移行準備を行うこととした理由

が確認できる資料の提出を求めるとともに、5に記載する研修の修了を要件とする。（年度末までに研修の修了が確認できない場合は、交付決定を取り消す。）

○ また、補助基準額についても、下表のとおり見直すこととする。

（単位：千円）

市町村人口規模（※）	交付基準額		
	令和6年度まで	令和7年度から	差額
1万人未満	6,300	5,000	▲ 1,300
1万人以上～3万人未満	7,000	6,000	▲ 1,000
3万人以上～5万人未満	7,800	7,000	▲ 800
5万人以上～10万人未満	8,500	8,000	▲ 500
10万人以上～20万人未満	10,500	10,000	▲ 500
20万人以上～30万人未満	12,600	12,000	▲ 600
30万人以上～40万人未満	14,000	13,000	▲ 1,000
40万人以上～50万人未満		13,500	▲ 500
50万人以上	15,500	15,000	▲ 500

(※) 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

- なお、重層的支援体制整備事業への移行準備事業は、令和6年3月の社会・援護局関係主管課長会議資料においても示したとおり、令和7年度末をもって終了するため、同年度中に事業目的を達成するものである必要があり、原則として令和8年度に重層的支援体制整備事業を開始する予定としている市町村（令和7年夏に実施する、重層的支援体制整備事業を実施する必要があるか等に係る資料の提出を行う市町村）を対象とする。

4. 包括的な支援体制の整備に向けた都道府県による後方支援の強化

(1) 包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業の適切な運用

- 前述のとおり、社会福祉法に基づき市町村が行うべきは包括的な支援体制の整備であることを踏まえ、「重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業」の名称を「包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業」に変更する。
- その上で、都道府県の中には、重層的支援体制整備事業の実施自体が目的化しているところや、重層的支援体制整備事業の目的はワンストップ窓口を開設することであると認識しているところもあり、管内市町村の包括的な支援体制の整備に係る課題等を把握することなく、重層的支援体制整備事業の実施のみ・ワンストップ窓口の設置のみを勧めている場合があることを踏まえ、令和7年度の同事業に係る補助金の交付申請にあたっては、
 - ・ 都道府県においても、重層的支援体制整備事業の実施の有無に関わらず、管内市町村における包括的な支援体制の整備に係る課題を把握すること
 - ・ 補助金の交付を希望する取組について、
 - ・ 包括的な支援体制の整備という目的に照らし、現状の課題把握・分析を行った上で、その解決策を選択できるようになるための内容とすること
 - ・ 管内市町村における包括的な支援体制の整備に係る課題に照らして、内容を決定することを徹底されたい。

(2) 都道府県による後方支援の強化

- 包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業を実施しない都道府県においても、社会福祉法上、市町村における包括的な支援体制の整備に対して支援を行う責務がある(※)ことを踏まえ、管内市町村に対する包括的な支援体制の整備の支援について、検討されたい。

(※) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（抄）

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条

1・2 （略）

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

- また、社会福祉法に定める地域共生社会の実現と包括的な支援体制の整備の関係などについて、更なる理解を深めた上で、市町村への支援を行うことができるよう、5 に記載する研修の積極的な受講をお願いしたい。
- 加えて、令和 7 年度においても、都道府県が行う包括的な支援体制の整備に係る研修等に、地域共生社会推進室の職員を派遣し、地域共生社会の概念や包括的な支援体制の整備との関係性や、包括的な支援体制の整備プロセス等を説明する「都道府県キャラバン」を実施する予定である。年度当初に申込様式を配布するので、積極的に活用されたい。
- なお、前述の検討会議においては、包括的な支援体制の整備に係る都道府県の役割の見直しについても論点となっていることにも留意されたい。

5. 包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修の実施

- 地域共生社会推進室においては、これまで重層的支援体制整備事業の担当者や、実際に地域で地域づくりに取り組む者等、相談支援や地域づくりの現場に近い者に対する研修を中心に実施してきたが、前述のとおり、今後市町村及び都道府県に求められるのは、市町村全域に目を向け、包括的な支援体制の整備及び地域共生社会の実現のために、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備方針等を検討した上で、これに向けて、関係者がそれぞれの業務や活動等を行いやすくするための支援や組織変革を行うことができる人材及びそういった人材を育成できる人材である。
- この求められる人材像に照らし、令和 7 年度は、以下のとおり市町村の管理職向け研修及び都道府県向け研修を実施することとしている。包括的な支援体制の整備に係る制度的な理解や具体的な検討手法、取り得る方策等について理解を深める機会としたいと考えているので、市町村や都道府県におかれては、積極的に参加されたい。

(1) 市町村管理職向け研修

- 研修目的
地域共生社会—包括的な支援体制の整備の関係性を理解し、包括的な支援体制の整備手法、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備指針を検討した上で、包括的な支援体制の整備に向けて、関係者がそれぞれの業務や活動等を行いやすくするための支援や組織変革を市町村が行う重要性を理解し、それらを踏まえて自らの市町村において、必要な対応を行うことができるようにする。
- 研修対象者：市町村の管理職（部課長級）
- 研修開催時期：令和7年9月～令和8年1月
- 開催回数：6回（いずれも同一内容とする。）
- 開催方法：オンライン
- 1回あたり募集人数：50名程度
- カリキュラムイメージ
 - ・ 地域共生社会—包括的な支援体制の整備に係る制度的理解：45分
 - ・ 地域共生社会—包括的な支援体制の整備にあたって市町村が行うべき対応の詳細、対応事例の紹介：60分程度
 - ・ 市町村庁内での政策立案、組織マネジメントの重要性：60分程度
 - ・ 研修受講生同士の意見交換・グループワーク：60分程度
 - ・ 修了確認レポート作成：15分程度

(2) 都道府県担当者向け研修

- 研修目的
地域共生社会—包括的な支援体制の整備の関係性や包括的な支援体制の整備手法、目的に照らして手段たる施策を形成することの重要性への理解を深め、管内市町村の支援ニーズを踏まえた支援策を講じることができるようにする。
- 研修対象者：都道府県の包括的な支援体制の整備に係る担当者
- 研修開催時期：令和7年9月～令和8年1月
- 開催回数：2回（いずれも同一内容とする。）
- 開催方法：オンライン
- 1回あたり募集人数：15名程度
- カリキュラムイメージ
 - ・ 地域共生社会—包括的な支援体制の整備にあたって市町村が行うべき対応の詳細、対応事例の紹介：75分程度
 - ・ 都道府県による、包括的な支援体制の整備に係る市町村支援の重要性：45分程度
 - ・ 研修受講生同士の意見交換・グループワーク：60分程度

6. おわりに

- 地域共生社会の実現及び包括的な支援体制の整備は、地域住民の生活に直結するものであり、各市町村において「わがまちでどのように生きていきたいか、わがまちをどのようなまちにしていきたいか」、求める地域像や活用できる社会資源等が異なる中で、これを検討することなしに／「何のために行うのか」を明確にすることなしに、手段の1つである重層的支援体制整備事業を行っても、地域や住民にとって生活が「よくなる」ことには繋がらない。

形の見える事業にのみとらわれず、改めて既存制度等や地域資源を把握・分析した上で、わがまちのためにどういった体制を構築し、何をすべきか、地域住民を含めた幅広い関係機関等とともに検討し、常に目的に照らした見直しを行うことをお願いしたい。

第3 生活困窮者自立支援制度の推進等について（生活困窮者自立支援室）

生活困窮者自立支援制度の推進について

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号。以下「困窮法等改正法」という。）の令和7年4月1日の本格施行に向けて各自治体で準備を進めていただけるよう、国から各都道府県・市区町村に調査・照会システムを通じて、本年1月17日に住居確保給付金の転居費用補助に係る自治体事務マニュアルの改正案等を、2月26日に各事業の手引きの改正案等を発出しているの、未確認の自治体におかれては、確認をお願いします。

1 居住支援について

居住支援の強化は、困窮法等改正法の重要な柱である。地域における包括的な住まい支援体制の構築に向けて、各自治体におかれては特段のご協力をお願いします。

【転居費用の補助の創設について】

- 配偶者と死別し世帯の年金収入が減った者や、疾病等で離職し今後就労収入を増やすことが難しい者など、収入が著しく減少した生活困窮者で、就労による経済的自立が困難な者であっても、より低廉な住宅への転居により、家計が改善し自立の促進につながる場合がある。
- このため、困窮法等改正法において、収入が著しく減少したと認められるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、家計を改善するため新たな住居を確保する必要があると認められる者に対して、令和7年度から住居確保給付金を拡充し、転居のための費用を支給することとした。
- 転居費用の支給額の上限は、転居先の住宅扶助を基準とする額に3を乗じて得た額としつつ、これによりがたい場合は、別に厚生労働大臣が定める額とする予定。
- 転居費用の補助の対象となる経費は、転居先への家財の運搬費用（引っ越し費用）と転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）などとする予定。敷金や契約時に払う家賃（いわゆる前家賃。共益費を含む。）、家財等の購入費は対象外とする予定。経費の詳細は以下の表を確認されたい。

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
<ul style="list-style-type: none">・ 転居先への家財の運搬費用・ 転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）・ ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む）・ 鍵交換費用	<ul style="list-style-type: none">・ 敷金・ 契約時に払う家賃（前家賃）・ 家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費

- 転居費用の支給に当たっては、従来の家賃補助と同じく資産・収入要件を設けるほか、原則として家計改善支援事業において、転居により家計改善が見込まれること及び転居費用の捻出が困難であることが認められることなどの要件を設ける予定である（支給要件の概要は以下の表を確認されたい。なお、求職活動要件は設けない予定）。各自治体においては、自治体事務マニュアル等も参照の上、円滑な施行について、ご協力をお願いする。また、これを機に、家計改善支援事業が未実施の自治体におかれては、事業実施について前向きに検討いただきたい。

(転居費用に係る支給要件)

次の①～⑧のいずれにも該当する生活困窮者とする。

①	申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（以下「世帯収入額」という。）が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること [基本要件]
②	申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること [収入減少期間要件]
③	申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること [生計維持要件]
④	申請日の属する月における世帯収入額が、基準額及び申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（申請者が持家である住宅等に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額とし、当該費用の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額（収入基準額）以下であること [収入要件]
⑤	申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること [資産要件]
⑥	生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、その家計の改善のために次のイ)又はロ)に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。 イ) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が減少する場合を含む。）、家計全体の支出の削減が見込まれること。 ロ) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加する（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する

	住宅の一月当たりの家賃が増加する場合を含む。)が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。 [家計改善に関する要件]
⑦	自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと [類似給付の受給に関する調整規定]
⑧	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

【住まい相談支援員の配置について】

- 困窮法等改正法では、自立相談支援事業の機能として「居住の支援」を法律上明確化した。これを受けて、住まいに関する相談体制の強化のため、自立相談支援機関に住まい相談支援員を配置した場合の加算を令和7年度当初予算案に盛り込んでいる。各自治体においては、住まい相談支援員の配置を積極的に検討いただきたい。
- なお、加算額については以下の表のとおりとすることとしている。令和7年度は人口規模に応じた加算額とする予定だが、令和8年度以降については、実績等も勘案する方策を検討する予定である。

(住まい相談支援員の加算額)

人口規模	加算額 (円)
2 万人未満	1,000,000
2 万人以上～3 万人未満	1,000,000
3 万人以上～4 万人未満	1,000,000
4 万人以上～5.5 万人未満	1,000,000
5.5 万人以上～7 万人未満	1,000,000
7 万人以上～10 万人未満	1,000,000
10 万人以上～15 万人未満	2,000,000
15 万人以上～20 万人未満	2,000,000
20 万人以上～30 万人未満	3,000,000
30 万人以上～40 万人未満	4,000,000
40 万人以上～50 万人未満	6,000,000
50 万人以上～60 万人未満	7,000,000
60 万人以上～70 万人未満	8,000,000
70 万人以上～80 万人未満	9,000,000
80 万人以上～90 万人未満	10,000,000
90 万人以上～100 万人未満	11,000,000
100 万人以上～110 万人未満	12,000,000
110 万人以上～120 万人未満	13,000,000

120 万人以上～130 万人未満	14,000,000
130 万人以上～140 万人未満	15,000,000
140 万人以上～150 万人未満	16,000,000
150 万人以上～160 万人未満	17,000,000
160 万人以上～170 万人未満	18,000,000
170 万人以上～180 万人未満	19,000,000
180 万人以上～190 万人未満	20,000,000
190 万人以上～200 万人未満	21,000,000
200 万人以上～210 万人未満	23,000,000
210 万人以上～220 万人未満	24,000,000
220 万人以上～230 万人未満	25,000,000
230 万人以上～240 万人未満	26,000,000
240 万人以上～250 万人未満	27,000,000
250 万人以上～260 万人未満	28,000,000
260 万人以上～270 万人未満	29,000,000
270 万人以上～280 万人未満	30,000,000
280 万人以上～290 万人未満	31,000,000
290 万人以上～300 万人未満	32,000,000
300 万人以上	32,000,000

- 住まい相談支援員の主な役割は以下を想定している。
 - ・ 住まいの課題を中心とした相談支援
（アセスメント、プランの作成、支援調整会議の開催等一連の相談支援プロセスの実施、記録の管理、訪問支援（アウトリーチ））
 - ・ 住宅関係機関（大家、不動産事業者、居住支援法人、居住支援協議会事務局等）や福祉関係機関（福祉事務所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等）からの相談対応（入居者の家賃滞納や残置物処理、死後事務委任などについての相談等）
 - ・ 物件や支援等の情報収集、地域の支援ニーズの把握 等
（居住支援協議会、居住支援法人等と連携し、生活困窮者等の入居に協力的な大家や不動産業者の開拓及びネットワークの構築、セーフティネット住宅など、入居しやすい住宅（公営住宅、空き家、他施設等の有効活用を含む。）のリスト化など）
- 地域の実情に応じて、住まい相談支援員を自立相談支援機関の他の支援員と兼務したり、自立相談支援事業を委託により行う場合、住まい相談支援員を別の事業者（居住支援法人等）に再委託することも可能とする予定。
- なお、住まい相談支援員に係る要件として、資格や経験は問わないが、人材養成研修のうちの一部（※）を受講していただくことを想定している。なお、既に当該研修を受講している場合は再度の受講は不要とする予定。

※相談支援員養成研修（初任者研修）及び今年度新設の一時生活支援事業従事者養成研修（令和7年度以降は居住支援事業従事者養成研修）

【居住支援事業（旧：一時生活支援事業）の実施の推進について】

- 一時生活支援事業は、衣食住の提供及び自立相談支援事業と連携した就労等による自立支援（シェルター事業）と、アパート等への入居支援や居住を継続するための見守り等の支援（地域居住支援事業）により構成される。
- 困窮法等改正法では、地域居住支援事業の重要性が増していることも踏まえ、令和7年度から「一時生活支援事業」を「居住支援事業」に改称し、同事業のうち、地域の実情に応じて必要な事業を実施することを努力義務化した。各自治体においては、地域の実情を把握した上で、居住支援事業の積極的な実施をお願いしたい。
 - ・ 例えば、ホームレスが多い都市部などの地域では、シェルター事業と地域居住支援事業の両方を実施し、一方、ホームレスが少ない地域では、一人暮らしに不安を抱える生活困窮者や持ち家のない単身高齢者への居住支援のため、地域居住支援事業を優先的に実施することが考えられる。
 - ・ 支援ニーズが少ない、マンパワーの不足等の事情を抱える自治体についても、広域実施により事業を実施することや、シェルター事業の利用者数の見込みを立てにくい場合、借り上げ方式により利用実績に応じて支払うことなどが考えられる。
- 特に、自立相談支援機関等で受け止めた住まいに関する相談に対応していく中で、入居のための支援や入居後の見守り・生活支援等を行う体制を整備することが重要となることから、地域居住支援事業を活用して、これらの支援を必要とする者に確実に支援を提供いただきたい。
- 地域居住支援事業に関しては、シェルター退所者以外にも、持ち家がある者を含めて、居住に困難を抱える、地域社会から孤立した状態の者についても事業の対象となること、及び原則1年間となっている支援期間について、対象者の状態に応じて柔軟に延長できるよう省令を改正予定であることに留意いただきたい。

【居住支援法人との連携について】

- 居住支援法人とは、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの支援等を提供する法人として都道府県が指定する法人である。
（全国の居住支援法人の一覧の掲載先）
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000026.html
- 困窮法等改正法では、生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）に基づく各事業等の実施に当たって、居住支援法人との連携を努力義務化しているため、各自治体においては、支援会議や支援調整会議に居住支援法人の参画を依頼するほか、住まい相談支援員や地域居住支援事業を居住支援法人に委託する等の方法により、連携を強化いただきたい。

【居住支援協議会への参画について】

- 居住支援協議会とは、自治体や不動産関係団体、居住支援関係者、福祉関係者等が連携して、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人に対し、住宅情報の提供等の支援を行うものである。
(全国の居住支援協議会の一覧の掲載先)
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号）において、各自治体における居住支援協議会の設置が努力義務化されたとともに、住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行うものを構成員とすることが法律上明確化された。
- 居住支援協議会が設置されていない自治体においては、住宅部局や地域の関係者と連携し、居住支援協議会の設置を進めていただくようお願いする。居住支援協議会が既に設置されている自治体においては、生活困窮者自立支援制度担当部局や自立相談支援機関等が居住支援協議会に積極的に参画いただきたい。

【「すまこま。」との連携について】

- 厚生労働省においては、令和6年度に引き続き令和7年度においても、不安定居住者に対する支援情報サイト及び電話・メールによる総合相談窓口（通称「すまこま。」）を委託により設置し、各支援策の情報提供や自立相談支援機関等につながるといった支援を実施する予定である。
- 各自治体においては、「すまこま。」から不安定居住者等に関する相談内容等の情報提供があった場合に、各自治体における居住支援事業の実施の有無に関わらず、まずは不安定居住者本人から状況について丁寧に聞き取り、相談支援を行った上で、必要に応じて住居確保給付金の案内や、居住支援法人へつながりなどの対応をお願いする。

【ホームレスの実態に関する全国調査について】

- 令和7年度においても、ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）を実施する。引き続き、巡回での目視による調査を予定しているため、各自治体においてはご協力をお願いする。

2 関係機関との連携について

生活困窮者が抱える課題は複合的であることから、支援会議等の会議体も活用し、福祉分野に留まらない、幅広い関係機関との連携に取り組んでいただきたい。

【支援会議の設置の推進について】

- 困窮法等改正法では、支援会議の設置を自治体の努力義務としたため、未設置自治体においては、支援会議の趣旨目的についてご理解の上、早期の設置をご検討いただきたい。設置に当たっては、厚生労働省ホームページに掲載している支援会議

の立ち上げ事例を参考にされたい。

(支援会議の立ち上げ事例の掲載先) ※ページ下部に掲載

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>

- また、困窮法等改正法では、法に基づく支援会議、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に基づく支援会議、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）において新設される調整会議について、構成員や議論する地域課題が共通する場合も多いことから、相互連携を図ることが努力義務化されたことについても留意いただきたい。
- なお、令和 7 年 4 月 1 日の困窮法等改正法の施行にあわせて、「生活困窮者自立支援法第 9 条第 1 項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドラインについて」（平成 30 年 10 月 1 日付け社援地発 1001 第 15 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）の改正を予定している。上記努力義務化を踏まえた見直しを行うほか、支援会議における情報共有について個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）との関係を整理・明確化（※）することとしている。各自治体におかれては改正後の通知をよくご確認いただき、管内の関係機関等にも周知いただくよう依頼する予定である。

※ 個人情報保護法との関係の整理・明確化について

(1) 個人情報の取扱いの原則と例外

- ・ 生活困窮者の個人情報を関係機関等と共有する際には、個人情報保護法に基づき本人の同意を得ることが基本。
- ・ 他方、本人が支援を求めることができないことに相当の理由があつて同意を得ることが困難であると支援会議の構成員が判断した場合には、例外的に本人の同意がなくとも支援会議において生活困窮者の個人情報の共有が可能。例外に該当すると判断する際の考え方・整理（下記(2)参照）をガイドラインに反映。
- ・ なお、支援会議で取扱う事例は、本人の同意を得ることが困難なケースが主に想定されるところ、今般の通知の改正はあくまでも個人情報保護法との関係を整理・明確化するものであり、各自治体における従前からの取組・運用を妨げることが目的としたものではない。

(2) 個人情報保護法との関係の整理

以下の場合には個人情報保護法上の例外（本人同意なく生活困窮者の個人情報の共有が可能な場合）に該当することを明確化。

① 法令に基づく場合

以下 i) ～ iii) の全てに該当すると支援会議の構成員が判断した場合は、法第 9 条第 4 項に基づく情報の提供(支援会議における生活困窮者の個人情報の共有)が個人情報保護法上の例外である「法令に基づく場合」に該当するものとして本人同意なく支援会議における情報共有が可能。

- i) 本人が支援を求めることができないことに相当の理由があり、同意が得られない場合
- ii) 速やかに介入しなければ生命、身体又は財産に危険が見込まれるような場合
- iii) 支援会議の構成員の間で情報共有する必要がある場合

- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

【生活困窮者へのアウトリーチの実施について】

- 生活困窮者の中には、様々な事情により相談窓口に来訪することが困難な者や、相談窓口の存在を知らない者がいることが考えられる。そのため、自立相談支援機関等で相談を待つだけでなく、関係機関とも連携し、地域に出て、積極的に生活困窮者の把握を行い、早期かつ確実に支援につなげることが重要である。
- 困窮法等改正法においては、関係機関や民間団体との緊密な連携を図りつつ、支援会議の開催や、地域住民の交流拠点（いわゆる地域の「居場所」等）との連携や家庭等への訪問等により、生活困窮者の状況を把握すること（アウトリーチ）を自治体の努力義務とした。
- 具体的な連携方法としては、下記の方法が考えられる。
 - ① 支援会議の開催
地域で関係機関等が把握している、生活困窮が疑われる者や生活困窮者の個々の事案の情報を共有し、支援方法等を検討
 - ② 地域の「居場所」との連携
自立相談支援機関等が、地域で「居場所」を運営する団体・個人と連携し、まだ支援につながっていない生活困窮者（生活困窮が疑われる者を含む。）の情報共有や、支援中の生活困窮者の見守り・必要な情報共有を依頼するほか、自立相談支援機関等が「居場所」での出張相談を実施することが考えられる。地域に連携可能な「居場所」がない場合には、社会資源の開発に努める。
 - ③ 家庭等への訪問
上記①②等を通じて把握した生活困窮者について、自立相談支援機関等の支援員が、当該生活困窮者の自宅や学校、定期的に通っている「居場所」等を訪問し、相談に応じたり必要な支援につなげたりする。
- 各自治体においては、地域の実情に応じた創意工夫により、生活困窮者へのアウトリーチに取り組んでいただきたい。

【関係機関との連携に関する通知について】

- 生活困窮者を確実に相談窓口につなげるため、自立相談支援機関等と関係機関との具体的な連携方法について、これまで連携先ごと（※）に通知等によりお示してきた。各自治体においては、これまでの関係通知等をご確認の上、必要な連携体制の見直しや対応強化を進めていただきたい。また、令和7年4月1日の困窮法等改正法の施行にあわせて、各種連携通知についても所要の見直しを行い改めてお示しすることを予定している。
- ※ 生活保護制度、居住支援協議会、公共職業安定所、教育施策、障害保健福祉施策、介護保険制度、年金、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ひきこもり地

域支援センター、更生保護制度、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、自殺対策、税務部局、公営住宅、水道事業、重層的支援体制整備事業、こども施策、困難な課題を抱える女性への支援施策、孤独・孤立対策など

3 特定被保護者に対する生活困窮者向け事業による支援について

令和7年度からの特定被保護者に対する生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業による支援の実施に向けて、「改正生活困窮者自立支援法等に関する現時点での検討状況について（主に特定被保護者の範囲等）」（令和6年11月1日付け当室事務連絡）や「特定被保護者対象事業による支援について」に関する通知案について（情報提供）」（令和7年2月26日付け保護課及び当室事務連絡）等も参考に、必要な事前調整等を行うよう依頼する。

【特定被保護者の要件について】

- 「特定被保護者」とは、被保護者であって①～③のいずれかに該当する者とする予定である。
 - ① 当該被保護者の状況に照らして将来的に保護を必要としなくなるものが相当程度見込まれる者
 - ② 保護の実施機関が被保護者向け事業を実施していない場合において、生活困窮者向け事業の利用が必要と保護の実施機関が認める者
 - ③ 保護の実施機関が被保護者向け事業を実施している場合において、特段の事情があり、生活困窮者向け事業の利用が必要と保護の実施機関が認める者

なお、事業利用開始後も、保護の実施機関（福祉事務所）は特定被保護者に対して、継続的に支援に関与することとする。

【特定被保護者の支援に向けた依頼】

- 特定被保護者に対する生活困窮者向け事業による支援に当たっては、事前に、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の担当部局、福祉事務所、自立相談支援機関、事業実施者等の間で、事業の利用に関する手続き等を調整し、関係者間の連携体制を構築しておくことが重要である。各自治体においては、令和7年4月1日の困窮法等改正法の施行に先だって、連携体制の構築・関係者間の調整を進めていただきたい。

4 自立相談支援事業について

生活困窮者自立支援制度の中核となる自立相談支援事業については、予算事業や国からの情報提供等も活用し、引き続き効果的かつ効率的な実施を進めていただきたい。

【就労準備支援事業、家計改善支援事業との一体的な実施について】

- 効果的・効率的な支援のため、困窮法等改正法において、令和7年度から、自立相談支援事業と就労準備支援事業・家計改善支援事業を一体的に実施することが原則化された。
- 具体的な一体的実施の方法については、主に以下の方法が考えられる。
 - ① 相談時の連携
自立相談支援機関による相談時に、就労準備支援事業・家計改善支援事業の支援員も同席し、それぞれの専門知識を活かしたアセスメントを実施。
 - ② 自立支援計画の策定時における連携
自立相談支援機関による自立支援計画の策定時において、支援調整会議に、就労準備支援事業・家計改善支援事業の支援員も参画し、多角的に支援方針を検討。
- 上記以外にも、以下のような方法により一体的に実施することも考えられ、各自治体においては、地域の実情に応じた一体的な実施の方法について検討を進めていただきたい。
 - ・ 支援開始後に自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の支援員が緊密に連携し、支援対象者である生活困窮者の状態や支援の実施状況を共有し、支援に活かす
 - ・ 支援開始後に自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の支援員がそれぞれの事業による支援において必要に応じて同席する
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業の支援員が、支援対象者である生活困窮者が生活困窮者自立支援制度の他の事業や福祉サービス等の支援の利用が望ましいと認める場合に、自立相談支援事業の支援員につなぎ、自立相談支援事業において、関係機関との連絡調整を行う
 - ・ その他、地域の実情に応じた連携（国庫補助協議において、具体的に記載いただく予定）
- 3事業のうち複数を同一事業者に委託して実施する場合は、仕様書・契約書等の中で、各事業の連携を想定する場面や方法等について具体的に明記しておくことが重要である。各事業を別の事業者に委託して実施する場合は、自治体が主導して連携体制を構築されたい。

【生活困窮者自立支援の機能強化学業の活用について】

- 生活困窮者の増加に伴う対応や、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化、居住支援の体制整備のため、自治体と民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図るための予算を令和6年度補正予算で計上しているため、各自治体においては積極的な活用を検討されたい。
このうち、居住支援の体制整備については、住まい相談及び居住支援の実施に向けたニーズ把握や、関係者間調整・ネットワーク構築、社会資源開発、周知広報等の取組が可能であるため、特に積極的な取組をお願いする。

【ICT活用の推進について】

- 新型コロナウイルス感染症拡大期には、関係者間での対面での協議や打合せが難しかったことから、オンラインを活用した非対面での情報共有の仕組み等が模索された。これに加え、若年層や外国籍の相談者、相談窓口に来訪することが困難な者等が相談しやすい環境整備のため、ICTの活用の重要性が高まっている。
- 「自立相談支援機関におけるICTを活用した効果的な取組例について（情報提供）」（令和6年6月24日付け当室事務連絡）において、ICTを活用した相談支援（メールやLINEによる相談対応、オンライン会議システムの活用、オンラインの居場所づくり、多言語対応等）や関係機関との情報連携の事例を紹介しているので、参考としていただきたい。

5 就労準備支援事業と家計改善支援事業等の全国的な実施の推進について

困窮法等改正法では、就労準備支援事業と家計改善支援事業の両事業をより多くの自治体で実施していただくための改正を行ったので、未実施自治体においては、令和6年度補正予算による国の新規事業も活用し、早期の事業実施をご検討いただきたい。

【家計改善支援事業の補助率の引上げについて】

- 家計改善支援事業の国庫補助率はこれまで原則2分の1としていたが、困窮法等改正法により、自立相談支援事業との一体的な実施を原則として、令和7年度からは3分の2に引き上げる。

【就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業の全国実施のための指針の策定について】

- 令和7年4月1日の困窮法等改正法の施行に向けて、国として、就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業の全国的な実施や支援の質の向上を図るための体制整備に関する指針（告示）を策定する予定である。
- この指針では、これら3事業について以下の内容等をお示しする予定である。3事業を未実施の自治体はもちろん、実施済みの自治体においても、本指針を参考としていただき、効果的な事業の実施に取り組んでいただきたい。
- 指針の主な内容は以下を予定している。
（3事業の全国的な実施等）
 - ① 3事業の立ち上げに当たっての考え方
 - ・ 未実施自治体においては3事業の実施に係るニーズや地域資源の状況について適切に把握を行うこと。
 - ・ 支援ニーズの少なさやマンパワー不足、地域資源の不足等の事情を抱える自治体の場合は、広域実施や、特定曜日のみの事業実施などのニーズの多少に応じた実施方法、居住支援法人等への委託等の地域資源を活用した方法が考えられること。
 - ② 都道府県による支援
 - ・ 事業の立ち上げや運営に対しては都道府県が積極的な支援を行うことが必要

であり、具体的な方法としては、管内の市町村に好事例等を共有することや、広域実施に当たって都道府県が中心となって市町村間の調整を行うこと、地域資源の開拓などが考えられる。

(3 事業による支援の質の向上)

- ① 3 事業と自立相談支援事業との連携に当たっての考え方
 - ・ 就労準備支援事業、家計改善支援事業と自立相談支援事業の一体的な実施の方法としては、本資料の【就労準備支援事業、家計改善支援事業との一体的な実施について】に記載したような方法が考えられる。
 - ・ 居住支援事業と自立相談支援事業の連携方法としては、シェルター事業利用者に対して自立相談支援事業の就労支援を実施することや、自立相談支援機関が居住支援事業利用者を他の事業や福祉サービスにつなぐことなどが考えられる。
- ② 生活困窮者を 3 事業の利用につなげる取組に当たっての考え方
 - ・ 自治体は生活困窮者の状況の把握を積極的に行い、早期かつ確実に支援につなげること。
- ③ 関係機関等との連携及び地域づくりに当たっての考え方
 - ・ 生活困窮者が抱える多様な課題やニーズにあわせた包括的な支援を提供できるよう、自治体は、庁内の他部局や関係機関等との連携体制の構築を図ること。
 - ・ 居住支援に当たって、居住支援協議会への参画や居住支援法人と連携すること。
 - ・ 地域において活動する人材も含めた地域資源を把握し、必要に応じて連携可能な関係構築を行うこと。
- ④ 特定被保護者に対して 3 事業を活用した支援を行うに当たっての考え方
 - ・ 3 事業における特定被保護者の受入れ方法等について生活困窮者自立支援制度担当部局と生活保護制度担当部局の間であらかじめ協議を行うこと。
 - ・ 支援開始後も、保護の実施機関との間で十分に連携を図ること。
- ⑤ 委託先選定に当たっての考え方
 - ・ 契約期間について、事業の継続性の確保や支援の質の向上を図る観点から、複数年度にわたる契約を行うことも考えられること。
 - ・ 価格のみに限らず、応募事業者の事業内容や支援実績、支援員等の処遇に係る状況、制度及び地域の実情への理解の状況等を踏まえて選定を行うことが望ましいこと。
- ⑥ 都道府県による研修及び支援手法に関する助言等を通じた支援員等の資質の向上等の支援に当たっての考え方
 - ・ 都道府県は、各事業における支援員等に対する研修の事業を積極的に実施し、市町村域を超えた支援員間の関係づくり、情報共有の推進、事業実施者や支援員等への助言に努めること。

【就労準備支援事業・家計改善支援事業の未実施自治体への導入支援事業の活用について】

- 就労準備支援事業・家計改善支援を実施していない自治体の生活困窮者に対して、

都道府県が主体となって、両事業を時限的に実施し、事業の空白区をなくし、全国的な事業実施を目指すための予算を令和6年度補正予算に計上している。国庫補助率を10/10としていることから、未実施自治体がある都道府県においては、積極的な活用を検討されたい。

【共同実施・広域実施の推進等について】

- 生活困窮者の自立の支援に当たっては、任意事業の実施により、支援メニューを増やすことが重要である一方で、任意事業については、地域に十分な支援ニーズがないことや、活用可能な社会資源がない等の理由により、事業の実施が困難な自治体が見受けられる。そのような自治体においては、複数の自治体による共同実施や都道府県を中心とした広域実施により事業を実施することが考えられる。
- 厚生労働省ホームページに掲載している各任意事業の立ち上げ事例の中にも、共同実施・広域実施の事例があるので、特に都道府県におかれては、これらの事例も参考に、管内の未実施自治体における共同実施・広域実施を推進いただきたい。
(各任意事業の立ち上げ事例の掲載先) ※ページ下部に掲載
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>
- また、令和7年度予算案においては、就労準備支援事業・家計改善支援事業について、過疎地域における支援1件あたりのコストの大きさに着目した新たな加算を設ける予定である。小規模自治体において事業を実施する際には、活用されたい。

6 自治体職員や支援員向けの支援について

生活困窮者自立支援制度は人が人を支える制度であり、制度に関わる自治体職員や支援員のバーンアウト防止、支援の質向上の観点から、人材育成は必要不可欠である。

【自治体コンサルティング事業の実施について】

- 令和元年度から国の事業として、事業の立ち上げや実施に際して専門的助言等を必要とする自治体に対し、適切な支援が可能な専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウの伝達・助言等を行うコンサルティング事業を実施している。
- 令和7年度は、7月頃を目途に各自治体へ希望調査を行い、夏頃からコンサルティングを開始する予定であるので、積極的にコンサルティング事業を活用いただきたい。特に、就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業については、その実施が努力義務化されていることから、積極的にコンサルティング事業を活用いただくよう、都道府県からも管内未実施自治体や実施に課題のある自治体への働きかけをお願いします。
- 特に支援実績が低調な自治体においては、国の担当者が訪問し、支援状況や課題等を聴取することも予定していることから、あらかじめご承知おき願いたい。

【人材養成研修の実施について】

- 令和6年度をもってブロック別研修を終了し、令和7年度からは全ての都道府県

で都道府県研修を実施していただくこととしている。各都道府県におかれては、令和6年度補正予算に計上した「都道府県による研修企画チーム・中間支援組織の立ち上げ等支援事業」も活用いただき、研修の実施に向けて準備を始めていただくようお願いする。

- 令和7年度の国研修においては、引き続き、自立相談支援事業、就労準備支援事業（生活保護制度の就労支援員研修と合同開催）、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業、居住支援事業、都道府県研修の企画・立案方法等や自治体職員を支える仕組み作り及び支援員を支えるネットワークづくりに関する研修の実施を予定している。
- 生活困窮者自立支援制度における基本理念を具現化できる高度な専門人材を養成することを目的として、新たに、現任者向けの人材養成研修（ステップアップ研修）を全国6ブロック（①北海道・東北、②関東、③東海・北陸、④近畿、⑤中国・四国、⑥九州・沖縄）で実施することを予定している。
※研修カリキュラムについては、令和6年度に作成
- 各自治体においては、各研修の対象となる支援員や職員が研修に参加できるよう、特段のご配慮をお願いする。

【都道府県による市町村支援について】

- 都道府県の責務として、管内自治体に対して、法に基づく事業を実施するために必要な助言や情報提供を行うことが法で規定されている。都道府県から市町村への具体的な支援内容としては、例えば、管内自治体からの相談の受付や課題の聞き取り、管内自治体向けの独自の研修や情報交換の場の企画、管内自治体の課題把握の支援、他県や他自治体における事業の実施体制等についての情報提供、事業の広域実施に向けた調整などが考えられる。
- 厚生労働省ホームページに市町村支援の事例を掲載されているので、参考としていただき、各都道府県で管内自治体の支援に取り組んでいただきたい。
(市町村支援の事例の掲載先) ※ページ下部に掲載
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>

【みんなつながるネットワークについて】

- 全国の支援員や行政職員が互いに支援に必要な情報を共有できるよう、「困窮者支援情報共有サイト（みんなつながるネットワーク）」を外部事業者への委託により開設し、生活困窮者支援に関するイベントの情報や研修教材、厚生労働省からの通知や事務連絡など、支援に関する情報を、見やすく、分かりやすく、整理して掲載している。
- 本サイトは、一般の方にも広く関心を持っていただけるよう大部分を公開しているが、一部については、支援員及び行政職員向けの限定公開としている。限定公開部分では支援に役立つ情報が共有されているほか、情報共有のための掲示板もある。
- 各自治体におかれても、各地で開催されるイベント情報など、随時掲載を依頼することが可能であるため、本サイトを積極的に活用いただき、支援に役立つ情報の

共有を図っていただきたい。
(困窮者支援情報共有サイト(みんなつながるネットワーク))
<https://minna-tunagaru.jp/>

【全国研究交流大会について】

- 例年、生活困窮者自立支援制度に携わる支援員の支援スキル向上を図るとともに、自治体の枠を超えた交流の場を設けることを目的として、生活困窮者自立支援全国研究交流大会を実施しており、令和7年度も実施を予定している。自立相談支援機関等の支援員だけでなく、生活困窮者自立支援制度を担当する行政職員の積極的な参加をお願いする。日時・場所等は、決まり次第お知らせする。

7 生活困窮者の状況に応じた多様な働き方の確保について

生活困窮者の自立のためには、多様な就労の機会を確保することが必要であるため、日頃から地域の企業・事業所や労働部局との連携を深めていただきたい。

【就労準備支援事業の就労体験先への交通費について】

- 就労準備支援事業(就労準備支援プログラム)における就労体験の利用促進を図るため、就労体験の際の交通費の負担軽減に資する支援を令和6年度から生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の対象としている。詳細は実施要綱を参照されたい。

【認定就労訓練事業(中間的就労)の推進について】

- 生活困窮者の状況に応じた柔軟な働き方の場を提供できるよう、各自治体におかれては、自立相談支援機関等と協力し、認定就労訓練事業者の確保に取り組んでいただきたい。
- また、法により、自治体は認定就労訓練事業者の受注機会の増大を図ることが努力義務とされているため、「認定就労訓練事業の活用促進について」(令和5年4年17日付け当室事務連絡)に記載されている取組事例も参考に、優先発注の増大に努めていただきたい。

【地域職業能力開発促進協議会について】

- 地域職業能力開発促進協議会とは、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき、地域における効果的な人材育成を行うため、地域の人材ニーズの把握、関係者間での訓練コースの設定の協議や職業能力の開発に関する取組共有、訓練の効果検証、それらを踏まえた「地域職業訓練実施計画」の策定などを行う協議会である。
- 各都道府県単位で「地域職業能力開発促進協議会」を開催することとされており、生活困窮者自立支援制度担当部局等の参加も求められている。日頃から、都道府県の職業訓練担当部局等と連携を推進するとともに、協議会への参加依頼があった場合には、参加について積極的に検討いただきたい。

8 子どもの学習・生活支援事業について

各自治体においては、生活困窮者世帯等の子どもに対する、学習面及び生活面の両面からの保護者も含めた世帯全体への包括的な支援に引き続き取り組んでいただきたい。生活支援を未実施の自治体においては、生活支援の実施にも取り組まれない。子どもの学習・生活支援事業を未実施の自治体においては、事業実施を積極的に検討いただきたい。

【生活支援の積極的な実施について】

- 子どもの貧困連鎖の防止や世帯が抱える複合的な課題の改善のためには、学習支援を行うだけではなく、居場所づくりや生活習慣の形成・改善支援、親への養育支援といった生活支援も行うことが効果的である。また、子どもの自己有用感や社会性の醸成、子どもが将来の進路選択を考えるきっかけづくり等を図るうえで体験活動の取組も重要である。
- そのため、令和7年度からは、体験活動や子どもや保護者に対する相談支援、自立相談支援事業の利用勧奨等を含めた生活支援についても、学習支援と一体的に行うよう求める予定であり、具体には国庫補助基準額を見直すこととしている。詳細については、決まり次第お示しする。

【ガイドライン案について】

- 令和6年度社会福祉推進事業において、子どもの学習・生活支援事業の立上げ、学習支援と生活支援の一体的実施、高校生への切れ目のない相談支援、アウトリーチ等を通じた保護者を含めた世帯全体への包括的な支援等の取組について、自治体の好事例等を収集・分析した上で、ガイドライン案及び事例集に取りまとめる予定である。

【児童育成支援拠点事業等との連携】

- 困窮法等改正法においては、生活困窮者自立支援制度の各事業を行うに当たって、新たに児童育成支援拠点事業との連携を図るよう努めるものとされた。（令和6年4月24日施行済み）
- 児童育成支援拠点事業（こども家庭庁所管事業）とは、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供する事業である。
- 子どもの学習・生活支援事業と児童育成支援拠点事業は、使用する会場（拠点）や支援者等に重複があることも想定されることから、例えば、学習ボランティアなど事業に関わる人材確保に関し、担当者間で連携して募集するなど、同一自治体内で両事業を効果的・効率的に実施することによる連携が考えられる。
- なお、こどもの生活・学習支援事業（こども家庭庁所管事業）及び社会教育法に

基づく学習の機会を提供する事業（文部科学省所管事業）との連携についても、法で定められているため留意いただきたい。

9 広報について

法では、国及び自治体に対し、制度の周知に関する努力義務が規定されており、生活困窮者が早期に必要な支援を受けられるよう、広報に努めていただきたい。

【国によるリーフレットの作成予定について】

- 困窮法等改正法の施行にあわせて、国において、改正内容を反映した生活困窮者自立支援制度を紹介する一般向けのリーフレットを作成し、自治体に共有する予定であるため、各相談窓口に配架いただく等によりご活用いただきたい。あわせて、転居費用の補助も含めた住居確保給付金に関するリーフレットも別途作成し共有する予定であるので、こちらもご活用いただきたい。

【生活困窮者自立支援室ニュースレターについて】

- 当室では、自治体担当者や支援者の方向けに、支援のヒントになるような情報を提供するニュースレターを年4回程度発行している。厚生労働省ホームページに掲載しているため、ぜひご覧いただくとともに、支援関係者にも本ニュースレターを紹介いただきたい。

（これまで発行したニュースレターの掲載先）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>

10 生活困窮者自立支援統計システムについて

国においては、生活困窮者自立支援統計システムに入力されたデータを元に、各自治体における補助金（負担金）の所要額を算定するとともに、政策立案や次年度以降の予算要求を検討しているため、各自立相談支援機関において支援に係る情報を確実にシステムに入力いただくよう、各自治体からも働きかけをお願いします。

なお、システムへの入力方法等については、以下のサイト内の支援員限定ページに研修動画を掲載しているため、こちらもあわせて参考とされるようお願いする。

（困窮者支援情報共有サイト（みんなつながるネットワーク））

<https://minna-tunagaru.jp/>

【就労準備支援事業・家計改善支援事業におけるシステム導入について】

- 現在、自立相談支援事業において導入している生活困窮者自立支援統計システムについて、就労準備支援事業・家計改善支援事業においても、効果的かつ円滑な事業運営及び迅速な制度の実施状況の把握のため、令和7年度から両事業の帳票や統計機能等を追加搭載することとしている。
- スケジュールや導入方法等の詳細については別途お知らせする。

11 事業評価について

法に基づく各事業については、その手引きにおいて、年度ごとに事業の実施状況や目標の達成状況を評価し、次年度以降の運営の改善に生かすこととしているため、各自治体においてはしっかりと事業評価を実施いただきたい。

【改革工程表に基づく目安値について】

- 「新経済・財政再生計画改革工程表 2022」（令和 4 年 12 月 22 日経済財政諮問会議決定）に基づき、令和 5 年度以降の今後 3 年間の国の K P I について、制度開始以降の支援実績や特例貸付の償還開始による相談対応等を踏まえ、以下のとおり目安値を設定している。引き続き、国の予算事業等も活用して支援体制の強化を図りつつ、必要な支援を行っていただくようお願いする。

（令和 5 年度から令和 7 年度までの目安値）

	K P I	目安値※	参考（実績）		
			(R2)	(R3)	(R4)
新規相談受付件数	年間 40 万件	27 件	51.4 件	36.6 件	23.4 件
プラン作成件数	新規相談受付件数の 50%	14 件	9.1 件	9.7 件	6.6 件
就労支援対象者数	プラン作成件数の 60%	8 件	5.0 件	5.2 件	3.8 件
就労・増収率	75%	75%	27%	35%	43%
自立に向けての改善が見られた者の割合	90%	90%	83%	79%	81%

※ 人口 10 万人・1 か月当たりの目安値を設定。人口 10 万人未満の自治体については、人口規模別に設定。

【「振り返りガイド（案）」の活用について】

- 令和 3 年度に総務省行政評価局が福祉事務所設置自治体に対して実施した調査において、生活困窮者自立支援制度における事業評価の実施率は約 4 割、さらに評価結果を事業の改善につなげている自治体は少数であり、事業評価の方法や制度の効果の把握に苦労しているなどといった実態が見られた。
- こうした調査結果も踏まえ、令和 5 年度社会福祉推進事業において、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業における「振り返り」を行う際のヒントをまとめた「振り返りガイド（案）」を作成し、「生活困窮者自立支援制度の事業の評価の実施における「振り返りガイド（案）」の活用について」（令和 6 年 4 月 25 日付け当室事務連絡）により周知した。

- 各自治体においては、この「振り返りガイド（案）」も活用しながら、事業評価を実施し、各事業の質の向上に努めていただくようお願いする。

12 その他

【委託先選定ガイドラインについて】

- 現在、約7割の自治体において自立相談支援事業を委託により運営しているが、随意契約による委託がほとんどであり、そのうちの多くは企画提案等による評価プロセスを経ずに選定されており、競争性の低下、事業の質の維持・向上や透明性の確保の観点で懸念が生じる。また、委託の契約期間については、単年度契約では事業の継続性を確保することが難しく、支援の質の向上や人材の育成・確保及び支援員の処遇改善等の観点で課題が生じる。
- こうした点を踏まえ、令和5年度社会福祉推進事業において、「自立相談支援事業の委託先選定ガイドライン」を取りまとめ、「自立相談支援事業の委託先選定ガイドラインについて」（令和6年6月24日付け社援地発0624第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）で周知した。
- 本ガイドラインは、委託先選定時の評価の観点や評価の体制等について整理しているため、自立相談支援事業の委託先の選定に当たって、本ガイドラインを参考にしていきたい。
- 本ガイドラインに記載されている内容のうち、特に以下の点については特段の留意をお願いする。
 - ・ 委託先の選定は、価格だけではなく事業内容や支援実績等を踏まえた企画提案等による評価プロセスを経て選定することが望ましいこと
 - ・ 契約期間については、事業の継続性を確保する観点から複数年度契約を行うことも考えられること
 - ・ 支援の質の向上の観点から、支援員の処遇改善の仕組みを設けていることを評価することも考えられること
- なお、法に基づく他の事業を委託する場合にも、当該事業の性格を踏まえつつ本ガイドラインを参考とされたい。

【いわゆる「闇バイト」問題への対応について】

- 昨今、社会的な問題となっているいわゆる「闇バイト問題」に関して、闇バイトに応募する背景の1つに生活困窮があることが指摘されている。
- こういった状況を踏まえ、令和6年11月には、厚生労働省のX、LINE、Facebookで、全国の自立相談支援機関の一覧について周知を行ったところである。
- 経済的困窮を理由の1つとして犯罪に加担することがないように、各自治体におかれては、自立相談支援機関等の相談窓口の周知について一層の取組をお願いするとともに、各相談窓口においては、生活困窮者からの相談に適切にご対応いただくよう重ねてお願いする。

【孤独・孤立対策について】

- 孤独・孤立対策の推進は、生活困窮者を早期に発見し、その者の抱える課題の深刻化を予防する観点からも重要である。
- 孤独・孤立対策の推進のためには民間団体の活動も重要であり、NPO等の活動支援施策については、(独)福祉医療機構において令和6年度補正予算を活用した生活困窮者等支援民間団体活動助成事業を実施しているところ。
- 自立相談支援機関における支援の強化については、令和6年度補正予算に計上した生活困窮者自立支援の機能強化事業等を活用し、各自治体において支援体制の強化をお願いする。

【いわゆる「旧統一教会」問題・被害者への対応について】

- いわゆる「旧統一教会」問題に関しては、令和6年1月19日に、「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議において、「「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策」が決定され、元信者や宗教2世の方等への相談体制の強化や、一時生活支援事業による住まいの確保等の支援の実施などが盛り込まれた。
- 「旧統一教会」の問題に係る相談への対応については、「「旧統一教会」問題に係る相談対応マニュアル等について(情報提供)」(令和6年7月22日付け当室事務連絡)により相談対応マニュアル等を周知した。各自立相談支援機関におかれては、旧統一教会を背景とした生活困窮に関する相談があった際には、相談対応マニュアル等も踏まえながら適切に対応いただきたい。
- 特に、相談内容が宗教に関わることのみを理由として消極的な対応をしないよう引き続きご留意いただくとともに、必要に応じて法テラス、警察、消費生活センター等の関係機関とも連携した対応をお願いする。なお、これらの機関からの紹介等を受けて対応いただいたもののうち、留意すべき事例等については厚生労働省(生活困窮者自立支援室)に適宜情報提供いただくようお願いする。

【過去の携帯電話料金の滞納等により携帯電話契約にお困りの方への支援について】

- 生活困窮者の自立支援においては、過去の料金滞納等により携帯電話を保有できないことで、就職活動や住宅の賃貸借契約などの場面でハードルが生じていることが指摘されている。
- これを受けて、令和2年度から、「過去の携帯電話滞納状況等により携帯電話契約にお困りの方へ携帯電話等サービスを提供している事業者リスト」を作成し、自治体等に周知してきた。
- 令和6年10月にはリストを改訂し、「「過去の携帯電話滞納状況等により携帯電話契約にお困りの方へ携帯電話等サービスを提供している事業者リスト」の改訂について(周知)」(令和6年10月30日付け当室事務連絡)により、自治体等にリストを配布したので、各自治体におかれては、自立相談支援機関等の相談窓口で本リストを活用いただきたい。

緊急小口資金等の特例貸付等について

1 令和5年度決算検査報告における意見表示について

令和6年10月、会計検査院の令和5年度決算検査報告において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付について、以下のとおり厚生労働省に対して意見表示がなされたところ。

①フォローアップ支援について

フォローアップ支援について、都道府県社協と市町村社協等の役割や実施方法を整理・明確化し、都道府県社協から市町村社協へ委託等する場合には、委託契約書や仕様書等に実施方法を明示するよう、都道府県社協に対して指導すること【背景金額：2,528億円（償還免除者）・492億円（滞納者）※検査対象の17都府県社協の金額。以下同じ。】

②債権管理積立額の状況把握について

都道府県社協が適切にフォローアップ支援等を実施できるよう、厚生労働省又は都道府県において、適時適切に債権管理積立額の状況等を確認し、検証するなどの体制を整備すること【背景金額：1,767億円】

③生活保護受給者に対する貸付について

貸付対象外であった生活保護受給者に対して、貸付が行われていないか検証するとともに、貸付が継続しないよう、事後確認等を行うこと【指摘金額：14億円】

これらの意見表示については、それぞれ以下のとおり対応をお願いしているところ（予定を含む）であり、管内都道府県社会福祉協議会等と連携の上、必要な対応をお願いします。

① フォローアップ支援については、「緊急小口資金等の特例貸付におけるフォローアップ支援の実施に当たっての留意点」（令和6年12月27日付け当室事務連絡）を踏まえて、各都道府県社協におけるフォローアップ支援の実施体制について確認・指導を進めるとともに、特に都道府県社協と市町村社協等の間の役割分担等の明確化にご配慮をお願いします。

② 債権管理積立額の状況把握については、追って関係通知・事務連絡を発出し、各都道府県社協の債権管理積立額の各年度末の残高及び各年度の債権管理事務費の執行状況について、厚生労働省へ報告をお願いする予定である。

③ 生活保護受給者に対する貸付については、「生活保護受給者による緊急小口資金等の特例貸付の借受に係る調査について」（令和6年9月5日付け当室事務連絡）においてご報告いただいたところ。今後、各福祉事務所から各都道府県社協へ、生活保護法第29条に基づく調査として保護費の不正受給が疑われる借受人の口座情報等に係る照会があった場合は、福祉事務所に対し適時回答するようお願いする。

【生活保護受給者による緊急小口資金等の特例貸付の借受に係る調査結果】

被保護者への貸付件数：8,870件・貸付金額：29.2億円

※会計検査院において調査した数値と厚生労働省において調査した数値の合計（令和7年2月14日時点）であり、今後変動する可能性があり得る。

2 緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援

償還免除を受けた者や償還が困難な者等、特に支援が必要と考えられる借受人については、「緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援について」（令和4年10月28日付け当室事務連絡）に基づき、フォローアップ支援をお願いしている。借受人への支援に当たっては、都道府県社協だけでなく、日頃借受人との関係が深いと考えられる市町村社協が、自立相談支援機関と密に連携をとり、都道府県社協につなぐなど、地域の実情に応じた連携体制を構築し、積極的な取組をお願いする。

<フォローアップ支援の概要>

① 償還免除を行った借受人

- ・ チラシの配布等により自立相談支援機関を案内するとともに、自立相談支援機関に借受人の情報を提供し、個別に自立相談支援機関へつなぐなど、訪問等のアウトリーチによるプッシュ型の支援を含め、積極的なフォローアップ支援を実施。
- ・ 個々の状況に応じて、生活困窮者自立支援制度における家計改善支援や就労支援、ハローワークや福祉事務所との連携など、今後の生活再建に向けて必要な支援を実施。

② 償還免除申請等の案内に未応答の借受人

- ・ 償還開始の案内時の償還免除申請の再案内や、個別に申請書の再送付や電話等による申請勧奨、申請方法を分かりやすく紹介したホームページの掲載、申請手続きの支援等、プッシュ型による償還免除の積極的な申請勧奨を実施。
- ・ その際、償還に関する相談について周知するとともに、償還中であっても一定の要件を満たす場合は償還免除を適用できることのほか、償還猶予や少額返済の方法があることを案内し、個々の状況に寄り添ったきめ細かな対応を実施。

③ 償還免除に至らないものの償還が困難な借受人

ア 個々の状況に配慮した償還猶予や少額返済の案内

- ・ 償還免除にはならないが、償還が困難との相談があった借受人に対しては、以下に留意して、個々の状況に応じた償還猶予を適切に実施。
- ・ 猶予後の償還可能性を厳密に求めることなく、相談時点において償還困難な状況がある場合には積極的に対応。
- ・ 収入減少や不安定就労によって生活が安定しないなど、個々の状況に応じて柔軟に判断。
- ・ 償還計画どおりの償還が困難な借受人に対しては、必要に応じて、償還計画の変更や少額返済を認めるなど、個々の状況に配慮した対応を実施。

イ 訪問等のアウトリーチによる生活再建に向けた支援

- ・ 現に生活に困窮している借受人を早期に支援する観点から、その生活状況を把握し、必要に応じて自立相談支援機関等の必要な支援に適切につなぐなどの対応を行うため、訪問等のアウトリーチによるプッシュ型の支援を実施。
- ・ また、自立相談支援機関から、借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当であるとの意見を提出するなど、借受人に寄り添った丁寧な支援を実施。

ウ 償還猶予期間中の支援の取扱い

- ・ 償還猶予期間中の借受人については、その多くが生活に困窮している状況にあると考えられ、必要な支援につなげていくことが求められていることから、償還猶予期間中の借受人に対する支援の取扱いについて、「緊急小口資金等の償還猶予期間中の支援の取扱いについて」（令和5年5月8日付け当室事務連絡）において、社協や自立相談支援機関による支援をお願いしているところ。
- ・ また、同事務連絡においては、償還猶予期間中に支援を受けてもなお生活再建が難しい場合には、猶予期間終了時に個々の状況を確認した上で、都道府県社協会長の職権により償還免除を行うことができることとしているため、適切に対応いただきたい。
- ・ 各都道府県におかれては、都道府県・市町村社協へ事務連絡を周知いただくとともに、自立相談支援機関と円滑かつ適切に連携体制を構築することができるようお取り計らいをお願いする。

3 特例貸付の債権管理について

緊急小口資金等の特例貸付における償還期間については、緊急小口資金が2年間、総合支援資金が10年間となっている。

この間、都道府県社協において債権管理のための事務体制が必要となるところ、必要な経費については、償還期間の間に必要な金額を貸付原資の中で一括して交付している。各都道府県及び各都道府県社協におかれては、特例貸付以外の業務に支障が生じないように、都道府県社協の体制強化や、債権管理に関する業務の外部委託、償還に向けた様々な支援や窓口での相談等を行う市町村社協の体制強化などをお願いする。

また、緊急小口資金等の特例貸付と本則にかかる債権管理に係る事務費については、財源が異なることから、区分した上で、それぞれの事務費の用途を明確にしておくようお願いする。

4 特例貸付の償還金の取扱いについて

緊急小口資金等の特例貸付における償還金収入については、原則として国庫に返還していただくこととしている。令和5年度末までに償還があった額については、「緊急小口資金等の特例貸付における償還金収入の国庫返還について」（令和6年8月6

日付け当室事務連絡)においてお知らせしたとおり、令和6年度中に返還いただく予定である。(返還額の納入期日は令和6年度出納整理期間である令和7年4月30日までを予定。)追って、債権発生通知書等、返還に必要な書類等をお送りするので、各都道府県においては、必要な予算措置を始め、遅滞のないようご対応をお願いします。

また、令和7年度以降も、その前年度の償還金収入について、毎年度返還いただく予定であるため、ご承知おき願う。

5 令和5年度地方分権改革提案を踏まえた民生委員調査書等の運用の見直し(柔軟化)について

令和5年度の地方分権改革提案において、生活福祉資金貸付制度における民生委員による意見書の作成について廃止が求められた。この提案を踏まえて、「生活福祉資金(福祉資金及び教育支援資金)貸付制度の運営について」(令和6年7月4日付け社援発0704第6号厚生労働省社会・援護局長通知)等を発出し、

- ・ 民生委員調査書の添付を求める対象者を限定する
- ・ 借入申込時に、担当民生委員等を経由せずに申請できる場合を広げる

等の運用の見直しを図ったところ。

この見直しは、令和7年1月1日から適用されているため、管内の社協及び民生委員児童委員協議会と調整の上、円滑な実施をお願いします。

6 その他

① 本則における事務費の取扱いについて

生活福祉資金貸付事業(本則)にかかる事務費に対する補助については、平成27年度から一定の経過措置を設けた上で、事業実績(「貸付件数」と「償還件数」)に応じた補助基準を新設するとともに、緊急雇用創出事業臨時特例基金の生活福祉資金体制整備事業の廃止に伴う当面の間の経過措置として、運用上、貸付原資を取り崩して事務費に充当することを可能とする取扱いとしていた。

貸付原資の取崩しに関する令和元年度以降の取扱いについては、「生活福祉資金貸付制度の体制強化を図るための貸付原資の取崩し等に係る平成31年度の取り扱いについて」(平成30年12月20日付け当室事務連絡)において、当面の間、以下のとおり取り扱うことを示しているが、引き続き、令和元年度に創設した新たな評価に関する加算(債権回収体制整備加算、債権回収取組強化加算)の取得等について、積極的に対応いただきたい。

なお、当該取扱いにおける取崩し上限額を超える取崩しが必要な場合には、経過措置として、個別協議の上で、取崩しを認めてきたところであるが、今後の取扱いについては、貸付原資の取崩し状況等を踏まえながら検討していく予定であるので、御了知願いたい。

(参考) 「生活福祉資金貸付制度の体制強化を図るための貸付原資の取崩し等に係る平成31年度以降の取り扱いについて」(平成30年12月20日付け当室事務連絡)(抜粋)

【貸付原資の取崩しについて】

生活福祉資金貸付事業の体制整備を図ることを目的として行っている貸付原資の取崩しについては、当面の間、以下のとおりとする。

- ・ 取崩しの上限額は、償還金収入(※)の実績額の3割までとし、各都道府県における平成26年度の基金事業の執行実績の1/2と償還指導等に要する経費(定額分)の平成26年度の実績をあわせた額を目安とする。

- ・ 取崩しを行うに当たっての財源は保有原資のどの種類でも可能とする。

※ 償還金収入の実績は、厚生労働省への報告等に基づき、前年度実績額、または当該年度の執行見込み額により算定すること。具体的な手続きについては、別途連絡することとする。

厚生労働省では、今後とも、生活福祉資金貸付事業を取り巻く状況を注視しつつ、都道府県及び市町村社協における事務費の実態や構造を把握した上で、必要な効率化を求めていくとともに、事務費のあり方を含め、貸付ニーズに対する効果的な事業の運営方法等について総合的な検討を行っていく予定である。

② 保有資金の規模に関する評価について

都道府県社協が貸付事業の実施のために保有する資金の額については、「生活福祉資金貸付制度の保有資金の規模に関する評価基準の策定等について」(平成30年7月27日付け社援地発0727第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)において示している基準等に基づいて、令和5年度に評価を行い、基準を超過した分について令和6年度に返還いただく旨、「緊急小口資金等の特例貸付における償還金収入及び保有資金の規模に関する評価による基準超過額の国庫補助返還について」(令和6年12月12日付け当室事務連絡)にてお知らせしたところ。

追って、債権発生通知書等、返還に必要な書類等をお送りするので、該当する都道府県においては、必要な予算措置を始め、遅滞のないようご対応をお願いする。返還額の納入期日は、令和6年度出納整理期間である令和7年4月30日までを予定している。

③ 社協の生活福祉資金貸付業務のオンライン化について

生活福祉資金貸付業務における利用者の利便性の向上や社協の事務負担の軽減等の観点から、令和4～6年度にかけて、オンライン化を始めとするシステム構築に向けた調査研究を行っているところ。

さらに、令和6年度補正予算において、「生活福祉資金業務システム等改修事業」として所要額を計上し、今後、社協における実証事業の実施に向けて、市町村社協における相談から都道府県社協における貸付決定までの手続きについて、システムの設計・構築のための要件整理を実施することとしている。

令和9年度中の稼働を目指して準備を進めていく方針であり、令和7年度から8年度にかけて、一部の都道府県・市町村社協においてシステムの試行実施等をお願いする予定であるため、ご承知おきいただくとともに、ご協力をお願いする。

④ 生活福祉資金業務システムの基盤更新について

生活福祉資金業務システム（以下「システム」という。）については、令和8年2月にシステム用PC・サーバ・プリンタのリース期間が満了することに伴い、各都道府県社協においては、令和7年6月からPC・サーバ・プリンタの入替作業（以下「基盤更新」という。）を行うこととなる。加えて、今回の基盤更新では、OSの更新も必要になり、全社協においてOSとシステムとの互換性評価などの対応を令和6年6月から順次行っている。各都道府県社協における基盤更新やOS更新に必要な経費については、令和6年度補正予算において、「生活福祉資金業務システム等改修事業」として所要額を計上しており、基盤更新に当たり令和7年度に必要な経費についても国庫補助を行う予定であるためご承知おき願う。詳細は、「令和6年度補正予算による生活福祉資金業務システムの基盤更新費用及び令和7年度当初予算による同システムのランニングコスト等の協議について（周知）」（令和6年12月18日付け当室事務連絡）にてお知らせしたところであり、ご確認の上、必要な対応をお願いする。

なお、ランニングコスト（サーバ機器・PC・プリンタ等のハードウェアのリース料等）については、令和7年度当初予算案に計上している生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の「その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業」の「都道府県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業の貸付事務の運営費」において国庫補助（費用負担：国1/2 都道府県1/2）を行う予定である旨、ご留意願いたい。

第4 ひきこもり支援の推進について

1 ひきこもり支援の経過

ひきこもり支援については、平成21年度から都道府県・指定都市において、「ひきこもり地域支援センター」の整備を開始し、平成30年度には、すべての都道府県・指定都市への設置が完了している。

令和4年度から、「ひきこもり地域支援センター」を一般の市町村にも設置できるようにするとともに、市町村の実情に応じた取組が可能となるよう「ひきこもり支援ステーション事業」を創設するなど、身近な場所で相談や支援が受けられる環境づくりを進め、都道府県には市町村の取組をバックアップする機能を設けている。

また、国主体の事業として、ひきこもり支援従事者への新任研修事業も開始したところであるが、令和5年度からは、さらに、「現任職員（中堅・指導者）研修」として、ひきこもり地域支援センター等の中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対するスキルアップ研修の実施や、支援者自身を支援する取組を新たに始めるなど、支援の質の向上や支援者のサポートにも取り組んでいる。

さらに、地域住民の理解を深め、当事者やその家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進するため、国が主体となるひきこもり支援の普及啓発・情報発信事業「ひきこもり VOICE STATION」を実施しており、普及啓発活動にも継続的に取り組んでいる。

2 令和7年度の取組について

(1) 令和7年度予算案について

令和7年度予算案においては、引き続き、自治体におけるひきこもり地域支援センター等の設置・運営に必要な予算を確保するとともに、都道府県ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり支援推進事業を実施していない市区町村に対する後方支援を拡充し、定期的な巡回、相談の状況把握、支援のフォローアップ、市区町村職員との同行訪問及びケース対応などに取り組む伴走型支援に必要な専門職員を配置するための加算を創設するなど、市区町村における支援体制整備の促進を図る。

また、Slack（スラック）を活用したひきこもり支援従事者同士のコミュニケーションの場を設置するとともに、その利用対象を全市区町村職員等へ拡充するなど、支援従事者のフォローアップを進める。

①（令和7年度予算案）

① ひきこもり支援推進事業【拡充】

ひきこもり地域支援センター等の設置・運営に必要な予算を確保するとともに、都道府県ひきこもり地域支援センターにおいて本事業を実施していない市区町村に対する後方支援を拡充し、定期的な巡回、相談の状況把握などに取り組み専門職員を配置ための加算を設け、市町村による取組の促進を図る。

② ひきこもり地域支援センター職員等への人材養成研修事業（国事業）

ひきこもり支援に携わる新任職員や中堅職員等に対して、養成研修を行い、支援者のスキルアップを図る。

③ ひきこもり支援従事者ケア事業（ひきこもり支援コミュニティ）（国事業）
【拡充】

ひきこもり支援従事者のためのコミュニケーションの場を Slack（オンライン）上に設けるとともに、その利用対象を全市区町村職員等へ拡充するなど、支援従事者のフォローアップを進める。

④ ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業（国事業）

ひきこもり支援に関する情報をまとめ、情報発信するポータルサイトの運用をはじめ、全国各地でのキャラバン活動の実施、イベントやパネルディスカッションの開催などを通じ、地域におけるひきこもりに関する理解を深め、ひきこもり当事者やその家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進する。

(2) ひきこもり支援コミュニティ（Slack）への参画について

令和5年度から、ひきこもり支援従事者が、複雑・複合化した課題や長期化する支援において抱える悩みの解消・抑制するための方策として、Slack（スラック）を活用したひきこもり支援従事者同士のコミュニケーションの場を設置し、オンライン上において有用な情報交換等を気軽に行える取組を進めている。

このコミュニケーションの場は、これまで都道府県及び指定都市のひきこもり支援業務担当者やひきこもり地域支援センター職員等を対象としていたが、今般、その対象者を全市区町村職員等に拡充していることから、令和6年12月9日付け事務連絡「ひきこもり支援従事者コミュニケーションツールの活用について」を発出し、積極的な参加を呼びかけたところである。引き続き都道府県におかれては、管内市区町村に広く参加を呼びかけていただくとともに、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のひきこもり支援推進事業における「支援者ケア加算（国庫補助基準額2,000千円）」の積極的な活用をお願いしたい。

(3) ひきこもり地域支援センター職員の人材養成研修について

新任職員及び中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対する研修については、令和7年度も実施するため、該当職員の派遣についてご配慮いただきたい。詳細については決まり次第追って連絡する。

ア 受講対象

① 初任者研修

ひきこもり支援に関する業務に携わる職員のうち概ね2年未満の者

② 現任者研修

ひきこもり支援に関する業務に携わる職員のうち、中堅的・指導的役割を担う者

イ 開催日程及び方法（予定）

①初任者研修

【前期】7月1日～31日（オンデマンド配信）

【後期】9月下旬の連続する2日（都内近郊参集）

②現任者研修

【前期】7月1日～31日（オンデマンド配信）

【後期】9月下旬の1日（都内近郊参集）

(4) 「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」について

支援現場や関係者の指針としては、平成22年にまとめられた「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」があったが、策定後10年以上が経過していた。この間、中高年齢層のひきこもり状態にある方の調査結果をはじめ、8050世帯など複雑化・複合化した課題を抱える世帯が顕在化してきたことや、NPO法人などの多様な支援主体が参画していることなど、昨今のひきこもり支援の状況は大きく変化してきている。

そのため、現状の課題等を踏まえ、令和5年度と令和6年度の厚生労働省社会福祉推進事業において、基礎自治体で支援に関わる職員のほか、委託先の相談機関や居場所職員等が拠り所とすべき新たな指針づくりに向けて検討を進めてきたところである。

今般とりまとめた「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」(以下、「ハンドブック」という。)では、ひきこもり支援対象者を明示するとともに、ひきこもり状態にある本人及びその家族の一人ひとりに応じた伴走支援の向上のために理解すべき基本的な考え方や支援のポイントなどを網羅的に記載している。

各自自治体におかれては、令和7年1月31日付け地域福祉課長通知「ひきこもり支援ハンドブックの活用について（依頼）」に基づき、ひきこもり支援に関わる職員や関係機関等の方々にハンドブックの活用を周知していただくようご協力をお願いする。また、ハンドブックの活用にあたっては、このハンドブックに記載されている内容を参考とし、支援を受ける本人やその家族等との対話を通して、より良い支援の実現に繋がるよう活用いただきたい。

(5) 市町村におけるひきこもり支援体制の構築について

ひきこもり支援体制の構築にあたっては、全ての市町村において、①ひきこもり相談窓口の明確化・周知、②支援対象者の実態やニーズの把握、③市町村プラットフォームの設置・運営に取り組んでいただくようお願いしているところであるが、令和5年度末現在の取組状況は以下のとおりとなっている。

これらの取組は、ひきこもり支援体制構築の出発点になるものであることを踏まえ、未実施の市町村においては、早急な取組みをお願いするとともに、都道府県においては、必要なバックアップをお願いしたい（令和2年10月27日付け当局地域福祉課長通知「ひきこもり支援施策の推進について」及び令和4年6月30日付け事務連絡「市町村プラットフォーム設置・運営状況等の周知と取組の促進について（依頼）」を参照）。

	実施自治体数	実施率
① -1 ひきこもり相談窓口明確化(n=1,741)	1,487 自治体	85.4%
① -2 うち、ひきこもり相談窓口周知(n=1,487)	1,320 自治体	88.8%
② 支援対象者の実態把握(n=1,788)	1,005 自治体	56.2%
③ 市町村プラットフォームの設置(n=1,741)	1,319 自治体	75.8%

※令和6年3月末時点実績

4 就職氷河期世代支援について

就職氷河期世代への支援については、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）における就職氷河期世代支援の「第二ステージ」の方針に基づき、就職氷河期世代の社会参加などを集中的に支援し、令和6年度に最終年度を迎えた。令和7年度以降は、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）及び「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）で示された方針に基づき、就職氷河期世代を含む中高年層について、社会参加やり・スキリングを含めた就労・活躍に向けた支援を継続・充実する。これにより、共通の課題を抱える幅広い世代への支援の中で、対象者にとっての選択肢を拡大し、政策効果を一層高めていくこととしているので、ひきこもり支援推進事業をはじめ、引き続き一人ひとりの状況に応じた丁寧な支援をお願いする。

5 ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業者の利用をめぐる消費者トラブルについて

過去の報道等においては、ひきこもり支援を目的として掲げる一部の民間事業者には以下のような問題があるとされている。

- ・ ひきこもり当事者が本人の意思に反して連れ出され、施設内に監禁される

- ・ 暴力等を受ける
- ・ 契約内容どおりの支援が行われず、契約の解除を求めても返金しない

これを踏まえ、各自治体においては、ひきこもり状態にある方やその家族に対して、民間事業者との契約内容と利用時の対応が異なる、途中で解約できない等、困ったことがある場合には、「消費者ホットライン」（局番なしの188）を活用し、消費生活センター等へ相談するよう、ひきこもり地域支援センターや管内市町村へ注意喚起をお願いする。

また、昨年、ひきこもりや不登校などの事情を抱える未成年者等を受け入れ、共同生活により自立を促すなどの事業を実施する自立支援をうたう施設で違法行為が疑われるなどにより、当該施設の代表者等が逮捕された事案も発生したところである。

これを受け、ひきこもり支援を必要とする本人やその家族へのトラブルを未然に防ぎ適切な支援を受けられるようにするため、令和6年5月30日付け事務連絡「ひきこもり支援を行う民間事業者とのトラブルを未然防止するためのひきこもり支援体制の推進について（依頼）」を発出し、管内市区町村において、ひきこもり状態にある方やその家族等が相談可能な窓口を早期に明確化するとともに、地域住民へ窓口の周知に一層努めるようお願いしたところである。

併せて、都道府県及び指定都市においては、ひきこもり地域支援センターにおいて、そのような民間事業者に関する相談に対応いただくよう引き続きお願いするとともに、ひきこもり支援推進事業を活用したひきこもり地域支援センターへの法律の専門職の配置等についての検討と具体化についてもお願いしたい（平成30年3月5日付け事務連絡「ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業の利用をめぐる消費者トラブルについて（注意喚起）」を参照）。

第5 成年後見制度の利用促進について

1 成年後見制度利用促進の現状及び課題について

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な制度である（民法の改正等により平成12年に創設）。今後、認知症高齢者や単身世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性がより一層高まっていくものと考えられる。その一方で、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況¹である。このような状況を踏まえ、平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」が成立した。

平成29年3月には同法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年度～令和3年度の5年間）が閣議決定され、利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、安心して成年後見制度を利用できる環境の整備などを進めてきた。

これにより、本人の意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用が進みつつあり、また、各地域で相談窓口の整備や判断能力が不十分な人を適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみが整備されつつある。

他方、後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）が意思決定支援や身上保護を重視しない場合があるといった指摘や、また、地域連携ネットワークなどの体制整備は、特に小規模の町村などで進んでいないといった課題があり、引き続き、成年後見制度の利用促進等のため、体制整備をはじめ、更なる施策の推進を図る必要があることから、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」（令和4年度～令和8年度の5年間）（以下「第二期計画」という。）が閣議決定された。

2 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づく施策の取組について

第二期計画において、成年後見制度については、他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき等の指摘を踏まえ、「国は、～成年後見制度の見直しに向けた検討を行う」とされたこと等を受け、令和6年2月に、法務大臣から法制審議会に対し、成年後見制度の見直しに関する諮問がされ、同月、法務省において、法制審議会民法（成年後見等関係）部会を設置し、同年4月より成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行わ

¹ 令和4年における認知症の高齢者は443万人、また、軽度認知障害の高齢者は558万人と推計されている。一方、成年後見制度の利用者数は令和5年12月末時点で24.9万人。

れている。

また、第二期計画では、「成年後見制度の見直しの検討をより深めていくためには、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある」とされていることから、厚生労働省では、新たに意思決定支援等によって本人を支える各種方策や司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、成年後見制度の見直しの検討等に対応して、福祉の制度や事業の見直しを検討している。このうち、成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実に関して、令和6年6月に立ち上げた「地域共生社会の在り方検討会議」において検討を進めている。併せて、権利擁護支援の必要性にかかわらず、単身世帯の増加や家族の在り方の変化等により、今後、身寄りのない者が増加する傾向を踏まえ、身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題等への対応についても検討が必要であることから、これらの事項についても同検討会議において検討を進めている。（なお、同検討会議については、本年3月に論点整理を行った上で、本年夏頃を目途に取りまとめを行う方針であり、取りまとめ次第、その内容等について、情報提供を行い、その後、社会保障審議会福祉部会等での議論を経て、必要な対応を行っていく予定である。）

成年後見制度の見直しに向けた検討や権利擁護支援策を総合的に充実するための検討のほか、令和7年度においても、引き続き、成年後見制度の運用改善等や地域連携ネットワークづくり等の各施策（以下「第二期計画のポイント」参照）について、工程表に基づき推進することが重要である。また、施策の性質に応じて設定したKPI（以下参照）については、令和6年4月時点の進捗状況を踏まえると令和6年度末までの達成は困難な状況であるが、令和8年度までの第二期計画の残りの期間における達成に向けて、積極的に取り組む必要がある。

とりわけ、市町村による中核機関の整備や都道府県による協議会の設置など権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに関する取組、都道府県による担い手の育成方針の策定など「優先して取り組む事項」として第二期計画に盛り込まれた各種取組については、第二期計画の残りの期間の早期にKPIを達成することが期待される。特に都道府県には単独で取組を進めづらい市町村を支援する役割が期待されていることに留意し、各都道府県におかれては、管内市区町村とも緊密に連携しながら、広域的な観点からも計画的な取組の推進をお願いする。

なお、任意後見制度の周知についてもKPI「市町村におけるリーフレット・ポスターなどによる任意後見制度の周知：全1,741市町村」を設定しているが、任意後見制度が安心して利用されるためには、本人の判断能力が低下した際に、家庭裁判所が任意後見監督人の選任をした時から任意後見契約の効力が生じることも含めて周知する必要がある。このため、厚生労働省で作成した成年後見制度に関するリーフレット・ポスターだけでなく、法務省で作成した成年後見制度・成年後見登記制度に関するパンフレット及び任意後見制度に関するリーフレットも活用して周知するようお願いする。

【参考】成年後見制度・成年後見登記制度の利用促進に向けたパンフレット及び任

意後見制度の利用促進に向けたリーフレット等（法務省民事局作成）

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>

また、令和6年度は第二期計画の中間年度であることから、成年後見制度利用促進専門家会議において、第二期計画に掲げる各施策の進捗状況を踏まえて個別の課題の整理・検討を行った。令和6年度中に取りまとめられる同専門家会議の中間検証報告書を踏まえ、国、都道府県、市町村は、第二期計画の残りの期間に向けて、市町村による中核機関の整備や都道府県による協議会の設置、権利擁護支援の地域連携ネットワークの「支援」機能の強化・充実など、成年後見制度利用促進に向けた施策について、専門職団体・民間団体・当事者団体等とも連携を図りつつ、一層の取組の推進が必要である。

中間検証結果報告書については、追って、都道府県・市町村宛に通知するので、今後、取組を進めるに当たって、参考とされたい。

＜第二期計画のポイント＞

- (1) 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実
 - ・ 成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討。
 - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すための方策、福祉制度・事業の見直しの検討）。
- (2) 成年後見制度の運用の改善
 - ・ 家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人等の選任や本人の状況に応じた後見人等の交代、都道府県による意思決定支援研修の実施。
- (3) 後見人等への適切な報酬の付与
 - ・ 最高裁判所、家庭裁判所で後見人等の適切な報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討。
 - ・ 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討。
- (4) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進
 - ・ 都道府県の機能強化（都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等）により権利擁護支援の地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備。
 - ・ 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で成年後見制度利用促進基本計画を早期に策定。
 - ・ 市民後見人や法人後見の担い手の育成（都道府県が育成方針策定）や支援。

＜K P I（令和6年度末までの数値目標）＞ ※（ ）内は、令和6年4月時点の実績値

- ・市町村におけるリーフレット・ポスターなどによる任意後見制度の周知 全 1741 市町村（1,188 市町村）
- ・都道府県による担い手の育成の方針の策定 全 47 都道府県（18 都道府県）
- ・都道府県における担い手の養成研修の実施 全 47 都道府県（市民後見人養成研修の実施：16 都道府県、法人後見実施のための研修の実施：22 都道府県）
- ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 全 47 都道府県（43 都道府県）
- ・市町村による成年後見制度利用支援事業の推進 全 1741 市町村（高齢者関係：申立費用 1,012、報酬 1,048、障害者関係：申立費用 1,021、報酬 1,045）
- ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し 全 1,741 市町村（1,358 市町村）
- ・都道府県による協議会設置 全 47 都道府県（37 都道府県）
- ・都道府県による意思決定支援研修の実施 全 47 都道府県（34 都道府県）
- ・市町村による成年後見制度や相談窓口の周知 全 1741 市町村（1,658 市町村）
- ・市町村による中核機関の整備 全 1,741 市町村（1,187 市町村）

3 令和7年度予算案及び令和6年度補正予算について

厚生労働省では、第二期計画を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、第二期計画の工程表に掲げられた取組を推進するため、引き続き、市町村・都道府県による「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を後押しし、その機能の強化・充実を図るとともに、「新たな権利擁護支援策の構築」に向けた実践や検討を進めることとしている。

このため、令和7年度予算案においては、

「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進」として、

- ・都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化
- ・地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

また、「新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進」として、

- ・「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

などの実施に必要となる予算を計上している（以下参照）。

各都道府県・市町村におかれては、これらの補助事業を積極的に活用していただき、権利擁護支援として成年後見制度等を適切に利用できる体制づくりの推進をお願いする。

なお、令和7年度からは新たに都道府県に対する補助対象として、法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組（都道府県による市町村支援機能強化事業）の追加を予定しているため、積極的に活用していただくよう検討をお願いする。

さらに、第二期計画では、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要があることが示されている。特に、成年後見制度と日常生活自立支援

事業など既存の権利擁護支援策等との連携を強化し、本人の状況に応じた効果的な支援の推進を図る必要がある。

日常生活自立支援事業については、地域によって待機者が生じていることや利用者数にばらつきがあること、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行に課題があることに加え、生活保護など関連諸制度との役割分担及び連携強化の必要性も指摘されている。

とりわけ、日常生活自立支援事業の利用者のうち生活保護受給者の占める割合が5割を超える都道府県・指定都市においては、令和7年度予算案に計上した「成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業」を積極的に活用し、生活保護担当部局とも緊密に連携した上で、生活保護受給者の置かれた状況やその有する能力に応じた適切な支援への移行を図っていただくことを願います。

また、今後も単身世帯等の増加が見込まれる中、身寄りのない人も含め、地域に暮らす誰もが尊厳のある生活を継続し、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくことが重要である。

このため、令和6年度補正予算及び令和7年度予算案において、身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応するためのモデル事業（※）について、各自治体の実施動向等も踏まえ、事業の実施に必要となる予算を計上している（以下参照）。

身寄りのない人はもとより、家族や親族がいても頼ることのできない人等も含めて、多様な生活課題を抱える単身高齢者等に対する支援については、地域包括ケアや虐待防止など権利擁護に関する様々な仕組みや、地域共生社会実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結び付きを持って、包括的かつ継続的に届くようにすることが重要である。このため、各市町村におかれては、モデル事業を積極的に活用していただき、地域の支援体制の充実や関係機関・関係者のプラットフォーム（ネットワーク）の構築に主体的に取り組んでいただくことを願います。

※身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業
（「持続可能な権利擁護支援モデル事業」のメニューの一つ）

- ① 相談窓口等にコーディネーターを配置し、単身高齢者等が抱える生活上の課題に関する相談を受け止め、地域の社会資源を組み合わせた包括的な支援のコーディネート等を行う取組、
 - ② 主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方等を対象に、意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の手続等の支援や死後の事務支援を併せて提供する取組
- を市町村を実施主体（運営委託可）として、試行的に実施。

〈令和7年度予算案の概要〉

(1) 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

① 都道府県による市町村支援機能強化事業（実施主体：都道府県）

- ・ 以下の市町村支援に関する取組（以下「必須取組」）に対する補助を行う。
 - ア：法律専門職や家庭裁判所等との定例的な協議
 - イ：市町村職員等向けの研修（市町村長申立の実務研修など）
- ・ 上記2つの必須取組を行った上で、市町村支援の更なる強化を行う場合は、以下の取組ごとに国庫補助基準額を加算し、補助を行う。
 - ウ：中核機関の立ち上げなど、市町村の体制整備に関する助言等を行うアドバイザーの配置や派遣
 - エ：市町村からの支援困難事案等の相談を受ける窓口の設置及び権利擁護支援に関する総合的な助言を行うアドバイザーの配置や派遣
- ・ 法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組に対して補助を行う。

【令和7年度追加】

② 中核機関立ち上げ支援事業（実施主体：市町村）

- ・ 中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施などの取組に対して補助を行う。

③ 中核機関コーディネート機能強化事業（実施主体：市町村）

- ・ 中核機関のコーディネート機能の強化を行う場合、以下の取組ごとに国庫補助基準額を加算し、補助を行う。
 - ア：情報収集や相談対応に関する調整機能の強化に向けた、アウトリーチの実施や有資格者の配置等の取組
 - イ：法的課題解決後に専門職後見人から市民後見人への交代等を想定するなどの支援方針の検討を行う受任者調整の仕組みの導入及び後見人の苦情対応等に係る関係機関間の連携の構築を行う取組
 - ウ：広域連携における中心自治体としての役割機能の明確化や、近隣の中核機関の連携を強化する取組

(2) 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

① 都道府県による意思決定支援研修等推進事業（実施主体：都道府県、市町村）

- ・ 都道府県等において、国作成の「意思決定支援研修」のカリキュラムや教材、国が養成した講師等を活用し、親族後見人・市民後見人等や市町村・中核機関の職員等を対象にした研修を実施する取組などに対して補助を行う。

② 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業（実施主体：都道府県、市町村）

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、法律専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、オンラインの活用を図る取組に対して補助を行う。

う。

③ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業（実施主体：都道府県、指定都市）

- ・ 日常生活自立支援事業と成年後見制度等との適切な連携を進める取組など、成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携を強化して、本人の状況に応じた効果的な支援を進める取組に対して補助を行う。

（取組の例）

生活保護など関連諸制度との連携や成年後見制度等への適切な移行支援を行う連携コーディネーターの配置、市町村長申立ての所管部署や生活保護・生活困窮の所管部署等との事例検討、弁護士や司法書士等の専門職団体や医療機関の関与による外部点検など

(3) 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施（実施主体：都道府県、市町村）

以下のいずれかのテーマについて、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

- ・ 地域連携ネットワークにおいて、民間事業者等が、日常生活自立支援事業による支援の一部に参画する仕組みづくり
- ・ 身寄りのない人等に対する、市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する仕組みづくり【身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業を含む】
- ・ 寄付等の活用や、支援困難事案等を受任する法人後見など、都道府県等の機能を強化する仕組みづくり

〈令和6年度補正予算の概要〉

身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施（実施主体：市町村）

- ・ 身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント等を行うコーディネーターを配置した窓口の整備を図る取組
- ・ 十分な資力がないなど民間事業者による支援を受けられない人等を対象とした総合的な支援パッケージを提供する取組

4 令和7年度の都道府県及び市町村における取組について

都道府県においては、第二期計画に掲げられている都道府県の役割（以下参照）を踏まえ、市町村による支援体制では対応が困難な事案等に対して助言等の支援を

行うことができる「多層的」な権利擁護支援の仕組みとして、以下のような取組をお願いします。

- ・ 都道府県単位等での協議会を設置すること。
- ・ 担い手の育成方針の策定や養成研修を実施すること。
- ・ 市町村長申立てに関する研修を実施すること。
- ・ 意思決定支援研修を実施すること。

なお、取組に当たっては、「地域における持続可能な成年後見制度利用促進に向けた都道府県による市町村支援のためのガイド～都道府県と市町村協働による体制整備に向けて～」や「47都道府県中核機関のその手があったか！取組事例集～権利擁護支援の輪を日本全国に広げよう！～」等も参考にされたい。

【参考】

- ・ 「地域における持続可能な成年後見制度利用促進に向けた都道府県による市町村支援のためのガイド」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000791287.pdf>
- ・ 「47都道府県 中核機関のその手があったか！取組事例集」
<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/case-study/>

また、厚生労働省では、都道府県における担当者間の連携・協力体制の構築の推進のため、都道府県による市町村支援に関する取組報告や情報交換・意見交換の場として、令和4年度から「都道府県交流会」を実施している。また、市町村の支援等を担う都道府県の更なる機能強化を推進するため、令和6年度から管内市町村の体制整備等に課題のある都道府県に専門職等を派遣し、課題に対応するための方策等を提案する「都道府県機能強化推進事業」を実施している。どちらも令和7年度も引き続き実施する予定であるので、積極的に活用されたい。

〈都道府県の役割〉

- ・ 都道府県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たす。具体的には、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった重要な役割を果たす。
- ・ また、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい小規模市町村を始めとした市町村に対する体制整備支援の機能を強化し、地域連携ネットワークづくりを促進する。

市町村においては、第二期計画に掲げられている市町村の役割（以下参照）を踏まえ、地域連携ネットワークを「包括的」なものとしていくため、以下のような取組をお願いする。

- ・ 中核機関を整備すること。
- ・ 市町村計画を策定し、中核機関及び協議会の整備・運営の方針、地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備方針、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針、市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針について示すこと。
- ・ 成年後見制度を含む権利擁護支援策やその窓口を周知すること。

また、全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、以下のような取組をお願いする。

- ・ 市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業について、適切に実施すること。成年後見制度利用支援事業については、対象として広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合も含めることなど、適切な実施内容の検討をすること。

＜市町村の役割＞

- ・ 市町村は、権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する個人情報を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要性などから、協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。その際、地域の実情に応じ、都道府県と連携して、地域連携ネットワークを重層的なしくみにすることなど柔軟な実施体制も検討する。
- ・ 市町村の地域連携ネットワークづくりに対する主体的な役割は、協議会及び中核機関の運営を委託等した場合であっても同様であり、積極的に委託事業等に関わる必要がある。
- ・ 市町村は、権利侵害からの回復支援（虐待やセルフネグレクトの対応での必要な権限の行使等）など地域連携ネットワークで行われる支援にも、その責務に基づき主体的に取り組む必要がある。
- ・ 上記に加え、市町村は、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施、担い手の育成・活躍支援、促進法に基づく市町村計画の策定といった重要な役割を果たす。

5 日常生活自立支援事業について

(1) 日常生活自立支援事業の運用改善について

地域を問わず一定の水準で日常生活自立支援事業を利用できる体制を目指すための運用改善に向け、令和4年度及び令和5年度に実施した社会福祉推進事業の結果等を踏まえ、全国社会福祉協議会において日常生活自立支援事業実施のための手引き・様式の改定等を検討しているところであるが、厚生労働省において

は、日常生活自立支援事業における契約締結判定ガイドラインの改正を予定している。追って、改正後の契約締結判定ガイドラインについて、各都道府県及び指定都市に通知するので、管内の都道府県社会福祉協議会等に周知をお願いしたい。

(2) 日常生活自立支援事業の適正な実施について

近年、日常生活自立支援事業の実施に関連した社会福祉協議会職員による不祥事（金銭の横領等）が報告されている。

本事業は判断能力が不十分な方の日常的な金銭管理等の支援を行う事業であることから、こうした不祥事の発生は、各都道府県・指定都市が補助事業として実施する日常生活自立支援事業の信頼が失われることになりかねない極めて重大な問題である。

各都道府県・指定都市におかれては、日常生活自立支援事業が適正に実施されるよう、改めて会計事務に係る内部牽制体制の確立について徹底するなど、各都道府県・指定都市社会福祉協議会に対する一層の指導・助言をお願いする。

第6 地域福祉の推進等について（地域福祉課）

1 民生委員・児童委員について

(1) 令和7年度における一斉改選について

現任の民生委員については、令和7年12月1日に一斉改選を迎えることとなるため、各自治体においては、

- ・ 定数に関する市区町村に対する意見聴取
- ・ 定数の見直し、定数条例の改正
- ・ 民生委員候補者の推薦
- ・ 委嘱・解嘱、特別表彰

等の事務処理が必要となる。

各自治体におかれては、一斉改選を円滑に実施するため、関係通知を踏まえつつ、以下に示すスケジュール（案）を参考に事務に遺漏なきよう準備願いたい。

なお、東日本大震災、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の被災地については、避難生活の長期化等の状況に鑑み、被災地の実情を踏まえた弾力的な一斉改選事務が行われるよう、令和6年12月19日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「被災地における次期民生委員・児童委員の一斉改選に当たっての留意事項について」を发出しているのので、参照していただくとともに、地域の民生委員協議会とも十分な意思疎通を図られたい。

（参考）令和7年度一斉改選に向けた現時点でのスケジュール（案）

業務内容	令和7年度	令和4年度 （実績）
①物品発送時期・発送先等に係る事務連絡 （厚労省⇒自治体）	8月中旬	8月25日
②定数報告書、徽章等必要数調書の提出 （自治体⇒厚生局）	8月30日	8月30日
③民生委員推薦名簿、感謝状授与者推薦名簿の提出 （自治体⇒厚生局）	9月30日	9月30日
④委嘱状・解嘱状・感謝状等発送 （厚労省⇒自治体）	11月上旬	10月24, 25日
⑤徽章発送（厚労省⇒自治体）	11月上旬	11月15, 16日
⑥一斉改選	12月1日	12月1日
⑦改選結果報告（厚生局⇒厚労省）	12月13日	12月13日

⑧プレスリリース（厚労省）	1月上旬	1月13日
---------------	------	-------

※ ②、③のスケジュール及び提出書類については、「民生委員・児童委員の選任(一斉改選及び随時)に係る調書等の提出について」(平成25年2月27日雇児育発0227第1号、社援地発0227第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長、社会・援護局地域福祉課長通知)のとおりである。

(2) 随時委嘱に関する留意点

一斉改選以外の随時委嘱の場合であっても、市町村推薦会・都道府県・地方厚生局のそれぞれにおいて審査が行われるため、民生委員候補者とされてから実際に委嘱されるまで一定程度の期間を要しており、このようなスケジュールを把握していない候補者が、自身の推薦がなくなったものと誤認する事例が生じている。

このような事態を避けるためにも、民生委員候補者に対して委嘱までのスケジュールの目安について伝達するなど、委嘱までの間に適切なコミュニケーションをとるなどの配慮をすること。

(3) 民生委員・児童委員に期待される役割について

「第2 重層的支援体制整備事業等の取組状況について」にもあるとおり、現在、厚生労働省においては、少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めている。

令和2年6月には、社会福祉法の改正案が成立し、市町村において、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設され、令和3年4月より施行している。

このような地域の取組を推進していく上で、地域づくりの役割を担う民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）に寄せられる期待は大きくなってきている。一方で、地域の重層的な支援体制の構築により、民生委員の活動がより円滑に実施できる環境が整備されるものと考えられる。

また、一昨年5月に成立した孤独・孤立対策推進法の附帯決議（令和5年5月30日参議院内閣委員会）において、孤独・孤立対策においては、民生委員等を含む当事者等への支援を行う者の活動が果たす役割の重要性を踏まえつつ、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われることが求められている。

このため、民生委員もこれらの施策に積極的に関わることが期待される所であり、各自治体においては、「重層的支援体制整備事業と民生委員・児童委員等との連携について」（令和3年3月31日社会・援護局地域福祉課長通

知)等を踏まえ、民生委員に求められる役割などについて、民生委員の十分な理解を得られるよう研修カリキュラムの中に盛り込むことや、民生委員と関係機関との連携が一層推進されるよう調整を行うなど、引き続き支援をお願いしたい。

(4) 民生委員の活動環境の整備等について

ア 民生委員活動に係る経費

民生委員活動に係る経費については、地方交付税措置を講じているが、昨今の民生委員活動の負担が増加する中で、民生委員活動の一層の活性化及びその役割や活動内容の周知の必要性等を考慮し、令和2年度には、民生委員の活動に対する地方交付税の算定基礎について、1人当たりの活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の増額を行った。民生委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の増額措置に伴う引上げがなされていない自治体においては、これらの状況を踏まえた適切な財源確保に努められたい。

なお、令和7年度においても、各自治体における民生委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の予算措置状況等を確認するための調査を予定しているため、引き続き、ご協力をお願いしたい。

【地方交付税算定基礎単価】

	令和2年度～
民生委員・児童委員活動費	1人当たり年額 60,200円
地区民生委員協議会活動推進費	1か所当たり年額 250,000円

また、民生委員活動に係る地方交付税措置は、用途の制約のない報酬とは違い、民生委員活動に係る実費弁償費として講じているものである。公費を財源とする活動費の取扱いに当たっては、社会通念に鑑み、国民の誤解や疑念が生じないように御留意いただきたい。

なお、実費弁償費に係る所得税の取扱いについては、国税庁がホームページにおいて公表している所得税基本通達28-8に「地方自治法第203条の2第3項（報酬及び費用弁償費）の規定により受ける費用の弁償は、所得税法第9条第1項第4号に掲げる金品に該当するものその他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものを除き、給与等とする。」とあるように、費用の弁償として受けるもののうち、旅費その他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものは課税の対象とならない取扱いが示されているので御留意いただきたい。

イ 民生委員制度の普及啓発の強化・地域の実情等に応じた担い手確保対策

(ア) 一般住民へ向けた普及啓発の強化

令和4年3月に全国民生委員児童委員連合会が、全国の10～70代の男女

1万人を対象にインターネットを通じて行った調査によると、「民生委員・児童委員」を知っている割合は64.0%となっており、民生委員の存在は広く認知されている一方で、「役割や活動内容まで知っている」のは5.4%に留まっている。

民生委員の存在はもとより、その役割や活動内容について広く国民に理解していただくことは、民生委員活動を推進していく上で重要であり、かつ、将来の担い手確保にも資するものと考えられる。このため、民生委員制度の一層の普及啓発に特段のご配慮をお願いする。特に、令和4年12月に行われた一斉改選の結果、現時点においても民生委員の委嘱数（充足率）が十分ではない自治体においては、引き続き、必要な民生委員の配置がなされるよう、地域の関係機関とも連携を図りながら、民生委員の役割・活動内容について住民に周知・理解を促すなどの効果的かつ訴求力のある取組を行っていただくようお願いする。

(イ) 担い手確保のための先駆的取組

一部の自治体においては、広く住民に民生委員活動を理解していただくことや、民生委員の負担軽減、将来の担い手を確保することなどに資する独自の取組として、

- ・民生委員協力員の配置
- ・子ども民生委員の委嘱や大学生を対象にした民生委員インターンシップの実施
- ・タブレット端末などICTを活用した情報共有や定例会議のオンライン化
- ・SNS（インスタグラム等）を活用した効果的・訴求力のある周知・広報活動
- ・行政のサポート体制の強化（庁内の関係課室に民生委員からのワンストップ相談担当者を配置）

といった取組がなされている。今後とも民生委員活動の一層の充実及び民生委員制度の普及啓発の強化のために、このような先駆的な取組を参考にしつつ、地域の実情に応じた自治体の創意工夫のある取組についても実施、検討をいただきたい。

なお、こうした取組については、今年度から、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）により補助を行っているため、本補助金の積極的な活用を図られたい。

(ウ) 所属企業等の理解促進

自治体によっては、首長から管内の経済団体や事業所あてに、従業員の民生委員活動に対する理解を促すために協力依頼文書を送付し、就労と民生委員活動を両立できるように配慮を求めている場合もある。

近年、定年の延長などの継続雇用を選択する方も増加し、従来の民生委員

の担い手である企業等の退職者の確保が難しい状況が続いている。このため、自営業者以外の就業者の民生委員就任を後押しするため、このような取組について参考にされたい。

(エ) 民生委員の年齢要件

民生委員の年齢要件については、通知「民生委員・児童委員の選任について」（平成22年2月23日付雇児発0223第1号・社援発0223第2号）別紙の選任要領において、「75歳未満の者を選任するよう努めること。（中略）なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力な運用が可能であるので留意すること。」と規定し、自治体ごとに柔軟な対応を可能としているが、一部の自治体では、一律に年齢要件による判断が行われている。

このため、後述の選任要領の改正により、「年齢要件により一律に判断することなく、推薦を受ける者の意向、健康状態、現職の民生委員にあっては実績などの個人ごとの適性を個別に判断し総合的に判断する」ことを新たに規定したので、特に欠員が生じている、または生じるおそれがある自治体においては、地域の実情に応じた適切かつ弾力的な運用が図られるようお願いする。

(オ) 不動産登記法第70条第3項の運用における民生委員・児童委員の不在証明

いわゆる休眠担保権に関する登記の抹消に係る手続に関しては、法務省の通達等においてその取扱いが示されている。

この通達等では、休眠担保権に関する登記の抹消にかかる申請に当たっては、登記義務者の所在の知れないことを証する情報として、①登記義務者が登記記録上の住所に居住していないことを市町村長が証明した情報等又は②同様の内容を民生委員が証明した情報が提出された場合には、当該登記申請を受理して差し支えないこととされている。

しかしながら、民生委員において、登記義務者がその登記記録上の住所に居住していないことを確認することが困難な場合も想定されるところ、このような場合にまで、民生委員が②の情報を作成する必要はない。

平成29年10月20日に、不動産登記制度を所管する法務省民事局民事第二課から各法務局・地方法務局の不動産登記担当部署に対し、上記通達の趣旨は、②の情報が提供されなければ当該登記申請を受理してはならないことを示したものではないということが改めて周知されているので、御承知おきいただきたい。

ウ 民生委員への研修の充実

民生委員に対する研修経費については、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（民生委員・児童委員研修事業）により補助を行っている。本事業の実施主体は都道府県、指定都市及び中核市であるが、実施自治体は着実に増えており、令和6年度は99自治体の実施している。各自治体におかれては、

当該補助金の活用等により、民生委員が相談援助活動等を行う上で必要不可欠な知識及び技術を習得できるよう、オンライン開催など実施方法を工夫し地域の実情に応じた研修の企画、実施をお願いします。

また、研修の企画、実施にあたっては、従前の研修課題に加え、新たな施策や社会的課題や現場のニーズ等を踏まえた研修内容の充実を図るようお願いする。

< 新たな施策や社会的課題等の例 >

- ・「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書」（令和 5 年 12 月 27 日社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会）
- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和 4 年度改訂）」（令和 4 年 6 月 14 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）
- ・「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・共同の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）最終取りまとめ」（令和元年 12 月 26 日）
- ・「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 52 号）
- ・「重層的支援体制整備事業と民生委員・児童委員等との連携について」（令和 3 年 3 月 31 日社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・「就職氷河期世代支援に関する新行動計画 2023」（令和 4 年 12 月 27 日関係府省会議決定）
- ・「孤独・孤立対策推進法」（令和 5 年法律第 45 号）
- ・「熱中症対策実行計画」（令和 5 年 5 月 30 日閣議決定）
- ・「第 4 次犯罪被害者等基本計画」（令和 3 年 3 月 30 日閣議決定）
- ・「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年 6 月 25 日犯罪対策閣僚会議）
- ・「第 5 次男女共同参画基本計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）
- ・「消費者安全確保地域協議会設置の手引き」（平成 31 年 4 月消費者庁）
- ・「自殺対策白書」（令和 5 年 10 月 20 日閣議決定）
- ・「性的指向及び性自認」を理由とする困難を抱える者への対応（法務省）
- ・「年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号）
- ・「アイヌ政策推進会議作業部会報告書」（平成 24 年 6 月 1 日）
- ・民生委員への個人情報の提供
 - 「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」（平成 24 年 7 月 17 日社会・援護局地域福祉課事務連絡）
 - 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q&A」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q&A」（個人情報保護委員会）

エ 災害時における民生委員の取組について

昨今、令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震などの地震に限らず、梅

雨期の大雨や台風による自然災害が多発しており、被災者への見守りや相談支援など、災害時における民生委員の役割は重要なものとなっているが、災害時の活動は危険を伴うことが考えられる。

特に近年、梅雨期の大雨や台風により各地で甚大な被害が生じているところであり、これらの災害時の活動は危険を伴うことが考えられる。

災害が発生する恐れが高い状況下（災害発生前）に、やむを得ず訪問などの屋外における危険を伴う活動を行う際には、民生委員ご自身の安全を確保した上で対応することが前提となる。

一方、避難情報が発令中（災害発生後）に地元住民の方々に対する見守り等の活動を行う必要が生じた場合には、民生委員自らが対応するのではなく、その状況を自治体に伝達する（自治体につなぐ）ことが重要であり、各自治体においては、平時より、防災担当部局との連携を密にするようお願いする。

なお、民生委員自身が被災している場合もあるため、画一的に過度な活動をお願いしないといった配慮も重要である。

<参考>

- ・「高齢者や障害者等の避難の実効性の確保に関する取組の実施について」（令和2年5月28日府政防第1221号・消防災98号）
- ・「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）」（令和2年12月24日令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ）
- ・「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」（令和2年12月24日令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ）
- ・「個別避難計画作成等への支援策等について」（令和3年6月22日内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、厚生労働省社会・援護局地域福祉課等連名事務連絡）
- ・「令和3年8月の大雨による災害に対する民生委員活動について」（令和3年8月16日厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）
- ・「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（平成28年4月内閣府（防災担当））

オ 「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」への対応

【民生委員・児童委員の選任要件】

- 現行の民生委員法においては、民生委員の推薦を受ける者について、「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」と規定されており、その市町村に住民票を置く在住者に限って民生委員になれるが、提案は、民生委員を選任するに当たり、在住者だけではなく在勤者も委嘱できるようにするなど、今後の本制度の持続可能性を高める観点から、担い手不足

の解消を図るための制度の見直しを求めるといったもの。本提案につき、有識者会議の議論も踏まえ以下のとおり対応方針が決定した

- ※ 民生委員・児童委員の選任要件（民生委員法第6条第1項及び児童福祉法第16条）の緩和については、当該市区町村に居住しない者を民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地域の実情等を調査した上で、地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- この対応方針を受け、昨年6月から「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」を開催し、計4回の議論を経て12月に議論の整理をとりまとめたところである。

具体的には、一定の要件を満たす場合には、現職の民生委員が他の自治体に転出した後も、任期の残期間については転出前の担当区域において引き続き民生委員として活動可能となるよう選任要領を改正し、通知（「民生委員・児童委員の選任について」令和7年2月19日付こ成環第49号・社援発0219第4号）したところである。

◇厚生労働省HP（民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40913.html

【児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員の証明及び生活福祉資金貸付に係る民生委員意見書】

- 担当区域内すべての住民の生活実態を把握することは困難であること、全く面識の無い住民の意見書を作成することは困難であるため、児童扶養手当、特別児童扶養手当等における民生委員の「証明事務」及び、生活福祉資金貸付における「調査事務」の廃止について、民生委員の心理的負担も含めた業務負担軽減のための提案がなされ、有識者会議の議論も踏まえ以下のとおり対応方針が決定した。

- ※「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）
 - ・証明事務については、民生委員以外の者による証明等が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。
 - ・調査事務については、調査書の添付を求める対象者を限定するなど、運用の見直しを図る方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」

この対応方針を受け、

- ・「証明事務」については、民生委員以外に証明書を記載することが可能な者について周知するため、事務連絡（「児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る証明事務等について」令和5年12月26日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課）を発出し、

- ・ 「調査事務」については、民生委員の事務負担を軽減するため、「生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）運営要領」を改正し、調査書の添付を求める対象者を限定するとともに、民生委員を経由せずに借入申込書の提出が可能な場合を追加するなどの運用見直しのための事務連絡（「生活福祉資金貸付制度に係る民生委員調査書の様式例の修正について」令和6年7月4日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室）を発出したところである。

【福祉行政報告例中の民生委員・児童委員活動報告】

- 民生委員や自治体の事務負担の軽減の観点から、民生委員による活動記録の作成・報告や、集計に伴う行政等の負担軽減を図るため、民生委員自ら入力可能な全国統一の活動報告オンライン化を国において構築すべきとの提案がなされ、有識者会議の議論も踏まえ以下のとおり対応方針が決定した。

※ 「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）

- ・ 「民生委員・児童委員の活動状況の報告（福祉行政報告例報告表40表）については、地方公共団体における事務の簡素化の事例等を踏まえて、民生委員・児童委員及び地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」

- この対応方針を受け、民生委員・児童委員の活動状況の報告（福祉行政報告例報告表40表）については、民生委員及び自治体の事務負担を軽減するため、オンライン等を活用した効率的な取組事例を収集し、各自治体へ周知するため、事務連絡（「行政機関等におけるオンライン等を活用した効率的な取組事例について（情報提供・周知依頼）」令和6年4月25日付こども家庭庁成育局成育環境課、厚生労働省社会・援護局地域福祉課）を発出したところである。

2 社会福祉協議会について

（1）自治体と社会福祉協議会との連携について

社会福祉協議会については、いわゆるダブルケアや8050世帯など、一つの世帯において複雑化・複合化した課題を有するケースの顕在化や、地域住民が抱える福祉ニーズの多様化への対応に加え、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の再構築、災害時のボランティアセンターの運営、生活に困窮される方等への支援といった大きな課題に対応するため、公益性の高い組織として、地域ニーズを的確に把握し、これらのニーズに対応した多様な取組の実施が求められている。

各自治体においては、住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、

今後とも社会福祉協議会と連携し、地域づくりに資する積極的な取組をお願いしたい。

(2) 福祉活動指導員及び福祉活動専門員の配置に係る経費

福祉活動指導員及び福祉活動専門員（以下「福祉活動専門員等」という。）の配置に係る経費については、都道府県・指定都市及び市区町村の社会福祉協議会の活動の推進指導體制を整備強化することにより、民間社会福祉活動の充実と発展を図ることを目的に、従前より国庫補助において推進してきたが、その後、全国への配置が進み定着化したことから一般財源化され、現在は、地方交付税措置を講じているところ。

【地方交付税算定基礎単価】

	令和6年度
福祉活動指導員設置事業 ※標準団体の行政規模は人口1,700,000人と想定	27,062千円
福祉活動専門員設置事業費 ※標準団体の行政規模は人口100,000人と想定	9,640千円

※ 福祉活動指導員は、都道府県又は指定都市の区域における民間社会福祉活動の推進方策について調査、研究及び企画立案を行うほか広報、指導その他の活動に従事する者として、昭和38年から平成5年まで国庫補助してきたが、平成6年度に一般財源化。

※ 福祉活動専門員は、市区町村の区域における民間社会福祉活動の推進方策について調査、企画及び連絡調整を行うとともに広報、指導その他の実践活動の推進に従事する者として、昭和41年から平成10年まで国庫補助してきたが、平成11年度に一般財源化。

こうした一般財源化の経緯や全国の社会福祉協議会活動の状況等を踏まえると、多くの社会福祉協議会には、福祉活動専門員等が配置され、地域福祉推進の活動に取り組んできている。

近年の地域生活課題の多様化・複雑化、地域の支え合いの必要性の高まりを背景に、地域における社会資源等の調整役である福祉活動専門員等の活動は益々重要であり、自治体の実態も踏まえつつ総務省とも調整し、令和6年度において上記のとおり地方交付税算定基礎単価において一定の措置が図られている。各自治体におかれては、措置の内容を踏まえ、改めて、その活動状況について管内社会福祉協議会にも確認していただきながら、福祉活動専門員等の配置状況を踏まえた、適切な財源確保に努められたい。

3 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る平時からの取組について

近年、相次いで自然災害が発生し、多くの方々が災害ボランティアとして被災

地に駆けつけ、被災された方々の生活再建に向けた様々な支援活動をしていただいている。社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの設置・運営に携わることが多いことや、一部自治体においては、自治体と社会福祉協議会等の間で災害ボランティアセンターに関する協定を締結しているところもあることから、各自治体におかれては、災害発生後、速やかに災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できるよう、平時から防災担当部署や社会福祉協議会と十分連携し、災害ボランティアセンターの運営体制や関係機関との役割分担について取り決めておくなど環境整備に努められたい。

また、平時からの準備として、「災害ボランティアセンター等機能強化事業」により、以下の取組を推進しているため、各自治体及び社会福祉協議会においては、積極的な取組をお願いしたい。

- ① 全国社会福祉協議会において、災害ボランティアセンターの具体的な設置方法やボランティアの受入方法等、より実践的・実務的な研修を行うとともに、各都道府県における災害ボランティアセンターに関するノウハウの標準化を図る。
- ② 都道府県（都道府県社会福祉協議会）に市町村指導員を配置する等により、平時から市町村（市町村社会福祉協議会）への研修等を行う。
加えて、県内の自治体、社福法人やNPO法人をはじめとした多様な関係機関・企業等との関係づくり、市町村域の災害時ケアプラン策定支援等の取組みにより、災害時における都道府県（都道府県社会福祉協議会）の機能強化を図る。（補助率 1/2）
- ③ 市町村（市町村社会福祉協議会）においては、都道府県（都道府県社会福祉協議会）に配置する市町村指導員の指導・協力の下で、平時から災害ボランティアセンターの設置・運営の実地訓練等を行う。（補助率 1/2）

本事業は、上記のように3段階から成る研修等の体制を構築し、それぞれの段階において事業を実施することで、より効果的な取組になると考えている。特に大規模災害時、広域をカバーする都道府県（都道府県社会福祉協議会）の役割は重要であることから、都道府県においては、本事業を活用し、平時からの関係作りや、管内市町村の環境整備に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、災害ボランティアセンターがボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整を実施する場合の経費については、「令和2年7月豪雨以降の災害における災害ボランティアセンターに係る費用について」（令和2年8月28日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）、同（被災者生活再建担当）事務連絡）が発出されているので、ご了知願いたい。

4 被災者に対する見守り等の支援の推進について

大規模災害により応急仮設住宅等に入居する被災者の孤立防止対策について、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行うために令和7年度予算案において

も、引き続き、必要な予算を計上した。

関係自治体においては、被災者の方々の抱える課題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、避難生活においても安心した生活が確保されるよう、本事業の推進に努めていただきたい。

被災者に対する見守り・相談支援等については、避難生活を送る場所や時点に応じて各種事業が実施されているが、被災者それぞれの状況に応じた切れ目のない支援が実施できるよう、「被災者への見守り・相談支援に係る事業間の連携について」（令和2年12月7日付け当局地域福祉課、福祉基盤課、障害保健福祉部障害福祉課、老健局認知症施策・地域介護推進課連名通知）を参考に各事業が十分な連携の下で実施されるようお願いする。一方、平時においては、社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（平成29年厚生労働省告示第355号）第七を踏まえ、緊急事態においても早急な対応が可能となるよう、自治体の関係部局はもとより、分野横断の支援機関とも積極的なネットワークづくりに努められたい。なお、被災により新たに本事業の実施について検討する場合には、速やかに当局地域福祉課に連絡していただきたい。

また、東日本大震災の被災地については、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定）に基づいて、引き続き十分な取組をお願いする。

なお、事業実施にあたっては、本事業実施期間終了後の体制を見据え、例えば、民生委員・児童委員による見守りや生活困窮者自立支援制度等による支援への移行など、将来的な一般施策への移行体制も踏まえ、検討いただくようお願いする。

（参考）令和7年度予算案

・被災者見守り・相談支援等事業

生活困窮者就労準備支援事業費補助金 8.2億円

・東日本大震災関連 復興庁所管「被災者支援総合交付金」 77億円の内数

5 寄り添い型相談支援事業について

本事業は、生活上の悩みや自殺念慮、DV被害など、様々な困難に直面する方を対象に、24時間365日、無料で電話相談に応じるとともに、必要に応じて、面接相談や同行支援などを行い、具体的な問題解決につなげることを目的としている。

令和6年度においては、事業実施者として一般社団法人社会的包摂サポートセンターを選定し、「よりそいホットライン」として事業を実施している。令和7年度予算案においても本事業の実施に必要な予算を引き続き計上しているが、事業実施者については、改めて選定する予定であるので、ご承知置きいただきたい。

本事業の相談者の状況をみると、職を有していない者等、生活困窮者自立支援制度の対象者とも重複する部分があることから、各自治体においては、本事業と生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業との連携が確保されるよう、

特段のご配慮をいただきたい。

- ※ 平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 14 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」
平成 27 年 6 月 3 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「生活困窮者自立支援制度と寄り添い型相談支援事業との連携の推進について」

また、同様に、本事業と重層的支援体制整備事業の連携を十分に図っていくことが重要であることから、重層的支援体制整備事業を実施する自治体においては、本事業の事業者から課題の解きほぐし等が必要と考えられる者について対応の依頼があった場合には、関係者間で適切に情報共有し、支援していただきたい。

- ※ 令和 3 年 3 月 31 日付け社援地発 0331 第 9 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「重層的支援体制整備事業と社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等との連携について」

6 地域づくりの推進について

人口減少に伴う地域社会の担い手不足の加速化や、人と人との関係性、「つながり」が希薄化する中、孤独・孤立問題がより深刻化・顕在化しており、地域における「絆」や支え合いの重要性が再認識されている。

このような現状を踏まえ、生活困窮者支援等のための地域づくり事業では、課題を抱える者の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保、課題を複合化・複雑化させないための予防的対処、地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくり等に資する市町村等の取組を推進することとしているので、積極的な活用をお願いします。

また、重層的支援体制整備事業の生活困窮分野における地域づくり事業として、本事業を位置付けているところでもあり、活用をお願いします。

【具体的な取組事例】

- ・地域住民のニーズ・生活課題の把握の取組として、新聞配達業者、ガス・水道業者、郵便局、配食サービス業者、運輸サービス業者等と見守りに関する協定を結び、日々の業務におけるゆるやかな見守り。
- ・住民主体の活動支援・情報発信等の取組として、住民主体の活動団体を集め、情報交換会や連絡会議を開催による新たな活動の創出。
- ・世代や属性を問わない地域コミュニティ形成に向けた「居場所づくり」の取組として、こどもから高齢者まで、属性や世代によらず利用できるサロンやコミュニティカフェの開催。
- ・多様な担い手がつながるプラットフォームの展開として、市や社協、青年会議所、ボランティア団体、NPO などの地域づくりの担い手が集まり、支え合い会議を定期的を開催する。等

第7 地方改善事業等について

※ 当該事業（隣保館・生活館）については、地方自治体によっては福祉部局ではなく人権擁護部局が所管しているため、確実に担当部局に情報共有をお願いします。

また、当該事業を実施する上で密接に関係する「生活困窮者自立支援制度」や「重層的支援体制整備事業」などの情報についても併せて情報提供願います。

1 アイヌ施策の推進について

(1) 隣保館の運営について

隣保館は、「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付厚生労働省発社援第0829002号厚生労働省事務次官通知）に基づき、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして各種の事業を行っている。

隣保館の運営に当たっては、多様化する住民ニーズに的確に対応することができるよう、各自治体においては、引き続き本事業への積極的な取組について御留意願いたい。また、他施設との統合・運営体制等の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が損なわれるなどの支障が生ずることがないように御配慮願いたい。

ア 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、各自治体においては、地域住民などから特定の団体に対し、恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き御留意願いたい。なお、管内の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

イ 職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、地域共生や生活困窮者自立支援制度などの福祉関連諸制度、介護保険制度、年金制度などの社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行うなど、創意工夫をこらした研修の実施に努め、地域福祉の一翼を担うためにも、人権啓発のみならず、地域住民の様々な福祉課題に対応しうる隣保館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

また、全国隣保館連絡協議会が主催し、全国隣保館長研修会は隔年、全国隣保館職員ブロック研修会は毎年開催しており、関係自治体より職員の参加をいただいているところであるが、現場のニーズを反映した研修内容とするためにも、当該研修会への企画段階からの参画について協力をお願いします。

※ 本研修会については、国において開催していたが、昭和52年より全国隣保館連絡協議会の主催に変更。

ウ 隣保館事業功労者に対する厚生労働大臣の実施について

本年は隣保館運営事業功労者に対する表彰を行うことを予定している。

6月頃を目処に隣保館が所在する府県宛てに候補者の選考基準をお知らせすると共に、候補者の推薦を依頼する予定であるのでご承知おきいただきたい。

(2) 隣保館の耐震化対策等の促進について

隣保館の多くは、昭和30年から50年代に建設されているため、現行の耐震基準に適合していないなど、耐震化に課題を抱えている館が多い。このため、近年の自然災害の頻発化等を踏まえ、平成30年度より「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）に基づき、特に緊急に実施すべき耐震化整備等を集中的に実施したところであるが、上記の課題について解消に至っていない。

このため、令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」中の重点的に取り組むべき対策「社会福祉施設等の耐災害性強化対策」に隣保館の耐震化整備等も盛り込み、隣保館の耐震等の取組の更なる加速化・深化を図っており、令和6年度補正予算額：4.1億円（5年度補正予算額：4.1億円）を計上しているため、御了知いただきたい。

令和7年度の地方改善施設整備費補助金の執行に当たっては、令和7年度当初に、できるだけ速やかに内示を行う予定にしているため、各自治体においては、当補助金の活用等による隣保館の耐震化等の整備について積極的な活用とともに、内示後速やかに契約がなされるよう準備をお願いする。

【参考】

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）（抄）
第2章 重点的に取り組むべき対策

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策

- ・ 医療施設の耐災害性強化対策（給水設備整備対策、非常用自家発電設備整備対策、ブロック塀整備改修対策、非常用通信設備整備対策）（厚生労働省）
- ・ 社会福祉施設等の耐災害性強化対策（耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策、非常用自家発電設備対策）（厚生労働省）

また、隣保館の整備に当たっては、少子高齢化等により隣保館を含む公共施設等の利用需要が変化していくことを踏まえ、安易に建替を行うのではなく、将来のニーズを考慮するなど長期的な視点をもって、建替、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担の軽減・平準化を図ること。また、持続可能な地域社会の形成の一助とするため、他施設との複合化や隣保館の集約化、ハザー

ドマップ等を踏まえたより安全な地域における移転改築を行うことにより、防災機能の強化、利便性の向上、地域資源の効率化等を図り、将来に渡って地域に必要とされる隣保館となるよう十分に地域と連携の上整備いただきたい。

2 アイヌ施策の推進について

平成 31 年 4 月 26 日に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成 31 年法律第 16 号。以下「アイヌ施策推進法」という。）が公布され、令和元年 5 月 24 日に施行された。同法は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すことを目的としている。

こうした中、生活館は、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民に対して、生活上の各種相談事業等を実施することにより、地域住民の生活環境の改善を図るとともに、周辺地域住民の交流の場として、引き続きその重要な役割を担っていく必要がある。生活館の整備費については、令和元年度より、「地方改善施設整備費補助金」（厚生労働省所管）から、「アイヌ政策推進交付金」（内閣府所管）に移管されており、関係自治体におかれては、生活館の老朽化に伴う改修等の整備について、当交付金を積極的に活用いただきたい。

一方、生活館の運営費（地方改善事業費補助金）については、引き続き厚生労働省で所管しているため、これらの申請等に当たっては遺漏なきよう願いたい。

また、国内に居住されているアイヌの人々からの生活相談に対応するため、平成 28 年度より、電話による相談を行う「生活相談充実事業」を実施しており、令和 7 年度予算案においても、当該事業を円滑に実施するための経費を計上している。各自治体におかれては、身近な相談窓口が少ない道外に居住するアイヌの人々に専用の相談窓口の存在が認知され、必要なときに相談いただけるよう、当事業に関する周知・広報について、引き続き特段の配慮をいただきたい。

3 隣保館・生活館における物価高騰に対する支援について

令和 6 年 12 月 6 日事務連絡「重点支援地方交付金を活用した婦人保護施設及び救護施設等の支援について」において、隣保館及び生活館についてもエネルギー価格や、施設整備における資材費の高騰分の支援として当該交付金を活用することが可能とされているので、自治体内の当該交付金担当課と連携の上、必要に応じて活用を検討をお願いする。

4 関係部局・機関との連携方策について

(1) 社会福祉法に基づく取組との連携

地域共生社会の実現に向け、平成 30 年 4 月に改正社会福祉法が施行され、令和 2 年 6 月 5 日には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立、令和 3 年 4 月 1 日より施行した。これにより、市町村において、従来の支援体制では対応の難しい複雑化・複合化した課題に対応するため、市町村全体として包括的な支援体制を構築する事業として重層的支援体制

整備事業が実施されている。

重層的支援体制整備事業の実施に際しては、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとしての役割を果たしている隣保館や生活館との連携を十分に図っていただくことが重要であり、重層的支援体制整備事業実施計画のガイドラインにおける「地域の支援関係者等」に隣保館や生活館が含まれているところである。

具体的には、市町村において、隣保館や生活館が提供する福祉サービス等の利用が効果的であると判断される者への支援に関して重層的支援会議や支援会議を開催する場合には、必要に応じて隣保館や生活館に会議への参画を依頼することが望ましく、また、参加支援事業者が支援を実施する中で隣保館や生活館による支援を実施することが効果的であると判断した場合は、適切に連携して支援していただくこと等をお願いする。

また、社会福祉法では、地域福祉計画の策定に努めることとされているが、隣保館や生活館が取り組んでいる人権課題解決に向けた取組も地域生活課題の解決に向けた取組の一つとして考えられるため、計画策定に当たっては、こうした視点についても留意するよう、併せてご了解願いたい。

(2) 生活困窮者自立支援法に基づく取組との連携

隣保館や生活館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係や人権関係等の関係部局、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携を行うとともに、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関との連携や、同法に基づく各種事業の実施に当たり、地域における多様な社会資源の一つとして隣保館や生活館自体が自立相談支援機関として活動するなど、事業の実施主体となりうることに留意しながら、より積極的な館運営が行われるようお願いする。

5 人権課題に関する啓発等の推進について

(1) 民生委員に対する普及・啓発について

民生委員は、地域における相談援助活動の中心的存在として様々な住民の相談援助活動を行っているが、人権に関する課題への対応については、部落差別解消推進法及びアイヌ施策推進法の関係法令、隣保館や生活館の活動状況も十分踏まえて行う必要がある。

このため、民生委員の研修会などの機会を捉え、人権課題に関する理解を深めていただくよう御配慮願いたい。

(参考)「アイヌ政策推進会議作業部会「北海道外のアイヌの生活実態調査」を踏まえた全国の見地からの施策の展開について」(平成24年6月1日)抄

- ・ 北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、人権に関わる相談については、人権擁護員等の相談窓口を通じて、適切に対応していくことが求められるとともに、民生委員等、生活相談に応ずる者にアイヌに関する研修の充実を図るべきである。

(2) 関係者に対する啓発等の推進

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、近年では、インターネットの悪用による人権侵害事案も多く発生している。ついては、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう、部落差別解消推進法やアイヌ施策推進法の関係法令も踏まえ、特段の配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと考えられる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修は、漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行っていただきたい。

6 他法における状況について

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」が平成28年4月1日より施行されている。当該法律では、第7条において、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止を掲げており、また、第10条において、第7条に規定する事項に関し、地方公共団体の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めることとされている。これを踏まえ、設置主体が市町村である隣保館や生活館においても、当該法律に則した対応に留意いただくとともに、改めて関係機関と情報共有いただくよう努めていただきたい。

○内閣府 HP (障害を理由とする差別の解消の推進)

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

(2) 部落差別の解消の推進に関する法律について

「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年法律第109号)が成立し、平成28年12月16日より施行されている。

設置主体が市町村である隣保館や生活館においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館や生活館の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努めていただきたい。

○法務省 HP (同和問題に関する正しい理解を)

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html

(3) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律について

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成28年法律第68号)が、平成28年6月3日より施行されている。

設置主体が市町村である隣保館や生活館においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館や生活館の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努めていただきたい。

○法務省 HP (ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動)

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

第8 消費生活協同組合の指導・監督について（消費生活協同組合業務室）

※ 消費生活協同組合（消費生活協同組合連合会を含む。以下「生協」という。）については、都道府県によっては福祉部局ではなく生活安全・消費者行政担当部局等が所管しているため、確実に担当部局に情報共有をお願いします。

1 生協行政の基本的考え方について

消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「生協法」という。）は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的としている。

生協は、

- ・一定の地域又は職域による人と人との結合（相互扶助組織）であること
- ・組合員の生活の文化的・経済的改善向上を図ることのみを目的とすること
- ・任意に加入し脱退することができること
- ・組合員の議決権・選挙権は平等であること
- ・剰余金の割戻しは主として利用分量により行うこと
- ・出資額に応じた割戻しは限度が定められていること
- ・政治的に中立であること

を要件として、利用（消費）者である組合員自身が出資し、意思決定や運営に参画することにより、宅配や店舗での商品供給や共済、医療、福祉といった事業を行っている。

また、相互扶助の理念に基づき、地域の高齢者の見守り活動、子育て支援、災害発生時における被災者支援活動など、地域のコミュニティづくりのための社会貢献活動に取り組んでいる。

生協法は、生協が行う社会貢献活動を促進するため、事業で生じた剰余金の一部活用や、一定の要件の下、組合員外の事業の利用を認めている。

今後、少子高齢化が進展し、人口減少が見込まれる中で、生協は、地域社会を支える重要な担い手として、今まで以上に事業や社会貢献活動に積極的に取り組んでいくことが期待される。

生協の指導・監督に当たっては、このような生協の基本的性格及び事業や社会貢献活動の実施状況等、生協についての理解を十分に深めた上で行うことが肝要である。

各都道府県におかれては、所管する生協の運営状況を十分に把握していただき、消費者行政といった観点に留まることなく、運営実態に即した助言・指導をお願いします。

2 適正な運営管理及び事業の健全な運営について

(1) 生協への指導検査・監督の適切な実施について

近年の国における指導検査の結果を見ると、以下のとおり、生協法等の関係法令や定款等に従った運営がなされていないなど、生協の運営管理が適正に行われていない事項が認められるところである。

① 内部管理態勢に関すること

- ・総（代）会招集通知において、生協法及び消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第1号。以下「施行規則」という。）に規定する必要な事項が記載されていない
- ・理事会は理事の協議と意見の交換により、その知識と経験を結集することが目的であるため、書面による理事会への出席及び議決権の行使は認められていないにもかかわらず、書面による出席のみで開催されている
- ・理事の利益相反取引に関して、理事会における取引の事実の開示及び承認並びに取引後の報告が行われていない
- ・特別の利害関係がある理事が当該事業者との契約に係る議案の議決に加わっている
- ・監事監査にあたり、会計監査のみが行われ業務監査が行われていない
- ・定款に基づき策定が必要となる規程が整備されていない
- ・法定期限内に登記手続きが行われていない
- ・長期間にわたり生協の事業を利用しない等のいわゆる睡眠組合員について除名等の手続きが行われていない

② 組合事業に関すること

- ・員外利用許可申請が必要な案件にも関わらず行われていない

③ 会計に関すること

- ・決算関係書類において、会計慣行を斟酌していない記載や記載誤り等の不備がある

④ 利用者保護等管理態勢に関すること

- ・個人情報管理を委託する事業者に対し、委託契約で盛り込んだ内容にかかる実施状況の調査が行われていない

このため、貴管内生協において同様の状況が認められた場合には、適正な運営を確保するために十分な指導検査や助言をお願いする。

特に、基本的な事項や多数の事項に渡って課題を抱える生協や財務状況が悪化している生協に対しては、組合員が不利益を被ることのないよう、

- ・先ず重要な課題に焦点を当て、メリハリのある指導を行うこと
- ・問題の本質的な改善のために生協側と必要な改善の方向性に関する認識を共有することにつながるよう、双方向の議論により深度ある原因分析を行い、原

因の解明に努めること

- ・問題点については的確に指摘するとともに、改善・向上につながる適切な取組は評価することも含め、改善・向上に向けたベクトル（改善・向上に向かっていくか、その取組はスピード感を持って行われているか等）を十分見極めること
- ・指摘事項に対する対話・議論を進めるに当たっては、具体的かつ論理的に根拠を示すとともに、改善を検討すべき点が明確になるよう、具体的に示すこと
- ・生協側が主体的・能動的な改善に向けた取組を行うことができるよう、的確な検証、役員その他の管理者との対話、双方向の議論等を通じて、検証結果に対する真の理解（納得感）を得るよう努めること

が必要である。

また、検査時のみの指導によらず、必要に応じて継続的な指導・助言をお願いする。

なお、不祥事案が確認された場合には、早急に所管行政庁へ当該状況等を報告するよう指導するとともに、不祥事案が発生した原因を明らかにし、必要に応じ法的措置や、再発防止策の策定とその着実な実施を徹底していただくよう、適切な指導をお願いする。

※ 本年度、購買事業を行う生協において、下請け事業者に対して下請代金を減額し、公正取引委員会より勧告がなされた事例があったことにも留意すること。

(2) 政治的中立の確保について

生協の政治的中立の確保については、生協法第2条第2項において、「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定されている。同項の趣旨は、生協は、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とする協同組織であり、役職員や組合員が個人として政治活動の自由を有することは言うまでもないが、政治問題に組織として関わることは、生協に対する誤解や偏見を生み、生協の健全な運営と発展に対する阻害要因となるおそれが強いことにある。

各都道府県におかれては、所管生協の政治的中立の確保が徹底されるよう、厳正な指導をお願いする。

○「消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について(通知)」(昭和62年6月30日付厚生省社会局生活課長通知)

(3) 休眠生協への対応について

一部の都道府県においては、休眠となっている生協を多く抱えたままの状況となっている。所管行政庁として適切に状況を把握いただくとともに、必要な措置等について検討いただきたい。なお、都道府県としての対応方針に判断がつかない場合などは厚生労働省に照会されたい。

3 地域共生社会の実現に向けた生協の取組について

厚生労働省においては、平成29年及び令和2年社会福祉法改正等により、地域住民や地域の多様な主体が、地域のさまざまな課題を我が事として捉え、相互に連携を図ることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創ることを目指した地域共生社会の実現に向けた取組の強化を図っている。

令和3年4月には、施行規則を改正し、地域課題の解決に取り組む組織に対し、所管行政庁より員外利用許可を得た上で物品を供給できるよう改正したところであり、許可を得た生協が社会福祉協議会等と連携し地域で物品を供給する事例や、こども食堂へ物品を供給する事例等もあるものと承知している。

本年度、厚生労働省においては、

- ① 令和6年9月、社会・援護局が開催した「地域共生社会の在り方検討会議」において、地域共生社会の実現に向けた地域における有力な活動主体のひとつとして生協関係者を招へいし、生協における全国的な取組状況や各地における様々な取組事例についてヒアリング（※1）を実施

- ② 令和6年12月、当室より「生協による地域課題の解決及び地域福祉に資する取組事例（第三弾）」を公表（※2）

するなど、生協の取組等について積極的に周知してきたところである。

また、令和7（2025）年は、国連が定めた「国際協同組合同年（International Year of Cooperatives. IYC）」（※3）でもある。

各都道府県におかれては、生協が自発的な意思に基づく相互扶助組織であることを前提に、国内外の情勢を踏まえて、これらの取組事例も参考としつつ、庁内関係部局はもとより、管内生協、管内市町村及び地域福祉に取り組む諸団体との情報共有や連携を深めていただくなど、自治体等と連携した地域社会における取組が一層層充実するよう、積極的な取組をお願いしたい。

※1 地域共生社会の在り方検討会議資料（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40780.html

※2 生協による地域課題の解決及び地域福祉に資する取組事例（第三弾）（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikyuu/index.html

※3 2025 国際協同組合同年全国実行委員会（日本協同組合連携機構（JCA）HP）

<https://www.japan.coop/iyc2025/>

国連が、協同組合を振興促進し、持続可能な開発目標の実施と社会・経済開発全体に対する協同組合の貢献に対する認知を高める方法として設定するもの。「国際協同組合同年」を活用することで地域共生社会の推進に向けた取組への貢献を支援することを求めるもの。

4 災害時の取扱いについて

(1) 員外利用に係る取扱いについて

近年、大規模な地震や豪雨などの自然災害が多発する中、各地の生協においては、

自治体との協定に基づいて発災直後から生活支援物資を供給するなど、迅速な支援活動に取り組んでいる。令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」においても、被災地の生協の支援のために職員を派遣し、組合員の安否確認や被災した地域住民に対する生活支援物資の提供等を行ったところである。

なお、生協法では、特に災害時における物品供給について、次のとおり、員外利用を認めている。

- ① 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときその他の緊急時において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域で当該物品を供給する場合（行政庁の許可不要、利用分量の限度なし）（生協法第12条第3項第2号）
- ② 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域以外（※）で避難者に対し、必要と認められる期間物品を供給する場合（行政庁の許可必要、利用分量20/100）（施行規則第11条第1号ホ）

※ 上記②については、大規模な災害で都道府県を越えた広域的な避難を行った場合等を想定

被災者の生活となりわいをしっかりと支えていくためにも、当該規定について御了知の上、行政と生協が連携して取り組んでいただくようお願いする。

（2）共済事業実施生協に対する「緊急特別取扱い措置」について

発災時、災害救助法が適用された場合、共済事業実施生協に対して事務連絡を発出し、災害救助法が適用された自治体に対し、被災された共済契約者に対する、①共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置、②業務停止等における対応に関する措置等の「緊急特別取扱い措置」を依頼しているところである。本事務連絡については、災害救助法が適用された都道府県に共有しているので、管内の共済事業実施生協に対する取扱いの参考としていただくようお願いする。

5 その他連絡事項

（1）生命保険料控除の拡充について

令和7年度税制改正において、子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、子育て支援を進めるためには、生命保険料控除制度においても、こうしたニーズを踏まえた措置を講じていく必要があることから、所得税法上の一般生命保険料について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分における当該控除の最高限度額を6万円（現行4万円）とすること等とされたので、御了知願いたい。

（注）一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は12万円とする（現行と同じ。）。

(2) 金融商品取引法等の施行に伴う消費生活協同組合法令等の改正について

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、生協法及び消費生活協同組合法施行令及び施行規則の一部について、共済事業を行う生協が行う特定共済契約の締結前及び契約時の情報の提供に際し、利用者の事前の承諾の有無にかかわらず電磁的方法を選択することができることとなったこと並びに特定共済契約の締結前に必要な事項を顧客の知識、経験及び利用者属性に照らして利用者に説明することが義務付けられたことに係る所要の改正を行い、令和7年4月1日から施行するものとして、その変更内容及び留意点等について通知したところである。

各都道府県におかれては、管内の生協に対し、周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、改正法令等の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

(3) 改正刑法の施行に伴う消費生活協同組合法令等の改正について

自由刑の単一化の議論に伴い、「懲役」及び「禁錮（禁こ）」を廃止し、これに代えて「拘禁刑」を創設する刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日に施行される。

施行に伴い、生協法の「懲役」及び「禁錮（禁こ）」を「拘禁刑」と改正することとされており、施行に当たっては、消費生活協同組合模範定款例の取扱い（解釈通知）等の通知を改正することとしているので、御了知願いたい。

(4) 監督指針等の改正について（統合的リスク管理態勢に係る規定の整備等）

今般、特に高度なリスク管理が望ましいと考えられる長期共済を実施している生協を対象に統合的リスク管理（ERM）を導入するため、「『共済事業向けの総合的な監督指針』の一部改正及び『共済事業実施組合に係る検査マニュアル』の改正について」（令和6年3月29日社援発0329第87号各都道府県知事宛厚生労働省社会・援護局長通知）を發出し、統合的リスク管理態勢に係る規定を整備するほか、その他の事項もあわせて見直しを行ったところである。

ERMの導入については、特にその一部分であるリスク認識の部分については、長期共済を実施している生協に限らず短期共済を実施している生協においても重要であることから、その積極的な導入について、引き続き管内の生協に対して必要な指導・助言をお願いする。

(5) デジタル社会の実現に向けた取組について

デジタル社会の実現に向けた取組については、これまでも当室より通知を發出し、オンラインによる検査の実施やインターネット等を活用した総（代）会の開催等にかかる基本的考え方等についてお示ししたところであるが、今般、これらのデジタル化の動きを踏まえ、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行

令の一部を改正する政令（政令第 350 号）及び金融商品の販売等に係る勧誘方針の公表の方法に関する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 102 号）が令和 6 年 12 月 15 日から施行されたことに伴い、金融商品販売業者等の掲げる勧誘方針の掲示方法について、原則としてインターネットを用いた勧誘方針の公表が義務化されるなど、その運用の変更及び留意点について、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る共済契約を行う組合の掲げる勧誘方針の掲示方法の変更について」（令和 6 年 12 月 12 日社援協発 1212 第 2 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室長通知）において各都道府県消費生活協同組合主管部（局）長宛に通知したところである。

各都道府県におかれては、管内の生協に対し、周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、改正省令等の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

（6）消費生活協同組合（連合会）実態調査について

令和 6 年度消費生活協同組合（連合会）実態調査の結果については、令和 7 年 3 月に政府統計の総合窓口において公表（※）することを目途として集計を進めているので、御了知願いたい。なお、令和 7 年度においても、厚生労働省が委託した民間事業者から生協へ直接調査票を配布する予定であるが、調査を行うに当たっては、各都道府県において、所管生協の活動状況等を把握いただいた上で当室に情報提供いただいているところであり、本年度と同様に御協力をお願いする。

※ 消費生活協同組合（連合会）実態調査 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/98-1.html>

（7）令和 7 年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について

生協の健全な運営の確保、育成等の観点から、各都道府県の担当者を対象とする全国会議を毎年開催している。

詳細については追って連絡するので、御了知願いたい。

参 考 资 料

1 生活困窮者自立支援制度関連

拡充 住居確保給付金における転居費用の支給

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
(内線2874)

令和7年度当初予算案 760億円の内数 (657億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

困窮負担金

1 事業の目的

改正生活困窮者自立支援法(※)を踏まえ、住居確保給付金を拡充し、家賃が低廉な住宅への転居費用を支援する。
※ 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

2 事業の概要・スキーム

現行(家賃相当分)

支給対象者

- ① 離職・廃業後2年以内の者
- ② 自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

支給要件

一定の収入要件、資産要件、求職活動要件あり

支給額

家賃額(住宅扶助額を上限)

拡充後

支給対象者

<家賃相当分> 現行(①、②)のまま
<転居費用分> 著しく収入が減少し、家計改善のために
低廉な家賃の住宅への転居が必要と認められる者

支給要件

<家賃相当分> 現行のまま
<転居費用分> 収入、資産要件は同じ。求職活動要件は
求めない。

支給額

<家賃相当分> 現行のまま
<転居費用分> 転居のための初期費用(礼金等)、
引っ越し代等(上限あり)

3 実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体) ○負担割合：国3/4、都道府県・市・区等1/4

住まいに係る相談機能の充実（自立相談支援事業）

令和7年度当初予算案 760億円の内の数（657億円の内の数）※（）内は前年度当初予算額

困窮負担金

1 事業の目的

改正生活困窮者自立支援法（※）を踏まえ、各市町村等において、住まいに関する総合的な相談対応や、入居前から入居後までの一貫した支援を行うことができる体制整備を推進する。
※ 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

2 事業の概要

**自立相談支援機関に
住まい相談支援員（仮称）を配置し、支援等を行う場合の加算を創設する（拡充）**

3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）
- 負担割合：国 3/4
都道府県・市・区等 1/4

3 事業のイメージ

住まいの相談
住まいに課題を抱える生活困窮者等

- ・家族・同居人との関係が悪化しており、同居が困難。
- ・保証人がいなくて入居・転居できない。
- ・家賃・維持費等の居住費負担が重い。
- ・住まいの構造・設備等に問題があり、早急な転居が必要。
- ・家賃滞納により立ち退きを求められている。

福祉事務所設置自治体

- ・福祉部門と住宅部門が連携し、住まいに課題がある者の相談を包括的に受け止め、相談内容や相談者の状況に応じて適切な支援関係機関につなぐ

【体制】
自立相談支援機関に**住まい相談支援員（仮称）**を配置
←福祉と住宅をつなぐ人材、マネジメントの中心的役割

【主な役割】

- ① 住まいを中心とした相談支援（居住支援法人等との連携窓口）
- ② アセスメント・プランの策定・フォローアップ
- ③ 地域の居住支援ニーズの把握、必要な地域資源の開拓（生活困窮者の受入れに理解のある大家や不動産業者の開拓）
- ④ 地域の関係者に対する支援

連携※

居住支援協議会（住宅セーフティネット法）

- ・市町村の住宅・福祉部局・居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等で構成

【役割】

地域づくりや住宅ストックの確保等

※ 居住支援協議会未設置の自治体においては、その他会議体との連携等を新たに構築

生活困窮者自立支援法による支援が必要な場合

プランの策定

抱えている課題の背景、要因を把握し、幅広い視点で住まい支援を中心とした項目を盛りこむ

①住宅の斡旋

②家賃支援

（住居確保給付金等）

③居住支援

（入居支援・入居中生活支援等）

※既存事業も活用

モニタリング

その他、適切な支援や関係機関へつなげる

拡充 居住支援事業の強化

令和7年度当初予算案 760億円の内の数（657億円の内の数）※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

改正生活困窮者自立支援法等（※1）において、居住支援事業（一時生活支援事業から改称）について、地域の実情に応じて必要な支援の実施が努力義務化された。また、一定の要件に該当する生活保護受給者（「特定被保護者」（※2））も生活困窮者向けの地域居住支援事業の対象として実施できるようになった。これらを踏まえ、事業の全国的な実施を促すために必要な経費を要求する。

※1 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

※2 将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者その他厚生労働省令で定める被保護者

2 事業の概要・スキーム

（現行）

住居に不安を抱えた生活困窮者
ホームレス
路上、河川敷等
不安定居住者
友人知人宅、ネットカフェ
立ち退き、滞納等

一時生活支援事業（任意事業）

シェルター事業

〈当面の日常生活支援〉

地域居住支援事業

- ・入居支援
- ・見守り支援（※）
- ・環境整備

（※）期間は最長1年

安定した居住の確保・地域生活

（改正後）

住居に不安を抱えた生活困窮者
ホームレス
路上、河川敷等
不安定居住者
友人知人宅、ネットカフェ
立ち退き、滞納等

居住支援事業（必要な支援の実施を努力義務化）

シェルター事業

〈当面の日常生活支援〉

地域居住支援事業

- ・入居支援
- ・見守り支援（※）
- ・環境整備

（※）期間の柔軟化（延長も可とする）

安定した居住の確保・地域生活

3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）
- 負担割合：国 2/3 都道府県・市・区等 1/3
- 実施自治体数（令和5年度）：シェルター事業366 地域居住支援事業325

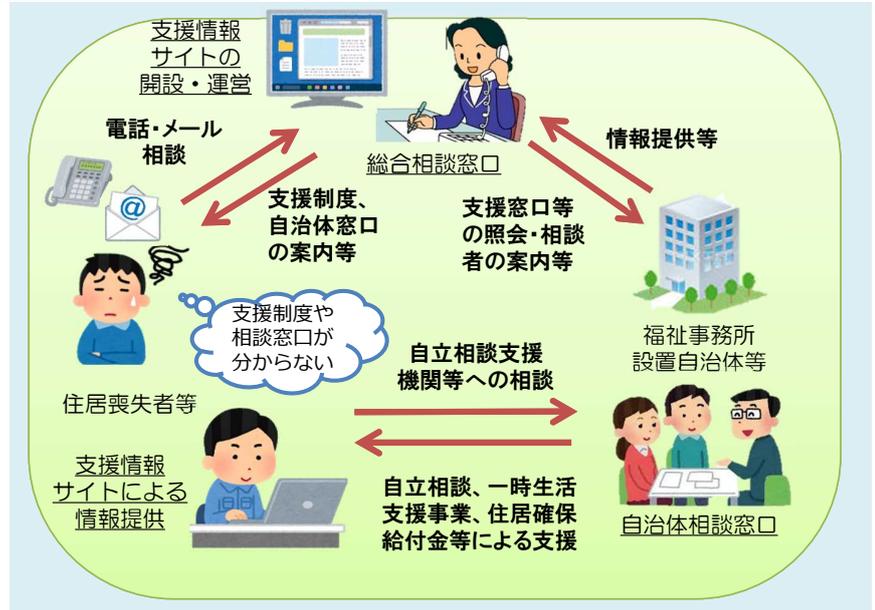
住まいの困りごと相談窓口（すまこま。）の概要 （不安定居住者に係る支援情報サイト及び総合相談窓口の設置）

- 住居を失った又は失うおそれのある生活困窮者には、路上等で生活するホームレスのほか、終夜営業店舗や知人宅等で寝泊まりする不安定な居住環境にある者が含まれる。
- そうした不安定居住者においては、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や一時生活支援事業、住居確保給付金といった各自治体実施している支援や居住支援法人等につなげることが重要である。
- このため、住まいに困窮する方に対する支援情報サイトを開設するとともに電話やメールによる総合相談窓口を設置し、各支援策の情報提供、地域の自治体の相談窓口等への案内、不安定居住者の実態把握のための相談内容の分析等を行う。

事業内容

- 地域の自治体の相談窓口などを分かりやすく紹介した情報サイトの開設・運営等による情報発信。
- 電話相談窓口を設置し、相談内容に応じて各支援策の情報提供や、自治体の相談窓口等へのつなぎ。
- 相談内容のデータの集約・分析等による不安定居住者の実態把握。
- 自治体に対する居住支援の必要性に関する広報活動や、支援情報サイトの周知広報。

事業イメージ



令和6年度「すまこま。」相談窓口
0120-050-229
<https://sumakoma.mhlw.go.jp/>

拡充

生活困窮者向け事業と生活保護受給者向け事業の一体的実施 （就労準備支援事業・家計改善支援事業・地域居住支援事業）

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
（内線2879）

令和7年度当初予算案 760億円の内数（657億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

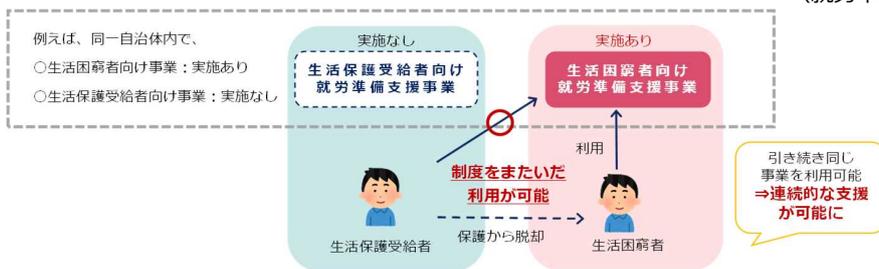
困窮補助金

1 事業の目的

- 生活困窮者自立支援法・生活保護法の改正（※1）において、制度間の切れ目のない継続的な支援を行うことを目的に、生活困窮者向けの就労準備支援事業・家計改善支援事業・地域居住支援事業を、これまで対象外だった生活保護受給者のうち、一定の要件に該当する者（「特定被保護者」（※2））も対象として実施できるようにした。
※1 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行
※2 将来的に保護を必要としなくなる者が相当程度見込まれる者その他厚生労働省令で定める被保護者
- 当該改正を着実に施行し、両制度間の一体的な事業実施を推進し、生活保護受給者及び生活困窮者の自立支援を強化する。

2 事業の概要・スキーム

- 対象事業：就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業
- 実施方法：生活困窮者と生活保護受給者に対して一体的に事業を実施する場合、特定被保護者を支援実績加算の対象にする（拡充）。（就労準備支援事業・家計改善支援事業）



3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体） ○負担割合：国2／3、都道府県・市・区等1／3
- 実施自治体数（令和5年度）：就労準備支援事業：731自治体 家計改善支援事業：756自治体 地域居住支援事業：55自治体
- <参考> 生活保護受給者向け事業 実施自治体数（令和5年度）…就労準備支援事業：357自治体 家計改善支援事業：98自治体 地域居住支援事業：35自治体
※うち、両制度の事業をいずれも実施している自治体数 …就労準備支援事業：357自治体 家計改善支援事業：98自治体 地域居住支援事業：17自治体

拡充 家計改善支援事業の補助率引上げ

令和7年度当初予算案 760億円の内数 (657億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施をさらに推進するために、生活困窮者自立支援法を改正し(※)、両事業と自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保するとともに、家計改善支援事業の国庫補助率を2分の1から3分の2に引き上げたところ。
※ 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行
- 当該改正を着実に施行し、家計改善支援事業の取組を促進することにより、生活困窮者の自立支援を強化する。

2 事業の概要・スキーム

- 生活困窮者自立支援制度における「家計改善支援事業」の全国的な実施を推進する観点から、**補助率を1/2から2/3に引き上げる。**

【現行の補助体系】

- 家計改善支援事業を単独で実施する場合
→補助率1/2 (令和5年度実績：101自治体)
- 自立相談支援事業及び就労準備支援事業と一体的に実施する場合
→補助率2/3 (令和5年度実績：638自治体)



【制度見直し後の補助体系】

- 家計改善支援事業及び就労準備支援事業を行うに当たっては、両事業と自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うことを原則とする。
→ **一体的な実施が原則となるため、補助率を一律2/3とする。**

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等 (福祉事務所設置自治体907自治体) 負担割合：国 2/3 都道府県・市・区等 1/3

新規

生活困窮者自立支援制度 現任者向け人材養成 (ステップアップ) 研修の実施

令和7年度当初予算案 16百万円 (- 億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活困窮者自立支援制度における人材養成研修は、現在、初任者向けの研修のみ実施されているが、令和6年度に新たに設計する研修のカリキュラムに基づき、現任者向け (ステップアップ) 研修を全国6ブロック (①北海道・東北、②関東、③東海・北陸、④近畿、⑤中国・四国、⑥九州・沖縄) で実施し、高度な専門人材の育成を目指す。

2 事業の概要・スキーム

- ステップアップ研修を全国6ブロックで実施する。
【カリキュラム・イメージ】 集合型で実施

1日目	共通課程	・困窮制度の理念の確認と振り返り ・支援における地域づくりの視点を深める ・後輩相談員や部下に対するスーパーバイズを掘り下げる ・支援員や自身のメンタルヘルスについて
	任意事業1	・就労(準備)支援事業 (被保護者に係る就労支援員・被保護者就労準備支援事業支援員も参加可)
2日目	任意事業2	・家計改善支援事業 (被保護参加可) (被保護者に係る被保護者家計改善支援事業支援員も参加可)
	任意事業3	・一時生活支援事業 (被保護者における支援員も参加可)
3日目	任意事業4	・子どもの学習・生活支援事業 (保護関連支援員参加可) (被保護者に係る子どもの進路選択支援事業支援員・被保護者に係る支援員も参加可)

※カリキュラムについては令和6年度末に確定
※企画協力都道府県を輪番で決め、会場手配協力・企画助言を行う。

3 実施主体等

実施主体：国 (委託費)

子どもの学習・生活支援事業における学習支援と生活支援の一体的実施

令和7年度当初予算案 760億円の内数 (657億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

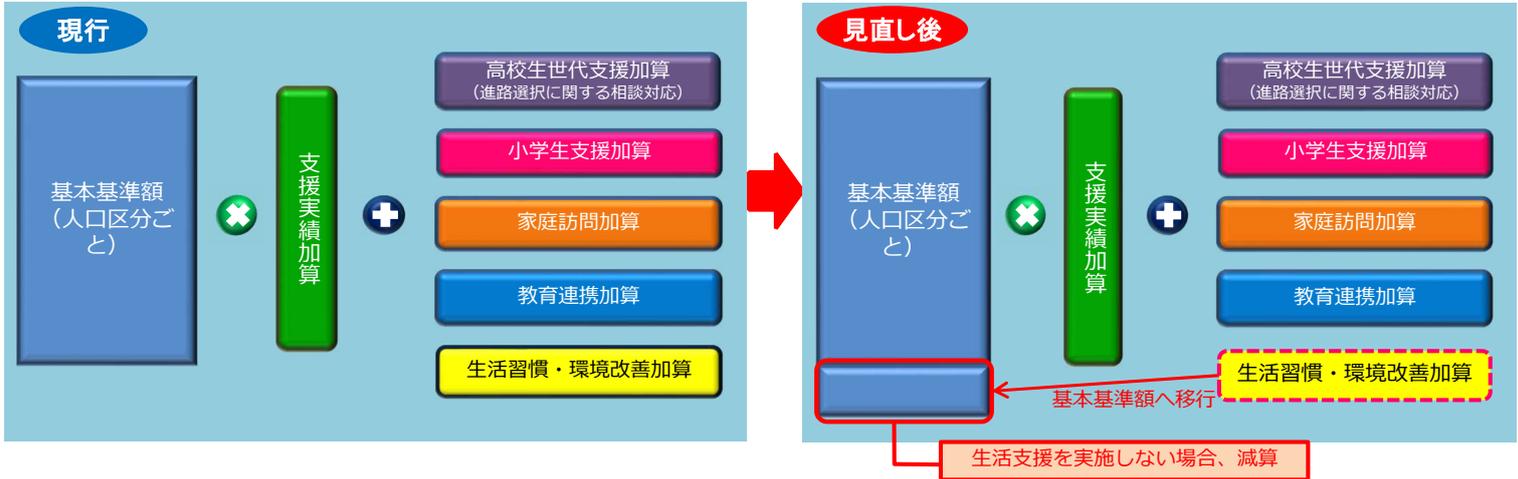
子どもの学習・生活支援事業では、学習支援、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等の支援（生活支援）、進路選択等の教育・就労に関する相談等の支援を実施している。現行、補助にあたっては、学習支援は基本基準額で評価し、学習支援以外の支援は加算で評価している。

社会保障審議会の中間まとめ（※）を踏まえ、子どもの将来の自立に向けた世帯全体の支援につなげる観点から、事業の実施にあたっては、学習支援と生活支援を原則一体的に行うこととし、所要の見直しを行う。

※社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における「中間まとめ」（令和4年12月20日）

2 事業の概要・スキーム

生活習慣・育成環境の改善に対する支援（生活支援）を基本基準額の中で評価する。生活支援を実施しない場合には減算する見直しを行う。



3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体） ○補助率：国 1/2 都道府県・市・区等 1/2
- 実施自治体数（令和5年度）：600自治体

福祉事務所未設置町村における一次相談の推進

令和7年度当初予算案 760億円の内数 (657億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

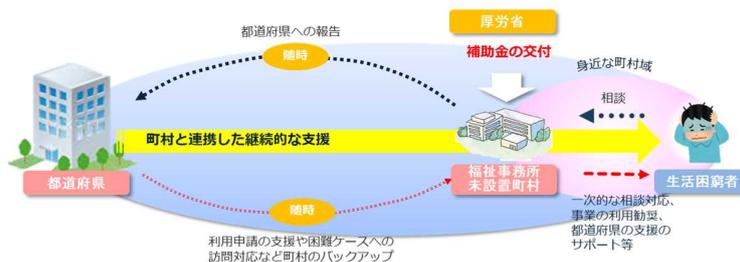
1 事業の目的

- 自立相談支援事業を実施することとなっていない福祉事務所未設置町村において、相談窓口へのアクセスを容易にする観点から、一次的な相談窓口の設置等の窓口機能の充実を推進する。

（注）合わせて、基本基準額について、自立相談支援事業の基本基準額を踏まえた額に見直しを図る。

2 事業の概要・スキーム

- 実施方法：福祉事務所未設置町村は、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、
① 必要な情報の提供及び助言、② 都道府県との連絡調整、③ 生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨、
④ その他必要な援助等の業務を行うことにより、生活困窮者に身近な行政機関における支援体制の構築を図る。
- 基本基準額：5,000千円 ※ 自立相談支援事業における人口5.5万人未満の自治体の基本基準額を踏襲。
※ 基本基準額を超過している自治体で特に手厚い取組を実施する場合は、その内容が合理的と認められる範囲で個別に協議。
（参考）都道府県と福祉事務所未設置町村との連携イメージ



3 実施主体等

- 実施主体：福祉事務所未設置の町村：885自治体 ○負担割合：国 3/4、福祉事務所未設置町村 1/4
- 実施自治体数（令和5年度）：54自治体 ※ その他、重層的支援体制整備事業において、39自治体が実施

【○ 居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及びNPO法人との連携強化等】

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
(内線2879)

施策名：生活困窮者自立支援の機能強化事業

令和6年度補正予算額 46億円

① 施策の目的

生活困窮者の増加に伴う対応や、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化、居住支援の体制整備のため、自治体と民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

③ 施策の概要

各自治体の生活困窮者自立支援機関等において、NPO法人等との連携の強化、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化、居住支援の体制整備を行う。

1. NPO法人等と連携した緊急対応の強化

- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ② 利用者及び活動経費が増加する地域のNPO法人等に対する支援
(1団体50万円上限(広域的な活動を実施する団体については100万円))

2. 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化

- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化
(自立相談支援員や家計改善支援員の加配など)
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 相談支援員等が支援に注力できる環境整備を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化

3. 居住支援体制の整備

自治体における住まい相談及び居住支援の実施に係る取組(ニーズ把握、関係者間調整・ネットワーク構築、社会資源開発、周知広報等)

4. その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組

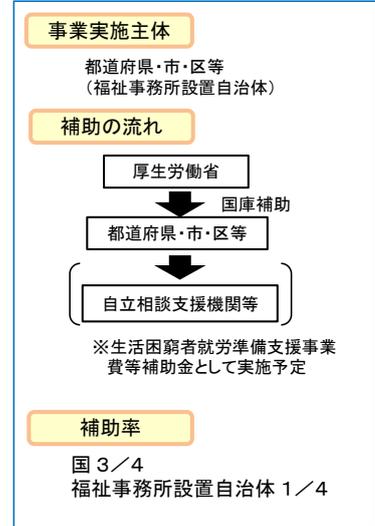
⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する者等に対する自立支援を促進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率)等



【○ 居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及びNPO法人との連携強化等】

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
(内線2879)

施策名：生活困窮者等支援民間団体活動助成事業

令和6年度補正予算額 5.2億円

① 施策の目的

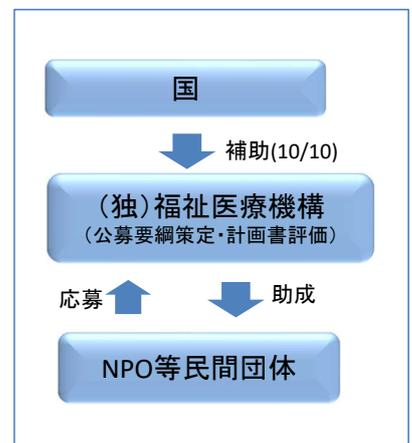
生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援を行う民間支援団体の活動を推進する。

③ 施策の概要

生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の先進的な取組への助成を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率)等

- (1) 助成先
生活困窮者やひきこもり状態にある者等への支援を行うNPO等民間団体(社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人等)
- (2) 助成対象事業
生活困窮者及びひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、就労に向けた支援、食料の支援、子どもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供、居場所づくり、その他生活上の支援を行う事業
- (3) 実施方法
福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業への補助について、国が助成を行う。
- (4) 助成額
① 全国的又は4以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体 上限2,000万円
② 2以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体 上限900万円
③ 同一都道府県内での支援活動を行う団体 上限700万円



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する方々に対する各種支援策が、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に実施される。

施策名: 就労準備支援事業・家計改善支援事業の未実施自治体への導入支援事業

令和6年度補正予算額 1.2億円

① 施策の目的

② 対策の柱との関係

就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施に向けて、現在事業を実施していない市等の生活困窮者に対して、都道府県が主体となって、就労準備支援事業及び家計改善支援事業を時限的に実施し、事業の空白区をなくし、全国的な事業実施を目指す。

I	II	III
		○

③ 施策の概要

就労準備支援事業又は家計改善支援事業が未実施の市等の生活困窮者に対して、都道府県が実施主体となり広域的な支援を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

都道府県による未実施自治体での就労準備支援事業・家計改善支援事業の広域的実施

○ 就労準備支援事業又は家計改善支援事業が未実施の市等の生活困窮者に対して、都道府県が実施主体となり広域的な支援を実施する。
(取組内容)

- ・都道府県による広域的な就労準備支援事業又は家計改善支援事業として、専門の支援員を配置し、事業未実施の市等の支援対象者への訪問支援や、企業等とのマッチング支援、合同相談会の開催、周知・広報等の支援を実施する。
- 本事業を実施した自治体に対しては、以下の既存メニューや「自治体コンサルティング事業」を活用し、事業実施のための支援を行う。

○ 【都道府県による事業未実施自治体に対する立ち上げ支援】 都道府県が事業未実施自治体を参加させ、OJT形式でのノウハウの共有や、関係者間のネットワーク構築などを通じて、事業の立ち上げに向けた環境整備を進める。

- (取組内容)
- ・OJT形式での事業実施のノウハウ共有。
 - ・自治体間及び自治体と地域の社会資源との間のネットワーク構築の支援。

【補助率等】

(補助率10/10) (実施主体)



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

未実施自治体が実施することにより、全国で支援が行われることとなり、生活困窮者の早期の経済的自立や社会生活自立が図られる。

施策名: 生活困窮者総合型就労支援モデル構築のための調査研究事業

令和6年度補正予算額 1.0億円

① 施策の目的

② 対策の柱との関係

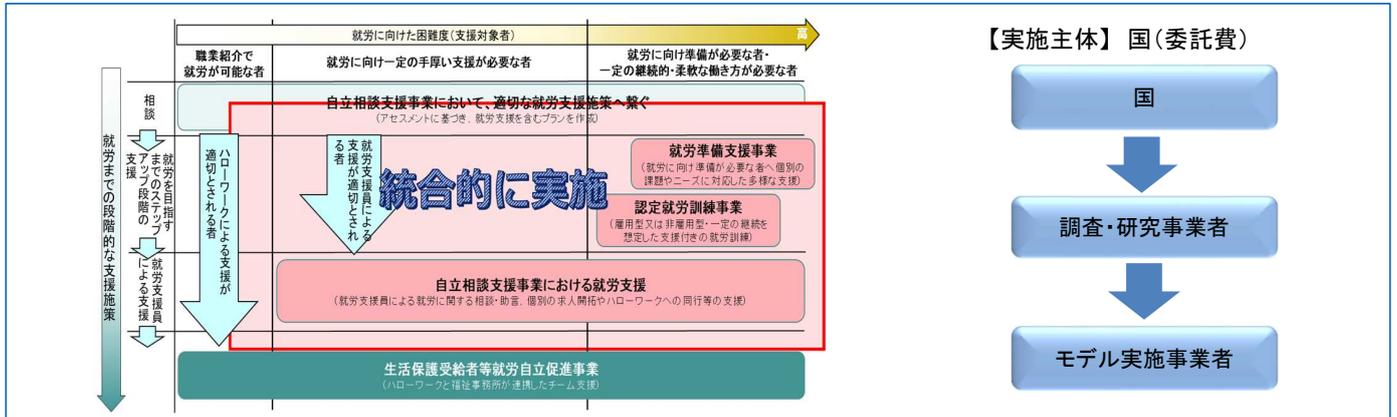
生活困窮者の個別のニーズに合わせた、より効果的・効率的な就労支援を行うため、自立相談支援事業による就労支援・就労準備支援事業・認定就労訓練事業を一体的に実施し、一貫した就労支援を行うスキームの構築を図る。

I	II	III
		○

③ 施策の概要

就労支援に関する3事業(自立相談支援事業による就労支援・就労準備支援事業・認定就労訓練事業)を一体的に行う「総合型就労支援事業」を試行実施し、これまでモデル的に実施していた企業支援や定着支援も組み込むことにより、一貫した就労支援を行い、その効果を検証する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

就労支援の効率的・効果的な取り組みが行われることにより、生活困窮者の早期の経済的自立や社会生活自立が図られる。

施策名: 都道府県による研修企画チーム・中間支援組織の立ち上げ等支援事業

令和6年度補正予算額 38百万円

① 施策の目的

生活困窮者に対する支援が増加・高度化してきている中、支援員の質の向上やノウハウの共有などネットワークを広げるとともに、就労準備支援事業等の広域実施に向けたネットワークづくりも同時に行い、効率的な事業実施を目指す。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

研修企画チーム・中間支援組織の立ち上げに必要な支援を行い、日常的に支援者同士の情報共有を目的とした会合や研修を実施できる体制を構築する。こうしたネットワークを活用し、就労準備支援事業等の広域実施に向けた取り組みも同時に行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業内容】

(1) 都道府県研修企画チーム・中間支援組織の立ち上げ支援

○ 都道府県研修企画チーム(都道府県研修実施要件)と支援者を支える中間支援組織の立ち上げ支援を実施する。

立ち上げに際しての準備会や、各地域独自の発想により支援者を繋ぐ会議や会合を企画し、交流を図るとともに、地域ごとに行っているノウハウの共有や事例発表等、支援員へのメンタルケアや資質向上のための研修会や意見交換等を実施する体制を構築する。

(2) 就労準備支援事業等の広域実施に向けた市域を越えたネットワークづくり

○ 就労準備支援事業等を単独で実施できない自治体に向け、広域実施の取り組みを促進すべく自治体同士の意見交換や実施に向けたコーディネートを行う。



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

支援者への支援を早期に実施することにより、生活困窮者の早期の経済的自立や社会生活自立が図られる。

令和6年度補正予算額 5.1億円

施策名: 生活福祉資金業務システム等改修事業

① 施策の目的

- ア 生活福祉資金貸付事務のオンライン化について、社協における実証事業の実施に向けて、申請～貸付決定までの手続きについて、システムの設計・構築のための要件整理を実施する。【国(委託費)】
- イ 既存の債権管理システムについて、新たなシステムとのデータ連携等、オンライン化を見据えた基盤更新を行う。【補助金】

② 対策の柱との関係

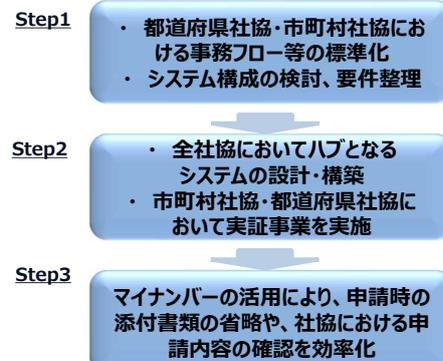
I	II	III
○		○

③ 施策の概要

【事業内容】

- ア 生活福祉資金貸付事務について、これまで行われてきたシステム要件の前提となる業務フローの標準化等の検討内容を踏まえ、オンライン化に向けたシステム要件整理を行うとともに、実証事業の実施に向けて全社協・都道府県社協・市町村社協等の関係者との具体的な調整等を進める。
 - システム要件整理
 - ・ 借入の相談から貸付審査・決定、貸付期間中の支援までをオンライン化するために、各社協で構築するシステムの要件を整理する。
 - 実証事業の実施に向けた調整
 - ・ 実証事業の実施に向けて、各社協と実証実施への参加調整等を行うとともに、実施方法やスケジュールを調整する。
- イ 全社協の「貸付審査生活福祉資金業務システム」について基盤等の更新等を行う。
 - ・ 「貸付審査生活福祉資金業務システム」について、基盤の更新を行う。

【デジタル化に向けた流れ(案)】



④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業実施主体】 ア: 国(委託事業) イ: 補助金(全国社会福祉協議会、都道府県(補助率: 10/10))

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

社会福祉協議会における生活福祉資金貸付事務のデジタル化を加速化する。

施策名：生活困窮者自立支援統計システム改修

① 施策の目的・概要

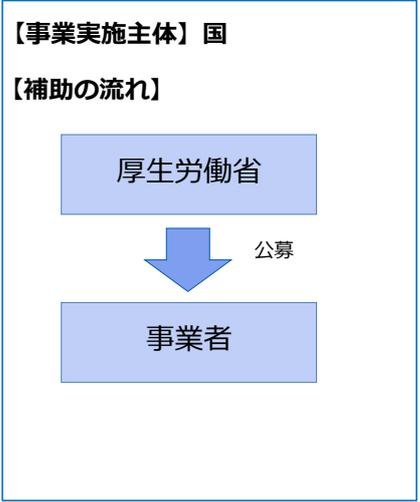
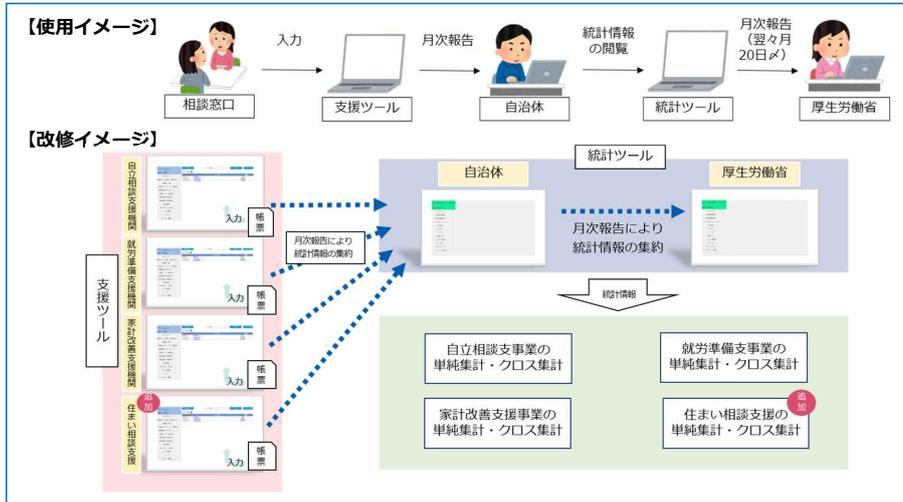
既存のシステムにおいては、生活困窮者自立相談支援事業及び重層的支援体制整備事業について、各制度の実施状況の迅速な把握を行っているところ。
法改正に伴い、住まいの相談体制を拡充することに伴って必要となる、住まいに係る相談記録・支援状況の入力や統計情報を作成するためのシステム改修を実施する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要(改修イメージ等)

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

住まいの相談支援窓口において、業務が効率的かつ円滑に行われるとともに、制度の実施状況の迅速な把握を行うことができる。

2 重層的支援体制整備事業等関連

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ ①

×：よくある誤解 ○：本当は「こうだった」

×	重層的支援体制整備事業は、新しいものをゼロから作り上げる事業だ。
○	重層的支援体制整備事業は、これまで行ってきた事業では、対応できなかった課題を解決したり、これまで行ってきた事業をよりやりやすくするための事業だ。 ⇒ これまで行ってきた事業での蓄積は、すべて「財産」。なかったことにするのは「もったいない」。 ⇒ そもそも人口減少社会では、今ある資源／限られた人員で対応できるようにしないと、立ちゆかなくなる。
×	重層的支援体制整備事業は、全市町村で実施すべき事業だ。国もそう言っている。
○	もともとの目的である、「包括的な支援体制の整備」を行うための手段は様々。 国は「全市町村で実施すべき事業だ」とは言っていない。（社会福祉法上も実施は任意とされている。） ⇒ 必ずしも重層的支援体制整備事業による必要はない。 ⇒ これまで行ってきた事業で課題が生じていなければ／もっとこうしたいという思いがなければ、重層的支援体制整備事業に取り組む必要はない。（取り組んでも効果はない。）
×	重層的支援体制整備事業でなければ、実施できないことがある。
○	重層的支援体制整備事業でなければ実施できないことは、ないわけではないが「極めて少ない」。 ⇒ 地域ケア会議、生活支援コーディネーター、自立相談支援機関での相談受付、支援会議・・・ 包括的な支援体制の整備に資する手段は、これまでも実施されてきたはず。同じようなことを、看板だけ掛け替えてやっても意味はない。 もしそれがこれまでうまくいってなかったのであれば、まずはそれをうまくいくようにする方が先決では？ ⇒ 重層的支援体制整備事業は「サブシステム」であって、「メインシステム」ではない。
×	重層的支援体制整備事業を実施すべきかは、福祉の関係者だけで考えればよいことだ。
○	たしかに統合される事業は福祉に関係する事業だが・・・ ⇒ そもそも包括的な支援体制の整備／地域共生社会の実現が目的。「このまちでどう風生きていきたいか」と連動する話。 であれば、主管課だけで、福祉の関係者だけで考えてよいわけではない。 ⇒ 事業実施如何以前に、「地域住民含め、全ての関係者とともに」まず包括的な支援体制をどのように整備するかを考えるべき。 ⇒ 人々の地域での暮らしは、福祉だけが支えているわけではない。 ⇒ 福祉の関係者以外も、「このまちでどう風生きていきたいか」を考え、各々取組を行っている。 例えば「地域づくり」は、地域住民なり、企業なり、いろいろな人が、いろいろな思いで、いろいろなことをやっている。 いかに「つながり」、一緒に考えられるようになるか。お互いwin-winの関係になれるか。

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ ②

×	重層的支援体制整備事業は、社協に委託しているから大丈夫。
○	事業如何以前に、包括的な支援体制の整備に係る努力義務は「市町村」に課されている。 まずは、市町村が先頭になって、全ての関係者とともに包括的な支援体制をどのように整備するかを検討すべき。 ⇒ 社協に「丸投げ」していて、市町村が自身の言葉で包括的な支援体制をどのように整備していくか語ることができなければ、努力義務を果たしたことになる。 Cf) 地域福祉計画の策定、重層的支援体制整備事業実施計画の策定・・・ 社協に限らず、シンクタンクに／有識者に、「丸投げ」していることはないか。 シンクタンクも有識者も、自分たちの地域での暮らしに責任を持っているわけではない。最後は「自分たちで」考える。
×	重層的支援体制整備事業の「好事例」がほしい。
○	重層的支援体制整備事業の「好事例」は「ない」。 ⇒ 目的も分からず、手段だけ真似しても効果はない。 ⇒ 他市町村の事例を知って、「うちには○○がないから、△△がないからできない」と思うのは当たり前。市町村ごとに状況は異なる。 大事なこと、このまちに何があるか、誰がいるのか、自分たちのまちで何が必要なのか・何がしたいのか
×	複雑・複合なケースに対応するためには、ワンストップ窓口を作ればいい。
○	本当にワンストップ窓口でなければ対応できないのか？ ⇒ これまでも、既存窓口では、対象者以外から相談があったら適切な窓口を案内していたはず。 高齢者とひきこもりの子の世帯があったら、地域包括支援センターは、ひきこもりの子のことを「見なかったことにした」ことはないのでは？ ⇒ 既存窓口間の連携が取れていれば、ワンストップ窓口でなくても対応できる。 ⇒ またそもそも、1つの窓口・1人の職員が、すべての制度を理解して、適切な案内ができるようにするのは極めて困難。 かえって支援の質が低下したり、担当者が疲弊する。
×	複雑・複合なケースは、多機関協働事業者にすべてまかせればいい。
○	まずは、既存窓口で対応することが前提。 ⇒ 重層的支援体制整備事業は「体制整備事業」であって、「支援事業」ではない。複雑・複合なケースが解決されればそれで終わりではない。 人口減少社会の中、支援者側が減っても複雑・複合なケースにも対応できる「体制」を作っていくことが重要。 ⇒ 多機関協働事業者は、支援者間の調整をして、支援体制を作ることが仕事。 新たな「縦割り」を生み出したわけではない。基本的には支援対象者本人に直接接しない。 = いずれは、多機関協働事業者に頼らずとも、既存窓口同士で対応できるようになることが理想。 = 多機関協働事業者につなぐべきケースは何なのかを関係者間で考え、 40 スを減らしていくという意識が大切。

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ ③

×	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、ひきこもりの人の家を訪問する事業だ。
○	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、単に訪問することを目的とする事業ではない。 ⇒ まず、既存の相談窓口等や地域住民等から、支援が届いていない人の情報を把握できる体制を作ることが重要。 そもそも、誰に支援が届いていないのか、事業者が単独で探すには相当の時間がかかるし、探し出せないことも。 ⇒ その上で、支援が届いていない人に、「継続的に」関わっていく。 手段はアウトリーチに限定されない。本人に会えなくても、本人の関係者からの情報収集からスタートしてもよい。「回数稼ぎ」のために訪問しても逆効果。
×	参加支援をするには、対象者のための「居場所」を「新しく」作らなければならない。
○	参加支援をするために、本当に「新しい」居場所が必要なのか。 ⇒ 新しくなくても、居場所でなくても、参加のための手法は何でもいい。 ⇒ 新しいものが必要だと考えてしまうのは、そもそも地域にどのようなつなぎ先があるかを知らないからでは？ (参加支援事業では、「来たるべき日」に備えて、日頃から地域の関係者との「顔つなぎ」も行うこととされている。)
×	参加支援「事業」は、すべての住民を対象とするものだ。
○	参加支援事業は、多機関協働事業による重層的支援会議で、同事業の利用が必要とされた人が利用できるものだ。 ⇒ 事業として実施できることは限られている。 同事業の利用が必要とされた人以外を支援対象にしたいならば、それは同事業による参加支援ではなく、任意で行われた参加支援。
×	「地域づくり」は何をしていいかわからないから、まずはイメージがつく「相談支援の包括化」を頑張ればよい。
○	支援策として提示できることが限られているのに、安心して相談を受け付けできるのか？ ⇒ 地域にどのような資源があるのかを把握できていなければ、相談窓口が支援策として提示できるのは公的なサービスだけ。 ⇒ 公的なサービスの対象にならない相談者＝制度の狭間にいる相談者が現れたら？ 支援策が提示できない人の相談を窓口は受けたがるだろうか？ ＝ 相談支援の包括化よりも、地域づくりの方が大切。まずは地域にどのような活動が行われているか、どのような資源があるかを把握することからはじめよう。
×	地域づくり事業は、福祉の関係者が主体となって行わなければならないことだ。
○	「地域づくり」自体は、庁内だけで考えても、取り組んでいる部署はたくさんある。 ⇒ 例えば、企画部局は、長らく地域住民とともに地域のことを考えてきたはず。 やったことがないことに取り組むのは難しい。それならやったことがある人・得意な人に相談にいけばよいのでは？ ⇒ 人々の地域での暮らしは、福祉だけで成り立っているわけではないことを考えても、福祉の関係者だけで考えればよい・行動すればよいわけではない。 地域づくり事業の実施要綱で定めている範疇は狭いが、他の地域づくり施策等との接続を意識することは不可欠。

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ ④

×	重層的支援体制整備事業は多世代を対象とした事業なのだから、多世代を対象にした居場所を新しく作らないといけない。
○	そもそも、地域住民は「多世代を対象にした居場所」を求めているのか。地域にはそういう居場所はないのか。 ⇒ 地域活動は、楽しくなければ参加しないし、続かない。役所の都合で「やらせよう」としてもうまくいくはずはない。 作ろうとした居場所に、自分だったら行くだろうか。居場所を作れと役所に言われて、自分だったら作るだろうか、続けるだろうか。 ⇒ 今ある居場所も、多世代交流がしたければ自然とそうなるし、逆も然り。 ⇒ 居場所に限らず、全ての地域活動は、自発的で楽しいものであるべき。 その活動の何を評価するか、評価の形として資金を投入するか否か、投入するならどの財源を用いるか、判断は市町村次第。
×	重層的支援体制整備事業として実施したことに要する費用なら、重層的支援体制整備事業交付金の交付対象だ。
○	「重層的支援体制整備事業として実施したこと」として認められる範囲は、実施要綱に定められていることに限定されており、その上で交付対象として認められる費用は、交付要綱に定められていることに限定されている。 ⇒ 当たり前だが、それぞれの取組が、「包括的な支援体制の整備」のために行われているものなのか、重層的支援体制整備事業実施要綱に定められているものなのか、きちんと整理しておくことが必要。 ⇒ 全ての取組は「いい」取組。ただ、そのことと、事業として認められるか、交付対象であるか（税金が投入されるか）は別問題。
×	重層的支援体制整備事業は、一度関係者と話し合っていれば、開始後もずっとうまくいく。
○	重層的支援体制整備事業に限らず、すべての事業において、「ずっとうまくいく」ことはない。 ⇒ 日々新たな課題が生じる／やりたいことが生じる、担当者が異動する中では、定期的な「調整」が重要。 PDCAサイクルを活用し、事業により実施したことで目的は達成できているか、関係者間で「このまちなでどう風生きていきたいか」が共有されているか、何度も確認して、必要な対応を行っていくべき。
×	重層的支援体制整備事業は一度始めたら辞められないし、交付金はずっともらえる。
○	重層的支援体制整備事業に限らず、すべての事業において、「ずっとうまくいく」ことはない。一定の期間（例えば地域福祉計画の期間）で体制を作り上げる必要。 ⇒ 実施する必要がなくなれば、辞めることもできる。 ⇒ 目的に応じて、必要な手段は何なのかを考えた結果、重層的支援体制整備事業ではないということであれば、もちろん辞めても問題はない。 (辞めた市町村もある。) ⇒ 「体制整備事業」という事業の趣旨を鑑みれば、国や都道府県の補助がいつまでも続くわけではなく、自走できる体制を作る必要。

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ まとめ

大切だけれど忘れがちなこと

★ 「（国が示した）手段をやればうまくいく」はずはない。大切なのは「何のためにやるのか」。手段は目的に照らして「選ぶ」もの。

★ 「〇〇をやらなければならない」という人に対しては、まず「どうしてそう思ったのか」をたずねる。（何事も鵜呑みにしない。）

★ 思考を停止しない。決められたこと・書かれていることをこなすだけが仕事ではない。
今地域で何が起きていて、それに対して、行政として、何のため・誰のためにどういう手段でやるのか、常に考え続ける。

地域住民を含め、全ての関係者とともに、以下を行っていく。

- ★ ① 自分たちの言葉で、自分たちが地域で生きていくにあたり、必要な「包括的な支援体制」とは何かを語れるようにする。
- ★ ② 体制整備に関連し、今誰が・誰と・誰に向けて・何をやっているのか、そこにある課題や現状認識をしっかりと行う。
- ★ ③ これまで行ってきたことに加えて、+αでやらなければならないこと・やりたいことは何なのか、話し合う・実行する。
- ★ ④ 定期的に振り返り、やらなければならないこと・やりたいことを考え直して、実行する。

★ これらはすべて少し考えれば「当たり前」の話。
「役所の担当者」、「専門職」・・・
一度自身の肩書きからも、「事業をどうするか」からも離れ、「一住民としてどういう風に生きていきたいか」考えることが大切。

すべては「このまちでどういう風に生きていきたいか」。
そんな大事なことを国にすべて任せてもいいのか。自分たちで考えるべきことではないか。

地域共生社会の在り方検討会議（第6回）

令和6年11月26日

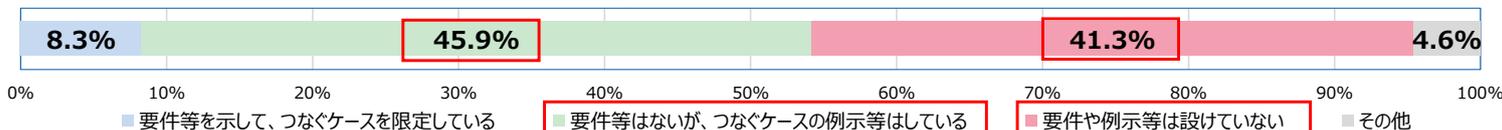
資料2

多機関協働事業の運用状況

- 令和4年度に重層的支援体制整備事業を実施していた市町村における、多機関協働事業につなぐケースの要件や例示等の設定状況をみると、「要件等はないが、つなぐケースの例示等はしている」が最も多く（45.9%）、次いで「要件や例示等は設けていない」が多かった（41.3%）。
- また、「多機関協働事業で想定していないケースがあがってくる」、「多機関協働事業者のみにケースを任せきりにされてしまう」に「とてもあてはまる」「ややあてはまる」と回答した市町村も一定数存在し、多機関協働事業で想定されている役割を超えて、運用されているケースも想定される。

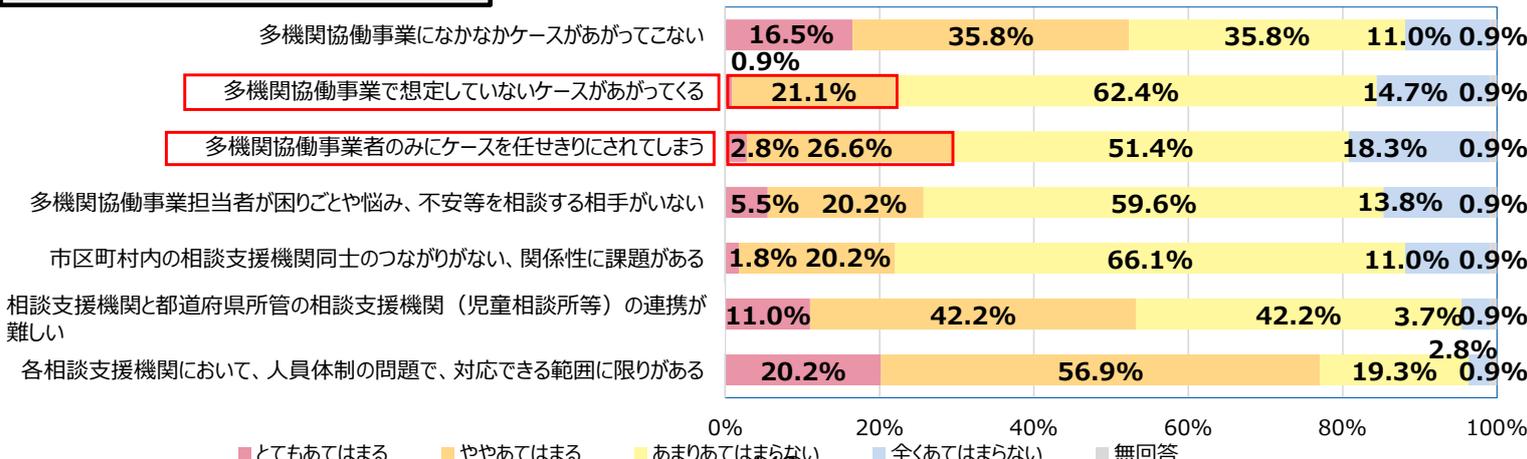
多機関協働事業につなぐケースの要件や例示等の設定状況

n = 109（単数回答）



多機関協働事業を実施する上での課題

n = 109（単数回答）



多機関協働事業の役割①（指針における規定）

「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」（平成29年12月12日厚生労働省告示第355号）より作成

- 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」においては、包括的相談支援事業の各事業だけでは対応が難しいものについては、他の支援関係機関と連携を図りながら支援を行うこととしている。その上で、受け止めた課題のうち、支援関係機関間の役割分担が必要と判断したものは、多機関協働事業につなぐことを規定している。

第五 重層的支援体制整備事業の実施に関する事項

一 重層的支援体制整備事業

2 各事業の内容

実施市町村においては、1の目的を達成するために、次のイからホまでに掲げる事業を一体のものとして実施することとする。その際、イからホまでの事業は相互に関連して地域住民やその世帯を支える機能として一体的に実施し、重層的なセーフティネットを構築した上で、当該セーフティネットを更に強化するものとして、二及びホの事業を実施することとする。

イ 包括的相談支援事業（法第百六条の四第二項第一号） （略）

包括的相談支援事業において受け止めた地域生活課題のうち、(1)から(4)までの事業のうち**一の事業のみでは対応が難しいものについては、他の支援関係機関と連携を図りながら、課題解決に向けた支援を行う。**また、**受け止めた地域生活課題のうち、複雑化・複合化しており、支援を進めるに当たって、支援関係機関間の役割分担が必要と判断したものについては、ホに掲げる多機関協働事業につなぎ、当該事業の調整によって、支援関係機関の連携による適切な支援体制の構築を図る。**（略）

ロ 参加支援事業（法第百六条の四第二項第二号）

ハ 地域づくりに向けた事業（法第百六条の四第二項第三号）

ニ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第百六条の四第二項第四号）

ホ 多機関協働事業及び支援プランの策定事業（法第百六条の四第二項第五号及び第六号）

多機関協働事業は、複数の支援関係機関の相互の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業である。

まず、個別の支援においては、一の支援関係機関では対応が困難な複雑化・複合化した地域生活課題の整理を行い、支援関係機関との議論を踏まえて、支援関係機関間の役割分担や支援の方向性を定めることとなる。この役割分担の結果や支援の方向性を表した支援プラン(法第百六条の四第二項第六号)を策定し、支援関係機関間の意識の共有を図ることが求められる。

また、多機関協働事業は、当該役割分担による支援の進捗状況等を把握し、適切な助言や必要がある場合には当該役割分担の見直し等、実施市町村全体の支援関係機関のチームによる継続的な伴走型支援の実施を実現する。さらに、多機関協働事業は、支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図ること等を通じて、新たな福祉サービスその他社会参加に資する取組や支援手法の創出を図っていくことも重要である。

多機関協働事業の役割②（通知における記載）

「重層的支援体制整備事業の実施について」（令和5年8月8日厚生労働省社会・援護局長ほか連名通知）より作成

- 重層的支援体制整備事業実施要綱においても、多機関協働事業は「複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役」であり、「重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進める」ための事業であることが明示されている。

（1）目的

・ 本事業は、重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行うこと、また、**単独の支援関係機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役**を担い、**支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取組を通じて、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるとともに、市町村における包括的な支援体制を構築できるような支援することを目的とする。**

（3）事業内容

ア 多機関協働事業の基本的な役割

重層的支援体制整備事業は、支援関係機関等からつながれた、複合化・複雑化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行う。

また、本事業は、複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、**事例全体の調整機能の役割を果たすものであり、多機関協働事業は主に支援者を支援する役割を担う事業**である。ただし、必要に応じて、支援関係機関と連携しながら相談者本人に直接会って独自のアセスメントを行うなどといった直接的な支援も行うこととする。

イ 相談受付

複合化・複雑化した支援ニーズを有する等の支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例について、相談を受け付けた上で必要な支援を行う。また、支援関係機関の通常の連携体制で解決が可能な相談など本事業において調整を行う必要性が低いと判断される事例が多機関協働事業者につながった場合には、事例の紹介元の支援関係機関等と協議した上で、紹介元に事例を戻すこともあり得るが、この場合においても、多機関協働事業者と紹介元の支援関係機関等は連携した支援体制を整えておくこととする。

ウ アセスメント

多機関協働事業者が本人やその世帯の状態を把握し、支援方針等の検討を行うために必要な情報は、包括的相談支援事業者などの紹介元や日ごろ本人やその世帯に関わっている支援関係機関に依頼するものとする。ただし、多機関協働事業者が直接、本人やその世帯から情報収集をした方が良いと判断した場合は、独自のアセスメントを行うこととする。

カ 終結

本人やその世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、プランによって、支援関係機関の役割分担について合意形成を図ることができた時点で、主たる支援者としての多機関協働事業の関わりは一旦終了するものとする。なお、多機関協働事業による支援終結後は、プランに基づき支援関係機関の中から支援の主担当となる機関（支援担当者）を設定し、その後も本人やその世帯を伴走支援する体制を確保するものとする。

包括的な支援体制整備にあたっての都道府県の役割

- 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」においては、都道府県の役割として、① 広域的な支援・調整が求められるケースの支援実施主体、② 市町村の包括的な支援体制の構築の支援、③ 人材育成・機運の醸成等が規定されている。

社会福祉法 第6条第3項

国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針

- 指針の「第六 市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援」において、都道府県の役割を以下のとおり規定。

役割	具体的な取組
① 広域での支援や調整が求められる地域生活課題の解決に資する支援を実施する直接の主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的な支援を要する医療的ケアを要する状態にある児童及び難病・がん患者 ・ 身近な地域では当事者が声を上げにくく、特段の配慮が必要となる配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等 ※ 市町村間や支援機関間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言等も含む
② 市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援	管内の市町村の実情に応じて、必要な助言、情報の提供等の援助を行う。 具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管内市町村の実態把握や地域分析を行った上で、支援の広域実施や他の事業との一体的実施などに向けた支援 ・ 市町村域を超えた新たな事業の委託先の開拓とその共有
③ 市町村域を越える広域での人材育成や地域共生社会の機運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 包括的な支援体制の構築に係る人材の育成に向けた研修の開催 ・ 先駆的な取組の収集と共有等の人材養成や情報共有の取組 ・ 管内市町村の関係者や地域住民等を広く対象とした勉強会や研修の開催等

地域共生社会の在り方検討会議（第6回）

令和6年11月26日

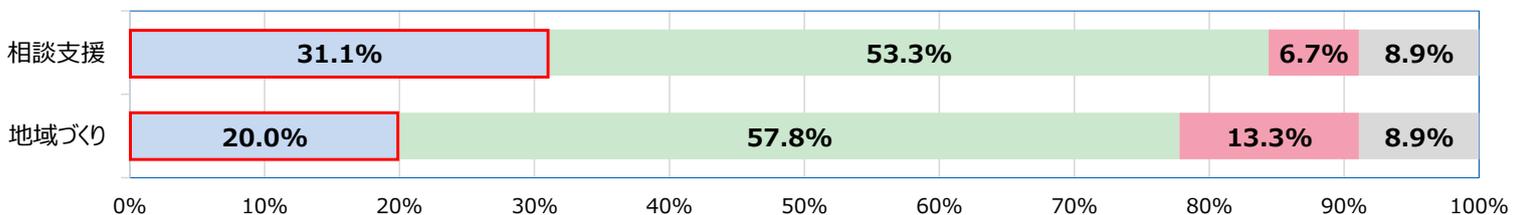
資料2

都道府県による市町村支援の状況 ①

- 都道府県が、包括的な支援体制の整備に向けた各市町村の取組状況をどれくらい把握しているかみると、相談支援・地域づくりいずれの観点でも、「重層的支援体制整備事業・重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施している市町村の取組状況は把握している」が最も多かった（それぞれ53.3%、57.8%）。
- 他方、「重層事業・移行準備事業の実施の有無にかかわらず、包括的な支援体制の整備に向けた取組状況を把握している」は、相談支援において31.1%、地域づくりにおいて20.0%にとどまっている。

包括的な支援体制の整備に向けた各市町村の取組状況の把握

n=45（単数回答）



- 重層事業・移行準備事業の実施の有無にかかわらず、各市町村の包括的な支援体制の整備に向けた取組状況を把握している
- 重層事業・移行準備事業を実施している市町村の取組状況は把握している
- 重層事業・移行準備事業を実施している市町村名は把握しているが、取組状況までは把握していない
- その他

（その他（自由記述））

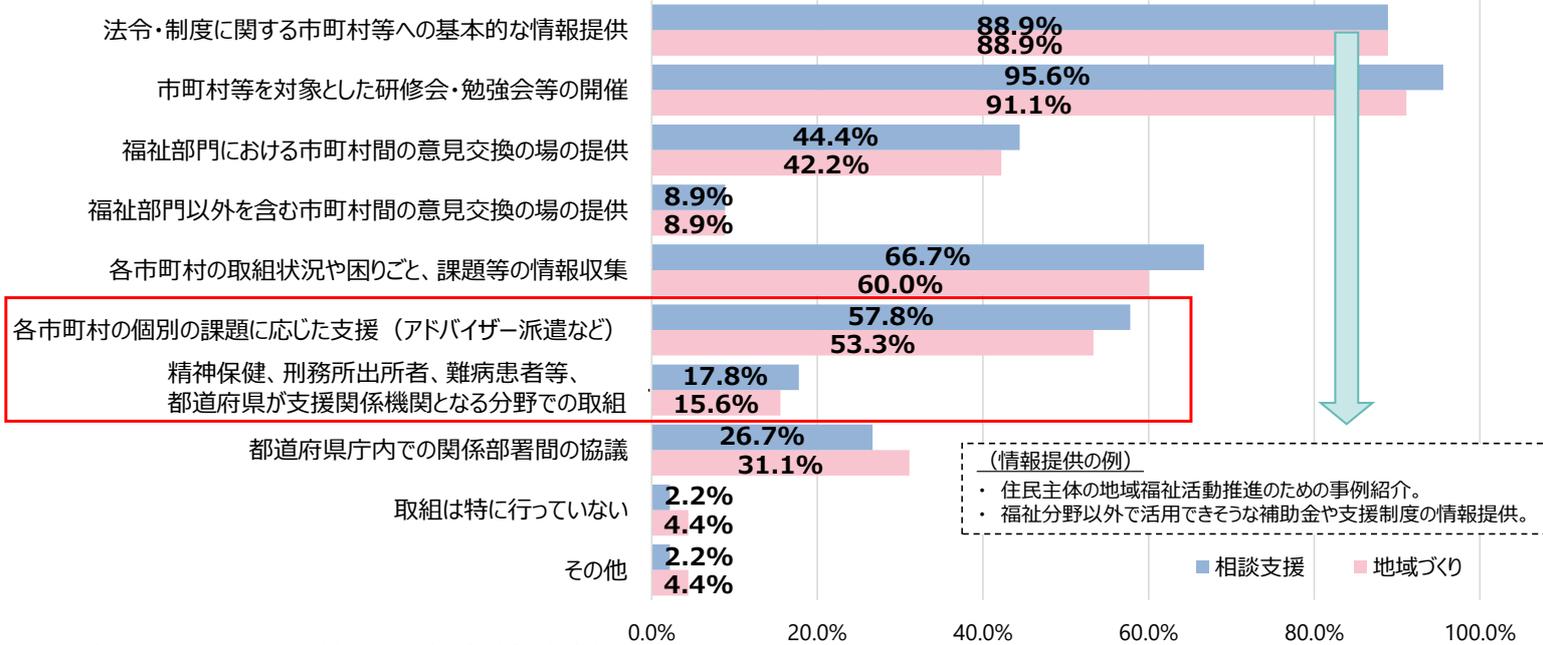
- ・ 重層事業・移行準備事業を実施している市町村名は把握しているが、自治体数も多く、各自治体における取組状況を正確に把握することは難しい。
- ・ 重層事業・移行準備事業を実施している市町村名は把握しているが、そのすべての市町村の取組状況は把握できていない。
- ・ 重層事業は取組状況を把握しているが、移行準備事業は把握できていない。

都道府県による市町村支援の状況 ②

- 都道府県が、各市町村での包括的な支援体制の整備のためにどのような取組を行っているかをみると、相談支援・地域づくりいずれの観点でも、「市町村等を対象とした研修会・勉強会等の開催」（95.6%、91.1%）や「法令・制度に関する市町村等への基本的な情報提供」（ともに88.9%）が多かった。
- 他方、「各市町村の個別の課題に応じた支援」や「都道府県が支援機関となる分野での取り組み」などの具体的取組は、約半数ないしは、20%以下であった。

都道府県が、各市町村での包括的な支援体制の整備のためにしている取組

n=45（複数回答）



令和6年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
 「地域共生社会の実現に向けた分野横断的な地域づくりの手法に関する調査研究」による都道府県アンケート調査（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）（速報値）

市町村における包括的な支援体制の整備に関する都道府県キャラバンの実施

- 地域共生社会の理念、包括的な支援体制の整備の必要性や重層的支援体制整備事業の活用方法等に係る理解を深める観点から、都道府県が行う研修等において、厚生労働省職員が直接説明・意見交換等を行う「都道府県キャラバン」を実施。
- 令和3年度の開始以降、毎年度半数程度の都道府県から派遣希望があり、令和5年度は22府県への派遣を行った。

令和5年度派遣先

秋田県	山形県	茨城県	栃木県	埼玉県	神奈川県	福井県	山梨県
静岡県	滋賀県	京都府	大阪府	奈良県	和歌山県	山口県	徳島県
香川県	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県	沖縄県		

都道府県キャラバンによる研修カリキュラム

- 単に包括的な支援体制の整備に係る基礎的な情報を提供するのではなく、研修参加者が、研修修了後、各市町村において、地域生活課題の解決のために包括的な支援体制の整備が重要であることを理解した上で、関係者とともに連携・協働できるような働きかけを行うことができるよう、都道府県の担当者として厚生労働省職員が協議を行い、カリキュラムを決定。

(※) 都道府県からの派遣希望受付の際、以下のカリキュラム例も提示し、上記の観点での都道府県での事前検討も促している。

研修目的	なぜ「庁内連携」を行うのか、日頃の「問題意識」に照らし、実感をもって理解する
カリキュラム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政説明 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備－重層的支援体制整備事業の関係性の確認 ⇒ 市町村において、包括的な支援体制を整備するために求められること ⇒ なぜ「庁内連携」を行うのか（庁内連携自体は目的ではない。連携はあくまでも目的を達成するための1つの手段。） ○ 管内市町村の事例発表 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 庁内連携のきっかけ：関係部署間でどのような「問題意識」があったのか ⇒ どのように庁内連携を進めたのか ⇒ 庁内連携により、どのように「問題意識」が解消されたのか。 ※ 単に「取組の内容」を伝えるのではなく、「なぜその取組に至ったのか」「取組を進める上で重視したことは何か」といったプロセスを説明。 ○ グループワーク <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 架空の事例・目的等を通じて、庁内連携の意義を理解し、各市町村での具体的な連携方法を参加者同士の対話の中で検討。 ※ 庁内連携に留まらず、地域住民や地域活動団体、民間企業等に、福祉の枠組みを越えて働きかけを行うことも検討できるようにする。

重層的支援体制整備事業／重層的支援体制整備事業実施計画（社会福祉法第106条の4、第106条の5）

- 令和2年社会福祉法改正にて第106条の4を新設し、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するための施策として、重層的支援体制整備事業を創設。
 - ⇒ 社会福祉法等に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備。
 - ⇒ 重層的支援体制整備事業を実施する際は、「重層的支援体制整備事業実施計画」を定めるよう努めることとされている。

社会福祉法（抄）

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、**前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。**

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を**一体のものとして実施**することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一～五（略）

3～5（略）

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「**重層的支援体制整備事業実施計画**」という。）を**策定するよう努めるものとする。**

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて**地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。**

4・5（略）

地域共生社会（包括的な支援体制の整備）関連予算

令和7年度予算案
728億円
(令和6年度予算:555億円)

【重層的支援体制整備事業】令和7年度予算案：718億円（令和6年度予算：543億円）

- 社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施に要する費用の一部への交付を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国：1/2 都道府県：1/4 市町村：1/4

【包括的な支援体制の整備に向けた支援】令和7年度予算案：9億円（令和6年度予算：12億円）

- 都道府県による市町村への後方支援に要する費用や、市町村が包括的な支援体制の整備のための手段として重層的支援体制整備事業への移行が適切かを判断することができるよう、多機関協働事業等に相当する事業の実施に要する費用の一部を補助等を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費	都道府県	国：3/4 都道府県：1/4
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費 ※改正社会福祉法の施行から一定期間が経過していること等を踏まえ、令和5年度以降に新規実施する自治体については、国庫補助の上限額を見直している。	市町村	国：3/4 市町村：1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	（委託費）

3 ひきこもり支援関連

ひきこもり支援施策の推進について(令和2年10月27日地域福祉課長通知)

就職氷河期世代支援を推進するに当たり、ひきこもり状態にある方など社会参加に向けた支援を必要とする方への自治体における支援体制の構築に向けて、市区町村及び都道府県において取り組むべき事項を示したもの。

(取組の基本的な考え方)

市区町村におけるひきこもり支援体制の構築に当たっては、以下の①～③の取組が基礎

- ① ひきこもり状態にある方等が支援につながるための**ひきこもり相談窓口の明確化・周知**
- ② 地域における支援内容・体制の検討や目標共有のための**支援対象者の実態やニーズの把握**
- ③ 関係機関による支援や支援の気運醸成のための**市町村プラットフォームの設置・運営**

…支援体制構築のための取組(★)

I 市区町村において取り組むこと

- 原則、**令和3年度末までに、上記①～③(★)の全ての取組を実施すること**
- その取組の前提として以下を実施
 - ・ひきこもり支援の企画立案等の中心的役割を担う部局の設定
 - ・関係部局間の連携による**包括的な支援体制の構築**〔支援対象者の状況に応じて適切な関係部局が連携・協働して支援を実施〕
 - ・近隣の市区町村と合同で支援体制を構築する等、地域の実情に応じた支援体制づくりの検討

II 都道府県において取り組むこと

- **管内市区町村における①～③(★)の取組状況を把握し、以下の取組や支援を実施すること**
 - ・管内市区町村における
 - ・ひきこもり支援の取組状況の把握〔市区町村における令和3年度末までの取組実施に向けた計画的な支援や都道府県の労働部局・都道府県労働局等との連携〕
 - ・それぞれの取組の意義に関する理解促進〔市区町村に向けた合同説明会や個別説明等の実施〕
 - ・取組の横展開
 - ・庁内及び関係者との調整への支援
 - ・自治体規模等の事情により単独での取組が困難な市区町村に対して、複数市区町村での広域実施や都道府県との合同実施の調整

①ひきこもり相談窓口の明確化・周知

- 相談者の年齢・性別・障害の有無等を問わず相談可能な体制を構築
- 自立相談支援機関未設置の町村においては、町村内の部局や都道府県設置の自立相談支援機関等を相談窓口とすることを検討
- 広報紙・リーフレット等により、相談窓口の名称・場所・連絡先等を、全世帯に周知するよう努める

②支援対象者の実態やニーズの把握

- 支援対象者の概数やニーズ等の支援体制や内容を検討する際の基礎となる実態の把握
 - 実態把握の方法は、他の調査との一体的な実施や、都道府県と市区町村の合同実施等、地域の実情に応じた方法とする
- 147

③市町村プラットフォームの設置・運営

- 会議体を開催する必要は無く、関係者間相互の連絡体制を築くことでも足りる
- 既存の会議体の活用や都道府県による共同設置など柔軟な形態も可能
- 都道府県PFとの円滑な連携のため、市町村PFを運営する事務局を設置

「ひきこもり支援に関する関係府省横断会議」の取りまとめについて ～ひきこもり支援に係る関係機関の連携の促進について（通知）～

<ひきこもり支援に関する関係府省横断会議>

- 令和3年5月31日開催の「孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」において、ひきこもり支援について厚生労働省を中心に関係府省で検討を進めるよう要請があったことを受けて、こやり厚生労働大臣政務官を主査として、ひきこもり支援に係る府省の局長級を参集して設置。
- 関係府省における取組の連携を深め、自治体がひきこもり支援を進めるに当たって多様な選択肢を用意できるように、行政機関や民間団体など官民を問わない様々な社会資源がより多く参画・連携できる環境整備について議論。
- 会議の取りまとめとして、「ひきこもり支援における関係機関の連携の促進について（依頼）」（10月1日付け構成員連名通知）を自治体あてに発出。

【構成員】主査 こやり厚生労働大臣政務官
 構成員 内閣官房孤独・孤立対策担当室長
 内閣府政策統括官（政策調整担当）
 消費者庁次長
 文部科学省初等中等教育局長
 厚生労働省社会・援護局長
 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
 厚生労働省人材開発統括官
 農林水産省農村振興局長
 経済産業省商務・サービス審議官

【開催経過】
 第1回（令和3年6月29日）ひきこもり支援に関する各府省の取組について
 第2回（令和3年7月27日）ひきこもり支援の先進的な取組について
 （滋賀県・岡山県総社市）
 第3回（令和3年8月30日）ひきこもり支援の先進的な取組について
 （高知県安芸市・大阪府豊中市）
 第4回（令和3年9月30日）ひきこもり支援に関する関係府省横断会議の取りまとめについて

「ひきこもり支援に係る関係機関の連携の促進について（依頼）」（令和3年10月1日関係府省横断会議構成員連名通知）

【基本的な考え方】

- ・ ひきこもり支援に当たっては、個々の当事者の状況に応じた寄り添う支援につなげることができるよう、多様な支援の選択肢を用意することが重要。
- ・ そのためには、都道府県や市町村の保健福祉関係部局を中心に、他の関係部局等の行政機関や、民間団体・民間企業・NPO法人等の地域の社会資源による官民の枠を超えた広い連携・協働が必要。
- ・ 以下の留意事項も踏まえ、福祉行政と他の行政分野や地域の社会資源との有機的な連携・協働について配慮の上、効果的なひきこもり支援体制構築の推進をお願いする。

【自治体における支援体制構築に当たっての留意事項】

①就職氷河期世代活躍支援に係る市町村プラットフォームへの関係機関の参画

就職氷河期世代活躍支援において取り組んでいる「市町村プラットフォーム」は、ひきこもり状態にある者を念頭に置いて「社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者」の支援のためのネットワークを具現化するものであり、幅広い行政部局や関係団体が参画するよう要請

②福祉関係機関と各分野の関係機関の連携

- (1)教育関係機関との連携
教育・福祉関係機関の連携・協働によるシームレスな対応により、継続性のある支援体制を構築
- (2)農業・商工関係機関との連携
農家や企業等の民間事業者の理解・協力を促し、地域の特性を活かした社会資源を開拓
- (3)就労支援関係機関との連携
個々の状況に応じた支援のため、支援対象者の特性や状況に十分配慮し、継続的な支援を実施
- (4)子供・若者支援関係機関との連携
子供や若者本人の意向を踏まえ、福祉的支援と子供・若者支援を重層的に実施
- (5)消費者関係機関等との連携
孤独・孤立した消費者の「不安」につけ込む悪質事業者に対応するため、日頃から消費生活センター等の消費者関係機関等と連携を強化

ひきこもり支援に先進的に取り組む自治体の事例①

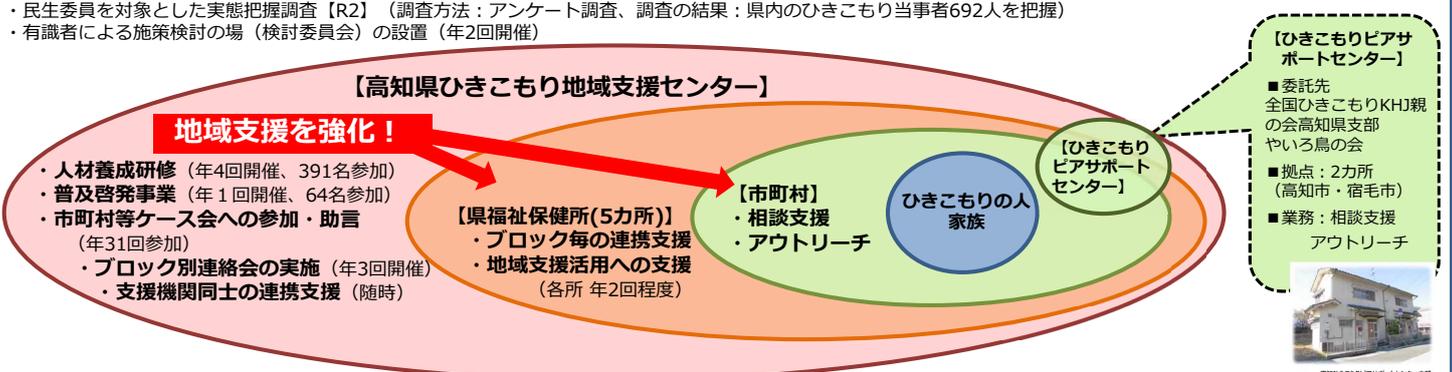
都道府県におけるひきこもり支援の取組例（高知県）

- ひきこもりの背景には様々な要因があることから、福祉の総括部署である地域福祉政策課で業務を担当。
- 令和3年度に県内全市町村にひきこもりの相談窓口が設置され、市町村がひきこもり支援に携わる場面が増えたことから、ひきこもり地域支援センターでは、地域支援を重点的に実施。
- 県内5カ所にある県福祉保健所にて、ブロック毎に好事例の共有や勉強会を行い、地域資源の活用や近隣自治体との連携を促進。
- 相談窓口の多様化を図りより相談しやすい環境を整えるため、令和2年度から県委託事業「ひきこもりピアサポートセンター」を開設。

【高知県地域福祉政策課】

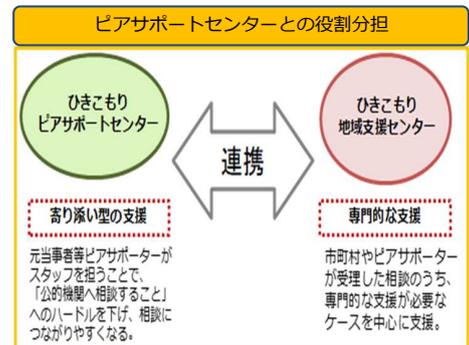
- ・ 民生委員を対象とした実態把握調査【R2】（調査方法：アンケート調査、調査の結果：県内のひきこもり当事者692人を把握）
- ・ 有識者による施策検討の場（検討委員会）の設置（年2回開催）

【高知県のひきこもり支援イメージ】 ※（ ）内はR3年度実績



上記機関の他、保健・医療・教育・就労等、幅広い機関や団体と連携し、役割分担をしながら支援を実施。

県組織	担当業務
子ども・福祉政策部 地域福祉政策課	予算確保、施策の企画、事業の委託、補助事業、関係機関調整など
ひきこもり地域支援センター	相談支援、地域支援、研修会実施など
各福祉保健所	相談支援、管内市町村の連絡会実施など

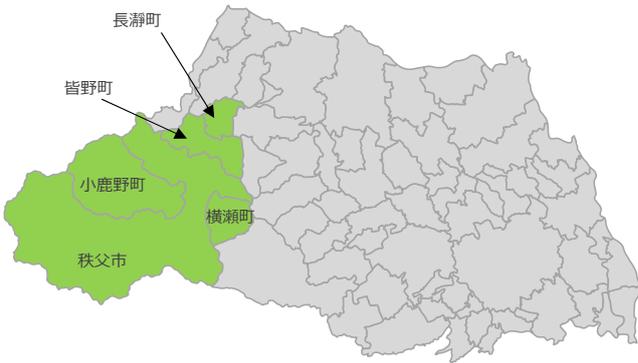


県の体制

人口・・・675,120人（男319,221人、女355,899人）
 世帯・・・314,246世帯 ※令和4年11月1日現在

埼玉県秩父市の取組 1

秩父地域1市4町におけるひきこもりステーション事業の実施までの経過について



令和4年度

令和4年12月議会においてひきこもり支援について一般質問があった。一般質問を契機に社会福祉課に所管替え（それ以前は保健センターが所管）ボランティアでひきこもり支援を実施していた認定NPO法人森のECHICAに本格的なひきこもり支援の実施を打診した結果、秩父市から業務委託されれば支援を行うことの確約を得た。

その際に、森のECHICAから秩父地域1市4町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）の共同での事業実施の依頼*1

秩父地域1市4町では定住自立圏構想で保健医療、福祉分野等において共同で各種の事業を実施していたため、ひきこもり支援についても**定住自立圏構想の事業として実施することを秩父市から4町に提案**→了承

秩父市においては令和5年3月にひきこもり支援プラットフォームを設置。一次相談窓口を保健センターと定めた。

*1 認定NPO法人森のECHICAでは秩父市以外の4町の住民の支援もすでに実施していたため

【埼玉県秩父市】（令和6年4月1日現在）

人口 57,806人 世帯数 26,117世帯

面積 577.83㎡

【秩父地域1市4町】（令和6年4月1日現在）

人口 91,167人 世帯数 40,817世帯

面積 892.62㎡

面積は埼玉県の約23.5%を占めるが、人口は約1.2%しかない。

埼玉県秩父市の取組 2

令和5年度



集いの場 多世代交流カフェ「ゆいっこ」

秩父地域1市4町の担当者と打ち合わせ会議を実施。ひきこもり支援の内容を決定（相談支援、集いの場の設置、連絡協議会の設置、住民向け講演会の開催）。

事業の実施主体は秩父市とし4町は定住自立圏構想で定められた割合を負担、委託先として認定NPO法人森のECHICAを予定

孤立対策推進法の成立に伴い、ひきこもり支援を含めた孤独・孤立対策推進として事業実施を行うことを決定*2

定住自立圏構想の新規事業として認定、予算計上（約1100万円）

サポートセンターの名称を「秩父地域居場所づくりサポートセンター」に決定*3

*2 支援対象をひきこもり状態の方に限定せず、満6歳以上で孤独・孤立状態にある方とする

*3 認定NPO法人森のECHICA代表から「ひきこもり」の名称を使用するとひきこもり当事者が利用を敬遠すると指摘されたため、サポートセンターの名称にひきこもりが入っていない

令和6年度

令和6年4月1日に「秩父地域居場所づくりサポートセンター（愛称：井棕がっこう）」を開設し、一次相談窓口とする。

月～金の10～15時まで相談支援の実施、集いの場を開設

サポートセンターでは農作業や里山での活動等（利用者が参加）を計画

サポートセンターは不登校傾向のある児童のサードプレイスとしての役割を担っている*4

令和6年10月に富山県高岡市で「ひとのま」を運営している宮田隼氏をお招きし、住民向け講演会を開催

*4 今後49学校と連携し、より充実した児童への支援を検討

井棕がっこうの由来となった「井棕塚と鉦女桜」



北海道北見市の取組

北海道北見市におけるサポート事業（令和4年度）活用 その後ステーション事業実施（令和6年度）への展開



【北海道北見市】（令和5年12月末時点）
 人口 111,740人（男性 53,252人 女性 58,488人）
 世帯数 61,727世帯
 総面積 1427.41km²
 （岐阜県高山市、静岡県浜松市、栃木県日光市に次ぐ全国4位 東京23区の約2.3倍の面積）

○第4期北見市地域福祉計画（R3.3策定）

令和2年3月末人口 115,761人
 高齢化率 33.5%
 障がい者手帳所持者総数 7.0%（対人口）

令和2年度

北見市が北見市社会福祉協議会に自立相談支援機能強化事業を委託
 市内におけるひきこもりに関する相談窓口を自立支援センター※1に明確化
 R2.7 医療福祉関係機関84か所にひきこもりに関する実態調査を実施

令和3年度

R3.12 民生委員児童委員273名にひきこもりに関する実態調査を実施
 北見市生活困窮者自立支援ネットワーク会議において、これまでの調査結果を踏まえ、ひきこもり状態にある人について全市的な状況を把握する必要性を確認

令和4年度

○ひきこもり支援推進事業 サポート事業を活用した全市調査
 R5.1 市内18歳以上65歳以下の市民3,000人を対象とした実態調査の実施
 自治体別※2・年代別・男女別に無作為に抽出（全市調査）

令和5年度

調査結果から傾向と対応を検討（厚労省ひきこもり支援専門官、北見市、北見市社協） R5.10 全市調査結果公表

令和6年度

調査結果を踏まえた取組の推進
 ①効果的に周知するための相談窓口名称の新設 ②不登校生徒に対する支援に向けた教育委員会等の関係機関と連携強化 ③専門家を交えたひきこもり状態にある人や家族に対する居場所づくりに向けた検討 ④居場所づくりに関する他自治体の取り組みの研究 ⑤フォーラムの開催 など

※1 自立支援センターには、生活困窮者自立相談支援事業、家計改善支援事業、自立相談支援機能強化事業を委託している

※2 北見市の自治体制度は地方自治法に基づき条例を制定し自治体を設置しており、自治体には「総合支所」「まちづくり協議会」「自治区長」を置くこととしている。

【傾向】
 広義のひきこもりに該当する割合は市内人口の7.06%
 ひきこもりに関する相談窓口が全く理解されていないことなどを把握

広島県尾道市の取組

広島県尾道市における重層的支援体制整備事業からひきこもり支援ステーション「みらサポ」の立上げの経緯



【広島県尾道市】
 人口 127,224人
 男性 62,034人 女性 65,190人
 世帯数 64,265世帯
 総面積 284.88km²
 ★瀬戸内のほぼ中央に位置する（令和6年5月末時点）



令和3年度

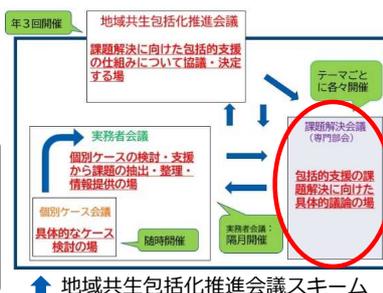
地域共生包括化推進会議（重層的支援体制整備移行準備事業）の課題解決会議において、「ひきこもり」をテーマにした部会を立ち上げる。※行政と社協で共同事務局を担う。
 ⇒ひきこもり専門の相談窓口の必要性の確認。

部会メンバー：ひきこもり相談支援センター、若者サポートステーション、NPO法人、ボランティア団体、当事者、保健所、民生委員、ハローワーク、市行政（高齢福祉、障害福祉、健康推進、福祉事務所、教育委員会）、障がい者基幹相談支援センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会、くらしサポートセンター（生活困窮）

部会の取り組み内容（R3～R5）：ひきこもりに関連する課題整理／尾道市におけるひきこもり支援の定義の整理／ひきこもりサポーター、みらいサポーター養成カリキュラムの検討／ひきこもりサポーター支援ハンドブックの作成／公募によるオリジナルシンボルマーク作成

令和4～5年度

尾道市ひきこもり支援ステーションみらサポ 開設。
 ・開設記念フォーラムの開催（KHJ全国ひきこもり家族連合会、厚生労働省など）
 ・ひきこもりサポーター養成講座／みらいサポーター（傾聴支援員）養成講座
 ・ひきこもり支援連絡会（個別ケース検討）



行政と社協が共同事務局で取り組むひきこもり支援体制構築

行政の役割 ひきこもりは他分野に関連する課題のため、庁内の関係課が主体的に参加してもらうように取りまとめを担っている。官民連携体制を可能にする重要な役割。

社協の役割 多機関の専門職をはじめ、NPOやボランティア団体、当事者にも声を出してもらいながら、“真に必要な支援”を自分たちで考え作り出すための仕掛けを担っている。

⇒お互いの強み、得意を活かした事務局運営を行えていることで事業推進が円滑に進んでいる。

さらに社協では事業推進を図る中での気づきから、独自の勉強会を促し局内強化につなげている。

◎ひきこもり支援ステーション事業の枠組み等を含め、部会メンバー全員で考えてひきこもり支援の推進を図ったことで、「ひきこもり」を関係者が“我が事”として捉えた関わりを継続しており、丁寧な連携が行えている。



令和6年度ひきこもり支援推進事業実施自治体（生活困窮者自立支援事業補助金）

ひきこもり地域支援センター 38自治体	
北海道	石狩市 稚内市
岩手県	北上市
群馬県	安中市
東京都	千代田区
	文京区
	台東区
	墨田区
	世田谷区
	中野区
	豊島区
	板橋区
	足立区
	江戸川区
武蔵野市	
調布市	
日野市	
西東京市	
八王子市	
鎌倉市	
柏崎市	
富山県	富山市
静岡県	掛川市
愛知県	西尾市
	東海市
	豊明市
みよし市	
三重県	伊勢市
	松阪市
	鳥羽市
いなべ市	
兵庫県	尼崎市
	明石市
	赤穂市
宍粟市	
岡山県	総社市
	高梁市
福岡県	八女市

ステーション事業 110自治体					
北海道	帯広市	長野県	安曇野市	那智勝浦町	
青森県	三沢市	岐阜県	恵那市	太地町	
	むつ市	静岡県	藤枝市	古座川町	
宮城県	岩沼市		刈谷市	北山村	
秋田県	大館市	愛知県	刈谷市	串本町	
	米沢市		稲沢市	美浜町	
山形県	長井市	三重県	亀山市	日高町	
	南陽市		伊賀市	由良町	
	庄内町		宇治市	印南町	
福島県	いわき市	京都府	京田辺市	広川町	
	会津若松市		豊中市	日高川町	
	白河市	大阪府	枚方市	鳥取市	
茨城県	水戸市		岸和田市	南都町	
	かずみがうら市		松江市	南都町	
栃木県	小山市	兵庫県	洲本市	益田市	
	さくら市		豊岡市	大田市	
埼玉県	秩父市		丹波市	奥出雲町	
千葉県	習志野市		朝来市	瀬戸内市	
	浦安市		淡路市	三原市	
東京都	品川区	奈良県	奈良市	尾道市	
	荒川区		生駒市	府中市	
	国立市		和歌山市	庄原市	
	東大和市		橋本市	東広島市	
	多摩市		有田市	廿日市市	
神奈川県	大和市		御坊市	海田町	
	綾瀬市		田辺市	宇部市	
	長岡市		新宮市	山口市	
新潟県	新潟市	和歌山県	紀の川市	萩市	
	新発田市		岩出市	周南市	
石川県	小松市		紀美野町	福岡県	山陽小野田市
	能美市		かつらぎ町	長崎県	うきは市
	中能登町		九度山町	熊本県	佐世保市
福井県	越前市		高野町	宮崎県	宇城市
	坂井市		みなべ町	宮崎県	宮崎市
山梨県	池田町		白浜町		
	甲府市		上富田町		
	富士川町		すさみ町		

サポート事業 155自治体									
北海道	釧路市	埼玉県	川崎市	長野県	長野市	奈良県	天理市		
	稚内市		越谷市		塩尻市		御所市		
	江別市		本庄市		飯島町		海南市		
	紋別市		春日部市		山形市		湯浅町		
青森県	陸別町	千葉県	久喜市	岐阜県	御代田町	和歌山県	有田川町		
	増毛町		上尾市		白馬村		白善町		
	弘前市		入間市		白馬村		白善町		
	遠野市		志木市		岐阜市		浜田市		
岩手県	奥州市	千葉県	久喜市	静岡県	飛騨市	鳥取県	安来市		
	洋野町		松戸市		富士宮市		津江市		
宮城県	丸森町	東京都	佐倉市	愛知県	伊東市	島根県	雲南市		
	大和町		南房総市		焼津市		川本町		
秋田県	大郷町	東京都	山武市	三重県	菊川市	岡山県	津山市		
	南三陸町		新宿区		豊橋市		津山市		
山形県	鹿角市	東京都	目黒区	静岡県	一宮市	広島県	赤磐市		
	大田区		大田区		春日井市		鏡野町		
山形県	北區	東京都	青梅市	愛知県	犬山市	山口県	福山市		
	葛飾区		新城市		廣島市		竹原市		
福島県	高島町	東京都	田村市	三重県	大府市	徳島県	下関市		
	伊達市		伊勢原市		岩倉市		防府市		
福島県	矢吹町	神奈川県	東村山市	滋賀県	長久手市	香川県	長門市		
	棚倉町		横須賀市		桑名市		徳島市		
茨城県	取手市	東京都	藤沢市	京都府	多気町	徳島県	鳴門市		
	柳川町		小田原市		明和町		三好市		
兵庫県	三木市	東京都	伊勢原市	京都府	孤野町	香川県	高松市		
	高松市		伊勢原市		日野町		多度津町		
群馬県	宇都宮市	東京都	瑞穂町	京都府	亀岡町	福岡県	遠賀町		
	真岡市		座間市		長岡京市		佐々町		
群馬県	富岡市	東京都	加茂市	京都府	南丹市	長崎県	佐々町		
	富岡市		十日町市		富田林市		中津市		
群馬県	富岡市	東京都	村上市	大阪府	富田林市	大分県	日田市		
	富岡市		佐渡市		大坂狭山市		出水市		
群馬県	富岡市	東京都	魚沼市	兵庫県	たつの市	鹿児島県	日置市		
	富岡市		津南町		宝塚市		霧島市		
群馬県	富岡市	東京都	利根町	兵庫県	養父市	沖縄県	名護市		
	富岡市		射水市		福崎町		豊見城市		
群馬県	富岡市	東京都	小矢部市	兵庫県	上郡町	沖縄県	豊見城市		
	富岡市		南砺市		佐用町				
群馬県	富岡市	東京都	朝日町	兵庫県	新温泉町	西脇市			
	富岡市		朝日町		新温泉町				
群馬県	富岡市	東京都	石川市	兵庫県	神河町	西脇市			
	富岡市		石川市		神河町				
群馬県	富岡市	東京都	福井県	兵庫県		西脇市			
	富岡市		福井県						
群馬県	富岡市	東京都	山梨県	兵庫県		西脇市			
	富岡市		山梨県						
群馬県	富岡市	東京都	北杜市	兵庫県		西脇市			
	富岡市		北杜市						



令和6年度 都道府県による立ち上げ支援事業実施自治体
 東京都（8自治体）
 三重県（2自治体）
 島根県（2自治体）
 熊本県（1自治体）
 ※リストに含まれている

ひきこもり相談窓口の明確化及び周知状況（令和5年度）

（1）ひきこもり相談窓口の明確化※1の状況

※ 調査時点 令和6年3月末
 調査対象 1,741市区町村

相談窓口を明確化している自治体は、1,741自治体のうち1,487自治体（85.4%）

	指定都市	中核市	市・区	町・村	合計
明確化している自治体数	20 / 20 (100.0%)	60 / 62 (96.8%)	663 / 733 (90.5%)	744 / 926 (80.3%)	1,487 / 1,741 (85.4%)
《参考》 令和4年3月時点の自治体数	20 / 20 (100.0%)	60 / 62 (96.8%)	650 / 733 (88.7%)	700 / 926 (75.6%)	1,430 / 1,741 (82.1%)

・ 相談窓口を明確化していない254自治体のうち、令和6年度中に明確化を予定している自治体は77自治体。

※1 ひきこもり相談窓口の明確化とは、ひきこもりの状態にある方や家族に利用可能な相談窓口を明示できるように設定していること。

（2）相談窓口の周知状況

相談窓口を明確化している自治体のうち、相談窓口を周知している自治体は1,320自治体（88.8%）

	指定都市	中核市	市・区	町・村	合計
うち、周知している自治体数	20 / 20 (100.0%)	60 / 60 (100.0%)	617 / 663 (93.1%)	623 / 744 (83.7%)	1,320 / 1,487 (88.8%)
全自治体に占める割合	(100.0%)	(96.8%)	(84.2%)	(67.3%)	(75.8%)
《参考》 令和4年3月時点の自治体数	20 / 20 (100.0%)	60 / 60 (100.0%)	592 / 650 (91.1%)	565 / 700 (80.7%)	1,237 / 1,430 (86.5%)

- ・ 相談窓口を明確化して周知していない167自治体のうち、令和6年度中に周知を予定している自治体は58自治体。
- ・ 令和6年度中に相談窓口の明確化を予定している77自治体のうち、令和6年度中に周知を予定している自治体は72自治体。
 （令和6年度中に周知を予定しているのは合計132自治体）

自治体によるひきこもり状態にある方の実態等に係る調査結果(令和5年度)

※ 調査時点 令和6年3月末
 調査対象 47都道府県
 1,741市区町村

■ 実施自治体数 ※ () は各区分毎の自治体数に占める割合

区分	都道府県	市区町村				合計
			指定都市	一般市・区	町村	
自治体数	42 / 47 (89.4%)	963 / 1,741 (55.3%)	17 / 20 (85.0%)	494 / 795 (62.1%)	452 / 926 (48.8%)	1,005 / 1,788 (56.2%)
《参考》 令和4年3月 時点の自治体数	42 / 47 (89.4%)	889 / 1,741 (51.1%)	17 / 20 (85.0%)	458 / 795 (57.6%)	414 / 926 (44.7%)	931 / 1,788 (52.1%)

調査を実施していない自治体のうち、74自治体が令和6年度中に調査を実施予定。

【留意点】

- 一部の自治体では複数の方法により調査を実施している。
- 調査対象者の定義や年齢層は、自治体によって差異がある。

※ 令和6年3月厚生労働省調べ。

※ 各自治体が概ね過去10年間に実施した調査の状況について、厚生労働省がとりまとめたもの。

市町村プラットフォームの設置状況 (令和5年度)

令和5年度末時点で1,319市区町村(75.8%)が設置済

※ 調査時点 令和6年3月末
 調査対象 1,741市区町村

(1) 市町村プラットフォームの設置状況

	市・区	町・村	合計
設置している自治体	645 / 815 (79.1%)	674 / 926 (72.8%)	1,319 / 1,741 (75.8%)

・ 令和5年3月時点では1,205自治体(69.2%)。令和6年度中に設置を予定している自治体は80自治体。

(2) 既設置の市町村プラットフォームの所管課 (n=1,250)

・ 福祉関係部局が所管課となっている場合が64.1%で最も多い。

※ 複数回答(「複数部局」以外)
 ※ 一部所管課の記載がなかった調査票がある。

	自治体数	所管課の例	自治体数	所管課の例
福祉関係部局	801 (64.1%)	福祉課、保護課、社会福祉課、地域福祉課、共生社会推進課、福祉事務所 等	63 (5.0%)	子ども家庭支援課、子ども若者相談センター 等
障害福祉担当課	436	障がい福祉課、高齢障がい福祉課 等	15 (1.2%)	学校教育課、生涯学習課 等
保健関係部局	199 (15.9%)	健康推進課、保健福祉課、住民課 等	11 (0.9%)	商工振興課、企業活動支援課 等
			161 (12.9%)	福祉総務課+障害福祉課、町民生活課+保健介護課+企画振興課 等

(3) 既設置の市町村プラットフォームの構成団体

	構成団体																			※ 複数回答		
	ひきこもり地域支援C	自立相談支援機関	就労準備支援機関	精神保健福祉C	保健所・保健福祉C	基幹相談支援C等	発達障害者支援C	地域包括支援C	ハローワーク	サポステ	社会福祉協議会	民生・児童委員	社福・NPO法人	当事者会、家族会	医療機関	学校、教育機関	警察署	弁護士会	保護司会	企業等	商工会議所等	その他
市・区 (n=645)	138 (21.4%)	482 (74.7%)	283 (43.9%)	93 (14.4%)	373 (57.8%)	323 (50.1%)	69 (10.7%)	342 (53.0%)	269 (41.7%)	212 (32.9%)	506 (78.4%)	235 (36.4%)	259 (40.2%)	108 (16.7%)	147 (22.8%)	264 (40.9%)	82 (12.7%)	39 (6.0%)	34 (5.3%)	18 (2.8%)	33 (5.1%)	239 (37.1%)
町・村 (n=674)	70 (10.4%)	217 (32.2%)	99 (14.7%)	49 (7.3%)	305 (45.3%)	222 (32.9%)	40 (5.9%)	391 (58.0%)	128 (19.0%)	91 (13.5%)	485 (72.0%)	325 (48.2%)	172 (25.5%)	35 (5.2%)	165 (24.5%)	263 (39.0%)	79 (11.7%)	15 (2.2%)	15 (2.2%)	27 (4.0%)	24 (3.6%)	167 (24.8%)

※ その他の回答：法テラス、児童相談所、児童発達支援センター、障害者相談支援事業所、自治会、消費生活センター、病院 等

4 成年後見制度の利用促進関連

成年後見制度の利用促進に向けたポータルサイトの運営（厚生労働省）

- 本人・家族等の利用や、自治体・中核機関の取組が促進されるよう、任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化の取組の一環として、令和2年度よりポータルサイトの運営を実施。

成年後見制度利用促進ポータルサイト「成年後見はやわかり」 URL : <https://guardianship.mhlw.go.jp/>

成年後見はやわかり

ふりがなをつける 調べたい語句を入力 検索

トップページ

ご本人・家族地域のみなさまへ

あなたにできる支援をお考えのみなさまへ

成年後見人のみなさまへ

自治体・中核機関のみなさまへ

相談窓口のご案内

よくあるご質問

その人らしい暮らしをいっしょにつくる
成年後見制度
せいねんこうけんせいど

知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることが心配な人の思いを地域みんなで分かち合い、いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度です。

成年後見制度とは

意思決定支援とは

任意後見制度、法定後見制度それぞれに、利用している当事者や支援者のインタビューを含む制度の説明動画を掲載。

活躍している市民後見人、法人後見の担当職員へのインタビューを含む説明動画を掲載。活動内容や意義、活動へのサポート体制を紹介。

ご本人・家族・地域のみなさまへ

制度の利用に必要な情報をくわしくお話しします

成年後見制度とは

任意後見制度とは

法定後見制度とは

あなたにできる支援をお考えのみなさまへ

あなたにできる支援についてくわしくお話しします

市民後見人とは

法人後見とは

地域関係機関のみなさまへ

自治体・中核機関のみなさまへ

体制の整備に役立つ情報を閲覧・共有できます

「後見の知恵」聞かせて広場

取組事例紹介

研修動画

検索システムにより、厚生労働省ホームページ「成年後見制度利用促進」の「自治体事例紹介」に掲載している取組事例について、人口規模やキーワードなどで検索可能。

成年後見利用促進体制整備研修等の資料、講義動画をアップ。

- 任意後見制度の利用促進に向けた周知・広報等に関する取組について、地域連携ネットワークの関係者は、専門職団体を含めた様々な相談窓口があること、本人の判断能力が低下した場合には速やかに任意後見監督人の選任の申立てをする必要があることを含めた周知を行う。



成年後見制度・成年後見登記制度広報用パンフレット



任意後見制度広報用リーフレット

※法務省ホームページより、掲載のパンフレットやリーフレット等がダウンロードできます。
自治体ホームページへ下記URLをリンクする等により、「任意後見制度の周知・広報」の取り組みを進めてください。

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>

都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」)

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室 (内線2228)

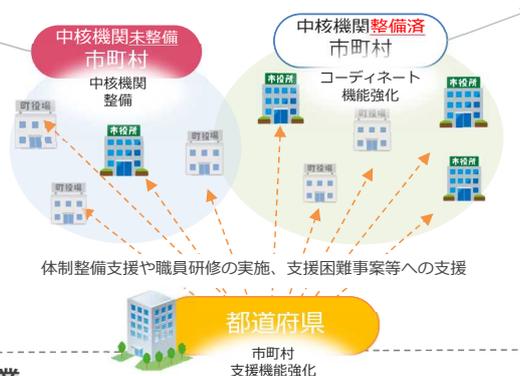
令和7年度当初予算案 7.0億円 (7.8億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第二期基本計画に盛り込まれたKPIの着実な達成に向け、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、**全ての都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど市町村支援機能の強化**を図る。
- 市町村においては、**全ての市町村において中核機関の整備**を進め、中核機関の**立ち上げ後は**、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など**中核機関のコーディネート機能の更なる強化**を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

事業の実施・関係性のイメージ



● 中核機関^(※)立ち上げ支援事業

中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施等を行う市町村に補助を行う。

〈実施主体〉市町村 (委託可)
〈基準額〉600千円
〈補助率〉1/2
〈実績〉39市町村 (令和5年度)

※「中核機関」とは、協議会 (関係機関・団体が連携体制を強化し、自発的な協力を進める合議体) の運営等を行う地域連携ネットワークの中核的な機関や体制

(中核機関の整備：令和6年4月1日現在 1,187市区町村)

○ 中核機関コーディネート機能強化事業

中核機関の調整機能や受任者調整等のほか、後見人等に関する苦情対応など対応困難事案の支援円滑化を図るための関係機関間の連携強化を行うなど既設の中核機関の機能強化を行う市町村に補助を行う。

〈実施主体〉市町村 (委託可)
〈基準額〉1,000千円/取組 (補助率) 1/2
〈実績〉287市町村 (令和5年度)

(コーディネート機能強化の取組)

- ① 調整体制の強化
- ② 受任者調整の仕組み化、対応困難事案の支援円滑化
- ③ 広域連携の実施

● 都道府県による市町村支援機能強化事業

管内市町村の体制整備等の取組を進めるための支援策の検討等を行う都道府県単位の「協議会」を設置するなど市町村支援機能の強化を行う都道府県に補助を行う。(協議会の設置：令和6年4月1日現在 37都道府県)

〈実施主体〉都道府県 (委託可)
〈基準額〉1：1,000千円/必須取組、4,000千円/加算取組 (最大10,000千円)
2：10,000千円
〈補助率〉1/2
〈実績〉41都道府県 (令和5年度)

(市町村支援機能強化の取組)

- 1：【必須】 ①法律専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施
②市町村・中核機関等の職員向け研修の実施
【加算】 ①体制整備アドバイザーの配置・派遣
②相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等
2：法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組 新

令和7年度当初予算案 **0.9**億円 (0.8億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応するためには、中核機関による支援のみならず福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体による支援についても、その機能を高めることが重要である。
- このため、**第二期基本計画に盛り込まれたKPIの着実な達成に向け、全ての都道府県において意思決定支援研修の実施**に取り組むとともに、本人の状況に応じた効果的な支援を進めるため、**成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化**に取り組む。併せて、**オンラインを活用した効果的な支援の実施**を進める。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

都道府県による意思決定支援研修等推進事業

- ・ 都道府県等において、厚生労働省が養成した講師等を活用し、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**意思決定支援研修を実施**する。
- ・ 市町村等において、地域の実情に応じて、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**権利擁護支援の強化を図る研修を実施**する。

<実施主体> 都道府県、市町村 (委託可)
 <基準額> ①意思決定支援研修の実施 1,000千円
 ②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円
 <補助率> 1/2 <実績> 84自治体 (令和5年度)



成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業

- ・ 判断能力が不十分な本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、**成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携強化**に取り組む。

<実施主体> 都道府県、指定都市 (委託可)
 <基準額> 5,000千円
 <補助率> 1/2
 <実績> 13自治体 (令和5年度)

互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、司法専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、**オンラインの活用**を図る。

<実施主体> 都道府県、市町村 (委託可)
 <基準額> 300千円
 <補助率> 1/2
 <実績> 41自治体 (令和5年度)

新たな権利擁護支援策構築に向けた「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

令和7年度当初予算案 **0.6**億円 (1.0億円) ※()内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 4.2億円

1 事業の目的

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度(民法)の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、令和4年度から実施している「**持続可能な権利擁護支援モデル事業**」の実践事例を通じた課題の検証等を行う。
- 具体的には、新たな権利擁護支援策の構築に向けて、**より多くの自治体において各種の取組の実践事例を通じた分析・検討を深め、取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進める。**

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

(実績) 12自治体 (令和5年度)

3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

【実施主体】 都道府県・市町村 (委託可) 【基準額】 1自治体あたり 5,000千円/取組 【補助率】 3/4

1 日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組

2 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組

3 [1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組
[2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組

身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

令和7年度当初予算案 0.6億円の内数 (1.0億円) ※ ()内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 4.2億円

※「持続可能な権利擁護支援モデル事業」における「身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組」の取組例

1 事業の目的

○身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつかっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施し**、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

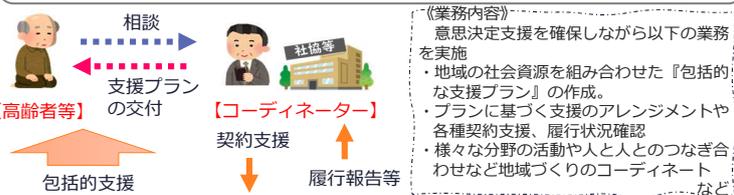
【実施主体】市町村(委託可)

【基準額】1自治体あたり 5,000千円/取組

【補助率】3/4

1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど**地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント**や**各種支援・契約の履行状況の確認等を行うコーディネーター**を配置した相談・調整窓口を整備。



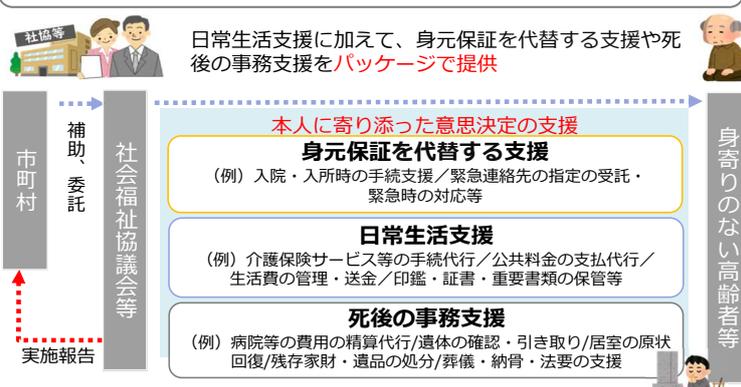
— 単身高齢者等包括支援プラットフォーム —

入居支援	見守り	法律相談	終活支援	死後対応
つながり支援	生活支援	財産管理	権利擁護	残置物処分

家賃債務保証など

2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供する取組を実施。**



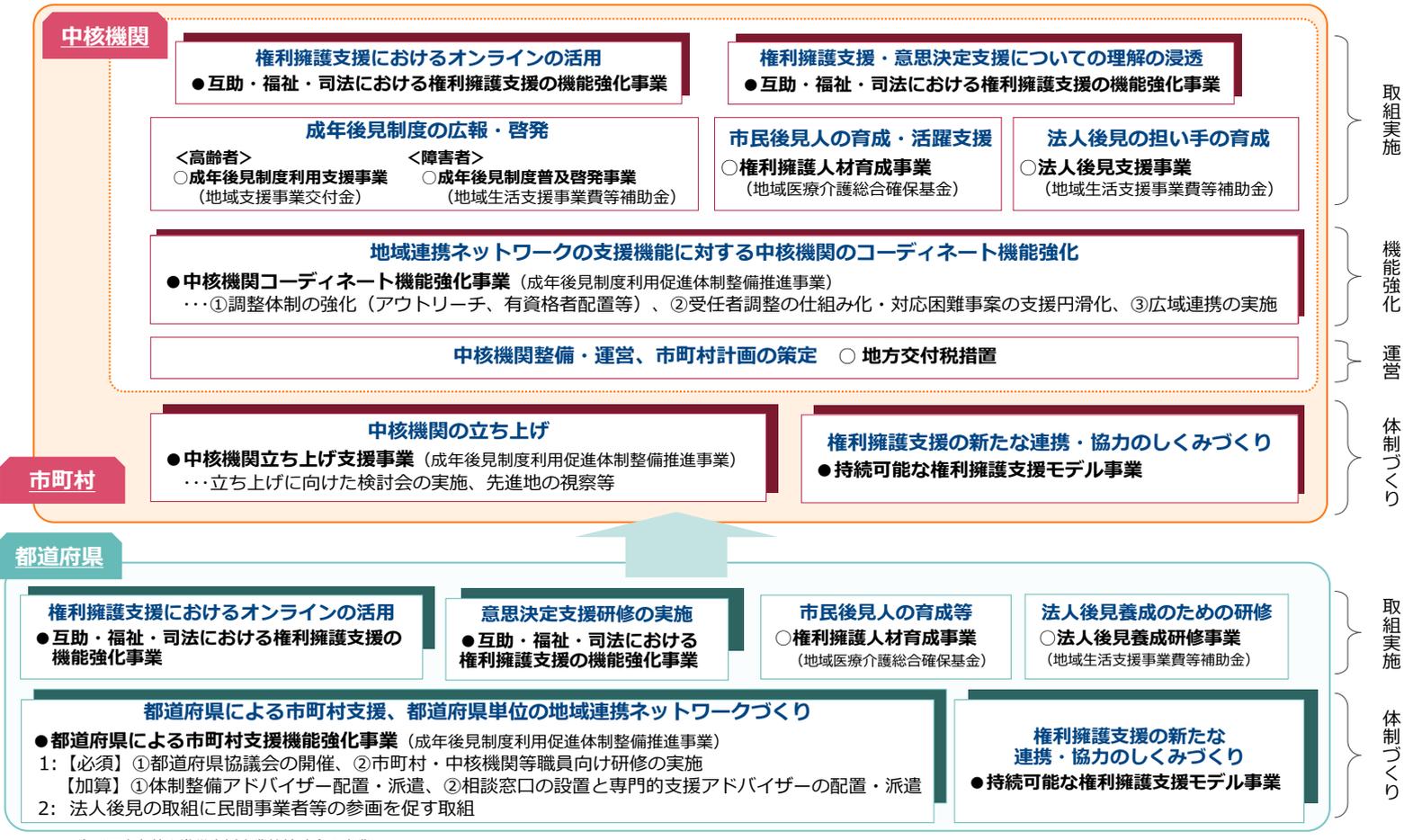
誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

成年後見制度利用促進関係予算(令和7年度当初予算案)

	社会・援護局	老健局	障害保健福祉部
市町村計画の策定	○市町村計画策定費の地方交付税措置	—	—
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進	○市町村における中核機関整備・運営費の地方交付税措置 ○成年後見制度利用促進体制整備推進事業 7.0億円(7.8億円) ・都道府県による市町村支援機能強化、中核機関のコーディネート機能強化等 ●互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業 0.9億円(0.8億円) ・都道府県による意思決定支援研修等、成年後見制度と既存の権利擁護支援策等との連携強化など ○成年後見制度利用促進体制整備研修 0.5億円(0.5億円) ○任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化事業 1.0億円(1.1億円)	—	—
新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進	○持続可能な権利擁護支援モデル事業 0.6億円(1.0億円) ※令和6年度補正予算 4.2億円 ○成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等事業 23百万円(25百万円)	—	—
担い手の確保・育成	市民後見人の育成(養成研修等)	—	○権利擁護人材育成事業(地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)97億円(97億円)の内数)
	法人後見の支援(研修、専門職との連携体制整備等)	—	—
成年後見制度利用(申立費用、後見等報酬)の助成	—	○成年後見制度利用支援事業(高齢者)地域支援事業交付金1,800億円(1,804億円)の内数	○成年後見制度利用支援事業(障害者)(地域生活支援事業費等補助金502億円(505億円)の内数)
成年後見制度の広報・啓発	—	—	○成年後見制度普及啓発事業(障害者)(地域生活支援事業費等補助金502億円(505億円)の内数)

※ ●は、拡充。 ()内は、前年度当初予算額

中核機関の整備や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに活用できる財源のイメージ（令和7年度当初予算案）



日常生活自立支援事業の適正な実施について

日常生活自立支援事業に係る不適正疑い事案の第一報について

1. 基本的な考え方

日常生活自立支援事業に係る不適正疑い事案の第一報は、早期の情報共有により、厚生労働省、都道府県・指定都市（以下、「都道府県等」という。）、都道府県・指定都市社会福祉協議会（以下、「都道府県等社協」という。）及び市町村社会福祉協議会などの事業の一部受託者（以下、「市町村社協等」という。）が、それぞれの役割分担の下で適切な対応を行うために実施するものである。

2 第一報に関する各主体の対応

(1) 市町村社協等

利用者の金銭等の管理について、不適正な処理等の疑いがある事案(事故や故意・過失、事件性などを問わない)が発覚した際は、報告様式の「1」の内容を参考に、事案の状況について速やかに確認する。その結果、不適正な処理等の疑いが解消されない場合(対象となる利用者数、使途不明金等の概算額及び不適正処理等に関与した可能性のある職員などが把握できていない場合も含む)は、都道府県等社協に対して直ちに電話等で連絡するとともに、報告様式の「1」を記入し、都道府県等社協に対して速やかに報告する。

(2) 都道府県等社協

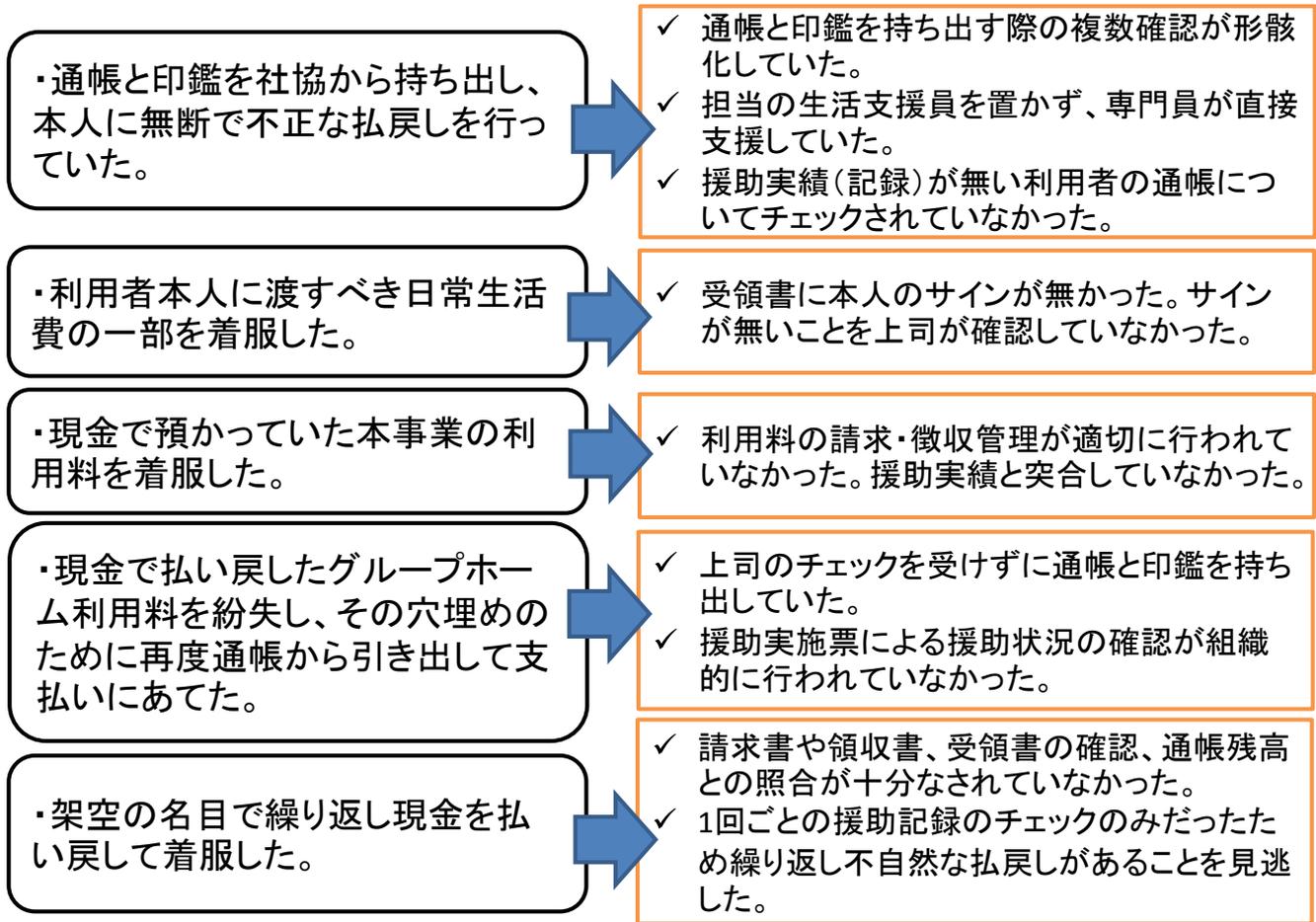
市町村社協等から、上記(1)について報告があった場合は、現地調査を含めた初期調査を行う。調査の結果、使途不明金の判明など、不適正な処理等の疑いが解消されない場合(対象となる利用者数、使途不明金等の概算額及び不適正処理等に関与した可能性のある職員などが把握できていない場合も含む)は、都道府県等社協に対して直ちに電話等で連絡するとともに、報告様式の「2」を追記し市町村社協等が記入した「1」と併せて、都道府県等社協に対して速やかに報告する。なお、同報告の後、必要に応じて第三者の法律職などを加えて、事実関係等を詳細に把握するための調査や、再発防止対策の検討を行う。

(3) 都道府県等

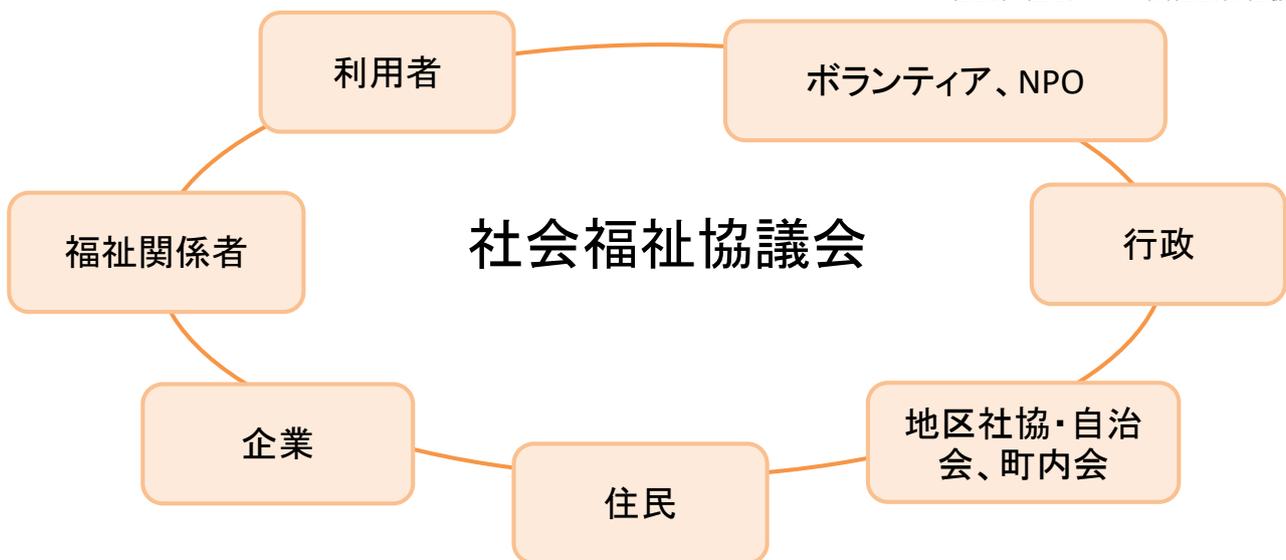
都道府県等社協から、上記(2)について報告があった場合は、その写し若しくは電子データを、原則受領日の翌日までに、厚生労働省成後見制度利用促進室宛に送達する。併せて、都道府県等社協に対し、追加調査の実施など事案の対処や、今後講ずるべき再発防止対策について助言等を行う。

(4) 厚生労働省

必要に応じて、全国社会福祉協議会と連携・協力の下、事案の対処についての助言等を行う。



不正事件が発生した場合の影響



社会福祉協議会への信頼感の崩壊

多くの住民や関係者、行政との連携によって成り立つ社協の事業・活動の存続の危機

社協組織(職員)へのダメージも甚大(業務量・ストレス増加、モチベーション低下等)

◆検討の経緯

- ・毎年のように本事業に関する不祥事が発生。
- ・複数年にわたって不正が見逃されていたケースも含まれている。

令和2年6月 全社協地域福祉推進委員会 今後の権利擁護体制あり方検討委員会

- ・会計業務全体について「10のチェックポイント」による**全国一斉点検を実施**。
- ⇒結果をもとに都道府県・指定都市社協による個別の指導や支援。
- ・過去の不祥事の発生要因
- ⇒記録やチェックに関するルールが守られず、内部けん制が働かない状態の中で不正行為が発生している。

専門員だけではなく、実施社協の事務局長や管理者に不正防止の重要性や取り組みのポイントを理解していただくことが重要

市区町村によって取り組みの差が大きい。

専門員の業務負担が大きい。件数が多くてチェックが追い付かない。

チェックポイントの意味や必要性が十分理解されているか？

(適切でない)ローカルルールが見受けられる。

各社協における業務管理の現状や課題、過去に発生した不祥事の要因等について検討し、改めて不正防止のポイントを整理

実施社協における内部けん制の重要性

不正防止の基本

日々の支援内容や通帳・印鑑、現金の取り扱い、書類等の保管状況等について、**必ず複数の人がチェックする**

担当以外の方は事業のことや利用者について全然わかっていなかった・・・

長く担当してきた専門員に任せきりだった・・・

過去の不祥事に共通した特徴

内部けん制とは一つの業務に複数の人を関与させることによって、相互に行為をチェックさせる仕組み

適正手続きの明確化

複数チェック

記録の徹底

市町村社協等が不適正事案を把握した場合には、速やかに都道府県・指定都市社協に報告。都道府県・指定都市社協から都道府県・指定都市行政に第1報を入れるとともに全社協に対しても情報提供。

事実調査

- ・徹底した事実調査が対応のスタート
- ・都道府県・指定都市社協は実施主体として事実調査を主導する。
- ・見えている被害だけではなく、「他にも同様のことがないか」を調査する。

原因究明

- ・表面的な原因だけを見て個人の問題に帰するのではなく、組織の構造的な問題まで掘り下げて原因を究明する。

再発防止策

- ・根本的な原因を踏まえた再発防止策を講じる。
- ・効果とともに実効性に留意する。
- ・策定して終わりではなく、実際に機能させ、評価して見直すことが必要。

情報開示、説明

- ・把握した段階から適時・適切に情報開示する。
- ・問題を小さく見せようとしたり、公表を遅らせること自体が批判の対象となり不信感を招く。

5 地域福祉の推進等関連

民生委員・児童委員について

【根拠法】 民生委員法（児童福祉法第16条により児童委員を兼務）



228,573人
(令和5年度末現在)
定数：240,541人

- 無報酬
- 活動費は地方交付税の積算に算定(60,200円)
- 特別職の地方公務員（都道府県）
- 任期3年（次期改選日：令和7年12月1日）
- 守秘義務あり

【委嘱】

厚生労働大臣

【推薦】

都道府県知事等

【推薦】

市町村 民生委員推薦会

【意見】

(努力義務)

地方社会福祉審議会

※委員の人数や構成については市町村長の裁量に委ねる。

＜民生委員・児童委員1人当たりの活動状況＞
(令和5年度実績) 総活動件数：年2,720万件

【都市部】
(東京23区・指定都市)

【担当区域】

【町村部】



220～440世帯



70～200世帯

行政・社協・学校・
地域包括支援センター・
社会福祉施設 等

【連携】

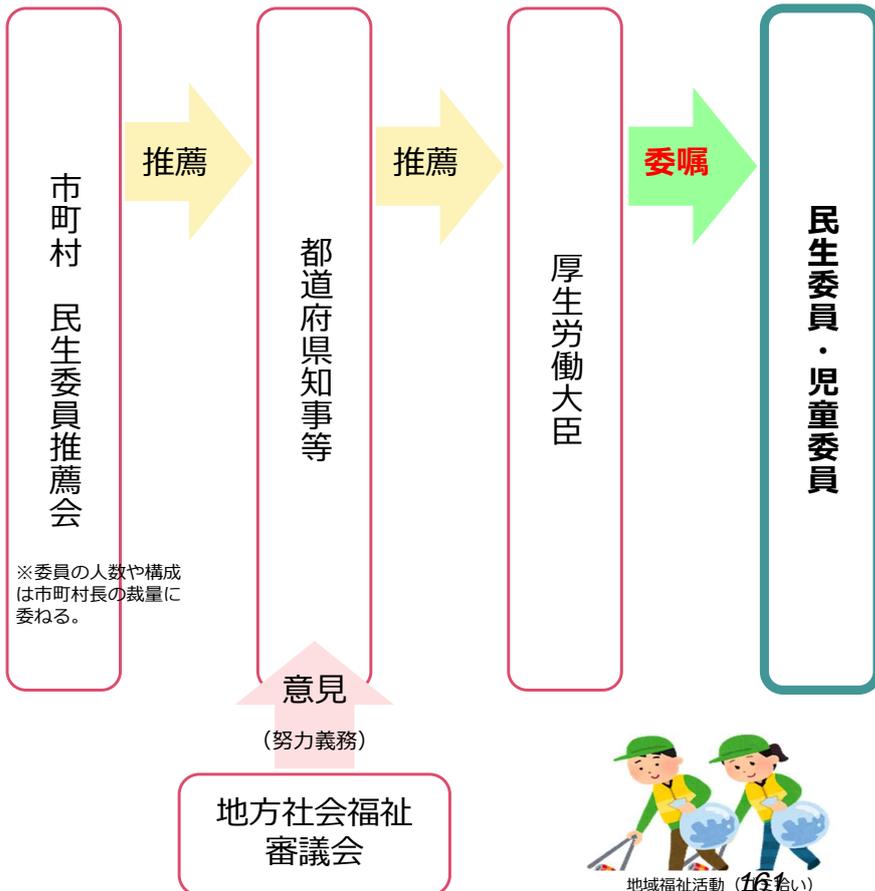
【支援】

民生委員・
児童委員協議会

【活動内容】



民生委員・児童委員の委嘱手続き及び定数について



定数の定め方

- ・民生委員・児童委員の定数は、都道府県等が、**下表の基準を参酌して条例で定める。**
- ・市区町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう **地域の実情を踏まえた弾力的な定数設定**を行う。

区分	配置基準 (参酌基準)
東京都区部、 指定都市	220～440世帯に1人
中核市、 人口10万人以上の市	170～360世帯に1人
人口10万人未満の市	120～280世帯に1人
町村	70～200世帯に1人



民生委員・児童委員に関する令和7年度予算案

1. 民生委員・児童委員活動費等の助成

【地方交付税による措置】

- 民生委員・児童委員には報酬は支払われていないが、日々の活動に必要な交通費や電話代等の実費弁償としての活動費が支給されている。
・**民生委員・児童委員活動費** **1人あたり年額 60,200円**
- 地区単位の協議会に対しても、活動費が支給されている。
・**地区民生委員協議会活動推進費** **1か所あたり年額 250,000円**

2. 民生委員・児童委員研修事業

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数

- 民生委員・児童委員が相談援助活動等を行う上で必要不可欠な知識及び技術を修得できるよう、都道府県等が行う民生委員への研修費用について補助。

3. 民生委員情報支援事業

8,690千円

- 民生委員・児童委員に対し、日常における活動についての指針となる機関誌の提供及びホームページを通じた情報提供にかかる費用について補助。

4. 民生委員互助事業

10,848千円

- 全国社会福祉協議会が運営する民生委員互助事業の会員が死亡、傷害、疾病、被災した場合に、会員や遺族に対し弔慰又は見舞を行う費用について補助。

5. 福祉基礎研修事業

11,407千円

- 各地域における相談支援力の強化のため、民生委員協議会会長職代表者研修や民生委員リーダー研修を実施するための費用について補助。

6. 民生委員・児童委員保険制度

87,400千円

- 民生委員・児童委員が活動中の事故等により死亡、傷害、物損等の被害に遭った場合に補償される保険制度に要する費用について補助。

7. 民生委員制度普及啓発事業

12,626千円

- 民生委員・児童委員制度やその活動への理解を広く国民に普及させるために必要な広報活動にかかる費用について補助。

8. 児童委員地域福祉強化等対策事業

7,165千円

- 児童委員、主任児童委員に対する研修の実施、児童虐待防止活動等の児童委員活動分野に関する資料の作成・配布等に要する費用について補助。

※上記3～8の事業は全国社会福祉協議会に対して交付する補助金（全国社会福祉協議会等活動助成費補助金）の中に含まれている。

地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策 (生活困窮者支援等のための地域づくり事業の拡充)

令和7年度予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数

1 事業の目的

- 民生委員の定数に対する委嘱数の割合(※)の全国平均は、中長期的な低下が続いており、多くの自治体において担い手の確保が喫緊の課題である。
※充足率 直近改選時 2022年:93.7% (前回改選時 2019年:95.2%)
- このため、民生委員が活動しやすい環境の整備や担い手確保に向けた地方自治体の創意工夫による取組に対して支援する。

2 地域づくり事業の概要

- (1) 地域住民のニーズ・生活課題の把握
- (2) 住民主体の活動支援・情報発信等
- (3) 地域コミュニティを形成する「居場所づくり」
- (4) 行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手につながるプラットフォームの展開
- (5) 地方自治体が創意工夫を凝らして実施する民生委員の「業務負担の軽減」・「理解度の向上」・「多様な世代の参画」に資する事業の実施【新規】

(5) の取組イメージ

- 民生委員の指示・指導のもと地域の見守り活動等の活動の補佐を行う「民生委員協力員」を設置し民生委員活動をサポートする体制づくり
- 小学生を対象とした「こども民生委員」を委嘱し、地域の見守り活動へ体験参加を行い、その保護者にも民生委員活動の重要性の理解を促す
- 仕事をしながら民生委員活動がしやすい環境を整備するため、タブレット端末などICTを活用して、情報共有や定例会議のオンライン化を図る
- 大学生や高校生が民生委員応援団を結成し、SNS（インスタグラム等）を活用した周知・広報活動を実施することにより、若い世代の理解を促進するとともに、民生委員活動への参加・協力を促す 等

民生委員と協力員



地域福祉活動(ゴミ拾い)中のこども民生委員



オンライン会議



SNSによる広報活動



3 (5) の実施主体等

◆実施主体：都道府県、市区町村

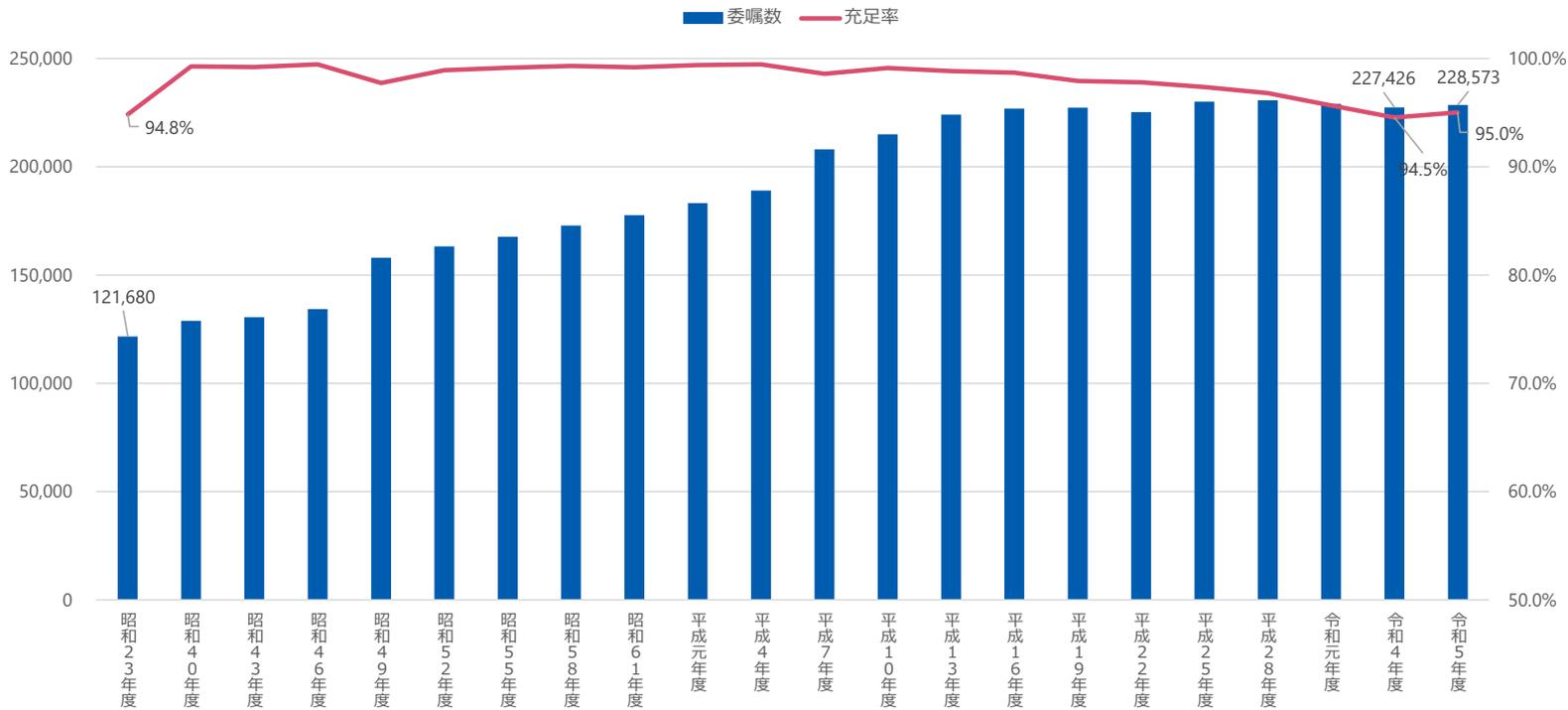
◆負担割合：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4

◆補助単価：年額、1自治体あたり右記のとおり

	現行	(5) を実施する場合
・都道府県：	1,000万円	→ 1,060万円
・市区町村：以下の人口区分ごとに定める額		
人口5万人未満	450万円	→ 480万円
人口5万人以上10万人未満	600万円	→ 640万円
人口10万人以上50万人未満	900万円	→ 950万円
162 人口50万人以上	1,500万円	→ 1,590万円

民生委員・児童委員の委嘱数と充足率の推移

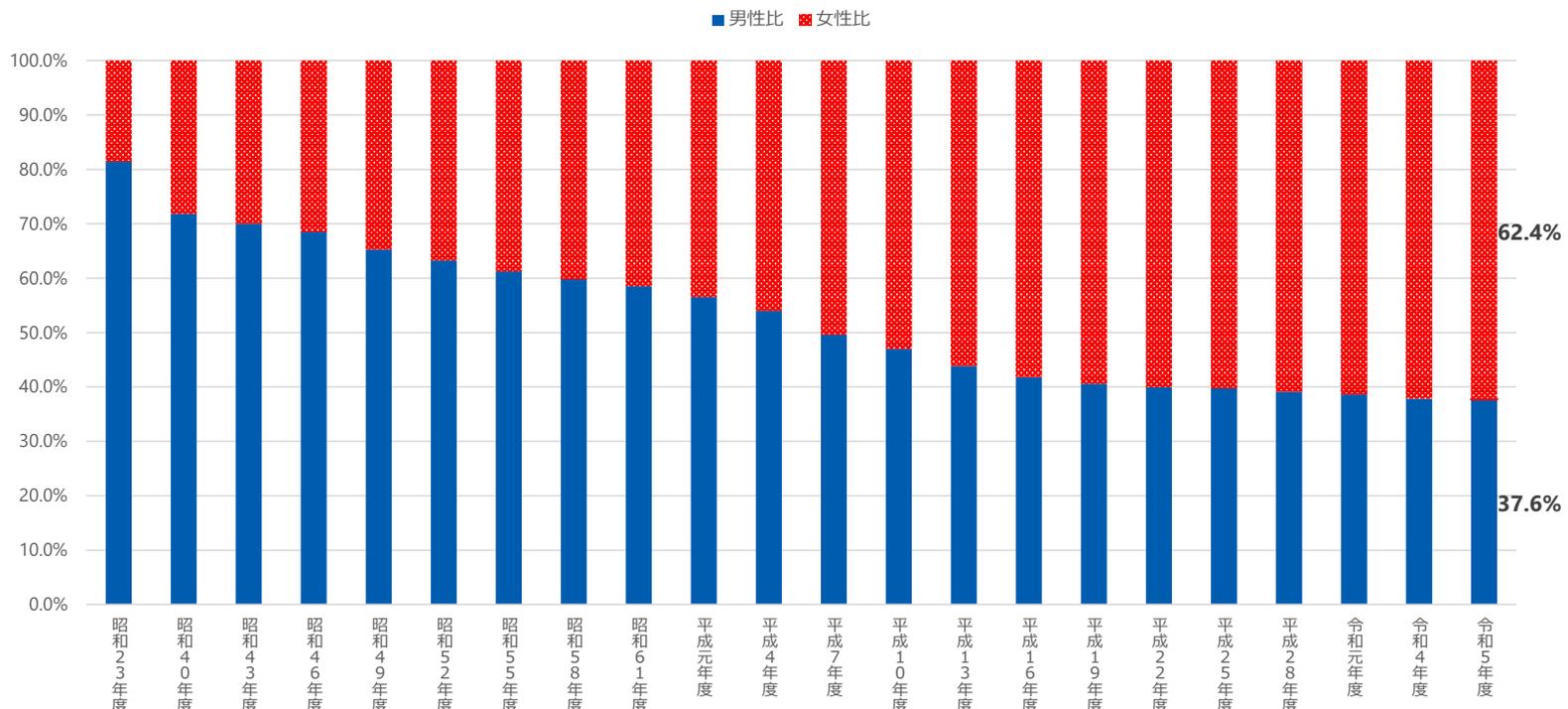
- 委嘱数は長期的に増加。平成13年度以降は横ばいで約23万人となっている。
- 充足率（定数に対する委嘱数）は90%台半ばを推移。



注1) 「福祉行政報告例」による各年度末現在の人数。ただし、昭和23年度は4月1日の人数としている。
 注2) 平成22年度の数値は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の一部又は全部が未集計。
 注3) 令和6年能登半島地震の影響により、石川県の一部を除いて集計。

民生委員・児童委員の性別割合の推移

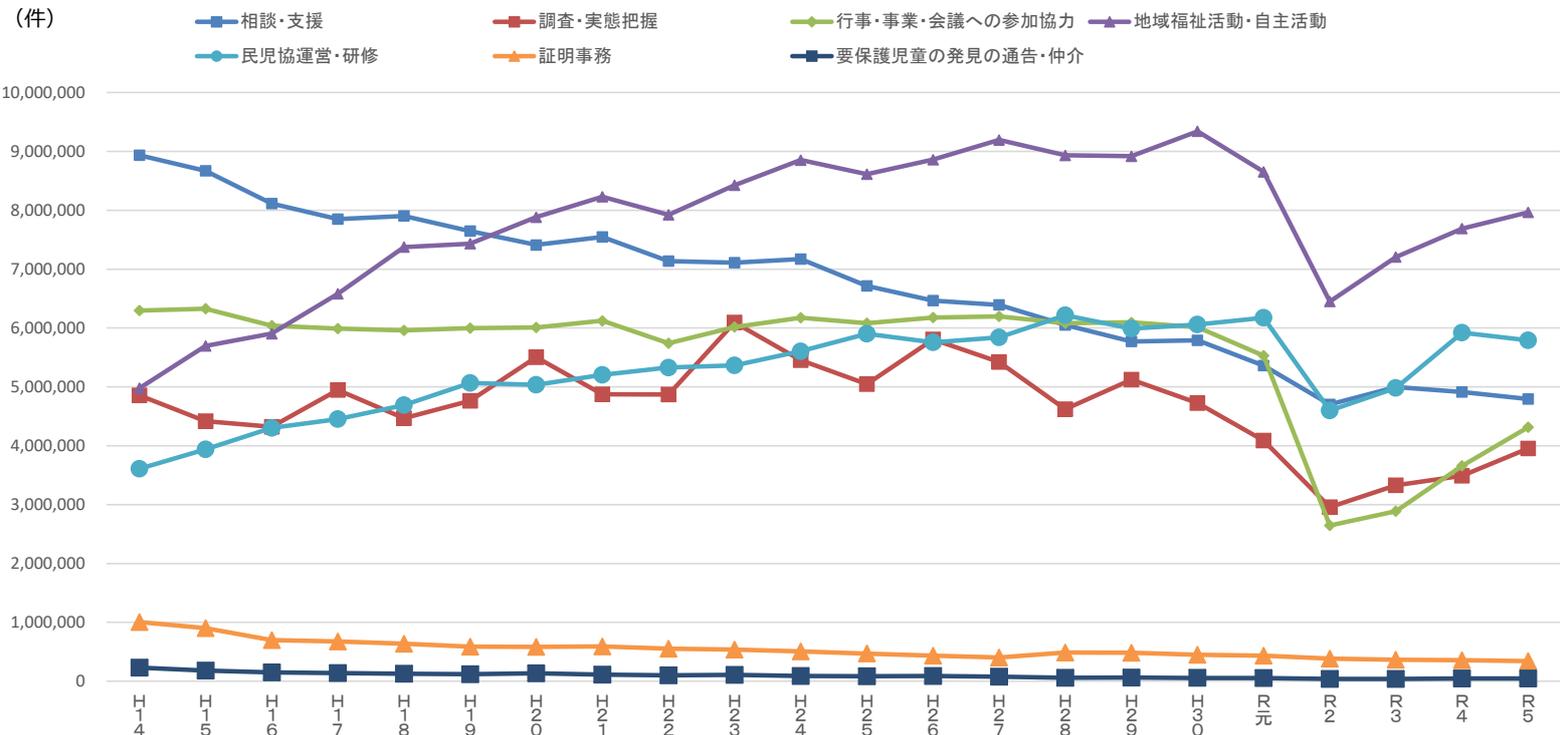
- 1948（昭和23）年は男性が8割、女性が2割ほどであったが、2007（平成19）年頃から男性が4割、女性が6割ほどとなり、現在まで同水準で推移している。



注1) 「福祉行政報告例」による各年度末現在の人数。ただし、昭和23年度は4月1日の人数としている。
 注2) 平成22年度の数値は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の一部又は全部が未集計。
 注3) 令和6年能登半島地震の影響により、石川県の一部を除いて集計。

民生委員・児童委員の活動状況の推移 <活動内容別>

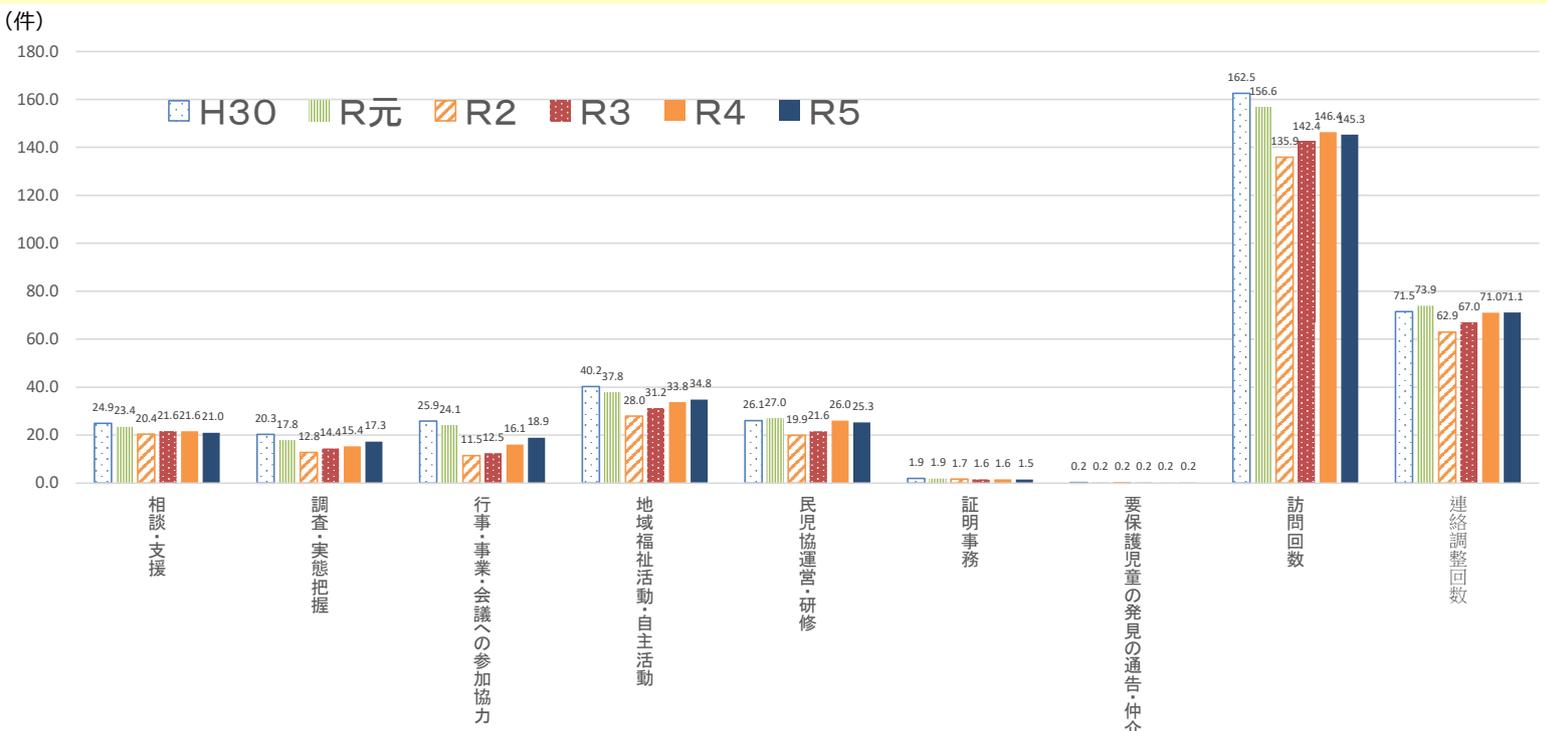
- 活動内容として、かつては「相談・支援」の件数が高かったが、平成20年頃から、「地域福祉活動・自主活動」の件数が一番高くなっている。



注1) 「福祉行政報告例」による各年度末現在の人数。ただし、昭和23年度は4月1日の人数としている。
 注2) 平成22年度の数値は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の一部又は全部が未集計。
 注3) 令和6年能登半島地震の影響により、石川県の一部を除いて集計。

年間1人当たり民生委員・児童委員の活動件数 <活動内容別>

- 過去5年間では、年間1人当たり「訪問回数」は約142件～163件であり、活動内容として一番多い。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和元年～2年は全体的に活動件数が減少したが、令和3年以降の活動件数はわずかに上昇。



注) 年間1人当たり件数は「福祉行政報告例」による各年度分の「活動件数」を「民生委員委嘱数」で除したものの

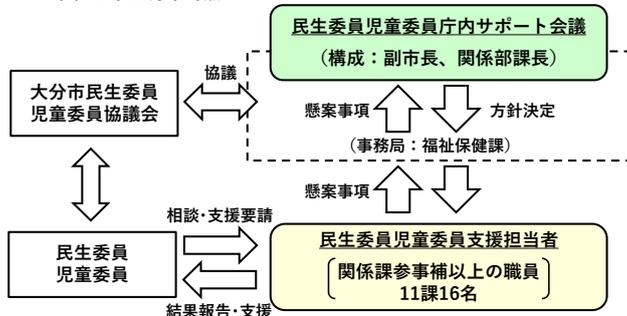
民生委員児童委員庁内サポート体制の構築 —大分市の事例—

■大分市の主要データ

基礎データ (令和3年12月末現在)	人口：477,584人 世帯数：226,889世帯
民生・児童委員 主任児童委員	定数：795人／委嘱者数：779人 定数：91人／委嘱者数：89人

(概念図)

※令和3年12月末時点



■取組(活動)のポイント、留意点

民生・児童委員から相談・支援要請を受けた内容が連絡を受けた担当課単独では処理できない事案の場合には、複数の関係課と連携を図りながら早急に対応することが重要。

■取組(活動)による効果

支援担当者の連絡先を民生・児童委員に共有することにより、仮に土日祝日に相談事案が生じた場合においても行政機関と連絡が取れる仕組みが講じられていることで、民生・児童委員に安心感を与えることができています。

■取組(活動)のきっかけ、経緯

民生・児童委員が地域で困難事例を抱えた場合においても、円滑かつ効果的に活動できるよう支援するため、全庁あげての支援体制の構築が必要との考えに至った。

■取組(活動)概要

関係各課に民生・児童委員支援担当者を配置し、管内の民生・児童委員に支援担当者の連絡先を共有することで、困難事例を抱える民生・児童委員からの相談に対し、複数の関係課と連携を図りながら早急に対応できる体制を構築。また、支援担当者での解決が困難な場合に副市長及び関係部課長を構成員とする「民生委員児童委員庁内サポート会議」を開催し、対応方針を決定する。

■取組(活動)の主催団体

大分市

■連携・協力機関等

大分市民生委員児童委員協議会

■民生委員・児童委員の役割、関わり

単位民児協で解決できない困難事例を抱えた場合、支援担当者に相談・支援要請を行う。

■今後の展望・課題

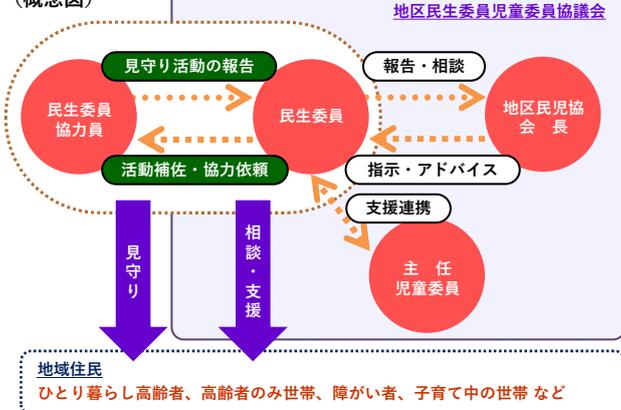
民生・児童委員の活動指針となることを念頭に庁内サポート会議での検討を経て策定・配布しているQ&A(民生・児童委員活動の目安と考え方)を、より実践的な指針となるよう順次改訂を行っていく。

民生委員協力員による活動サポート —新潟市の事例—

■新潟市の主要データ

基礎データ (令和4年12月末現在)	人口：773,914人 世帯数：347,609世帯
民生・児童委員 主任児童委員 (令和5年2月1日現在)	定数：1,229人／委嘱者数：1,174人 定数：146人／委嘱者数：146人

(概念図)



■取組(活動)のポイント、留意点

あくまでも活動の核となるのは民生・児童委員。民生委員協力員による補佐・協力を円滑に行うためには、民生・児童委員と民生委員協力員が主従関係ではなく、活動上のパートナーとして相互の連絡体制を構築することが重要。

■取組(活動)による効果

- 市内の民生・児童委員からは、以下の評価を得ている。
- 活動が一人ではなく感じられ、心強く思える。
- 地域内の情報が手に入りやすくなった。
- 地域内の理解者が増えてきている実感がある。
- 民生委員協力員が異性の場合、異性の訪問対象に接しやすい。

■取組(活動)のきっかけ、経緯

ひとり暮らしの高齢者世帯等が増加する中で、民生・児童委員1人で担当することが困難な場合であっても、地域住民の協力を得ながら、助け合い支え合うことができる体制づくりが必要という問題意識から、新たな取組を検討。

■取組(活動)概要

民生・児童委員の指示・指導のもと、民生・児童委員が実施する見守り等の活動に対する補佐・協力を「民生委員協力員」を民生・児童委員1人につき1名を必要に応じて配置する。(令和5年2月1日現在：59名)
・民生委員協力員は、地区民生委員児童委員協議会会長の推薦により市長が委嘱。
・年額12,000円の活動費を支給。ボランティア活動保険にも加入。

■取組(活動)の主催団体

新潟市

■連携・協力機関等

地区民生委員児童委員協議会

■民生委員・児童委員の役割、関わり

民生委員協力員が実施する見守り等の活動に対する指示・指導(相談・調整)

■今後の展望・課題

多くの民生・児童委員が制度利用できるよう、引き続き、制度の周知・広報に努めていく。

班体制による活動 — 東京都の事例 —

近隣の委員同士がチームとなり、 地域と向き合いながら、課題解決につなげる

民生委員児童委員協議会（民児協）には、経験年数や性別の違いをはじめ仕事や介護など様々な事情を抱えた委員が所属している。委員活動の多様化・複雑化等により各委員の負担感が高まるなか、その解消に向け委員同士の支え合いを仕組みとして捉え直すのが班の考え方。班体制は、近隣地区の委員がチームを組んで情報や経験、小地域の課題を共有しながら活動している。

住民の中には顔見知りの委員には相談しにくいと考える人もおり、また、支援が必要なときに担当地区の委員が不在ということもある。他の地区の委員も対応できる体制を整えておくことは、住民にとっての利便性が高まる上、支えてくれる人が複数いるという安心感にもつながる。各々の経験を班で共有し、より良い支援をチーム内で検討し合うことにより支援の質の向上も図られている。

班活動は、委員同士が支え合い、委員相互の経験や知識に学ぶ活動であり、例えば、新任委員が先輩職員と一緒に活動することで、不安や戸惑いが軽減されるとともに人材育成の視点が民児協に根付くほか、委員同士の絆を深めるような効果もある。

※東京都及び東京都民生児童委員連合会の作成資料等をもとに厚生労働省において作成

班の編成イメージ



※道路や地形、住宅特性、町会・自治会や学校、地域包括支援センター等の圏域に配慮しつつ近隣の委員同士4～6人の班を組みます。男女のバランスや経験差、担当世帯数等に配慮した班編成が望ましいとされている。

葛飾区の事例

班体制導入当初から、民児協の定例会で個別ケースの検討が行われており、各班の直近のケースの様子や感想・気付きなどを共有している。実際にかかわった委員が気付かない問題や対応方法のアドバイスが他の委員から寄せられ、適切な支援に結び付いたことも少なくない。また、新任民生委員が調査等で初めて住住宅を訪問する時、同じ班の先輩委員が同行することで、新任委員は心強く感じ、安心して活動ができるようになる。

班体制による民生委員活動が地域の様々な関係機関に浸透していくことで、情報共有や個別支援への協力も円滑に行われるようになっている。

ICTの活用（タブレット端末等の導入）

— 石川県野々市市の事例 —

■ 石川県野々市市の主要データ

基礎データ (令和5年1月末現在)	人口：54,097人 世帯数：25,181世帯
民生・児童委員 主任児童委員	定数：89人/委嘱者数：88人 定数：10人/委嘱者数：10人

(活用事例)



① **定例会資料のペーパーレス化**
地域ICTプラットフォームサービスアプリ「結ネット」を活用し、各委員等に定例会開催案内通知や資料のデータを一斉送信。会議等への出欠確認にも活用。

② **オンライン会議の実施**
「ZOOM」を活用し、野々市市民児協主催の会議や研修会等をオンライン開催。（動画は社協ホストPCに保存しており、欠席者等の後日・随時閲覧も可能。）

③ **情報共有・緊急時の連絡**
「LINE」を活用し、委員間の定期的会議や、事務局から各委員に向けた緊急時の連絡など、必要な情報の一斉送信による周知・情報共有。

■ 取組(活動)のポイント、留意点

端末利用説明会は「みんな初心者だからわからなくて当たり前」という雰囲気で開催し、金沢工業大学の支援を得ながら丁寧な研修を行った。また、「Web委員会」内に操作説明等の問い合わせ窓口を継続して設置しており、随時の支援体制を整備している。

■ 取組(活動)による効果

民生・児童委員の情報収集と共有、意見交換の迅速化が図られ、負担軽減に限らない活動全般への波及効果が期待できる。また、就労しながら民生・児童委員活動を行うための環境が整備されることから、担い手不足解消の一助となる。

■ 取組(活動)のきっかけ、経緯

民生・児童委員の担い手不足改善に向けて、仕事をしながら委員活動をする人が参加しやすい環境づくりやペーパーレス化を推進するために「Web委員会」を設置。また、委員活動の負担軽減の観点から、金沢工業大学と連携し、タブレット端末の導入とICT活用の検討を開始。

■ 取組(活動)概要

市内全ての民生・児童委員と事務局員にタブレット端末とWi-Fiルーターを配布するとともに、金沢工業大学の学生のサポートにより、ICTの活用には慣れない民生・児童委員に対して、端末利用説明会を開催。タブレット端末等の購入経費は、野々市市からの補助金とコロナの影響により中止となった研修会経費を充当。通信費は、協議会活動費から捻出。

■ 取組(活動)の主催団体

野々市市民生委員児童委員協議会

■ 連携・協力機関等

野々市市、野々市市社会福祉協議会、金沢工業大学

■ 民生委員・児童委員の役割、関わり

民生・児童委員活動におけるタブレット端末の積極的な活用

■ 今後の展望・課題

定例会や研修会動画の蓄積により、一斉改選により新たに民生・児童委員として委嘱された初任者に対する研修を充実させていく。また、本民児協は金沢工業大学と共同で活動記録のオンライン化を進めている。

小学生による民生委員活動（子ども民生委員） — 熊本県天草市の事例 —

■熊本県天草市の主要データ

基礎データ (令和4年12月末現在)	人口：75,101人 世帯数：36,314世帯
民生・児童委員 主任児童委員	定数：277人／委嘱者数：273人 定数：28人／委嘱者数：28人

徽章バッジ(缶バッジ)



高齢者宅の訪問



ひとり暮らし高齢者宅が
一目で分かるマップ作り



サロンでの交流



■取組(活動)のポイント、留意点

例えば、高齢者宅を民生・児童委員と子ども民生委員と一緒に訪問する場合において、訪問先の選定や訪問時におけるプライバシーへの配慮等は訪問先の状況を把握している民生・児童委員の協力が必須。

■取組(活動)による効果

子ども達の意識の変化もさることながら、民生・児童委員と子ども達が顔なじみになることにより、その保護者にも民生・児童委員活動の重要性と大変さを理解してもらえるため、民生・児童委員活動に対して、地域住民の意識にも良い影響を与えている。

■取組(活動)のきっかけ、経緯

子ども達の地域との関わりや高齢者とふれあう機会が減少している実態を踏まえ、民生・児童委員とともに活動すること等により、子ども達にも地域社会の一員としての自覚や思いやりの心、地域の住民同士のつながりの大切さを学んでもらうことを目的とした仕組みを検討。

■取組(活動)概要

市内全ての小学校を対象に、天草市社協会長から「子ども民生委員」として委嘱(委嘱状・徽章(缶バッジ)を交付)し、認知症サポーター養成研修を受講して活動がスタート。以降、天草市子ども民生委員信条を念頭に民生・児童委員とともに各種活動を実施。
・子ども民生委員の委嘱期間は小学校在学期間。
・令和4年12月末現在で、市内の全17小学校で累計4,371人に委嘱。

■取組(活動)の主催団体

天草市社会福祉協議会

■連携・協力機関等

小学校、PTA、行政区長会、地区振興会、老人会、婦人会等

■民生委員・児童委員の役割、関わり

子ども民生委員の活動(地域の見守り活動等)への参加・協力

■今後の展望・課題

子ども民生委員活動の継続した取組により、地域住民の民生・児童委員活動への理解、地域住民の協力によるより一層の地域福祉の推進につなげていきたい。

民生委員・児童委員インターンシップ — 神戸市の事例 —



大学生を対象にした 民生委員・児童委員インターンシップを実施

神戸市では、令和4年7月から9月にかけて、民生委員・児童委員インターンシップを実施。神戸女子大学と神戸女子短期大学の52名の学生が参加し、グループに分かれて市内各地域の様々な民生委員活動を体験。

○目的

市、神戸市民生委員児童委員協議会、神戸女子大学・神戸女子短期大学の三者が協働して、学生の体験型インターンシップを実施。民生委員・児童委員が様々な地域課題に地域で取り組んでいる現場を学生が体験することで、今後の大学での学びにつなげ、若い世代の方々に活動を知ってもらい、また、学生から民生委員・児童委員活動を知ってもらうための提案を受けることで、今後の民児協活動に活かすことを目的とした。

○活動内容

民生委員・児童委員活動に同行し、地域福祉の実態・課題・活動の魅力学ぶこととし、具体的には、事前研修の受講後に、高齢者見守り活動への同行、地区民児協の定例会への参加、高齢者を対象とした給食会や喫茶、子どもを対象とした学習会やこども食堂への参加等を実施。

※神戸市、神戸女子大学の作成資料等をもとに厚生労働省において作成

民生委員・児童委員インターンシップ活動の様子

須磨区(こども食堂準備)



灘区(ふれあい喫茶)



垂水区(高齢者見守り)



西区(和太鼓クラブ)



インターンシップ活動・事後報告会



多文化共生のまちづくり — 大阪市生野区民児協の事例 —

生野区民生委員児童委員協議会による多文化共生に向けた取り組み

大阪市生野区は、大阪市内で外国籍住民の比率が最も高く、住民の5人に1人が外国籍で韓国・朝鮮籍の住民をはじめ、約60か国の国から集まった方々が暮らしている。民生委員には、在日外国籍住民等が文化や生活環境の違いから地域社会に溶け込めず孤立した生活を強いられることで様々な相談があり、その都度、関係行政機関と連携し、解決に努めている。

民生委員による外国籍住民の方々への支援として、各委員の担当地域に住む多くの外国籍住民に直接会って、区の広報誌や「やさしい日本語」等のチラシの配布をはじめ、外国人の子どもが日本の学校に入る時の手続きや、防災情報・生活情報などを多言語で表示したチラシ等を活用して案内するなどの取組を行っている。

(参考) 大阪市による多文化共生に向けた取り組みの例

生野区のコミュニティづくり事業

「やさしい日本語から、つながろう」

- やさしい日本語を活用して住民同士のつながりの輪を広げることを目指す取組。
- 取組に賛同・協力する個人には缶バッジ、協力店にはステッカーを配布し、やさしい日本語の活用および認知度の向上、やさしい日本語を用いる交流イベントの開催等の事業を実施。



多文化交流お助けガイド「何でも聞いてや！」

- 大阪に住む外国人の声や、話すときに役立つ知識、コミュニケーションツールを掲載。
- ガイドブックは、町会長、民生委員・児童委員の地域に外国人一家が引っ越してきたことをきっかけに、町会長と民生委員・児童委員が外国人への接し方や文化の違いを学んでいくストーリーとなっている。



※大阪市、全国民生委員児童委員連合会の作成資料等をもとに厚生労働省において作成

民生委員・児童委員の選任要件の見直し〈令和5年地方分権提案〉

<現行の取扱>

- 民生委員法では、民生委員の推薦を受ける者について、「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」と規定されている（※1）。
- これは、民生委員・児童委員は市町村の区域を単位としてその職務（※2・3）を行うことから、その地域に相当期間居住して、地域住民の生活の実情に通じている者が選任されるよう、必要な要件としているものである。

（※1）民生委員は児童委員に充てられることから（児童福祉法第16条）、児童委員の選任要件についても同じ

（※2）民生委員の職務

1. 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと
2. 生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
3. 福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと
4. 社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
5. 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること
6. その他、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと

（※3）児童委員の職務

1. 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
2. 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと
3. 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営業者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
4. 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること
5. 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること
6. その他、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと

<提案内容> 特別区長会等

- 民生委員・児童委員を選任するに当たり、在住者だけではなく在勤者も委嘱できるようにするなど、今後の本制度の持続可能性を高める観点から、担い手不足の解消を図るための制度の見直しを求める。

【提案内容の具体例】 以下のうち、地域住民の生活の実情に通じている者

- ▶ 社会貢献活動に取り組む法人の従業員 ▶ 地元商店の従業員
- ▶ 大規模マンションの管理人やコンシェルジュ ▶ 隣町等へ転出した民生委員

マンション管理人



隣町に引っ越した民生委員



<対応> 令和5年12月22日 閣議決定

- 民生委員・児童委員の選任要件（民生委員法6条1項及び児童福祉法16条）の緩和については、当該市区町村に居住しない者を民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地域の実情等を調査した上で、地方公共団体、関係団体等の意見を踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年12月24日 閣議決定

- 民生委員・児童委員の選任要件（民生委員法6条1項及び児童福祉法16条）については、一定の要件を満たす場合に、現職の民生委員・児童委員が他の市区町村に転出後も、転出前の担当区域において引き続き民生委員・児童委員として活動可能となるよう見直した上で、令和7年中に地方公共団体及び関係団体に周知する。また、地方公共団体及び関係団体の意見を踏まえつつ、民生委員協力員の配置推進など民生委員・児童委員の担い手確保のために必要な措置を講ずる。168

民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会 概要

①設置の趣旨

- 民生委員・児童委員の選任については、民生委員法第6条第1項及び児童福祉法16条により「当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉の児童委員としても、適当である者」とされており、選任に当たっては、当該市町村の選挙権（3ヶ月以上の市町村の区域に住所を有する者など）を有する者を要件としている。
- 令和5年地方分権提案において、地方自治体より民生委員・児童委員の選任要件のうち「居住要件」の緩和が提案され、内閣府の有識者会議の議論を経て令和5年12月に閣議決定されたことを踏まえ、「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」を開催する。

②主な検討事項

○令和5年12月閣議決定（※）に基づき、令和6年度中に結論を得るため、民生委員・児童委員の選任（居住）要件緩和の是非、緩和する際の要件等について検討を行う。

※民生委員・児童委員の選任要件（民生委員法6条1項及び児童福祉法16条）の緩和については、当該市区町村に居住しない者を民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地域の実情等を調査した上で、地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

③構成員

長田 一郎	全国民生委員児童委員連合会 副会長	谷岡 伸子	大阪府福祉部地域福祉推進室 地域福祉課長
小林 隆猛	東京都民生児童委員連合会 副会長	(座長) 中島 修	文京学院大学人間学部人間福祉学科 教授
佐藤 美奈子	湯沢市福祉保健部 福祉課長	西村 重光	和歌山県民生委員児童委員協議会 理事
重富 敦	港区保健福祉支援部 保健福祉課長	向 俊孝	札幌市民生委員児童委員協議会 副会長
関原 総臣	高岡市福祉保健部 社会福祉課長	室田 信一	東京都立大学人文社会学部人間社会学科 准教授
高山 科子	全国民生委員児童委員連合会 副会長		
田津 真一	北九州市保健福祉局地域共生社会推進部 地域福祉推進課長		

児童扶養手当等における受給資格証明・生活福祉資金貸付に係る調査書の廃止 ＜令和5年地方分権提案＞

＜児童扶養手当・特別児童扶養手当＞

- 児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。
- 特別児童扶養手当は、精神又は身体に障害を有する児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。
- 手当の請求時等において、父母の事実上の婚姻解消や児童と別居の場合等について、民生委員・児童委員等による証明書が必要。

＜生活福祉資金貸付制度＞

- 低所得者、障害者又は高齢者に対し、都道府県社会福祉協議会を実施主体として、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の貸付及び相談支援を実施。
- 民生委員は、民生委員法第14条の職務内容に関する規定に基づき、社会福祉協議会と緊密に連携し、本貸付事業の運営について積極的に協力するものとされており、福祉資金等の一部借入の申込時に、民生委員調査書が必要。

＜提案内容＞ 神戸市・兵庫県・加古川市 等

- 民生委員が担当区域内すべての住民の生活実態を把握することは困難であるため、児童扶養手当、特別児童扶養手当をはじめ、法令や通知等に「民生委員の証明」が必要と記載があるものについては、その記載を削除することを求める。
- また、生活福祉資金貸付について、全く面識の無い住民の意見書を作成することは困難であるため、当該手続きの廃止を求める。



＜対応＞ 令和5年12月22日 閣議決定

- 児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る民生委員の証明事務並びに生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務については、民生委員の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。
- ▶ 証明事務については、民生委員以外の者による証明等が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。
- ▶ 調査事務については、調査書の添付を求める対象者を限定するなど、運用の見直しを図る方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

＜措置＞

- 児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る民生委員の証明事務については、令和5年12月26日に事務連絡を發出し、生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務については、令和6年7月4日に改正通知及び質疑応答集を發出し、それぞれ運用の見直し等の対応を行い、民生委員の業務負担軽減を図った。

民生委員・児童委員活動報告のオンライン化〈令和5年地方分権提案〉

〈現行の取扱い〉

- 総務省の承認統計である「福祉行政報告例」の策定に必要なデータとして、全国の民生委員が作成する「活動記録」を自治体経由で厚労省に報告。
- この報告方法については法令上の定めはないため、多くの場合、民生委員は紙媒体にて活動記録を作成しており、各地の民生委員児童委員協議会（連合会）や自治体が集計業務に当たっている。

（※）報告事項（活動内容）

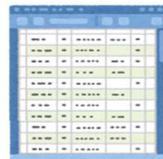
1. 活動概要（事由記述）
2. 相談・支援件数
3. 調査・実態把握件数
4. 行事・事業・会議への参加・協力件数
5. 地域福祉活動・自主活動件数
6. 民児協運営・研修件数
7. 証明（調査・確認等）事務件数
8. 要保護児童の発見の通告・仲介件数
9. 訪問回数
10. 連絡調整回数
11. 活動日数

【内訳】

- ①在宅福祉
- ②介護保険
- ③健康・保健医療
- ④子育て・母子保健
- ⑤子どもの地域生活
- ⑥子どもの教育・学校生活
- ⑦生活費
- ⑧年金・保険
- ⑨仕事
- ⑩家族関係
- ⑪住居
- ⑫生活環境
- ⑬日常的な支援
- ⑭その他



手書きで記録



表計算ソフト等にPCやスマホで入力



〈提案内容〉 兵庫県・姫路市 等

- 民生委員・児童委員（以下「委員」）による活動記録の作成・報告や、集計に伴う行政等の負担軽減を図るため、委員自ら入力可能な全国統一の活動報告オンライン化を構築すること。（なお、委員の年齢構成等を鑑みて、入力フォームは見やすく操作が簡便なものとする。）

〈対応〉 令和5年12月22日 閣議決定

- 民生委員・児童委員の活動状況の報告（福祉行政報告例報告表 40 表）については、地方公共団体における事務の簡素化の事例等を踏まえて、民生委員・児童委員及び地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

〈措置〉

- 民生委員・児童委員及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体におけるオンライン等を活用した効率的な取組事例を周知した。（令和6年4月25日付事務連絡：行政機関等におけるオンライン等を活用した効率的な取組事例について）

個人情報保護に関する法律についてのガイドラインに関するQ & A 〈抜粋〉

（個人情報取扱事業者）

Q 民生委員・児童委員が個人情報を取り扱う場合、個人情報取扱事業者として個人情報保護法の規制を受けるのですか。

A 民生委員・児童委員は非常勤・特別職の地方公務員であり、法第16条第2項第2号における「地方公共団体」の職員に当たることから、民生委員・児童委員として活動する範囲内では個人情報取扱事業者から除かれています。なお、民生委員・児童委員には民生委員法第15条等により守秘義務が課されています。

（第三者提供の制限の原則）

Q 民生委員・児童委員をしています。市町村や民間の事業者から、活動に必要な個人情報の提供を受けられず苦慮しています。提供を受けることは可能ですか。

A 民生委員・児童委員は、福祉事務所などの協力機関として職務を行うものとされており、活動の円滑な実施のためには、個人情報の適切な提供を受ける必要があります。民生委員・児童委員には、民生委員法等において守秘義務が課せられていることも踏まえ、各主体から、その活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましいと考えられます。

民生委員・児童委員は特別職の地方公務員と整理されているため、当該民生委員等への個人データの提供が法令に基づく場合や、当該民生委員等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるため、本人の同意を得ることなく当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、本人の同意を得ることなく当該個人データを提供することができるものと解されます（法第27条第1項第1号及び第4号）。したがって、これらの場合、民生委員等は本人の同意を得ることなく、個人データの提供を受けることは可能と考えられます。



6 地方改善事業等関連

地方改善事業の推進 <施設整備費・事業費>

令和7年度予算案：40.6億円（6年度：40.6億円）
 ・うち、地方改善施設整備費：4.4億円（4.4億円）
 ・うち、地方改善事業費：36.2億円（36.2億円）

地方改善施設整備費

事業目的

- 生活環境等の安定向上を図る必要のある地域住民の生活環境等を改善させるため、隣保館等の共同施設を整備することにより、生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図る。
- また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）を踏まえ、隣保館の耐災害性強化対策（耐震化対策、ブロック塀等対策）の更なる促進を図る。



対象事業

- | | |
|--|---|
| ① 隣保館整備事業 | <実施主体> 市町村
<負担割合> 【間接補助】 国1/2、府県1/4、市町村1/4
【直接補助】 国1/2、政令市・中核市1/2 |
| ② 共同作業場整備、下水排水路整備、
地区道路・橋梁整備、墓地移転整備事業 | <実施主体> 市町村
<負担割合> 【直接補助】 国1/2、市町村業1/2 |

道路整備



地方改善事業費

事業目的

- 生活環境等の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域住民の社会的、経済的、文化的改善向上のため、隣保館や生活館の運営を支援することにより、生活上の課題や様々な人権課題の速やかな解決を図る。

対象事業

- | | |
|---------------------------------|--------------------------------|
| ① 隣保館運営事業 | ② 生活館運営事業 |
| <実施主体> 市町村 | <実施主体> アイヌ集落を有する市町村 |
| <負担割合> 【間接補助】 国1/2、府県1/4、市町村1/4 | <負担割合> 【間接補助】 国1/2、道1/4、市町村1/4 |
| 【直接補助】 国1/2、政令市・中核市1/2 | 【直接補助】 国1/2、札幌市・旭川市1/2 |

地方改善施設整備費 < 国土強靱化分 >

事業目的・概要

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）を踏まえ、隣保館の耐災害性強化対策として、耐震性が無い場合の耐震化整備及び倒壊の恐れがある等安全性に問題のあるブロック塀等が設置されている場合の改修整備に要する費用を補助する。

対象事業

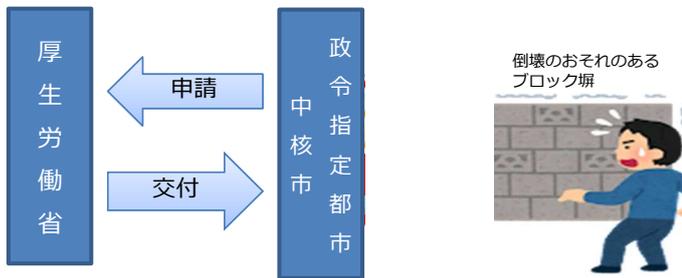
- 隣保館整備事業のうち、
 - ① 耐震化整備事業
 - ② ブロック塀等改修事業

<実施主体> 市町村
<負担割合> 【間接補助】 国1/2、府県1/4、市町村1/4
【直接補助】 国1/2、政令市・中核市1/2

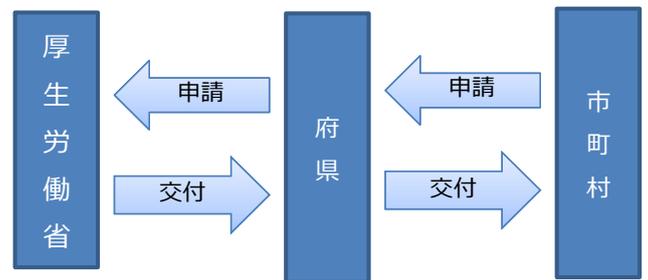


補助の流れ

■実施主体（設置主体）が政令指定都市・中核市の場合



■実施主体（設置主体）が一般市町村の場合



隣保館・生活館における物価高騰への支援

重点支援地方交付金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金） 内閣府所管

- 内閣府では、エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図るため、「デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）」への対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」（重点支援地方交付金）を創設。
- エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「低所得世帯支援枠」及び「推奨事業メニュー」実施のため追加。

【推奨事業メニュー（事業者支援）】～抜粋～

⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）



重点支援地方交付金を活用した婦人保護施設及び救護施設等の支援について

< 令和6年12月6日付け事務連絡 > から抜粋

- 現下の物価高により厳しい状況にある婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所、救護施設、更生施設、授産施設、社会事業授産施設、日常生活支援住居施設、隣保館及び生活館等に対し、エネルギー価格や食料品価格の高騰に対する支援や施設整備における資材費の高騰分への支援について、他の自治体の事例も参考にしながら、同交付金を積極的にご活用いただくとともに、緊急かつ実効性のある支援につなげるため、年内の予算化に向けた検討を速やかに進めていただきますようお願いいたします。

エネルギー価格（運営費）・資材価格（施設整備費）の高騰により影響を受けた隣保館及び生活館については、重点支援地方交付金の公布の対象となりうる。
【内閣府地方創生推進事務局と協議済み】



交付金を活用する場合は、自治体から内閣府地方創生推進事務局への申請が必要です。



アイヌの人々の生活環境の向上

令和7年度予算案：3,618,528千円
(令和6年度予算額：3,618,528千円)
※うち、生活館分：86,885千円
(86,885千円)

生活館の運営への支援

- 生活館は、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民に対して、生活上の各種相談事業をはじめ、社会福祉等に関する事業を総合的に実施することにより、地域住民の生活環境の改善を図るとともに、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民交流の場としても、重要な役割を担う施設である。
 - このため、その運営に要する費用について、令和5年度においても引き続き、「地方改善事業費補助金」において支援を行う。
- | | | | |
|---------|---------|--------------------|----------|
| □ 基準額： | <運営費> | 1館あたり | 908,000円 |
| | <活動推進費> | 1館あたり | 176,000円 |
| □ 負担割合： | (直接補助) | 国1/2、札幌市・旭川市1/2 | |
| | (間接補助) | 国1/2、北海道1/4、市町村1/4 | |



対面相談



アイヌの
伝統的文様

生活相談充実事業（アイヌの人々のための電話相談事業）の実施

令和7年度予算案：6,108千円
(令和6年度予算額：5,793千円)

- 北海道内に限らず存在するアイヌの人々からの生活上の悩みなどの電話相談に対応し、孤独感の解消を図るとともに、必要に応じ、地方公共団体、人権関係諸団体及びアイヌ関係団体等へ紹介等を行う事業である。
 - 当該事業の実施に当たっては、以下の要件を満たす専任の電話相談員を配置するとともに、事業を円滑かつ効果的に実施するため、国及び地方公共団体の人権担当部局との連携を図るためのネットワークを備えていることを条件として、これを満たす団体への委託により実施している。（※令和5年度は（公益財団法人）人権教育啓発推進センターへ委託）
- ① アイヌ文化・歴史、生活、人権などに精通していること。
 - ② アイヌの人々からの相談実績があること。
 - ③ 社会福祉、人権課題等に精通し適切な対応を行えること。



電話相談

隣保館を地域福祉計画等に位置づけている例① 和歌山県地域福祉推進計画（改訂版） 2020（令和2）年度～2024（令和6）年度（抜粋）

第7章 市町村地域福祉計画の策定支援

1 計画策定の基本的留意事項

(7) 地域資源の活用

- 包括支援体制を整備していくためには、その「拠点となる場所」、そして「核となる人材」が必要であり、これらの地域資源を活かして、人が集まる機会を創意工夫して作っていくことが大切です。
- 拠点の要件は、住民がいつでも気軽に立ち寄れ、集まることができることであり、それにより情報共有や関係者間の連携が強化されます。

拠点としては、公民館、集会所、社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、保育所、隣保館、児童館等）、学校の空き教室、空き店舗等、市町村内のあらゆる資源を再評価し、活用していくことが大切です。

例えば、隣保館については、1997（平成9）年の国の通知により、同和問題の解決という本来の目的を踏まえた上で、第二種社会福祉事業を行う施設として位置付けられました。2002（平成14）年には、地域社会の全体の中で、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う施設とする趣旨の国の通知があり、その役割は拡大しています。今後は、高齢者の介護予防や生きがいづくり事業はもちろんのこと、地域の実情にあった多様な事業展開を実施するとともに、生活困窮者自立相談支援機関との連携等により、相談機能を強化し、地域福祉の推進の拠点として活用されることが望まれています。

このように制度改正等により、施設運営の目的や実施事業等が拡大、変化している中で、地域福祉計画の策定に当たっても、地域資源を見直し、その活用を図っていくという視点が必要となります。

隣保館を地域福祉計画等に位置づけている例② 第4期大阪府地域福祉支援計画※（中間見直し版） ※2019年度～2023年度（抜粋）

《第4期計画における具体的取組》

（市町村における包括的な支援体制の構築）

- ▼ 市町村の高齢・障がい・児童・生活困窮などの福祉関係部署をはじめ、住まいや教育、就労、保健センターなどの関係部署や市町村社協や社会福祉法人、**隣保館**（※）などの関係機関が連携し、包括的な支援体制が構築・拡充されるよう、市町村訪問による助言、先進事例や最新情報の提供などを通じて、市町村を支援します。

《第4期計画における具体的取組》

（生活困窮者への支援）

- ▼ 自立相談支援事業については、地域社会からの孤立などにより支援につながっていなかった生活困窮者を早期に発見し、適切な支援につなげるため、CSW、地域包括支援センター（※）や**隣保館**（※）など既存の相談事業などと密接に連携し、相談機能のネットワーク化を促進します。

また、第4期大阪府地域福祉支援計画（中間見直し版）で「隣保館」について以下のように解説している。

- ・地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う社会福祉法に基づく隣保事業を実施。
- ・「地域共生社会」の実現に向けた市町村における体制整備において、地域福祉の推進を担うことのできる機能を有している関係機関の一つ。

7 消費生活協同組合関連

生協とは

消費生活協同組合法は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。

そのため、消費生活協同組合は、利用者（消費者）である組合員自身が出資し、意思決定や運営に参画することにより、宅配や店舗での商品供給や共済、医療、福祉といった事業を実施するとともに、組合員同士の助け合い活動や暮らしに関わる学習活動などを行うものである。

要件（組合基準）

- ・一定の地域又は職域による人と人との結合（相互扶助組織）
- ・加入・脱退の自由
- ・剰余金の利用分量割戻し
- ・政治的中立
- ・組合員の生活の文化的経済的改善向上のみを目的
- ・組合員の議決権・選挙権の平等
- ・出資に対する割戻しに係る限度の設定

出資

- ・組合員は出資1口以上を有しなければならない

組合の運営

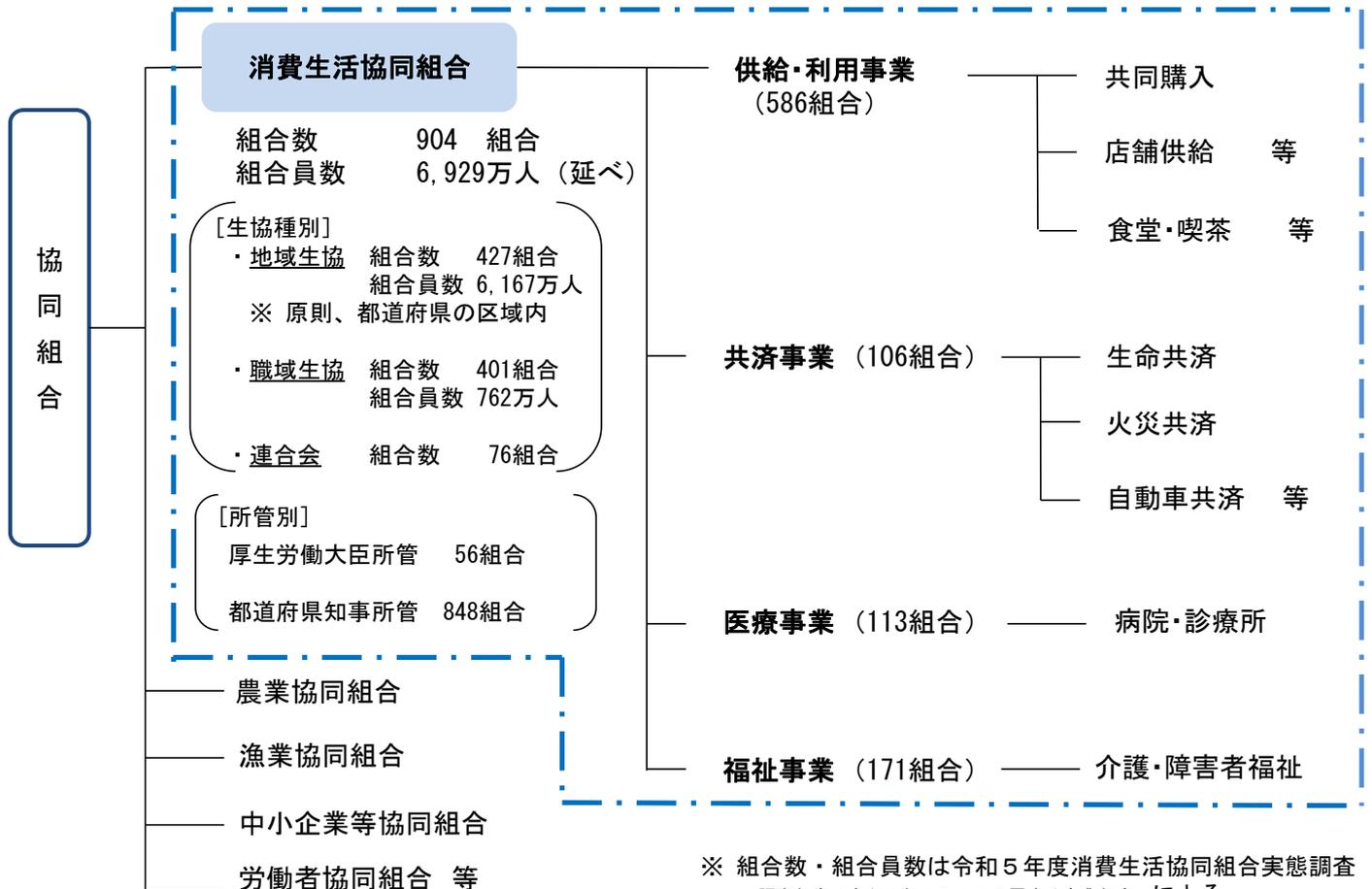
- ・意思決定 → 総会（組合員が500人以上の場合、総代会設置可）
- ・執行 → 理事（5人以上）
- ・監査 → 監事（2人以上）

組合の事業

- ・組合員への最大奉仕、非営利を原則として事業を実施
- ・組合員以外への利用は原則禁止。ただし、員外利用を限定的に認めている。

- ・供給・利用事業（宅配、店舗等）
- ・共済事業（※）（生命共済、火災共済、自動車共済等）
 - ※ 兼業規制
共済事業を行う一定規模以上の生協は、契約者保護の観点から、受託共済事業、教育事業、附帯事業及び保険代理業のほか、他の事業を行うことができない。
- ・医療事業（病院・診療所）
- ・福祉事業（介護・障害者福祉）
- ・その他（生活文化事業、附帯事業）

事業の種類と現状



※ 組合数・組合員数は令和5年度消費生活協同組合実態調査（調査年度は令和4年4月1日の属する事業年度）による

生協による地域課題の解決及び地域福祉に資する取組事例(第三弾)

番号	生協名	地域課題 ①買い物支援 ②高齢者等の見守り ③コミュニティづくり ④子育て支援 ⑤住まい支援	事業実施地域	実施内容(概要)
1	生活協同組合 コープさっぽろ	① ④	北海道179市町村中 ① 138市町村 ④ 3町村	道内自治体との意見交換を通じて把握した各自治体の課題を解決するため、自治体と連携して実施する社会貢献活動を事業化。自治体との連携による協働事業として実施。
2	生活協同組合 コープあおもり	④	青森県 青森市、 八戸市、五所川原市、 三沢市	県社協が実施する、社会的に孤立した家庭に商品を提供する「こども宅配おすそわけ便」に対し、食料品等を無償で提供。子育て世帯や子どもに対する支援を継続的に、これらの世帯とのつながりを構築したうえで必要な時に必要な支援を実施。
3	みやぎ生活協同組合	④	宮城県 仙台市	宮城県と仙台市より、生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業を受託し、暮らしや家計、お金に関わる悩みを抱える相談者の暮らしの改善・家計再生支援を実施。
4	生活協同組合 コープみらい	④	千葉県、埼玉県、 東京都	千葉県、埼玉県、東京都の組合員のうちの「ひとり親世帯の高校生」を対象とした「奨学金給付事業」を実施。 【事業概要】 ・ 高校3年間、月額1万円を給付 ・ 返済不要
5	福井県民生活協同組合	③	福井県 越前市	デイサービスセンターの認知症高齢者等の利用者が、ひとりひとりやりたいことを実現できる『「ハタラク」デイサービス』を運営。
6	生活協同組合 コープぎふ	①	岐阜県 飛騨市、 高山市、白川村	飛騨市、濃飛バス、コープぎふの3者が協力し、市営バスを活用した貨客混載事業の展開による、買い物困難地域等に対する支援を実施。
7	トヨタ生活協同組合	③ ④	愛知県 豊田市、 みよし市	豊田市に居住する、生協を利用する子育て世帯を対象に、店舗を拠点とした支援を実施。 1. 家計応援：子育て世帯の家計を応援(商品の値下げ、割引) 2. 楽しさ：子どもと楽しめる売り場づくり 3. 商品：離乳食やお菓子など商品の充実 4. 生活サポート：買い物ついでサービスの充実
8	生活協同組合 コープあいち	②	愛知県 豊明市	豊明市に居住する高齢者や障害のある方の、日常生活のちょっとした困りごとを支援する生活支援サービスを実施。
9	生活協同組合 コープみえ①	① ③	三重県 桑名市	桑名市社協が運営する、多世代共生施設内にある店舗へ生協商品を提供し、買い物に不自由する高齢者等を支援。
10	生活協同組合 コープみえ②	④	三重県 伊賀市	伊賀市社協が実施する、生活困窮者等を対象とした食料や日用品等を支援する活動に対し、組合員から返品された商品を支援物資として供給。 寄付物品だけでは欠品する商品については、供給要請を踏まえ有償でも供給。
11	大阪いずみ市民生活協同組合	③	大阪府 大阪狭山市、 八尾市、堺市、高石市	「学び、つながり、支え合う」ことをコンセプトに、生協の施設を、地域住民が、団らんや自分時間を求めて自然と立ち寄れる「まちに開かれたリビング」として開放。 「自分がやりたい」と思う活動を通して、「人と人とのつながり」が生まれ続ける場所づくりを目指すプロジェクト。
12	生活協同組合 コープこうべ	① ② ③ ⑤	兵庫県 神戸市、 尼崎市、他	1. 住宅支援：住宅要配慮者に対する、市営住宅の空き家の提供の支援。 2. 買い物支援：近所にお店がない高齢者に対する、お店までの送迎等の支援。 3. 地域のつながりづくり：福祉作業所の利用者による協働宅配。 4. 助け合える地域づくり：ご近所の困りごとを、ご近所同士が助け合い、解決することができる地域づくりのデジタル化。 5. 女性支援：住宅取得が困難なシングルマザーや若年女性、外国人留学生等を支援する居住支援法人への遊休資産の提供。
13	市民生活協同組合 ならコープ	① ②	奈良県 川上村	「ならコープ」が川上村の高齢者を対象に実施していた宅配業務を社団法人に委託し、村内の高齢者に対する宅配業務と見守り活動を併せて実施。 村内での雇用創出、地域振興、誰もが安心して住み続けられる仕組みの構築に貢献。
14	鳥取県生活協同組合	① ② ③	鳥取県 米子市	米子市の県営団地入居者の高齢化、孤立化に加え、近所にあったスーパーマーケットの閉店に伴い、買い物に困難を来す県営団地に居住する高齢者への支援を目的として自治会が設置した「支え愛の店ながえ」において生協商品を提供。 「支え愛の店ながえ」における夕食宅配にあわせて見守り活動を実施。
15	生活協同組合 おかやまコープ	② ④	岡山県 全域	屋内外の掃除、食事づくり、洗濯等の「ふだんの暮らしの中での困りごと」を、「困ったときは、お互いさま」の精神で、組合員が応援者として、自分のできる範囲でお手伝い。
16	エフコープ生活協同組合	④	福岡県 大宰府市	エフコープと4つの企業・団体が協働で「子ども応援団」を組織し、生協の配送センターを活用したフードバンク活動等で集めた食品の配布など、「食」に因る世帯を支援。
17	生活協同組合 コープかごしま	① ③	鹿児島県 薩摩川内市	薩摩川内市社協などと協力した、無店舗配達と公民館活動の連携による、買い物に困難を来す高齢者を対象にした買い物支援と地域コミュニティ活動の場の提供。

地域課題 ①買い物支援 ④子育て支援

自治体との連携による協働事業(買い物困難者対策、給食支援) 生活協同組合コープさっぽろ(北海道)

【事業実施地域】

北海道内179市町村中
《移動販売車》138市町村
《スクールランチ》3町村

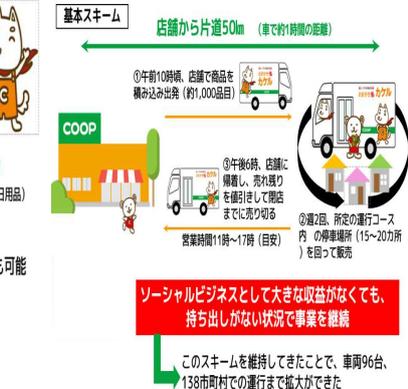
- 専務理事直轄の組織として設置した地域政策室(自治体職員の受入を実施)が、道内自治体との意見交換を通じて把握した各自治体の課題を解決するため、自治体と連携して実施する社会貢献活動を事業化
- 課題解決に向けて生協ができることを6つのテーマに整理し、自治体との連携による協働事業として実施
 - ①買い物困難者対策(配食、移動販売)、②給食支援事業(スクールランチ)、③エネルギー事業、
 - ④健康寿命延伸事業、⑤食品製造事業、⑥共助移動支援

特徴的な活動の紹介

(1) 移動販売車(おまかせ便カケル)

A 概要

- ① 主な利用者は交通弱者の高齢者 ⇒ 今後も増加(運転免許の返納、歩行困難、宅配注文書の記入困難)
- ② 店舗商品を積み込むため、商品構成はコンビニの約2分の1(おおよそ1,000種類(総菜・精肉・野菜・果物・惣菜・食品・飲料・日用品))
- ③ 「御用聞き」で機会ロスをなくし、確実に商品を届ける
- ④ 決まった曜日、時間に所定の停車場所で買い物 収納代行も可能



(2) スクールランチ

179市町村のうち完全給食未実施は7町村
ミルク給食：様似町、奥尻町、愛別町、中川町、音威子府村、初山別村
補助給食：小平町

- 完全給食未実施の自治体では、毎日お弁当を持参
- 共働き世帯が増加する中で、毎日のお弁当作りは負担が大きい
- 給食センターの建設には、膨大な初期費用がかかる
- 調理人などの人材確保が難しい

厳しい財政状況、少子化で給食センターの新規建設は非現実的

コープフーズの工場調理した食事を提供
⇒「給食」ではないが、保温・保冷され、栄養にも配慮された食事の提供

あたたかい昼食の提供〜スクールランチのスタート
様似町(2021.9〜)、愛別町・初山別村(2022.4〜)



行政や他の組合、医療・福祉事業者等との連携等

・自治体との連携

課題や今後の取り組み

- 課題
 - 176. 車いすの方が利用できない。等
- 今後の取り組み
 - ・店舗空白地域への参入

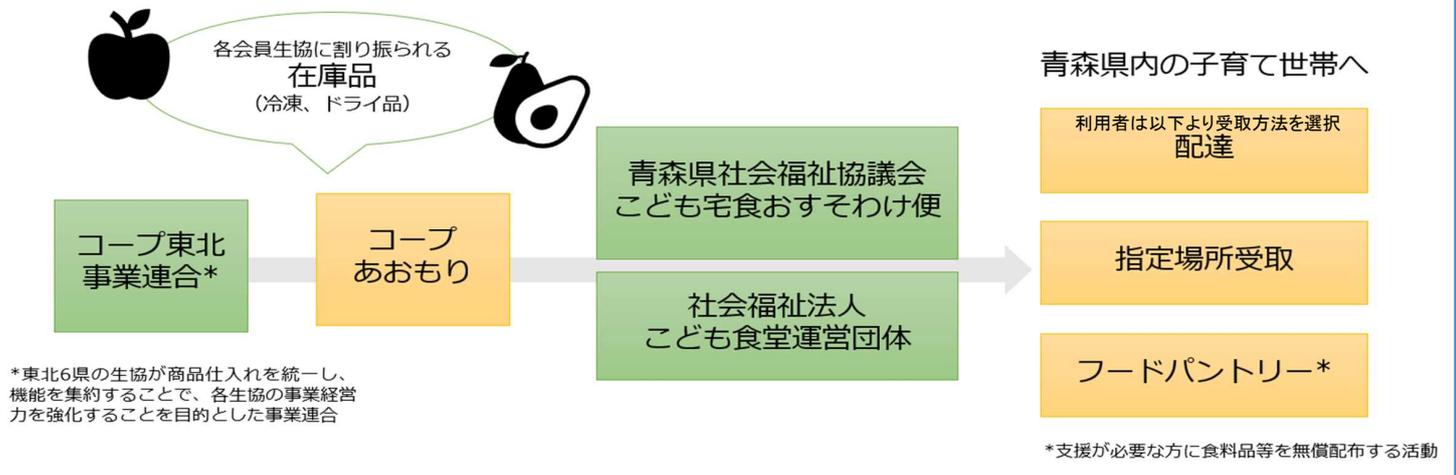
「こども宅食おすそわけ便」への物品無償提供 コープあおもり（青森県）

【事業実施地域】

青森県青森市、八戸市、
五所川原市、三沢市

- 青森県社会福祉協議会が実施する、社会的に孤立した家庭に対する安定的な商品提供体制の構築を目的とした、「こども宅食おすそわけ便」に、コープ東北事業連合から定期的に振り分けられる余った食料品等の一部を無償で提供
- 所得や貧困の格差が広がる社会において、子育て世帯や子どもに対する支援を継続的に行うことにより、これらの世帯等とのつながりを構築し必要な時に必要な支援を実施

特徴的な活動の紹介



行政や他の組合、医療・福祉事業者等との連携等

・社協などと連携

課題や今後の取り組み

- 課題
 - ・高齢者がストレスなく、宅配を利用できるよう商品カタログの注文用紙の改善
 - ・消費期限が長いお弁当の開発を進める。
- 今後の取り組み
 - ・本事業の継続、新たに地域の居場所づくりを検討

生活相談・家計再生支援貸付事業 みやぎ生活協同組合（宮城県）

【事業実施地域】

宮城県と仙台市
から受託

- くらしや家計、お金に関わる悩みを抱える方からの相談に対し、家計の収入、支出状況を整理、認識してもらいながら、改善策、解決策を相談者と一緒に考える相談室を設置
 - 宮城県と仙台市より、生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業を受託するなど、行政や関係機関と連携した、地域における相談者の暮らしの改善・家計再生を支援
- ※ 事業開始から9年半を経た支援実績・相談総数6,954件、貸付支援1,249件、貸付支援金額累計10億4,562万円

特徴的な活動の紹介



●くらしと家計の相談室(生活相談・家計再生支援貸付事業)

突発的な資金需要や教育費の捻出など、お金に関する様々なご相談を承ります。生協独自の貸付も行っています。宮城県と仙台市の相談事業所も受託しています。

みやぎ生協では、くらしや家計、お金に関わる悩みを抱える方からのご相談をお受けし、現在の家計の状況を整理し、認識してもらいながら、改善策、解決策を相談者と一緒に考えていく「くらしと家計の相談室」を2013年9月に開設しました。組合員加入の有無は問わず、事業圏域の生活者を対象に、相談料無料で相談をお受けしています。

この事業では、相談の結果の解決手段の一つとして「貸付支援」も行っています。これは、単に資金需要者の収入要件などから判断して融資を行うような、貸付を目的とした事業ではありません。その時の一時しのぎではなく、相談者が自ら家計の改善を望み、持続可能な家計に立て直すべく一緒に考えます。そして改善、解決の方法として資金の調達の有効であり、他機関からの借り入れが困難な場合は、組合員に対して生協から直接、貸付支援を実行するというものです。

みやぎ生協家計再生支援貸付 融資条件（貸付には審査があります。）

対象/他の制度利用に該当せず、貸付により家計再生が図られると判断でき、返済が無理なく出来る方。	
金利/年9.0%	融資限度額/300万円(※1)
返済方式/元利均等返済等	返済期間/5年以内
遅延損害金/年14.6%	その他/連帯保証人または家計管理人(※2)が必要です。

●この融資の際はみやぎ生協のメンバー(組合員)となるために1000円以上の出資金が必要です。

●事業資金を用途としたこの融資はできません。

※1 収入や資金用途により異なります。

※2 家計管理人とは非消費者は問いませんが借主の家計再生に向けての協力や支援、生協との連絡や調整役など件主者の役割を担っていただきます。

行政や他の組合、医療・福祉事業者等との連携等

・宮城県と仙台市からの受託事業、困窮者支援団体等との連携

課題や今後の取り組み

- 課題
 - ・自治体事業による地域貢献を進めながら、事業運営基盤と相談員体制の安定を図る。
- 今後の取り組み

ひとり親家庭の高校生への奨学金給付 生活協同組合コープみらい（千葉県・埼玉県・東京都）

【事業実施地域】

千葉県、埼玉県、東京都

- 経済的な理由から高校を中退することなく、その後の大学などへの進路を後押しすることを目的として、千葉県・埼玉県・東京都のひとり親家庭の高校生を対象に、返済不要の奨学金(月額1万円)を高校3年間給付
 - 組合員から集まった募金(奨学金応援サポーター募金)を基に、組合員による「たすけあい活動」として、困窮するひとり親家庭を支援
- ※ 事業開始から5年を経た募金額:累計3億1,384万円

特徴的な活動の紹介

奨学金給付の枠組みについて



少数の奨学生に多くの奨学金を給付するのではなく、**多くの奨学生に給付**をしてお役立ちいただくため

月額
1万円

経済的に大変な家庭に対応し、**家計の応援**をすることで奨学生が高校生活に少しでも専念できる環境をつくるため

返済不要
の奨学金

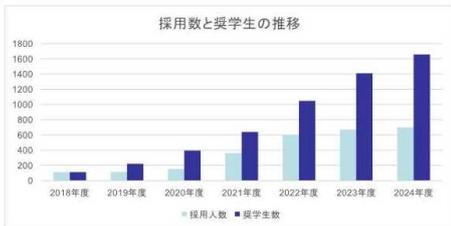
奨学生が中退することなく**卒業まで応援**するため

3年間の
給付

※2018年度スタート、2020年度からは在校生も給付対象に追加
制度を知らなかったの声、在学中にひとり親になった人への対応



※2024年度より応募の収入上限設定



組合員どうしの助け合いの制度
コープみらいの組合員の「たすけあいの活動」として進めています

奨学金給付金の財源として組合員の「奨学金応援サポーター募金」を募集

※募金は奨学金給付以外には使いません。宣伝広報や運営事務費等の経費はコープみらい財団が負担しています。

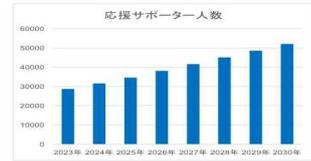
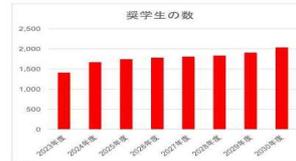
- 奨学金サポーター募金は一口100円単位で、毎月1回宅配の商品代金と一緒に引き落とし。
- 店舗ではレジでの募金、口座登録とあわせての申し込み



宅配は年1回チラシ折り込みや広報紙等でお知らせ
店舗はチラシの配架・ポスター掲示でお知らせ

奨学金給付事業の今後の計画

当面の目標は、2030年度に2,000人の奨学生にそのために2030年度で50,000人の応援サポーターに



この計画の達成のためには毎年3,000人以上の応援サポーターの拡大が必要です。一人でも多くの高校生の夢が叶えられるように、助け合いの輪を広げたいと思っています。

行政や他の組合、医療・福祉事業者等との連携等

・千葉県、千葉市、埼玉県、さいたま市の中学校長会や教育委員会、3都県内の労働組合、社会福祉協議会、フードバンク等と連携、取り組みを共有

課題や今後の取り組み

- 課題 一
 - 今後の取り組み
- ・奨学金応援サポーターの増加による当システムの維持・拡充

はたらくデイサービス 福井県民生活協同組合（福井県）

【事業実施地域】

福井県越前市

- 高齢になっても認知症があっても、「自分らしく暮らし続けられる地域共生社会づくり」に向けて、デイサービスセンター職員と認知症の利用者を、共に過ごす仲間(メンバー)と位置づけ、「メンバーの想いを一緒に実現する」ことを大切に、ひとりひとりがやりたいことを実現できる場所である『はたらく』デイサービスを運営
- メンバー総数17名、1日平均6人のメンバーが様々な活動に参加し、地域貢献に寄与

特徴的な活動の紹介

(事業所名) 県民せいきょう 丹南きらめき あったかホーム
(事業通称) BLG丹南
(事業種別) 認知症対応型通所介護(越前市指定)
(開設年月) 2011年12月
※ BLG開始年月: 2020年4月
(利用定員) 1日 12名(月曜日～金曜日)
(職員人数) 6名(相談員1名、介護員3名、看護師1名)

【BLGでの活動】※

- ・福井トヨタ(洗車等)
- ・ハーツたけふ(スーパーでのPOP(値札)切り)
- ・買い物代行の宅配業務委託(有償のお仕事)
- ・地域神社清掃
- ・畑、花壇
- ・ボランティア活動(保育園への雑巾、ゴミ箱、読み聞かせ)
- ・事業所内でのオンゴト

※ **Barriers** (障害) **L**ife (生活) **G**athering (集いの場)
「はたらく」を通じて 地域・社会・仲間と つながるコミュニティ



福井トヨタ店舗での活動
週2回、2~3人で活動、報酬なし
洗車、店内清掃など



畑で育て収穫した野菜を販売
何を植え育てるかもメンバーで決める
大根、はくさい、とうもろこし
ニンジン、枝豆、じゃがいも など



生協の買い物代行「おつかいさん」
注文された商品の配達にはメンバーも
毎日7件程度を担う

行政や他の組合、医療・福祉事業者等との連携等

・福井県事業を受託し、行政職員や県内介護事業所職員向けに認知高齢者等の社会参加促進セミナーを開催している。

課題や今後の取り組み

- 課題 一
 - 今後の取り組み
- ・誰もが豊かに暮らせる地域社会の実現を目指す。

飛騨市、濃飛バス、コープぎふによる買い物困難者への買い物支援 生活協同組合コープぎふ（岐阜県）

【事業実施地域】

岐阜県飛騨市、高山市
白川村

- 飛騨市と濃飛バス、「コープぎふ」が協力して、飛騨市内の中山間地域など、買い物困難地域を運行する市営バスに生協の商品を積載（貨客混載）しお届けする、買い物支援を実施
- 行政と市営バス、生協が協力し、創意工夫を重ねて、生協の宅配では配達できない中山間地域の買い物困難者を支援
※山ノ村地区は標高約1,000m市街地から車で約50分、地域内にスーパーはない

特徴的な活動の紹介

自動車運送業の生産性向上プラン



自動車運送業の担い手不足と人口減少に伴う輸送需要の減少により、過疎地域等において人流・物流サービスの持続可能性の確保が深刻な課題となっている。

自動車運送事業者が旅客又は貨物の運送に特化した従来のあり方を転換し、サービスの「かけもち」を可能とする。

制度改正前

制度改正後

【乗合バス】

【乗合バス】

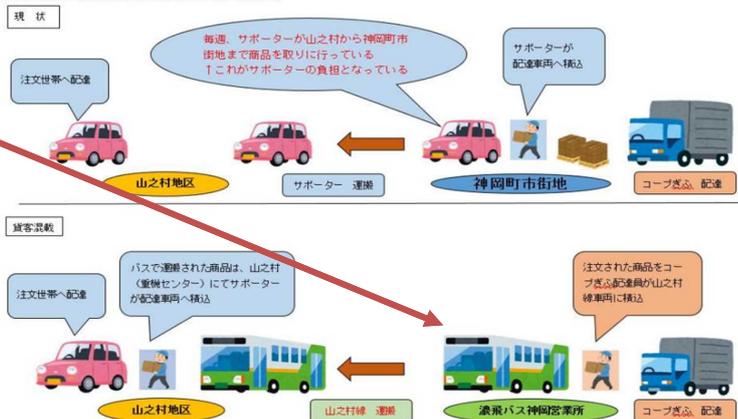


350kg未満の荷物を運ぶことが可能
(道路運送法第82条)

350kg以上の荷物を運ぶことを可能とする
(貨物自動車運送事業の許可を取得)
※350kg未満の荷物を運ぶ場合は、今まで通り許可不要

貨客混載 お届けイメージ

ひだまろ山ノ村線 貨客混載のイメージ



行政や他の組合、医療・福祉事業者等との連携等

市、バス会社との業務提携

課題や今後の取り組み

- 課題
 - ・引き続き、お届けの担い手を探すことで事業の継続を担保
- 今後の取り組み
 - ・買い物支援が持続可能なシステムとして維持できるよう態勢管理を整備
 - ・今後とも事業に関わる多様な実証実験を繰り返す。

地域課題 ③コミュニティづくり ④子育て支援

子育て支援「すくすく応援事業」 トヨタ生活協同組合（愛知県）

【事業実施地域】

愛知県豊田市、
みよし市

- 豊田市と連携した子育て支援活動を実施
- 豊田市内でサービスを利用する子育て世帯を支援するため、店舗を拠点として4つの分野における取り組みを強化
 - ①家計応援：子育て世帯の家計を応援（生協商品の値下げ、割引）、②楽しさ：子どもと楽しめる売り場づくり、③商品：離乳食やお菓子など商品の充実、④生活サポート：買い物ついでのサービスを充実
- 全店舗にて、毎月、子育て世帯の家計を応援する企画を実施

特徴的な活動の紹介

①「家計応援」

第1・3土日は

すくすく応援デー
はぐみんカードのご提示で

5%OFF 全品

お菓子売場の改装

キッズステップカートミニの導入

・本店のお菓子売場を拡大改装
カラフルで明るい売場装飾を施し楽しさを演出
ママと一緒に楽しい買い物を体験

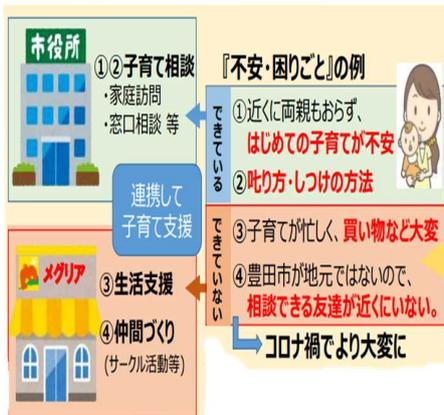
②「楽しさ」

お菓子売場の改装

キッズステップカートミニの導入

・本店のお菓子売場を拡大改装
カラフルで明るい売場装飾を施し楽しさを演出
ママと一緒に楽しい買い物を体験

豊田市と連携した子育て（支援イメージ）



③「商品」

CO・OPきらきらステップ・キッズ

- ・宅配でも大好評の離乳食
- ・34アイテム展開(本店・地域3店舗)
(内訳) 冷凍食品17i 常温品17i

子育て応援シリーズ①

ママ＆パパの声から生まれた
離乳食 幼児食

きらきらステップ

④「生活サポート」 子供ベビー用品レンタル

- ・本店、地域サービスカウンター、宅配での取り次ぎを開始
- ・チャイルドシート、ベビーベッド、ベビーカーなどのレンタル受付



行政や他の組合、医療・福祉事業者等との連携等

・豊田市(2022年11月)・みよし市(2023年3月)と包括連携協定締結

課題や今後の取り組み

- 課題
 - ・
- 今後の取り組み
 - ・現行事業に関する顧客分析、アンケートでの評価を踏まえた改善により、一層の取り組みを定着化させる。

軽度の高齢者向け生活支援サービス 保育所や高齢者施設など法人への商品供給 生活協同組合コープあいち（愛知県）

【事業実施地域】
愛知県豊明市

- 豊明市と2つの生協と1つの農協が協力して、高齢者や障害のある方の日常生活上の「ちょっとした困りごと（掃除、洗濯、電球交換、病院への同行など）」を、市民がサポーターとなり、お互いさまの気持ちで支援するしくみ（「ちゃっと」）を構築
- 利用者と登録サポーターは増え続け、月間で延べ200人が利用するサービスに成長し、高齢者等の見守り支援に寄与
- 急速に進む高齢化の中、元気な住民による支援により、住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくりに貢献

特徴的な活動の紹介

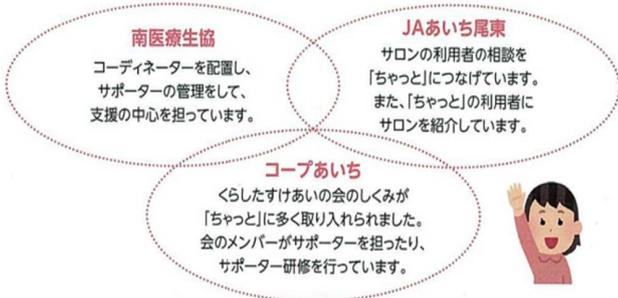
- 豊明市は、在宅の介護事業所が少なく、人口比率では県下2番目の低さ
- 介護保険制度の改定で軽度者の対応は市町村となり、豊明市としての取り組みを検討

3つの協同組合は、それぞれが地域の住民への支援活動をしていました。

協同することで、もっと住民への支え合いができると思い、新しいしくみの「ちゃっと」（豊明市委託事業）に取り組んでいます。

※「ちゃっと」とは、豊明市で行われている生活のちょっとした困りごとに対応する活動、サービスは豊明市の3つの協同組合（コープあいち、南医療生協、JAあいち尾東）により実施

行政と3つの協同組合が一緒になって地域の支え合いを広げています。



「ちゃっと」のしくみ 高齢者の生活の困りごと（掃除、洗たく、電球交換、病院への同行など）に対応してサポーターが支援します。30分、250円でを行っています。



「ちゃっと」の利用は36人・364.5時間（2018年7月の1カ月間）、サポーター登録は138人です。

行政や他の組合、医療・福祉事業者等との連携等

- ・豊明市からの受託事業
- ・員外利用許可済み(R4)

課題や今後の取り組み

- 課題
・特に若年層のサポーターを増やし、幅広い年代による事業としたい。
- 今後の取り組み
・サポーター登録数を増やし、市民になくはならない事業を目指す

多世代共生施設の店舗へ商品を提供し、コミュニティの再形成を目指す 生活協同組合コープみえ（三重県）

【事業実施地域】
三重県桑名市

- 桑名市社会福祉協議会が運営する多世代共生施設「らいむの丘」(※)内にある店舗「らいむショップ」に対し、桑名市社会福祉協議会と連携協定を締結し生協商品を提供
 - 高齢化が進み、丘陵地にある住宅地では買い物困難者が増加する中、買い物に不自由する高齢者等への支援を通じて地域共生社会の実現を目指す
- ※…看護老人ホーム、児童発達支援事業所、母子生活支援施設、生活介護事業所、保育園など分野を超えた8つの福祉施設などが一カ所に集まり、福祉サービスを一体化させた施設。
誰もが支え、支えられる新たなコミュニティを構築するための拠点として設立。

特徴的な活動の紹介

地域の課題解決に向けた三つの柱

- コミュニティの再形成
らいむの丘がある松ノ木地区は、約1,500世帯(約4,500人)の住宅地でありながら、人と人、人と地域のつながりが希薄化し、住民の孤立が進行。
→店舗への来訪をきっかけに、らいむの丘が地域住民の集う拠点となることを目指す
- 施設入所者や利用者のくらしを支えるお買いもの
敷地内の施設や事業所の利用者については、通常の買い物に困難を抱えている。
→らいむショップは、買い物困難者が生活用品を購入する店舗であり、そこへ商品を提供することでくらしを支える。
それぞれのペースでゆっくり買い物ができるよう、スローレジを実施。
- 施設周辺の高齢化への対応
同地区の高齢化率は30%を超え、2025年には周辺の高齢化率は40%近くになる見込み。
→現在も、店舗利用者の約半分が地域の方。3~5年後の高齢者・単身者の買い物の不自由さに対応していく。

■供給の仕組み…宅配の仕組みを利用し、週に2回、店舗に商品を提供。品揃えについては、ドライ食品と日用品が中心。



施設の運営委員会において、安心・安全といったイメージのある生協の商品を置いてほしいとの声あり。

- 店舗でのフードドライブの実施
・店舗内にボックスを設置し、利用者に家庭で余っている食品の寄付を呼びかける。
・集まった食品は組合員が仕分け、支援が必要な方へ社協から配布する。



↑員外利用許可を受けて商品を提供している旨を店舗内に掲示。

行政や他の組合、医療・福祉事業者等との連携等

- ・店舗への供給方法を検討するにあたって、コープみえ内の各局(桑名センター、宅配事業部、店舗事業部、仲間づくり・共済部、組織活動推進部)が横断的に連携し、検討チームを発足。
- ・員外利用の許可申請にあたっては、県担当者と綿密な打ち合わせを重ね、スピード感を持って手続きを進めた。
- ・実施にあたって、桑名市社協と「地域共生社会の実現に関する連携協定」を締結。らいむショップに関するもののほか、生活困窮者自立支援、子育て支援、高齢者支援、障がい者支援に関することでも連携・協力。

課題や今後の取り組み

- 課題
・らいむショップの損益改善と安定した運営
・供給方法の改善(宅配の仕組みだと、品切れの際にすぐ補充できないなど)
・利用者の声に応える品揃えの検討(日配品や冷蔵・冷凍品など)
- 今後の取り組み
・らいむの丘全体として、コミュニティの再形成に向けて、人が集う仕掛けづくりを進める
→らいむショップに隣接する「ヴィレッジセンター(交流館)」を活用して、学習会やサロンを開催し、地域の住民の居場所となることを目指す。

市社協との連携による良品返品商品の提供 生活協同組合コープみえ（三重県）

【事業実施地域】
三重県伊賀市

- 伊賀市社会福祉協議会が実施する、貧困その他の事由により生活を営む上で困難を有する者(生活困窮者)を対象とした食料や日用品等を支給する活動に対し、組合員から返品された商品を支援物資として供給
- 生協からの返品された商品だけでは数量や内容にバラつきが生じ、また、小売業者からの提供だけでは供給が追いつかないことから、有償による支援物資の供給要請を受け実施
- 困窮する子育て世帯の支援に寄与

特徴的な活動の紹介

新型コロナウイルスの影響を受けるひとり親家庭や子育て世帯を応援します!!

「もったいない」を「ありがとう」に...
ご家庭などで眠っている食糧のご寄付を募ります!!

募金▶常温保存ができる食品、未開封の子ども用紙おむつ食品は、賞味期限が1ヶ月以上あり、未開封のもの(例)米・レトルト食品(ご飯・おかず等)・缶詰・カップ麺・パスタ・飲料・お菓子など

●賞味期限が明記されていない食品、お酒などの嗜好品は受付できません。
●期間内の持ち込みが難しい場合は、ご相談ください。

日時 2023年 7月24日(月)~28日(金)
時間 8:30~17:00
場所 伊賀市社協各地域センター(直接お持ちこみください)

お問い合わせ先

生活相談会と、米紙オムツ、生理用品を無料でおわたします

対象▶伊賀市にお住まいの、コロナや物価の値上げなどで、生活に影響を受けている世帯

日時 2023年 8月6日(日)
時間 10:00~12:00
場所 伊賀市総合福祉会館 駐車場

提供品▶米、紙オムツ、生理用品、保存食等(なくなり次第終了)

●7月31日(月)までにお申し込みください。
●当日、お預りくださいの申請もできます。
●マイバックス等をお持ちください。
●当日お来場できない場合は、事前にご相談ください。

申込・お問い合わせ先
伊賀市社会福祉協議会
くらしサポートセンターあらいこ
TEL 0593(22)0084



行政や他の組合、医療・福祉事業者等との連携等

- ・生協と伊賀市社会福祉協議会との連携
- ・員外利用許可済み(R3)

課題や今後の取り組み

- 課題
- 今後の取り組み
- ・地域共生社会の実現に向けて、生協が地域社会への貢献活動に取り組むことを目的とする。

みんなで居場所をつくるプロジェクト 大阪いずみ市民生活協同組合（大阪府）

【事業実施地域】

大阪狭山市、八尾市
堺市、高石市

- 「学び・つながり・支え合う」ことをコンセプトに、「大阪いずみ市民生活協」の施設を、地域住民が団らんや自由時間を求めて自然と立ち寄れる場所である「まちに開かれたピング」として開放
- 誰でも気軽にに入れて、つながることができる場所を、「自分がやりたい」と思う活動を通じて作り上げていく取り組みであり、現在4か所(大阪狭山市、八尾市、堺市、高石市)で構築中
- 訪れた人「みんな」で居場所をつくり、その過程やその後において、「人と人とのつながり」が生まれ続ける場所づくりを目指す取り組み

特徴的な活動の紹介

このプロジェクトが始まった背景は？

いま、世の中では社会的孤立が問題視されています。また近年の新型コロナウイルスの影響により、その流れはいつそう進んでいます。「誰ひとり取り残さない」そんな課題を解決する目的で生まれたのがこのプロジェクトです。

「みんなで居場所をつくるプロジェクト」のゴールは？

はじめの頃は「誰もが入れられるようにしたい」という思いから、一緒にお茶したりごはんを食べられるようなサードプレイスが理想だと考えていました。「食べる」という要素が人と人とのつながりづくりを促進してくれるのでは、と思ったからです。でも、いまは決まった目的を持たないというスタンスに変化しました。目的を限定しないことで、どんな人が来ても受け入れることができるし、それが色々な物事が集まってくる理由になるからです。

行政や他の組合、医療・福祉事業者等との連携等

- ・堺市 学習と居場所づくり支援事業
- ・八尾市 まちのコイン地域活性化プロジェクト

課題や今後の取り組み

- 課題
- 今後の取り組み
- ・決まった目的を持たない「サードプレイス」を目指し、住民が団らんや自由時間を求めて自然とピングに立ち寄れるような場所づくりを目指す。

困窮者支援、居住支援、女性支援、買い物支援 生活協同組合コープこうべ（兵庫県）

【事業実施地域】
兵庫県神戸市、尼崎市
他

- 尼崎市内の老朽化する市営住宅の空き住戸を活用し、DV被害女性やシングルマザーなどの住宅確保要配慮者へ提供し、自立を支援
- 「近くにお店が無い、買い物ができない」という組合員への買い物支援。さらに、店舗以外の地域の福祉作業所を宅配商品の受け渡し場所として活用し、その担い手を障がい者の方へお願いするなど、障がい者の就労・実習の場の創出
- ちょっとした助けが欲しい人と助けたい人をスマホのアプリでつなぎ、助け合える地域づくりを目指す
- 住宅取得が困難なシングルマザーや若年女性、外国人留学生などが健やかな生活を送れるよう住まいを提供し、自立を支援

特徴的な活動の紹介

あまがさき住環境支援事業「REHUL(リフル)」

【尼崎市営住宅の課題】
新規入居者の募集停止
→ 空き家の増加や入居者の減少
市営住宅の自治会活動の停滞化
入居者1人当たりの共益費等の負担増 など

【『コープこうべ』が筆頭となるネットワーク「ループ」の創設】
市が直接、当該ネットワークに参加する団体に対し、空き家の使用を許可
→ 【効果】住宅要配慮者への住宅提供期間の大幅な縮減
『コープこうべ』の役割
・市と各団体間、自治体間の調整 など



買い物もん行こカー

- 仕組み
- 毎週1回、決まった曜日・時間に、ご自宅玄関先から店舗まで送迎
 - 利用料は無料
 - 利用エリア
実施店舗から片道約20分程度のエリア
 - 利用対象
①65歳以上
②障害者手帳をお持ちの方
③妊婦中、未就学児をお連れの方
④②③のいずれかを満たすコープこうべ組合員

買い物支援ボランティア活動と連動した取り組みも。組合員同士の助け合いの輪が広がっています。

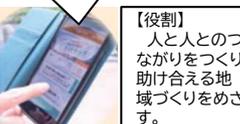


たすけタッチ



ご近所の方のごみ出しを手伝う組合員

ちょっとした助けが欲しい人と助けたい人をスマホのアプリでつなぐ「たすけタッチ」!



【役割】
人と人とのつながりをつくり助け合える地域づくりをめざす。

地域との協働宅配

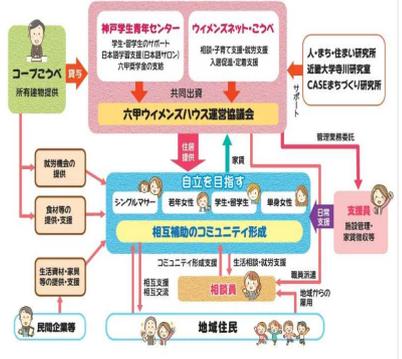
福祉作業所の利用者がコープこうべの宅配商品をお届けを開始。障がいのある方の社会参加・活躍を応援するとともに宅配を通じて地域の買い物支援、高齢者等の見守りにつなげる。



宅配商品をお届けする福祉作業所の利用者

六甲ウイメンズハウス

コープこうべ店舗上層階の元女子寮が生まれ変わって女性のための共同住宅に!



【役割】
・住宅取得が困難なシングルマザーや若年女性、外国人留学生などに対する住まいの提供
・シングルマザーの相談窓口の確保、自立への支援
・職を持たない女性への就業支援、食糧支援。等

行政や他の組合、医療・福祉事業者等との連携等

・市、町、社協、NPO法人、学校、福祉事業所などと連携

課題や今後の取り組み

- 課題
- 今後の取り組み
・多くの地域活動者・組合員に参加を呼びかけ、地域初の協働プロジェクトの芽が生まれることをめざす

自治体が立ち上げた法人へ委託して行う宅配と見守り活動 市民生活協同組合ならコープ（奈良県）

【事業実施地域】
奈良県川上村

- 自治体が立ち上げた社団法人(かわかみらいふ)に、生協の宅配事業を委託し、川上村の高齢者を対象にした宅配業務と見守り活動を併せて実施
- 川上村は、ならコープから人的支援を受け、ならコープがこれまで培ったノウハウや知見を活かして、村のくらしの価値化や魅力の発信、地域資源の利活用など、村づくりを実施(生協職員が自治体の村づくりに自治体へ出向して、参画することは全国初)
- 村内での雇用創出、経済循環による地域振興と誰もが安心して住み続けられる仕組みの構築に寄与
※ 川上村の組合員加入率73.9%(奈良県下1位)

特徴的な活動の紹介

■県内における買い物困難者は増加傾向にあり、「近所には買い物ができる場所がない」、「遠隔地のお店を訪れる手段がない」など地域からの声に応える形で当該取り組みを構築した。

●かわかみらいふとの協業

2016年10月から買い物支援事業を開始。
川上村での宅配事業を川上村が運営する「一般社団法人かわかみらいふ」に委託し、商品のお届けだけでなくコミュニティを大切に、看護師・歯科衛生士との連携した健康相談で暮らしを支える。村内における雇用とサービスの創出と交流の場づくりを目的とした同法人との協業により、利用者数は約420人で7人のスタッフが商品配達時に困りごとの解消や見守り活動を実施。



(一社)かわかみらいふとの協業



移動店舗3号車の運行



御所市見守り協定締結式



大淀町見守り協定締結式

●行政と連携した見守り協定(20自治体)

奈良県、とくに吉野地域は高齢化が進んでおり、外出が困難な方もいらっしゃいます。県全域で見守り協定の締結をすすめ、お買い物支援や夕食宅配サービスなどを通して高齢者の生活を見守っています。

(協定締結行政)
奈良県、奈良市、平群町、香芝市、三郷町、川西町、桜井市、広陵町、葛城市、宇陀市、田原本町、高取町、明日香村、三宅町、生駒市、大和郡山市、橿原市、天理市、御所市、大淀町

行政や他の組合、医療・福祉事業者等との連携等

・川上村と「村づくりに関する包括連携協定」締結
・員外利用許可済み(R4)

課題や今後の取り組み

- 課題
- 今後の取り組み
・いきがいつり農業、訪問型生活サービスの実施
・本拠を県内全域に広げたい。川上村の豊富な水と森の重年を活用したエネルギー事業も検討

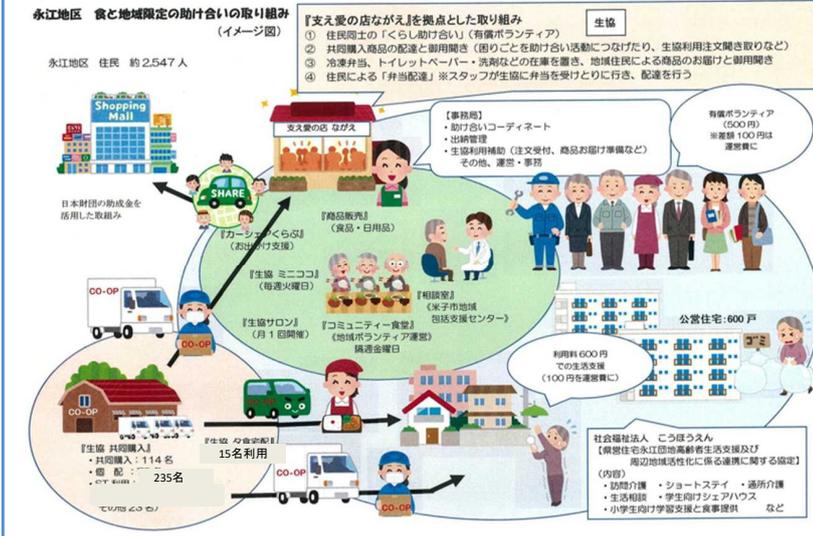
自治会と連携した買い物支援（商品供給）と有償ボランティアによる生活支援 鳥取県生活協同組合（鳥取県）

【事業実施地域】
鳥取県米子市

- 自治会が運営する「支え愛の店ながえ」を拠点として、庭掃除や草取り、部屋の片づけなど、地域のニーズと住民の得意分野を生かす活動を実施
- 地域の人口減少等を理由としたスーパーマーケットの閉店に伴い、買い物に困難を来す県営団地に居住する高齢者を対象とした「夕食配達」や「生協商品」の販売を実施
- 「鳥取県生協」が実施する、介護事業に当たらない簡単な生活のお手伝いを行う取り組みを参考に、自治会と協議のうえ「有償ボランティア活動」を実施

特徴的な活動の紹介

- 県内における人口減少と少子高齢化は今後さらに深刻な問題。特に、高齢者が気軽に歩いて行ける買い物先が無くなる。
- コミュニティ機能の維持をするための活動が重要となり、地域のつながりをどのように作るかが課題
- 将来的に県内市場が縮小されると想定、買い物弱者のさらなる増加への対応から、このような活動をスタートした



お家の片付けや草取り、衣類整理、剪定、ゴミ処理など31名のボランティアさんの登録で200時間を超える活動となっています。



コープ共済連の助成金も活用し、冷凍冷蔵庫を設置。共同購入の仕組みを使い商品を販売しています。



地域の方に「夕食宅配（お弁当）」を配っていただき、声掛けを行っていただいています。「空いた時間でお小遣いも出来て嬉しいわ」との声も。

行政や他の組合、医療・福祉事業者等との連携等

- ・永江地区自治連合会と「地域支援活動に関する協定」締結
- ・コープ共済連が出資する「地域ささえあい助成」を活用
- ・員外利用許可済み(R3)

課題や今後の取り組み

- 課題
 - ・現状、助成に頼った活動にならざるを得ない。
- 今後の取り組み
 - ・助成に頼らない持続可能な取り組みを作り上げる。

は〜と♡ふるネット 生活協同組合おかやまコープ（岡山県）

【事業実施地域】
岡山県全域

- 岡山県内で「ふだんのくらしの中で困りごとがある方」からの連絡を受け、相談・調整を担当するコーディネーター（組合員）が仲介し、予め登録した応援者（組合員）が、屋内外の掃除・食事づくり・洗濯など、自分のできる範囲の手助けを実施
- 「困ったときは、おたがいさま」の精神で、応援者は気軽に参加できる、利用者は気兼ねなく利用できることを信条に、「できる人が」、「できるときに」、「できること」を応援する取り組み
- 2023年度末現在、利用者868人、応援者349人が利用するサービスに成長し、高齢者等の見守り、子育て支援を実施

特徴的な活動の紹介

行政や他の組合、医療・福祉事業者等との連携等

- ・「介護予防・日常生活支援総合事業」新見市・早島町で受託
- ・「生活支援体制協議体」第1層、2層、部会等のメンバー。瀬戸内市・津山市・総社市・浅口市・美咲町・新見市・高梁市・赤磐市・笠岡市
- ・「小地域ケア会議」メンバー。倉敷市
- ・「生活支援サービス団体連絡会」メンバー。体験活動受け入れ
- ・「瀬戸内市活動者交流会」社協・シルバー人材センター・行政と連携して開催

課題や今後の取り組み

- 課題
 - ・応援者を増やし、困りごとの希望に応えやすく、活動の負担を少なくする。行政や諸団体とのつながりをより深く、みんなで支える地域をめざす。
- 今後の取り組み
 - ・応援者の声を受け止め、より活動しやすく見直しをすすめる。行政や諸団体とともに生活支援をすすめられるよう働きかけを続ける。しくみの見直し。引き続き、より活動が広がり、地域からの期待に応えられるようにする。

生協の配送センターを利用したフードパントリー エフコープ生活協同組合（福岡県）

【事業実施地域】
福岡県太宰府市

- 生協と4つの企業・団体が協働で「子ども応援団」を組織し、「エフコープ生協」では、配送センターを活用したフードパントリーを開催し、フードバンク活動などで集めた食品を、「食」に困る世帯や子育て世帯、母子支援施設に配布
- エフコープ全店でフードドライブを開催し、回収した食品をフードバンク団体へ寄附

特徴的な活動の紹介

取組概要

- ・エフコープと4つの団体が協働して「筑紫地区こども応援団」を発足し、フードバンク活動などで集めた食品をエフコープ太宰府支所が保管してフードパントリーで配布。

- ・エフコープ全店でフードドライブを開催。

(※)・(特非)チャイルドケアセンター
・筑紫女学園大学の学生や教職員
・(株)西松建設九州支社
・ふくおか筑紫フードバンク運営委員会

取組のポイント

- ・通常は配送センターとして使用しているプラットフォームを有効活用し、配送トラックが出払っている時間帯に、仕分け、積み込み作業の場として使用。
- ・子ども食堂 30団体強がフードパントリーに参加。 地域の企業やボランティアが協力をしている。 食品の仕分けも、子ども食堂運営者だけでなく、様々な団体に協力の輪が広がっている。

成果・効果

- ・「筑紫地区こども応援団」累計で46,568世帯に85tの寄贈食品を提供。
- ・「エフコープ店舗のフードドライブ活動」累計4,969kgの食品を回収し、フードバンク団体へ寄贈。

取組実施期間

- ・「筑紫地区こども応援団」2020年～現在（毎月第2木曜日に開催予定）
- ・「エフコープ店舗のフードドライブ活動」2018年～現在（奇数月と10月に実施）

エフコープ生活協同組合（太宰府市・県内全域）



行政や他の組合、医療・福祉事業者等との連携等

・生協と4つの企業・団体が協働

課題や今後の取り組み

- 課題
- 今後の取り組み
- ・フードロス削減による子ども食堂等への食品支援

地域課題 ①買い物支援 ③コミュニティづくり

楽しいお買い物クラブ 生活協同組合コープかごしま（鹿児島県）

【事業実施地域】
鹿児島県薩摩川内市

- スーパーマーケットの移転や小売店の廃業により、買い物に困難を来す薩摩川内市内に居住する高齢者を対象に、社会福祉協議会等と協力し、「無店舗配達」と「公民館活動」が連携した買い物支援と地域コミュニティ活動の活性化に資する取り組み(楽しいお買い物クラブ)を実施
- 地域の組合員(コープフレンズ)による、買い物に困難を来す高齢者を対象とした、注文書の記入方法や商品の説明、或いはレクリエーションの実施など、地域コミュニティ活動の活性化に向けた取り組みを実施
- 移動店舗は95カ所に運行。毎週約340人が利用するまでに成長し、買い物支援とコミュニティ活動の活性化に寄与

特徴的な活動の紹介



薩摩川内市入来の朝陽コミュニティセンターで「朝陽楽しいお買い物クラブ」がスタート。「無店舗配達と公民館活動の連携」で買い物支援と地域コミュニティ活動の活性化を目指す。



商品の受け取り(配達)となり、コミュニティセンターに集まった参加者(組合員)は、配達のトラックが来るまで、生協職員や地域の活動組合員の協力でゲームを楽しんだり、商品の使い方を聞いたり、カタログを見て商品の注文をして時間を過ごし、商品が届くと注文品を受け取ることとなる。

<納豆の学習会の様子>



買い物が難しい高齢者が、コミュニティセンターでコープの共同購入でお買い物ができ、同時に商品やくらしの学習、おしゃべりやレクリエーションなどのサロン活動も楽しんでいただくという目的のもと、薩摩川内市社会福祉協議会・朝陽地区コミュニティ協議会等で準備



開始日当日（配達商品の仕分け）

生協コープかごしまの地域への寄り添い方の新しいモデルとして「無店舗配達と公民館活動の連携」の仕組みを確立し、今後は他地域（他自治体）へ広げることも目指す。

行政や他の組合、医療・福祉事業者等との連携等

薩摩川内市社会福祉協議会との連携

課題や今後の取り組み

- 課題
- 今後の取り組み
- ・当該取り組みを他地域へ広げることを目指す。

生命保険料控除制度の拡充

(所得税)(金融庁・農林水産省・経済産業省・こども家庭庁と共同要望)

1. 大綱の概要

所得税法上の一般生命保険料について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分における当該控除の最高限度額を6万円(現行4万円)とする。

2. 制度の内容

子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、子育て支援を進めるためには、生命保険料控除制度においても、こうしたニーズを踏まえた措置を講じていく必要。

【現行】

※2012年1月以降の契約について



【改正後】

※令和8年の時限措置

23歳未満の扶養親族を有する場合



資料: (一社)日本協同組合連携機構(JCA) 2025国際協同組合年(IYC2025) 全国実行委員会作成

2025国際協同組合年

2025 International Year of Cooperatives



国連は、持続可能な生産と消費、食料安全保障、気候変動対策、地域の人々への医療・福祉、働きがいのある人間らしい仕事の創出、すべての人が参加できる社会づくりなど、さまざまな分野で持続可能な開発目標(SDGs)に貢献している協同組合を評価し、その認知の向上と協同組合の振興のために、2025年を国際協同組合年(International Year of Cooperatives: IYC)に定めました。

協同組合は国際協同組合年を機に、相互扶助(助け合い)の精神に基づき、持続可能な地域社会づくりにいっそう貢献してまいります。

協同組合はよりよい世界を築きます

Cooperatives Build a Better World



2025国際協同組合年全国実行委員会

事務局: 一般社団法人日本協同組合連携機構(JCA)



2025国際協同組合年
全国実行委員会
IYC2025に賛同しています。

国際協同組合年 185

協同組合の発展と認知度向上の 絶好の機会として 2025国際協同組合年を活かしましょう

国際年とは

国連は「一年間を通じて、平和と安全、開発、人権・人連の問題など、ひとつの特定のテーマを設定し、国際社会の関心を喚起し、取り組みを促すために「国際年」を制定しています。国連はその一環として2023年12月に、2025年を2012年に続く2回目の国際協同組合年に決めました。

2025国際協同組合年の活動目標

- 協同組合に対する理解を促進し、認知度を高めよう**
 - 協同組合が地域社会の課題解決や持続可能な開発目標(SDGs)への貢献など公益的役割を果たしていることを発信します。
 - 活動を通じて、協同組合をめぐる諸制度の整備に向けた機運醸成を目指します。
- 協同組合の事業・活動・組織の充実を通じてSDGs達成に貢献しよう**
 - 事業や活動を通じてSDGs達成に貢献し、協同組合の理解者・共感者、そして組合員を増やします。
- 地域課題解決のため協同組合間連携やさまざまな組織との連携を進めよう**
 - 複組化・深刻化する地域課題の解決に向けて、協同組合同士やさまざまな組織と連携して取り組みを進めます。
- 国際機関や海外の協同組合とのつながりを強めよう**
 - 国連機関や国際協同組合同盟(ICA)、世界の協同組合と連携し活動します。
 - 世界の協同組合から学ぶとともに、日本の協同組合の取り組みを発信します。

「学び」「実践し」「発信する」取り組みを進めよう

- 1 学び**
 - 2025国際協同組合年について組合員・役員の間で共有しましょう。
 - 「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」について学習しましょう。
 - 持続可能な社会の実現に向けた自組織の取り組みを学習しましょう。
- 2 実践**
 - 「学び」を通じて見えてきた課題について話し合い、さらなる実践につなげていきましょう。
- 3 発信**
 - こうした組合員・役員らの学び、実践を社会に積極的に発信しましょう。

8 令和7年度予算案（地域福祉課）の概要

令和7年度予算案の概要（地域福祉課） [1/3]

事項	令和6年度額	令和7年度案	差引増▲減額	備考
1 地域共生社会の実現に向けた対応				
(1)重層的支援体制整備事業の実施 ・包括的相談支援事業 ・地域づくり事業 ・多機関協働事業等	373.9億円 116.1億円 52.8億円	495.8億円 167.1億円 55.5億円	121.9億円 51.0億円 2.7億円	※子ども家庭庁、社会・援護局(社会)、障害保健福祉部、老健局において計上した合計額
(2)重層的支援体制の整備に向けた支援等 ・重層的支援体制整備事業への移行準備事業 ・重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業 ・重層的支援体制構築推進人材養成事業	10.1億円 1.5億円 0.3億円	8.1億円 1.0億円 0.2億円	▲2.0億円 ▲0.5億円 ▲0.1億円	
(参考)令和6年度第補正予算				
・重層的支援体制整備事業における住まい支援の強化 1.5億円				
・重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業 0.5億円				
2 生活困窮者自立支援制度の推進				
<必須事業> ・自立相談支援事業 ・住居確保給付金 ・被保護者就労支援事業【保護課所管】 ・被保護者健康管理支援事業【保護課所管】	生活困窮者自立支援制度に係る負担金・補助金等 657億円の内数	生活困窮者自立支援制度に係る負担金・補助金等 760億円の内数		※「生活困窮者自立支援制度に係る負担金・補助金等」は、保護課計上分を含んだ金額。
<任意事業> ・就労準備支援・家計改善支援事業 ・居住支援事業 ・子どもの学習・生活支援事業 ・被保護者就労準備支援等事業【保護課所管】 等				
(参考)令和6年度第補正予算				
・生活困窮者自立支援の機能強化事業 46.0億円				
・就労準備支援事業・家計改善支援事業の未実施自治体への導入支援事業 1.2億円				
・都道府県による研修企画チーム・中間支援組織の立ち上げ等支援事業 0.4億円				

令和7年度予算案の概要（地域福祉課） [2/3]

事 項	令 和 6 年 度 算 額	令 和 7 年 度 算 案	差 引 増 ▲ 減 額	備 考
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ・生活困窮者等支援民間団体活動助成事業 5.2億円（※(独)福祉医療機構 社会福祉振興助成事業として実施） ・生活福祉資金業務システム等改修事業 4.1億円 </div>				
<委託費>				
・生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業	0.8億円	0.8億円	0	
・自治体・支援員向けコンサルティング事業	0.6億円	0.5億円	▲0.1億円	
・居住支援相談窓口の設置・周知支援事業	0.2億円	0.2億円	0	
・ステップアップ研修のカリキュラム作成に係る調査研究事業	0.3億円	0	▲0.3億円	
・現任者向け人材養成研修(ステップアップ研修)の実施	0	0.2億円	0.2億円	
・緊急小口資金等の特例貸付のコールセンター	0.5億円	0.4億円	▲0.1億円	
・生活困窮者自立支援統計システム(運用・保守)	0.4億円	0.4億円	0	※デジタル庁計上
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> (参考)令和6年度第補正予算 ・生活困窮者総合型就労支援モデル構築のための調査研究事業 1.0億円 ・生活福祉資金業務システム等改修事業 1.0億円 ・生活困窮者自立支援統計システムの改修 1.0億円（※デジタル庁計上） </div>				
3 ひきこもり支援の推進				
・ひきこもり支援推進事業	16.1億円	16.1億円	0	
・ひきこもり支援実施機関支援力向上研修	0.2億円	0.2億円	0	※国事業(委託費)
・ひきこもりに関する地域社会に向けた普及啓発と情報発信	1.2億円	1.2億円	0	※国事業(委託費)
・ひきこもり支援従事者研修・支援者支援事業	0.1億円	0.3億円	0.2億円	※国事業(委託費)
4 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進				
・成年後見制度利用促進体制整備推進事業	7.8億円	7.0億円	▲0.8億円	
・互助福祉司法における権利擁護支援の機能強化事業	0.8億円	0.9億円	0.1億円	
・持続可能な権利擁護支援モデル事業	1.0億円	0.6億円	▲0.4億円	
・成年後見制度利用促進体制整備研修事業	0.5億円	0.5億円	0	
・成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等事業	0.2億円	0.2億円	0	
・任意後見・補助・保佐等広報相談体制強化事業	1.1億円	1.0億円	▲0.1億円	※国事業(委託費)

令和7年度予算案の概要（地域福祉課） [3/3]

事 項	令 和 6 年 度 算 額	令 和 7 年 度 算 案	差 引 増 ▲ 減 額	備 考
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> (参考)令和6年度第補正予算 ・持続可能な権利擁護支援モデル事業 4.2億円 </div>				
5 東日本大震災等被災者への見守り・相談支援及びボランティア活動への支援の推進				
・東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">被災者支援総合交付金 (復興庁所管) 93億円の内数</div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">被災者支援総合交付金 (復興庁所管) 77億円の内数</div>		
・被災者に対する見守り・相談支援等の推進	8.2億円	8.2億円	0	
・災害ボランティア活動への支援の推進	1.9億円	1.0億円	▲0.9億円	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> (参考)令和6年度第補正予算 ・被災者見守り・相談支援等事業 17.7億円 ・地域福祉推進支援臨時交付金 98.4億円 </div>				
6 地方改善事業の推進等				
・地方改善施設整備費	4.4億円	4.4億円	0	
・地方改善事業費	36.2億円	36.2億円	0	
・アイヌの人々のための電話相談事業	0.06億円	0.06億円	0	※国事業(委託費)
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> (参考)令和6年度補正予算 ・隣保館の耐災害性強化(耐震化整備・ブロック塀改修) 4.1億円 </div>				
7 その他				
・全国社会福祉協議会の活動の推進	2.0億円	2.0億円	0	
・寄り添い型相談支援事業	7.5億円	7.5億円	0	
・地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策等	657億円の内数	760億円の内数		